

令和6年度財務省政策評価書

令和7年6月

財務省

目 次

○ 令和6年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み	7
2. 財務省の政策評価のスケジュール	8
3. 「令和6年度実績評価書」の概要	8
参考1 財務省の「政策の目標」の体系図（令和6年度版）	11
参考2 指標等の設定状況及び主な内閣の基本的な方針との関連一覧表	12
参考3 「政策の目標」の評定結果一覧表	14
参考4 「政策の目標」と関連する行政事業レビュー対象事業一覧表	15
参考5 東日本大震災対応（概要）－令和6年度における主な取組状況－	17
参考6 デジタル化への取組－令和6年度における主な取組状況－	19

II 「政策の目標」ごとの実績評価書

（総合目標 6目標）

総合目標1（財政）	25
総合目標2（税制）	34
総合目標3（財務管理）	39
総合目標4（通貨・金融システム）	48
総合目標5（世界経済）	54
総合目標6（財政・経済運営）	71

（政策目標 24目標）

政策目標1（健全な財政の確保）

政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）	76
政策目標1－2（必要な歳入の確保）	90
政策目標1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）	94
政策目標1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）	102
政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）	107
政策目標1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営）	110

政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）

政策目標2－1（成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）	115

政策目標3（国の資産・負債の適正な管理）

政策目標3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）	123
政策目標3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実）	142

政策目標 3－3（庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実）	159
政策目標 3－4（国庫金の効率的かつ正確な管理）	183
<u>政策目標 4（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）</u>	
政策目標 4－1（通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止）	191
政策目標 4－2（金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理）	203
<u>政策目標 5（貿易の秩序維持と健全な発展）</u>	
政策目標 5－1（内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等）	210
政策目標 5－2（多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進）	216
政策目標 5－3（関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上）	225
<u>政策目標 6（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）</u>	
政策目標 6－1（外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保）	250
政策目標 6－2（開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進）	276
政策目標 6－3（日本企業の海外展開支援の推進）	298
<u>（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）</u>	
政策目標 7－1（政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保）	303
政策目標 8－1（地震再保険事業の健全な運営）	315
政策目標 9－1（安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理）	322
政策目標 10－1（日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保）	329
政策目標 11－1（たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保）	336
Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）	345
○ 規制の政策評価	349
○ 参考資料	
令和 6 年度において実施したアンケート調査の概要	407
用語集	409

○ 令和 6 年度実績評価書

I 財務省の実績評価の概要

1. 財務省における政策評価の枠組み

(1) 政策評価制度

「政策評価」は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析をし、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、「企画立案（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあって制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものです。

(2) 財務省における政策評価の実施

政策評価法において政策評価の基本事項が定められるとともに、各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項や政策評価活動において基本とすべき方針が「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。令和5年3月28日一部変更）として定められています。

これらを踏まえて、「政策評価に関する基本計画」（令和5年3月策定。以下「基本計画」といいます。）で政策評価に関する基本的事項を定めるとともに、毎年度、「政策評価実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の策定と目標の内容や目標達成のための取組、測定指標等を記載した「事前分析表」を作成しています。政策実施後には、政策効果を把握、分析、評価を行い、政策評価書を作成しています。

なお、これらの作成等に当たっては、評価の客観性と質を高めるため、「財務省政策評価懇談会」を開催して外部有識者の御意見を頂いています。

(3) 財務省の使命と政策の目標

財務省の使命を「国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。」と定めています（平成13年1月6日策定、令和元年6月27日財務省の組織理念の明確化・明文化として公表）。この使命に基づいて、総合目標及び政策目標（以下「政策の目標」といいます。）を定めています（「参考1 財務省の「政策の目標」の体系図」（令和6年度版）参照）。

(4) 財務省における政策評価の目的

政策評価の目的として、基本計画において次のように定めています。

- ① 財務省の使命、政策の目標、政策等を国民に明らかにし、納税者としての国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこと。
- ② 財務省の行政全般について、客観的な政策評価の実施を確保することにより、常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続けること。

- ③ 財務省の仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ること。
- ④ 財務省が財政当局として、各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。

2. 財務省の政策評価のスケジュール

毎年3月に、翌年度に行う政策についての実施計画（事前分析表も含みます。）を策定・公表（Plan）、これに基づいて政策を実施（Do）、翌年6月にその政策について政策評価書を作成・公表（Check）しています。政策評価書に記載された評価結果は、その作成後、現に実施されている政策の中に反映していくとともに、翌年3月に実施計画の策定等を行うにあたって、適切に反映（Action）しています。

このように、PDCAサイクルの実行性を確保し、効果的かつ効率的な行政の推進及び財務省が行う諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

3. 「令和6年度実績評価書」の概要

(1) 目標

令和6年度は、「令和6年度政策評価実施計画」（令和6年3月策定）において設定した30目標（6の総合目標、24の政策目標）について、実績評価方式による評価を実施しました（各目標に係る施策や測定指標の数等については「参考2 政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表」を、「政策の目標」ごとの評価については「参考3 「政策の目標」の評価結果一覧表」を参照ください）。

（注1）実績評価方式とは、政策の不断の見直しや改善に資するため、事前に設定した目標に対する達成度合いについて評価する方式です。

（注2）測定指標には「テーマ又は施策の番号（2桁又は3桁）－定量的なもの（A）か定性的なもの（B）かの符号－上記の範囲内での枝番号」という4桁又は5桁の番号からなる指標番号を付しています。

例 「政1－1－1－A－1」：施策1－1－1（政策目標1－1の一つ目の施策）における定量的測定指標の一つ目のもの。

（注3）各目標の「担当部局名」欄の第一番目に記載した課等が、「政策の目標」ごとの取りまとめ担当です。

イ 総合目標（6目標）

総合目標は、財務省の政策の目標の基本となるものであり、財務省として当面取り組んでいる大きな課題を国民に示し、評価を通じてその達成状況についての財務省の認識を説明するものであり、中期かつ大局的なテーマを内容としています。

①財政、②税制、③財務管理、④通貨・金融システム、⑤世界経済、及び⑥財政・経済運営の6つの政策分野について目標を定めています。

なお、総合目標は中期かつ大局的な内容であるため、単年度に実施する目標を定める政策目標のように具体的な達成手段としての施策を設定していません。他方、目標の内

容を「テーマ」として明示し、テーマごとの評価を踏まえて目標全体の評価を行うことで評価過程の透明化に努めています（テーマが一つのものもあります。）。

ロ 政策目標（24目標）

政策目標は、財務省が行う各分野の政策について単年度の達成度を測るものであり、財務省における基礎的な実績評価の対象となるものです。

令和6年度は、次の24目標について政策の実施状況を分析し、その達成度の評価を行いました。

（健全な財政の確保） 政策目標1－1～1－6の6目標

（適正かつ公平な課税の実現） 政策目標2－1

（注） 政策目標2－2～2－4の3目標は、中央省庁等改革基本法第16条第6項に基づく国税庁の実施庁としての実績の評価に係る目標であり、令和7年10月頃を目途に評価を行う予定です。

（国の資産・負債の適正な管理） 政策目標3－1～3－4の4目標

（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持） 政策目標4－1及び4－2の2目標

（貿易の秩序維持と健全な発展） 政策目標5－1～5－3の3目標

（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）

政策目標6－1～6－3の3目標

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保） 政策目標7－1～11－1の5目標

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「政策の目標」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい政策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。財務省では、政策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、総合目標において中期の最終年度でない場合（令和6年度は全ての総合目標について最終年度となっているものではありません。）における途中年度の進捗が順調である場合には「□」、評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合には「×」としています。

また、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、その差が僅かである場合には「△」としています。

ロ テーマ（総合目標の場合）又は施策（政策目標の場合）の評定

測定指標は、原則として、テーマ又は施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、テーマ又は施策の達成状況について、次の５段階で評定を行っています。

- 「s＋ 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「政策の目標」の評定

テーマ又は施策の評定を総合し、例えば、その「政策の目標」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、一部が「s」で残りが「a」であれば「A」というように客観的な方法により、次の５段階で評定を行っています。

- 「S＋ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

（注）上記ロ及びハの各評定の表現は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に従っています。ただし、符号は財務省において独自に設定しているものです。なお、テーマ又は施策の評定については、「政策の目標」の評定と区別するため、符号を小文字にしています。

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

財政
(総合目標 1)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指すし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制
(総合目標 2)

デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとともに、本格的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理
(総合目標 3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム
(総合目標 4)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済
(総合目標 5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組みとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

財政・経済運営 (総合目標 6)

健全な財政の確保
(政策目標 1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現
(政策目標 2)

- 2-1 物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理
(政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、イスクロージャーの推進及び機械能の充実に取り組む
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持
(政策目標 4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展
(政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進
(政策目標 6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

各政策分野の目標 (政策目標)

政策の目標ごとの測定指標等の設定状況及び関連する内閣の基本方針一覧表

「政 策 の 目 標」			テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
総合目標	1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	1	1	1	2	○	○	○	○
	2	デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。	1	0	1	1	○	○	○	○
	3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	4	0	4	4	—	○	○	○
	4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	2	0	2	2	—	—	○	○
	5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	2	0	5	5	—	—	○	○
	6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	1	0	2	2	○	○	○	○
小 計			11	1	15	16				
政策目標	1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	2	1	4	5	○	○	○	○
	1-2	必要な歳入の確保	1	0	1	1	○	○	—	○
	1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	4	0	4	4	—	—	—	○
	1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	2	3	0	3	—	—	—	—
	1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	1	0	1	1	—	—	○	○
	1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	1	1	1	2	—	—	—	—
	2-1	物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	2	2	2	4	○	○	○	○

「政 策 の 目 標」			テーマ 又は 施策	測定指標			関連する内閣の基本方針※			
				定量的 指標	定性的 指標	合 計	施政 方針 演説	財政 演説	骨太 方針	その他
政策 目標	3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	5	4	6	10	—	○	—	—
	3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	4	2	5	7	—	○	○	○
	3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	4	8	10	18	—	—	○	○
	3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	3	3	0	3	—	—	—	—
	4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	5	1	5	6	—	—	—	—
	4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	2	0	4	4	—	—	○	○
	5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	2	0	2	2	—	—	—	○
	5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	2	0	2	2	—	—	○	○
	5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	5	11	3	14	—	—	○	○
	6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	5	6	6	12	—	—	○	○
	6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	4	1	7	8	—	—	○	○
	6-3	日本企業の海外展開支援の推進	1	0	2	2	—	—	○	○
	7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	2	0	3	3	○	—	○	○
	8-1	地震再保険事業の健全な運営	3	1	2	3	—	—	○	—
	9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	3	0	4	4	○	—	○	○
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	2	0	2	2	—	—	—	—	
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	2	3	4	7	—	—	—	—	
小 計			67	47	80	127				
合 計			78	48	95	143				

※ 施政方針演説(所信表明演説含む)：第217回国会（令和7年1月24日石破総理大臣）、第216回国会（令和6年11月29日石破総理大臣）
第214回国会（令和6年10月4日石破総理大臣）、第213回国会（令和6年1月30日岸田総理大臣）
第212回国会（令和5年10月23日岸田総理大臣）、第208回国会（令和4年1月17日岸田総理大臣）

財政演説：第217回国会（令和7年1月24日加藤財務大臣）、第216回国会（令和6年12月9日加藤財務大臣）
第213回国会（令和6年1月30日鈴木財務大臣）、第212回国会（令和5年11月20日鈴木財務大臣）
第211回国会（令和5年1月23日鈴木財務大臣）、第210回国会（令和4年11月21日鈴木財務大臣）
第208回国会（令和4年1月17日鈴木財務大臣）

骨太方針：「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）
「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

その他：骨太方針以外の閣議決定等

「政策の目標」の評定結果一覧表

参考3

【総合目標】

		評定
1	財政	B
2	税制	A
3	財務管理	A
4	通貨・金融システム	A
5	世界経済	A
6	財政・経済運営	B

【政策目標】

		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	B
1-2	必要な歳入の確保	B
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	A
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S
3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	A
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S

「政策の目標」と関連する行政事業レビュー対象事業一覧表

「政策の目標」		行政事業レビュー事業名（予算事業ID）
総 1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	
総 2	デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。	
総 3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。	
総 4	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	
総 5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	
総 6	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	
政1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	・ 財政制度等に関する調査（001419） ・ 旅費等実態調査（001420）
政1-2	必要な歳入の確保	
政1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	
政1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	
政1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	
政1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	
政2-1	物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	・ 諸外国の税制に関する調査（001358）
政3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	
政3-2	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	

「政策の目標」		行政事業レビュー事業名（予算事業ID）
政3-3	庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	・ 国有財産台帳価格改定時価倍率調査（001369） ・ 公務員宿舍の建設等及び維持管理に必要な経費（001370） ・ 普通財産管理処分経費（001372） ・ 特定国有財産の整備（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定）（001374） ・ 特定国有財産の整備（一般会計）（001407）
政3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	
政4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	・ 通貨に関する調査・研究（001376） ・ 貨幣の製造に必要な経費（001377）
政4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	
政5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	
政5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進	・ 世界税関機構（WCO）アジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）に係る拠出（005636）
政5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	・ 取締機器等調査研究経費（001379） ・ 税関監視艇整備運航経費（001380） ・ X線検査装置整備等経費（001381） ・ 大型X線検査装置整備等経費（001382） ・ 埠頭監視カメラ整備等経費（001383） ・ 麻薬探知犬整備等経費（001384）
政6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	
政6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	・ アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出（001385） ・ アジア開発銀行日本奨学金制度（JSP）への拠出（001386） ・ 世界銀行開発政策・人材育成基金（PHRD）への拠出（001387） ・ 国際金融公社包括的日本信託基金（CJTF）への拠出（001389） ・ 多数国間投資保証機関（MIGA）基金への拠出（001390） ・ 米州開発銀行日本特別基金（JSF）への拠出（001391） ・ アフリカ開発銀行開発政策・人材育成基金（PHRDG）への拠出（001392） ・ アフリカ開発銀行（AfDB）マルチドナー基金への拠出（001393） ・ 欧州復興開発銀行日本・EBRD協力基金（JECF）への拠出（001394） ・ 国際通貨基金日本管理勘定 技術支援への拠出（001395） ・ 国際通貨基金日本管理勘定 奨学金制度への拠出（001396） ・ 東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局拠出金（001397） ・ 東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（AMRO）拠出金（001398） ・ 経済協力開発機構日本基金（JVC）金融・環境・開発への拠出（001399） ・ アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）への拠出（001400） ・ 経済協力開発機構（OECD）租税政策・税務行政センター等の行う税務関連事業に対する拠出（001401） ・ アジア開発銀行国内資金動員信託基金への拠出（001402） ・ 関税協力理事会関税協力基金（CCF）への拠出（001403） ・ 関税協力理事会関税協力基金（CCF）模倣品・海賊版拡散防止への拠出（001404） ・ 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門への出資（001406） ・ アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金（001408） ・ 米州投資公社出資金（005638） ・ 国際通貨基金 低所得国等向け資金支援への拠出（006778）
政6-3	日本企業の海外展開支援の推進	
政7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）（001409） ・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）（001410） ・ 国民一般向け業務（日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金）（001413）
政8-1	地震再保険事業の健全な運営	・ 地震再保険事業（001411）
政9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	・ 国家公務員共済組合連合会等助成費（001412）
政10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	
政11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	

（注）本表記載の事業以外に、「政策の目標」のいずれにも関連しない行政事業レビュー対象事業があります。

東日本大震災等への対応（概要）
－令和 6 年度における主な取組状況－

財務省は、東日本大震災等への対応として、令和 6 年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政・経済運営

令和 7 年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第 2 期復興・創生期間の最終年度において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上しました【政策目標 1－1（施策1-1-1）】。

被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行ったことに加え、令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、昨年度に引き続き繰越申請に係る添付書類の定型化など、被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました【政策目標 1－3（施策1-3-2）】。

2. 国有財産

東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、5 件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。

処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました【政策目標 3－3（施策 3-3-3）】。

3. 政策金融

東日本大震災や令和 6 年能登半島地震等からの復興のための措置に係る体制を以下のとおり確保しました。

①東日本大震災については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成 23 年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」等を継続して実施。

②令和 6 年能登半島地震については、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の 100%を保証する「セーフティネット保証 4 号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化。

上記の施策を講じた結果、令和 6 年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が 69 百万円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が 582 億円になるとともに、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」の実績が 107 億円、能登半島地震に対応する「セーフティネット保証 4 号」等に係る保険引受額が 645 億円になりました【政策目標 7－1（施策 7-1-1）】。

4. その他

(1) 金融システム

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和7年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和6年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など316件のソリューション提供が行われました【政策目標4－2（施策4-2-2）】。

(2) たばこ・塩事業

東日本大震災によって被災した小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、1件の処理を行いました【政策目標11－1（施策11-1-1）】。

令和6年能登半島地震によって被災された塩事業者の事務負担の軽減を図るため、塩事業に係る届出等の取扱いについて弾力的な運用を行いました。【政策目標11－1（施策11-1-2）】。

デジタル化への取組

—令和6年度における主な取組—

財務省は、行政のデジタル化の推進への対応として、令和6年度において主に以下の取組を行いました。各々の取組の概要は、以下のとおりです。

1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等の説明会の際には、オンラインを活用した説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました【政策目標1-1（施策1-1-2）】。

国の財務書類の公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました【政策目標1-6（施策1-6-1）】。

2. 税制

令和6年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和5年度税制改正に続いて解説動画も作成して、財務省公式YouTubeチャンネルで公開、財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSなどを通じた情報提供を積極的に行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました【政策目標2-1（施策2-1-1）】。

将来の社会を担う小学生・中学生やその保護者に税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的として、税制に関する学習用アニメーション動画を制作しました。また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「どっちの世界を体験する？税金ありなし人生すごろくゲームをつくろう」等のコンテンツを作成しました。国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和○年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました。

税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。

なお、各種の広報の取組については、財務省の公式Xでも積極的に発信しました【政策目標2-1（施策2-1-2）】。

3. 国債

海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保

険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャネルを通じた海外ＩＲを実施しました。具体的には、オンライン会議形式も併用しつつ、対面での海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました【政策目標３－１（施策３-1-3）】。

4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる５Ｇ基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、５Ｇ基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者によるＢＯＸ型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました【政策目標３－３（施策３-3-1）】。

公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました【政策目標３－３（施策３-3-3）】。

5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、ＣＢＤＣについて、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「ＣＢＤＣに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」（連絡会議）において、中間整理を行った後、幅広い観点から丁寧な調整が必要な課題・論点を中心に、より実務的な議論を行う観点から連絡会議の下に「幹事会」を設置し、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました。

新紙幣の発行に先立っては、財務省公式ＳＮＳを活用した周知に加えて、政府広報オンラインによる記事・動画配信、視覚障害者向け点字広報誌・音声ＣＤの配布等の広報活動を実施するなど、準備を進めました。

【総合目標４（テーマ４-2）】。

6. 貿易

「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（令和２年１２月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、ＥＰＡに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ＡＳＥＡＮと協議を進め、日インドネシアＥＰＡについては令和５年６月に運用を開始しました。日タイＥＰＡについては令和７年度中の運用開始を予定しております。また、ＡＳＥＡＮについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります【政策目標５－２（施策５-2-1）】。

途上国の税関行政近代化への取組については、令和６年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、８８件の研修及びセミナーを実施しました【政策目標５－２（施策５-2-2）】。

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として引き続き活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました【政策目標５－３（施策５-3-1）】。

税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。また、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました【政策目標5－3（施策5-3-3）】。

税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました【政策目標5－3（施策5-3-5）】。

8. 国際政策

関税局・税関では、開発途上国の税関当局に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました【政策目標6－2（施策6-2-4）】。

9. 地震再保険

財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したウェブページの更新及び新聞等での広告の発信、広報誌等への記事掲載を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました【政策目標8－1（施策8-1-2）】。

10. 共済手続

「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用することとしました。また、デジタル庁等と必要な調整を行うと共に、デジタル完結に向けて関係省庁との連携を図り、共済手続の標準化等を進めました【政策目標9－1（施策9-1-2）】。

Ⅱ 「政策の目標」ごとの実績評価書

- 総合目標 1 : 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあります。各年度の政策的経費をその年度の税収等で賄うことができません（プライマリーバランス（用語集参照）が赤字の状態）、公債発行への依存が常態化しており、公債残高は累増の一途をたどっています。令和 6 年度の国・地方の公債等残高（用語集参照）は、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、1,266.0 兆円（対 GDP 比 206.6%）に達すると見込まれます。

特に、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱える中で、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障の持続可能性を確保し、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。

こうした認識の下、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（以下「骨太の方針 2024」といいます。）の「経済・財政新生計画」においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標（2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。）に取り組むとともに、2025 年度から 2027 年度までの 3 年間について、これまでと同様の歳出改革努力をすることとされています。

引き続き、経済あつての財政との考え方の下、経済再生と財政健全化の両立を図っていく必要があります。

これらを踏まえ、上記の目標を設定します。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総 1-1 : 2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す

関連する内閣の基本方針

- 「第 213 回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 6 年 1 月 30 日）
- 「第 217 回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「第 213 回国会 財務大臣財政演説」（令和 6 年 1 月 30 日）
- 「第 217 回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「令和 6 年度予算編成の基本方針」（令和 5 年 12 月 8 日閣議決定）
- 「令和 7 年度予算編成の基本方針」（令和 6 年 12 月 6 日閣議決定）
- 「令和 6 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和 6 年 1 月 26 日閣議決定）
- 「令和 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和 7 年 1 月 24 日閣議決定）

	○内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和 6 年 1 月 22 日経済財政諮問会議提出） ○内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和 7 年 1 月 17 日経済財政諮問会議提出） ○「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年 6 月 15 日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ○「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月 8 日閣議決定） ○「経済・財政再生計画改革工程表2023」（令和 5 年12月21日） ○「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年12月22 日閣議決定） ○「経済・財政新生計画改革プログラム2024」（令和 6 年12月26日）

総合目標 1 についての評価結果

総合目標についての評定

B 進展が大きい

評定の理由

令和 6 年度においては、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和 7 年 1 月 17 日経済財政諮問会議提出）（以下「中長期試算（令和 7 年 1 月）」といいます。）によれば、令和 6 年度の国・地方のプライマリーバランス（対 GDP 比）は▲2.9%となることが見込まれています。

令和 7 年度予算については、「骨太の方針2024」に基づき、2025年度から2027年度までの 3 年間について、これまでの歳出改革努力を継続することとしており、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現するとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。あわせて、防衛関係費については、引き続き、防衛力を安定的に維持するための財源を確保するよう努めました。

また、これまでの「新経済・財政再生計画改革工程表」や「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等に基づき全世代型社会保障の構築に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。

その上で、国会による予算修正では、いわゆる高校無償化関係の修正増加、高額療養費制度関係の修正増加等が盛り込まれましたが、予備費の減額や税外収入の確保等により、歳出・歳入の総額や公債金は増加しない形となっています。

中長期試算（令和 7 年 1 月）においては、2025年度のプライマリーバランスは、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も赤字幅を縮小させることができる見通しである一方、黒字化しない見込みが示されています。

以上のとおり、令和 6 年度においては、財政健全化に向けた取組を実施したものの、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いています。これを踏まえたテーマ 1-1 の評定が「b 進展が大きい」

	くない」であるため、本総合目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 我が国は、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱えており、財政の長期的な持続可能性を維持し、我が国の財政に対する信認を維持していくためには、歳出構造の更なる平時化を進めるとともに、歳出・歳入両面の改革を着実に推進し、経済再生と財政健全化の両立に取り組む必要があると考えています。

テーマ	総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す

定量的な測定指標

[主要] 総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組	目標値	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す	
	実績値		
(目標値の設定の根拠)			
「骨太の方針2024」において、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。）に取り組むとあるためです。 (参考)			
国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比（実額）		国・地方の公債等残高の対GDP比	
2024（令和6）年度（見込み）	▲2.9%（▲17.9兆円）	2024（令和6）年度（見込み）	206.6%
2023（令和5）年度	▲2.1%（▲12.3兆円）	2023（令和5）年度	205.2%
2022（令和4）年度	▲3.6%（▲20.6兆円）	2022（令和4）年度	211.5%
2021（令和3）年度	▲5.5%（▲30.3兆円）	2021（令和3）年度	210.8%
2020（令和2）年度	▲9.1%（▲48.9兆円）	2020（令和2）年度	208.6%
2019（令和元）年度	▲2.6%（▲14.8兆円）	2019（令和元）年度	191.2%
2018（平成30）年度	▲1.9%（▲10.7兆円）	2018（平成30）年度	189.3%
2017（平成29）年度	▲2.2%（▲12.2兆円）	2017（平成29）年度	186.1%
2016（平成28）年度	▲2.9%（▲15.6兆円）	2016（平成28）年度	185.7%
2015（平成27）年度	▲2.9%（▲15.6兆円）	2015（平成27）年度	182.9%

（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年1月17日経済財政諮問会議提出）

目標の達成度	×
目標の達成度の判定理由	中長期試算（令和7年1月）によれば、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策に基づく歳出増等があり、令和6年度の国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）は▲2.9%となることが見込まれています。

令和 7 年度予算については、「骨太の方針2024」に基づき、2025年度から2027年度までの3年間について、これまでの歳出改革努力を継続することとしており、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現するとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。あわせて、防衛関係費については、引き続き、防衛力を安定的に維持するための財源を確保するよう努めました。

その上で、国会による予算修正では、いわゆる高校無償化関係の修正増加、高額療養費制度関係の修正増加等が盛り込まれましたが、予備費の減額や税外収入の確保等により、歳出・歳入の総額や公債金は増加しない形となっています。

中長期試算（令和 7 年 1 月）においては、2025年度のプライマリーバランスは、プライマリーバランス目標を掲げた2001年度以降で最も赤字幅を縮小させることができる見通しである一方、黒字化しない見込みが示されています。

このように、財政健全化に向けた取組を実施したものの、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いていることから、達成度は「×」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化

（目標の内容）

社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続的に実施するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下「骨太の方針2018」といいます。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」に基づき、歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげます。具体的な改革項目としては、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」や「骨太の方針2024」で新たに策定された「経済・財政新生計画」に記載された取組について、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行ってまいります。

（目標の設定の根拠）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠であるところ、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2024」に基づき、歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うことが重要です。このため、具体的な改革項目として上記の指標を設け、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うことにより、着実に取り組んでいくこととしています。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化の同時達成を目指すという社会保障・税一体改革の考え方を踏まえ、社会保障の充実・安定化と同時に、重点化・効率化を進める必要があります。さらに、「骨太の方針2024」では、全世代

	型社会保障の実現に向けた取組を進めることとしています。これらを踏まえ、令和 7 年度予算においては、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請に対応しつつ国民負担を軽減するための薬価改定の実施等、様々な改革努力を積み重ねるとともに、これまでの「新経済・財政再生計画改革工程表」や「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等に基づき全世代型社会保障の構築に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。 このように、社会保障・税一体改革の着実な実施と社会保障制度の基盤強化に取り組んだことから、達成度は「□」としました。

テーマについての評定	
	b 進展が大きい
評定の理由	測定指標「総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化」の達成度は「□」としましたが、測定指標「総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組」については、財政健全化に向けた取組を実施したものの、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いていることから、「×」としました。 以上のとおり、目標に向けた取組を実施したものの、進展は大きくないことから、当該テーマの評定は、上記のとおり、「b 進展が大きい」としました。

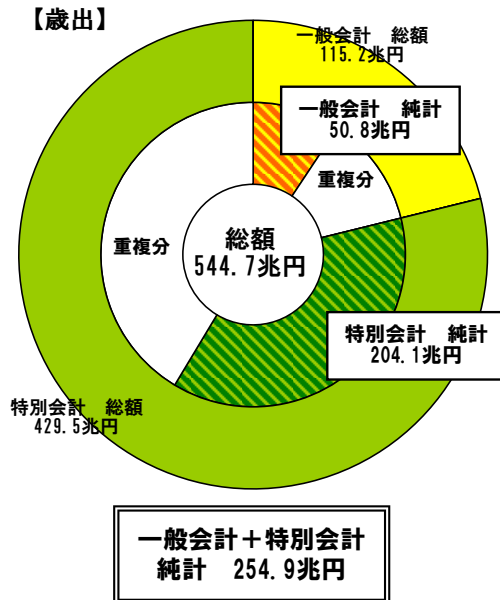
今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」 ○参考指標 2 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（令和 7 年度）」 ○参考指標 3 「公債発行額・公債依存度の推移」 ○参考指標 4 「公債残高の累増」 ○参考指標 5 「国及び地方の基礎的財政収支の推移」 ○参考指標 6 「一般会計の基礎的財政収支の推移」 ○参考指標 7 「国及び地方の財政収支の推移」 ○参考指標 8 「国民負担率の状況」 ○参考指標 9 「令和 6 年度補正予算（第 1 号）の概要」 ○参考指標 10 「令和 6 年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用実績」

総 1－1に係る参考情報

参考指標 1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/0004.pdf)

参考指標 2：一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額（令和 7 年度）



(出所) 主計局総務課調

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

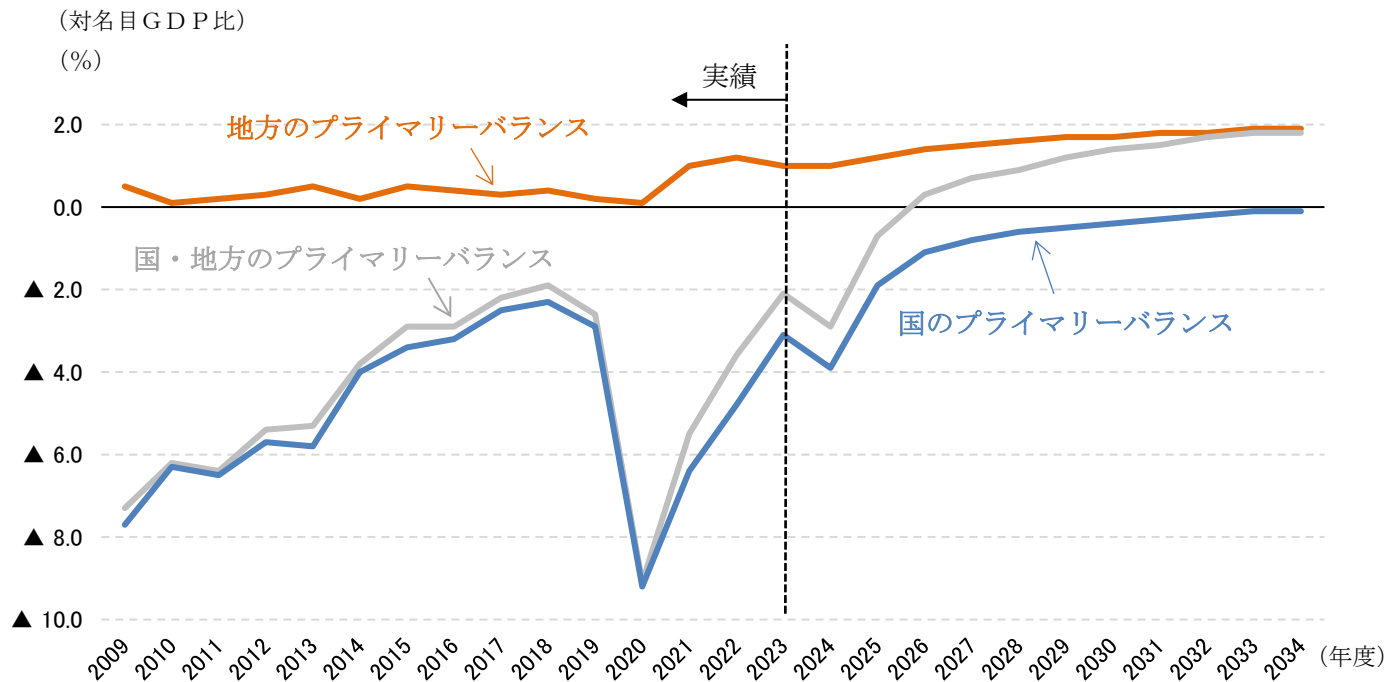
参考指標 3：公債発行額、公債依存度の推移

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/0004.pdf)

参考指標 4：公債残高の累増

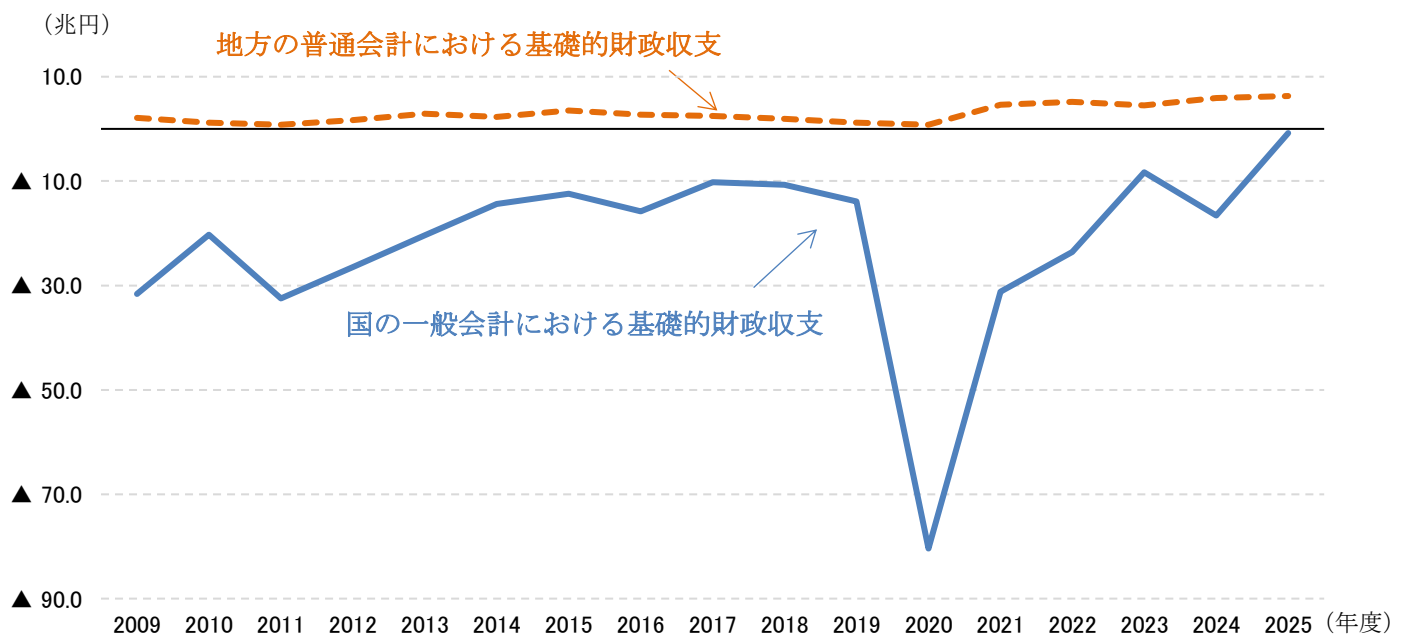
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/0004.pdf)

参考指標 5 : 国及び地方のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和 7 年 1 月 17 日経済財政諮問会議提出)(成長移行ケース)より
財務省主計局調査課作成

参考指標 6 : 一般会計のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の推移



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和 7 年 1 月 17 日経済財政諮問会議提出)(成長移行ケース)より
財務省主計局調査課作成

参考指標 7 : 国及び地方の財政収支の推移

(<https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/shisan/r7chuuchouki2.pdf>)

参考指標 8 : 国民負担率（対国民所得比）の状況

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/sy202503a.pdf>)

参考指標 9 : 令和 6 年度補正予算 (第 1 号) の概要

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/hosei241129c.pdf)

参考指標 10 : 令和 6 年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用実績

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/r60903kakugikettei.pdf)

評価結果の反映	中長期試算 (令和 7 年 1 月) においては、上記経済対策の執行に伴う支出、所得税の基礎控除の引上げ等の税制改正、防衛力強化財源の影響等によって、2025 年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスは黒字化しないことが見込まれていますが、2026 年度には黒字化する姿が示されています。こうした点のほか、上記の評価結果も踏まえて、引き続き以下の取組を実施します。 我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めると同時に、2025 年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標について、今年の骨太の方針も踏まえ、その達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	○ 本年度は財政健全化に対して、やはりかなり厳しい評価というか厳しい目が入っているという印象。2025 年度という目標が難しいということで 2026 年度に持っていくようだが、それを含めて財務省としての厳しい自己規律というか自己評価が出ている。 ○ 財政再建をするとこういう良いことがあるという、ポジティブな面を主張された方が、結果的に財政再建を進めることができるのではないか。 ○ プライマリーバランスについては、それだけでは駄目であり、あくまで通過点。財政全体のバランスでないと破綻してしまうのではないか。専門家でも正しい情報が知られていないことがあり、正しい情報はきちんと主張すべき。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の財政状況：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/0004.pdf 等
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 7 年度予算については、「骨太の方針 2024」に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現するとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続するなど、財政健全化に向けた取組を進めました。また、これまでの「新経済・財政再生計画改革工程表」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。

総合目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、 主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

- 総合目標 2：デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方（税制） 下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）においては、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むこととしています。 税制については、デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 「骨太の方針2024」においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等も踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、E B P Mの取組を着実に強化しながら、税体系全般の見直しを進めることとしています。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

関連する内閣の基本方針	○ 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 7 年 1 月 24 日） ○ 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日） ○ 「第213回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 6 年 1 月 30 日） ○ 「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和 6 年 1 月 30 日） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ○ 「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」（令和 5 年 6 月 30 日税制調査会） ○ 「諮問」（令和 6 年 1 月 25 日税制調査会） ○ 「令和 7 年度税制改正の大綱」（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定） ○ 「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）

総合目標 2 についての評価結果

総合目標についての評価

A 相当程度進展あり

評価の理由

令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げを行いました。その上で、国会における法案の修正により、低～中所得の方の税負担への配慮から、基礎控除の特例として、所得額に応じた上乘せを行いました。就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行いました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び i D e C o）の拠出限度額等を引き上げました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充いたしました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととしました。

これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に成立しました。

令和 6 年度は上述のような対応を行い、テーマ 2-1 の評価も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析

（必要性・有効性・効率性等）

令和 7 年度税制改正は、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現し、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。

また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を、税制改正プロセスにおける各府省等との議論において活用すること等により、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。

テーマ 総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

定性的な測定指標

【主要】 総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討

（目標の内容）

経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。

（目標の設定の根拠）

税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。

目標の達成度

□

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げを行います。そ

の上で、低～中所得の方の税負担への配慮から、基礎控除の特例として、所得額に応じた上乗せを行います。就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行いました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び i D e C o）の拠出限度額等を引き上げました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充いたしました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととしました。

これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に成立しました。

また、税制調査会においては、令和 6 年 11 月の総会における内閣総理大臣の発言を踏まえ、経済社会の構造変化などを踏まえた今後の税制のあり方等について中長期的な視点からの議論が行われるとともに、3 つの専門家会合（E B P M、長寿税制、納税環境整備）の下で、中小企業税制に係る租税特別措置などの検証や、長寿社会における税制の在り方、税務手続のデジタル化による納税者利便の向上と適正公平な課税の実現に向けた議論が行われました。

更に、国際課税については、O E C D / G 20「B E P S 包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、国際的な議論に積極的に貢献しました。

今後も引き続き、デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとともに、基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。

テーマについての評価

a 相当程度進展あり

評価の理由

令和 7 年度税制改正では、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現し、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。

また、税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。

更に、O E C D / G 20 の「B E P S 包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。

以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「税収比率の推移」
- 参考指標 2 「一般会計税収の推移」
- 参考指標 3 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総 1-1：参考指標 1）】

総 2－1 に係る参考情報

参考指標 1：税収比率の推移

年度	平成10	11	12	13	14	15	16
%	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7
年度	17	18	19	20	21	22	23
%	57.4	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5	42.5
年度	24	25	26	27	28	29	30
%	45.2	46.9	54.6	57.3	56.9	59.9	61.0
年度	令和元	2	3	4	5	6（補）	7（予）
%	57.7	41.2	46.3	53.7	56.5	58.0	67.6

(出所)「我が国の財政事情」(令和 7 年 3 月作成)を基に主税局総務課で作成

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/04.pdf)

(注) 令和 5 年度以前は決算額、令和 6 年度は補正後予算額、令和 7 年度は予算額による。

参考指標 2：一般会計税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02)

参考指標 3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総 1－1：参考指標 1）】

評価結果の反映	デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和 7 年度税制改正の着実な実施、令和 8 年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	税収の推移： 「歳出に占める税収の割合」 「主要税目（国税）の税収の推移」 等
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 6 年度税制改正の内容を着実に実施しました。また、令和 7 年度税制改正では、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現し、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立しました。 更に、税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。

総合目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

- 総合目標 3 : 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方	我が国の財政は、国・地方の公債等残高（用語集参照）が令和 6 年度には1,266.0兆円（対GDP比206.6%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。 このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。 また、財政投融资（用語集参照）については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「経済・財政新生計画改革実行プログラム2024」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産（用語集参照）の状況に応じて、中長期的な視点から、最適な形で国有財産の有効活用を推進していきます。 こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

- | |
|-----------------------|
| 総3-1 : 適切な国債管理政策を実施する |
| 総3-2 : 財政投融资を適切に活用する |
| 総3-3 : 国有財産の有効活用を推進する |
| 総3-4 : 国庫金の適正な管理を行う |

関連する内閣の基本方針	○ 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日） ○ 「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和 6 年 1 月 30 日） ○ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」「フォローアップ」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）

	○「経済・財政新生計画改革実行プログラム2024」（令和 6 年12月26日経済財政諮問会議決定） ○「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」（令和 5 年12月21日経済財政諮問会議決定） ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年11月 22日閣議決定） ○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年11月 2 日閣議決定） ○「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和 4 年10月28日閣議決定） ○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年11月19日閣議決定） ○「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年12月11日閣議決定）

総合目標 3 についての評価結果	
総合目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	テーマ 3－1 から 3－4 までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。 すべてのテーマについて評定が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用すること及び国有財産の有効活用を図ることは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。 特に、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定すること、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫（用語集参照）内に生じた余裕資金を最大限有効活用すること、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画（用語集参照）を編成すること、地方公共団体と連携して地域や社会のニーズを踏まえて国有財産を有効活用することは、総合目標 3 の目標達成に有効であると考えています。

テーマ	総3-1：適切な国債管理政策を実施する

定性的な測定指標	

	[主要] 総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営

	(目標の内容)

	市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。

	(目標の設定の根拠)

	市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。

目標の達成度	□

実績及び 目標の達成度の 判定理由	国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。 国債発行計画は、市場に対し、今後1年間の国債発行予定を明示し、市場の予見可能性、安定性を高める役割を果たしています。 令和6年度においては、令和6年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。また、令和6年度補正予算編成に伴い、令和6年11月29日に令和6年度国債発行計画を変更しました。新規国債（建設国債及び特例国債）は増加（対当初比6.7兆円増）した一方で、借換債等が減額したことにより、国債発行総額は187.5兆円（対当初比5.5兆円増）となりました。また、消化方式別発行額については、短期国債市場の需給が極めて逼迫していたことを踏まえ、カレンダーベース市中発行額のうち短期国債を2.4兆円増額するとともに、個人向け国債の販売額の上振れの反映等により3.1兆円増額することにより対応しました。 令和7年度国債発行計画については、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、市場のニーズ・動向等を踏まえた年限構成としました。 なお、令和7年3月5日に衆議院における令和7年度予算の修正議決（令和7年3月4日）を踏まえ、国債発行計画を変更しました。 引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり

評価の理由	「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

テーマ	総3-2：財政投融资を適切に活用する

定性的な測定指標	
	〔主要〕 総3-2-B-1：各年度の財政投融资計画の編成
	（目標の内容） 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、財政投融资計画（用語集参照）を編成します。
	（目標の設定の根拠） 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	令和7年度財政投融资計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえながら、日本経済・地方経済の成長、国民の安心・安全の確保等に向け、資金を供給することとしました。その結果、令和7年度財政投融资計画の規模は、121,817億円（6年度計画比8.7%減）となりました。 また、令和6年度財政投融资計画補正においては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、11,222億円の追加を行いました。 そのほか、令和6年度補正予算（第1号）の成立、令和6年度一般会計予備費使用についての閣議決定（令和7年2月28日）等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金をそれぞれ11,366億円、263億円増額手当て（弾力追加）しました。 上記のとおり、令和7年度財政投融资計画の策定及び令和6年度財政投融资計画補正を行うとともに、令和6年度財政融資資金運用計画においても、弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。引き続き、財政投融资を適切に活用していく必要があることから、達成度は「□」と評価しました。

テーマについての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	令和 7 年度財政投融资計画については、社会経済情勢の変化を踏まえながら、日本経済・地方経済の成長、国民の安心・安全の確保等に向け、資金を供給することとしました。また、令和 6 年度財政投融资計画補正においては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）を踏まえ、11,222 億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、11,366 億円、263 億円と 2 回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。	
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし	
参考指標	該当なし	

総 3－2 に係る参考情報

財政投融资計画及び計画残高の推移

(単位:億円)

区 分		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
財政融資	当初計画	383,027	164,488	127,099	102,868	97,511
	改定計画	399,967	186,143	145,380	125,157	
	実 績	138,403	129,275	83,858		
	年度末残高	1,173,714	1,183,781	1,153,114		
産業投資	当初計画	3,626	3,262	4,298	4,747	4,799
	改定計画	3,626	3,262	5,028	5,052	
	実 績	1,849	2,559	3,393		
	年度末残高	65,239	67,264	70,189		
政府保証	当初計画	22,403	21,105	31,290	25,761	19,507
	改定計画	22,424	17,305	31,390	26,018	
	実 績	12,475	10,396	24,459		
	年度末残高	271,128	249,143	243,293		
財政投融资合計	当初計画	409,056	188,855	162,687	133,376	121,817
	改定計画	426,017	206,710	181,798	156,227	
	実 績	152,727	142,230	111,710		
	年度末残高	1,510,080	1,500,188	1,466,596		

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注 1) 令和 4 年度の実績は資金年度ベースにおける計数整理を行ったものであり、令和 5 年度政策評価書の計数と異なっている。

(注 2) 令和 5 年度の実績の計数は、5 年度の決算時の見込値である。

(注 3) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

(参考) 財政投融资計画残高において、政府保証債は額面金額（政府保証外債は額面金額を外国貨幣換算率によって換算した金額）で計上している。

テーマ	総3-3：国有財産の有効活用を推進する

定性的な測定指標	
	〔主要〕 総3-3-B-1：国有財産の更なる有効活用に向けた各施策の取組状況 （目標の内容） 国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、地域のニーズを踏まえた国と地方公共団体の庁舎の整備など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、有用性が高く、希少な国有地については、引き続き国が保有しつつ、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。 （目標の設定の根拠） 最適な形で国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。

目標の達成度	□
実績及び目標の達成度の判定理由	国公有財産の最適利用を推進するための地方公共団体との保有施設の状況等に関する情報共有のほか、有用性が高く、希少な土地については、留保財産（用語集参照）として選定した上で活用を図るとともに、介護・保育分野における地方公共団体等の要望に応じた売却、定期借地権の活用による貸付けなど、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形で有効活用に取り組みました。また、既存ストックの有効活用による国有財産の適正な管理運営に取り組みました。 引き続き、社会経済や国有財産を巡る環境変化を踏まえつつ、最適な形で国有財産の有効活用を推進していく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	地方公共団体と連携しながら国公有財産の最適利用を推進しているほか、地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた国有財産の最適な形で有効活用のための施策に取り組んでいます。 また、管理処分手続きに関する公文書を適切に管理するなど、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。 以上のことから、測定指標が「□」であることなどを踏まえ、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「社会福祉分野等における国有財産の活用実績」 ○参考指標 2 「留保財産の取組状況」

総 3－3 に係る参考情報

参考指標 1：社会福祉分野等における国有財産の活用実績

(単位：件)

	売却件数	定期借地貸付件数
保育関係	98	72
介護関係	54	71
障害者関係	44	8
医療関係	15	1

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 売却件数は令和 6 年度末までの合計を記載し、定期借地貸付件数は令和 6 年度末時点で貸付中の件数を記載している。

参考指標 2：留保財産の取組状況

(単位：件)

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
選定件数	54	60	61	63	63

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 各年度の件数は、国有財産地方審議会へ諮問し、適当である旨の答申がなされた日を基準として算出している。

テーマ 総3-4：国庫金の適正な管理を行う

定性的な測定指標

〔主要〕 総3-4-B-1：国庫金の効率的かつ正確な管理

(目標の内容)

国庫金の管理を効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。

(目標の設定の根拠)

国庫金の過不足の調整（用語集参照）等国庫金の管理を効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。

目標の達成度

□

実績及び
目標の達成度の
判定理由

資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも資金全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、国庫金の効率的な管理を行いました。

出納の正確性については、国庫原簿（用語集参照）と歳入歳出主計簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかの検証を行いました。

引き続き、国庫金の効率的かつ正確な管理に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	国庫金の過不足の調整等国庫金の管理を効率的に行い、また日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保しました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (国債管理政策) 我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。 (財政投融资) 中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。 (国有財産の有効活用) 地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形で国有財産の管理処分を実施するほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めます。 (国庫金の管理) 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

**前年度の政策評価結果
の政策への反映状況**

令和 5 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。

(国債管理政策)

我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営しました。

(財政投融资)

中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消するという財政投融资の役割の下、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、政策的に必要な資金需要に的確に対応しました。

(国有財産の有効活用)

地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じて、最適な形で国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形で国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。

(国庫金の管理)

国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保しました。

総合目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官室）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

- 総合目標 4 : 関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理(通貨・金融システム)を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。

財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。

人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタルイゼーションを背景に、国内外で金融規制改革や金融技術革新が急速に進展しています。

こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。

加えて、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、C B D C (中央銀行デジタル通貨：用語集参照)を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度(用語集参照)の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総4-1：金融システムの安定を確保する

総4-2：通貨に対する信頼を維持する

関連する内閣の基本方針

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)
- 「成長戦略等のフォローアップ」(令和5年6月16日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5年6月16日閣議決定)

○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

総合目標 4 についての評価結果

総合目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。

また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。

以上のとおり、全てのテーマの評定が「a 相当程度進展あり」であることから、総合目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析

（必要性・有効性・効率性等）

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。

金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理、ひいては金融システムの安定の確保に有効です。

また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。

通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。

令和 6 年度は、通貨の流通状況等を把握した上で製造計画を策定し、必要に応じて所要の見直しを行うことで通貨を確実に供給しました。また、通貨の偽造・変造の防止のため、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、緊密な情報・意見の交換等によって国内関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する重要な取組を行いました。

テーマ 総4-1：金融システムの安定を確保する

定性的な測定指標

〔主要〕 総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組

（目標の内容）

金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。

（目標の設定の根拠）

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。

目標の達成度	□
実績及び 目標の達成度の 判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融システムの安定の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国内金融機関の自己資本比率」 ○参考指標 2 「国内金融機関の不良債権比率・残高」

総 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国内金融機関の自己資本比率

(単位 : %)

	令和 3 年 3 月期	4 年 3 月期	5 年 3 月期	6 年 3 月期	7 年 3 月期
主要行等	(国際統一基準行) 16.98 (国内基準行) 11.43	(国際統一基準行) 15.72 (国内基準行) 11.56	(国際統一基準行) 14.92 (国内基準行) 11.34	(国際統一基準行) 16.50 (国内基準行) 11.42	(国際統一基準行) 17.07 (国内基準行) 11.46
地域銀行	(国際統一基準行) 14.07 (国内基準行) 9.70	(国際統一基準行) 13.41 (国内基準行) 9.71	(国際統一基準行) 13.94 (国内基準行) 9.98	(国際統一基準行) 15.39 (国内基準行) 10.07	(国際統一基準行) 13.45 (国内基準行) 10.23

(出所) 「主要行等の令和 7 年 3 月期決算の概要」(令和 7 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250610/20250610.html>)

「地域銀行の令和 7 年 3 月期決算の概要」(令和 7 年 6 月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250612/20250612.html>)

(注 1) 小数点第 2 位の数は、四捨五入による。

(注 2) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、SBI 新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

(注 3) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行及び名古屋銀行を指す。(ただし、令和 4 年 3 月期までは、北國銀行は国際統一基準行)。

参考指標 2：国内金融機関の不良債権比率・残高

		令和 3 年 3 月期	4 年 3 月期	5 年 3 月期	6 年 3 月期	7 年 3 月期
主要行等	不良債権残高	2.6	3.4	3.2	3.9	2.9
	不良債権比率	0.7	0.9	0.8	0.9	0.7
地域銀行	不良債権残高	5.3	5.5	5.6	5.7	5.5
	不良債権比率	1.8	1.8	1.8	1.7	1.6
全国銀行	不良債権残高	7.9	8.9	8.8	9.6	9.1 (注2)
	不良債権比率	1.2	1.3	1.2	1.3	1.2 (注2)

(出所)「主要行等の令和 7 年 3 月期決算の概要」(令和 7 年 6 月金融庁)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250610/20250610.html>

「地域銀行の令和 7 年 3 月期決算の概要」(令和 7 年 6 月金融庁)

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250612/20250612.html>

「令和 6 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント)」(令和 7 年 2 月金融庁)

<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20250228.html>

(注 1) 不良債権残高は金融再生法開示債権 (用語集参照) 残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。

(注 2) 令和 6 年 9 月期の数値を記載。

(注 3) 小数点第 1 位の数は、四捨五入による。

(注 4) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI 新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

テーマ 総4-2：通貨に対する信頼を維持する

定性的な測定指標

〔主要〕 総4-2-B-1：通貨に対する信頼を維持するための取組

(目標の内容)

通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。

(目標の設定の根拠)

通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。

目標の達成度

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 6 年度においては、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和 6 年 7 月 3 日に「新しい日本銀行券 (一万円、五千円、千円)」(以下「新紙幣」といいます。)の発行を開始しました。

その上で、日本銀行と連携して、新紙幣を含む日本銀行券及び貨幣について、市中における流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう製造計画を策定しました。また、貨幣については、記念貨幣の発行の決定及び販売用貨幣の必要枚数の見直しを行い、年度途中で製造計画を改定しました。

さらに、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、これを確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。

新紙幣の発行に先立っては、財務省公式 SNS を活用した周知に加えて、政府広報オンラインによる記事・動画配信、視覚障害者向け点字広報誌・音声 CD の配布等の広報活動を実施するなど、準備を進めました。

また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、日本銀行や警察当局等の国内の関係機関については、情報や意見の交換等を密に行うことで連携強化を図りました。国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。

このほか、通貨制度を所管する一環として、CBDC について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。具体的には、「CBDC に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」（連絡会議）において、中間整理を行った後、幅広い観点から丁寧な調整が必要な課題・論点を中心に、より実務的な議論を行う観点から連絡会議の下に「幹事会」を設置し、制度設計の大枠の整理に向けて検討を進めました。

（注）財務省ウェブサイト

「令和 6 年度日本銀行券製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2024ginnkoukennkeikaku.html>

「令和 6 年度貨幣製造計画」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2024kaheikeikaku.html>

「令和 6 年度貨幣製造計画＜改定＞」

<https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2024kaheikeikaku-kaitei-3.html>

上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。

テーマについての評定

a 相当程度進展あり

評定の理由

日本銀行と連携して把握した流通状況等を適切に反映した製造計画に基づいて、日本銀行券及び貨幣を国立印刷局及び造幣局に製造させることで、所要の通貨を円滑に供給しました。また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国内の関係機関との意見交換の実施による連携強化等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めつつ、CBDC を含め、通貨の在り方についても検討しました。こうした取組は引き続き行う必要があります。

以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	該当なし				
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (金融システムの安定を確保するための取組) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。 (通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。				
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の金融情勢： 「主要行等の令和 7 年 3 月期決算の概要」（金融庁） 「地域銀行の令和 7 年 3 月期決算の概要」（金融庁） 「令和 6 年 9 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」（金融庁）				
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	(金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。 (通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。				
総合目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局（国庫課）		政策評価実施時期	令和 7 年 6 月	

- 総合目標 5 : 我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、(世界経済) 世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

通貨に対する信託を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、マネー・ローンダリング(マネロン)、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総5-1 : 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

総5-2 : 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」(令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「総合的な T P P 等関連政策大綱」(令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和 5 年 11 月 2 日閣議決定)
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和 2 年 12 月 10 日経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月 17 日改訂、令和 4 年 6 月 3 日追補、令和 5 年 6 月 1 日追補)

	○「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和 6 年12月24日経協インフラ戦略会議決定） ○「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和 4 年12月20日閣議決定）

総合目標 5 についての評価結果

総合目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

G 7、G 20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全てのテーマの評定が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析

（必要性・有効性・効率性等）

G 7（用語集参照）、G 20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。

「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。また、開発途上国の経済社会の発展に向けては、防災・気候変動や国際保健といった分野の支援を併せて実施することが重要です。国際的な連携が必要な政策課題に関しては、G 20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

日本企業の海外展開支援については、「インフラシステム海外展開戦略2030」等で掲げられた重要な取組の 1 つであり、国際協力機構（J I C A）の円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、国際協力銀行（J B I C）の出融資等といったツールを活用して推進しています。

国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F（金融活動作業部会：用語集参照）基準に基づくマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。）を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献しています。

W T O（世界貿易機関：用語集参照）及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

定性的な測定指標

〔主要〕 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画

（目標の内容）

世界経済の持続的発展等を目的として、G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。

（目標の設定の根拠）

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。

【G 7】

G 7では、イタリア議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取り、ロシアの凍結資産から生じる特別な収益を活用した「特別収益前倒し融資（E R Aローン）」を立ち上げる等、具体的な成果を挙げました。また、世界経済・金融市場の動向、A Iの活用、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論が行われ、声明の形でG 7としての共通理解を示しました。令和7年1月以降は、カナダ議長下において、引き続き世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。

【G 20】

G 20では、ロシアのウクライナに対する侵略戦争や、政策の不確実性の高まり等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、I M F（用語集参照）や国際開発金融機関（M D B s：用語集参照）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、ブラジル、南アフリカ議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、「より良く、より大きく、より効果的なM D B sに向けたG 20M D B ロードマップ」や、債務措置に関する「共通枠組」下の事例から得られた教訓に関するG 20ノート等、G 20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの平時の予防・備えの強化を支援することを主目的として設置されたパンデミック基金の増資において、5,000万ドルの追加貢献の意向を表明するなど、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【IMF】

IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を業務とする国際機関です。IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、融資能力強化を含む取組に積極的に関与しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォータ一般見直し」にかかる令和5年12月のIMFでの合意に基づき、我が国でも、クォータ増資に必要な国内手続として、令和6年4月、衆参両院でIMF加盟措置法改正法案が可決成立に至りました。また、IMFが世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立ったIMFの役割にかかる議論を積極的に喚起しました。加えて、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の制度及びその資金調達に関する見直し、強靱性・持続可能トラスト（RST）中間見直し等、IMFが低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。

【APEC】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組であるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和6年10月にペルー・リマにて開催されたAPEC財務大臣会合において、世界・地域の経済情勢のほか、サステナブル・ファイナンス、金融のデジタル化及び災害リスクファイナンス等の議論に参画しました。

【MDBs】

MDBsにおいては、各機関における増資の合意に貢献し、我が国が開発政策において重点政策と位置づけるテーマをMDBsの政策に反映させることにより、主要出資国としてMDBsの業務運営に積極的に参画するとともに、地球規模の課題への対応強化のためのMDB改革の議論にも積極的に参画し、「G20MDBロードマップ」の策定に大きく貢献しました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和6年12月に第21次増資（IDA21）が合意され、我が国が重視する国際保健や防災、債務の透明性・持続可能性等が重点政策に位置づけられました。この増資に対応するため、「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」を令和7年2月7日に閣議決定し国会に提出しました。（改正法案は4月11日成立。）また、アジア開発銀行（ADB）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ADF）においては、第13次財源補充（ADF14）が合意され、我が国が重視する太平洋島嶼国支援の拡大や地域協力・統合の促進等が重点政策に位置付けられました。
- ・ また、MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（CAFレビュー）」）の更なる実施や、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るMDB改革が進められる中、令和6年11月には、G20リオサミットにおいて、「より良く、より大きく、より効果的なMDBsに向けたG20MDBロードマップ」が承認され、日本もその策定に大きく貢献しました。そうした中、特に我が国と

しては、ドナー国が国際復興開発銀行（I B R D）の融資全体に保証を提供することで融資余力を拡大する信用補完の枠組みである「ポートフォリオ保証プラットフォーム（P G P）」に対し、10 億ドルの拠出を行う等、各M D BやG 7・G 20 等におけるM D B改革の議論や取組を積極的に主導してきました。

【ウクライナ支援】

ウクライナ支援では、令和 5 年 4 月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行の基金に令和 7 年 3 月までに85億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援が実現されました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じた流動性支援にも取り組んでいます。

これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資（E R Aローン）」について、日本は、G 7等の関係各国と緊密に連携しながら本枠組みの立上げを進め、令和 6 年 10 月、G 7財務大臣会合において、融資に関する原則と技術的事項に合意しました。日本としても円借款を通じた貢献を表明しています。

復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第 1 号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（M I G A）のウクライナ復興・経済支援（S U R E）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に 1,000 万ドルを追加拠出しました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、欧州復興開発銀行（E B R D）のウクライナ支援目的の増資にも、我が国は第 2 位の出資国として参画し、令和 6 年 9 月には第 1 回目の払込みを行いました。

上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進

（目標の内容）

A S E A N + 3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。

（目標の設定の根拠）

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能で、均衡あるかつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度	□
実績及び 目標の達成度の 判定理由	アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ASEAN + 3 等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。 【ASEAN + 3】 令和6年のASEAN（東南アジア諸国連合）+ 3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、以下を始めとする各種取組を通して、地域金融協力の推進に貢献しました。 ・ CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）については、令和6年5月のASEAN + 3財務大臣・中央銀行総裁会議において、日本主導の下に議論を進めてきた、CMIMの緊急融資ファシリティの創設に正式合意したほか、地域金融セーフティネットの資金構造の議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。 ・ AMRO（ASEAN + 3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、金融分野等のテーマ別サーベイランスを担当する幹部ポストの新設など、幹部ガバナンスの見直しを推進しました。また、ASEAN + 3財務トラックにおける事務局の支援機能の拡充に関する議論を推進しました。このほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論も推進しました。 ・ また、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）については、グリーンやデジタル等の新たなトレンドを重点分野に加えた中期ロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。 ・ 更に、災害リスクファイナンス（DRF）については、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）に関する公共財産保護プログラムの具体化や、DRFイニシアティブ（用語集参照）の新たなロードマップ策定に向けて、令和6年7月に新たに設立された「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、議論を主導しました。また、令和6年9月に発生したラオス国内の洪水被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。 【二国間財務・金融協力】 ・ ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集参照）諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めるとともに枠組改善に向けたニーズの調査を行ったほか、審議官級の対話を通じて同枠組みの利用促進に向けた議論を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 ・ 韓国との間では、令和6年6月に9回目となる「日韓財務対話」を開催し、少子化対策や金融投資促進等の両国の共通課題への政策対応に関する意見交換を行いました。 ・ インドとの間では2回目の「日印財務協議」を開催し、第三国協力及び二国間協力、

並びに国際的課題等について議論を行ったほか、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。

- ・ 太平洋島嶼国との間では、令和 6 年 5 月に「日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を初めて開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行ったほか、パプアニューギニア及びバヌアツを訪問し、当局との意見交換を行いました。

上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

【主要】 総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進

（目標の内容）

ODAやOOF等を通じ、G20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践や、国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することで、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2030」等を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。

（目標の設定の根拠）

ODAやOOF等を通じた支援により、特に質の高いインフラの推進や国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することが、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。

【JICAを通じた支援】

JICAを通じて、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援等を実施しました（参考指標 5 参照）。

- ・ 令和 6 年度において、計 7 件、約 4,636 億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計 18 件、約 4,149 億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。
- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を盛り込んだ独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」といいます。）の改正案を国会に提出しました。（改正法案は令和 7 年 4 月 9 日に成立。）

【J B I Cを通じた支援】

J B I Cについては、機能の改善・強化なども行いつつ、以下の通り着実な支援等を実施しました（参考指標 6 参照）。

- ・ 具体的には、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」で、令和 7 年 3 月までに、計 334 件、約 53, 262 億円の出融資等を承諾しています。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援しました。
- ・ また、令和 5 年 10 月に株式会社国際協力銀行法の一部改正法が完全施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する機能の強化や、スタートアップ等の日本企業のリスクテイクの後押しが実現しました。こうした新たな機能を活用して、令和 6 年度にはサプライチェーンの強靱化やデジタルインフラに資する海外融資等を承認したほか、J B I Cにおいて「スタートアップ投資戦略」が策定され、我が国及び海外のスタートアップ企業による産業改革及びサステナビリティに関する投資の後押しを行っています。

【質の高いインフラ投資】

質の高いインフラ投資を推進するため、国内の制度改善に努めてきた他、国際機関との協働や国際枠組での議論に積極的に参加しました。

- ・ 世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成 28 年 5 月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融資奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました。
- ・ また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（M D B s）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世界銀行東京防災ハブや世界銀行東京開発ラーニングセンターとの連携を深めてきました。
- ・ G 20においても、我が国は、質の高いインフラ投資に係る議論の進展に貢献しました。令和元年 6 月の G 20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関する G 20原則」について、令和 6 年のブラジル議長下でも実践していくことを確認したほか、令和 4 年 7 月の G 20財務大臣・中央銀行総裁会議において承認された「質の高いインフラ投資指標集」について、議長国が重視する国境を超えたインフラプロジェクトでの適用可能性を確認しました。

上記実績のとおり、J I C Aや J B I Cについては、機能の改善や強化等も活用して、O D A等を通じた新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。また、国内の制度改善や国際機関との協働、国際枠組での議論への積極的な参加を通じて、質の高いインフラ投資を促進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標

【主要】総5-1-B-4：国際金融システムの濫用防止

(目標の内容)

資産凍結措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時に実施し、制裁措置の実効性を確保するとともに、暗号資産等の新たな技術の普及などの影響も踏まえつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に貢献していきます。

(目標の設定の根拠)

北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、各国との協調や国際的枠組み等での貢献を積極的に行いつつ、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つための取組を推進することが重要であるためです。

目標の達成度

実績及び
目標の達成度の
判定理由

【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】

テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国際安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者、その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を実施しました（参考指標 3 参照）。

これに加え、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、令和 6 年度も引き続き、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体（銀行を含む。）やロシア・ベラルーシ以外の第三国の個人・団体に対する資産凍結等の措置を実施しました。特に、G 7 を始めとする主要国と協調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための露朝軍事協力に関与した者への資産凍結の措置を、令和 6 年 5 月に実施しました。

【マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組を行うことで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しています。

- ・ F A T F における次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、アジア太平洋地域の F A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）において共同議長を務める（令和 6 年 9 月～）など、F A T F 型地域体の活動を支援しました。
- ・ 国内では、財務省が共同議長となっている「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用し、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」を作成する（令和 6 年 4 月）など、関係省庁連携による各種対策の強化に取り組みました。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組等】

外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施等を図るため、金融機関に対する外国為替検査を実施し、金融機関における外為法令等の遵守態勢の整備・強化に取り組みました。具体的には、計 212 の金融機関に対しオフサイト・モニタ

	リングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関（暗号資産交換業者を含む。）に対する外国為替検査を計97件実施しました。 上記実績のとおり、国際金融システム濫用防止に向け、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度を「□」としました。

テーマについての評価	
	a 相当程度進展あり
評価の理由	世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G 7やG 20等の国際的な枠組に積極的に参画しました。 アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ASEAN+ 3や二国間協力の枠組等を通じて、財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。 ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナ及び周辺国に対しては、G 7やMDBs等と連携し、財政面を含めた支援を行いました。 加えて、国際金融システム濫用防止に向け、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を実施し、暗号資産等の新たな技術の影響も踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「□」であることから、当該テーマの評価を「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

総 5－1に係る参考情報

参考指標 1：最近の世界経済の動向

	2024					2025					2026				
	24.10 時点	25.01 時点	25.04 時点	24.10 との差	25.01 との差	24.10 時点	25.01 時点	25.04 時点	24.10 との差	25.01 との差	24.10 時点	25.01 時点	25.04 時点	24.10 との差	25.01 との差
日本	0.3	▲ 0.2	0.1	▲ 0.2	0.3	1.1	1.1	0.6	▲ 0.5	▲ 0.5	0.8	0.8	0.6	▲ 0.2	▲ 0.2
米国	2.8	2.8	2.8	0.0	0.0	2.2	2.7	1.8	▲ 0.4	▲ 0.9	2.0	2.1	1.7	▲ 0.3	▲ 0.4
カナダ	1.3	1.3	1.5	0.2	0.2	2.4	2.0	1.4	▲ 1.0	▲ 0.6	2.0	2.0	1.6	▲ 0.4	▲ 0.4
ユーロ圏	0.8	0.8	0.9	0.1	0.1	1.2	1.0	0.8	▲ 0.4	▲ 0.2	1.5	1.4	1.2	▲ 0.3	▲ 0.2
ドイツ	0.0	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.0	0.8	0.3	0.0	▲ 0.8	▲ 0.3	1.4	1.1	0.9	▲ 0.5	▲ 0.2
フランス	1.1	1.1	1.1	0.0	0.0	1.1	0.8	0.6	▲ 0.5	▲ 0.2	1.3	1.1	1.0	▲ 0.3	▲ 0.1
英国	1.1	0.9	1.1	0.0	0.2	1.5	1.6	1.1	▲ 0.4	▲ 0.5	1.5	1.5	1.4	▲ 0.1	▲ 0.1
先進国計	1.8	1.7	1.8	0.0	0.1	1.8	1.9	1.4	▲ 0.4	▲ 0.5	1.8	1.8	1.5	▲ 0.3	▲ 0.3
アジア	5.3	5.2	5.3	0.0	0.1	5.0	5.1	4.5	▲ 0.5	▲ 0.6	4.9	5.1	4.6	▲ 0.3	▲ 0.5
中国	4.8	4.8	5.0	0.2	0.2	4.5	4.6	4.0	▲ 0.5	▲ 0.6	4.1	4.5	4.0	▲ 0.1	▲ 0.5
インド	7.0	6.5	6.5	▲ 0.5	0.0	6.5	6.5	6.2	▲ 0.3	▲ 0.3	6.5	6.5	6.3	▲ 0.2	▲ 0.2
ロシア	3.6	3.8	4.1	0.5	0.3	1.3	1.4	1.5	0.2	0.1	1.2	1.2	0.9	▲ 0.3	▲ 0.3
メキシコ	1.5	1.8	1.5	0.0	▲ 0.3	1.3	1.4	▲ 0.3	▲ 1.6	▲ 1.7	2.0	2.0	1.4	▲ 0.6	▲ 0.6
新興国・途上国計	4.2	4.2	4.3	0.1	0.1	4.2	4.2	3.7	▲ 0.5	▲ 0.5	4.2	4.3	3.9	▲ 0.3	▲ 0.4
世界計	3.2	3.2	3.3	0.1	0.1	3.2	3.3	2.8	▲ 0.4	▲ 0.5	3.3	3.3	3.0	▲ 0.3	▲ 0.3

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2025.4)

(World Economic Outlook, April 2024: Steady but Slow: Resilience amid Divergence (imf.org)

<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2025/04/22/world-economic-outlook-april-2025>

参考指標 2：途上国の貧困削減状況

1日3ドル未満で生活している人口 (%)

	令和元年	2年	3年	4年	5年
東アジア・大洋州	2.7	2.9	2.8	2.5	2.3
欧州・中央アジア	1.1	1.1	1.1	1.1	1
中南米	6.2	5.8	6.5	5.2	4.7
中東・北アフリカ	N. A.	8.6	8.6	8.5	8.7
南アジア	N. A.	10.3	8.8	7.3	6.3
サブサハラ・アフリカ	44.7	N. A.	N. A.	N. A.	N. A.

(出所) 世界銀行 Poverty headcount ratio at \$3.00 a day (2021 PPP) (% of population) | Data (worldbank.org)

<https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.DDAY?end=2021&start=2021&type=shaded&view=map>

(注 1) 世界銀行の国際貧困ラインは3.00ドル/日とされている。

(注 2) 2024年にICP発表の購買力平価 (PPP) が発表されたことを受け、世界銀行の公表統計における貧困ラインは、2025年6月に3.00ドル/日へと変更。(変更前は2.15ドル/日。) 過年度との比較を有効に行うため、参考指標における記載も令和元年まで遡って貧困ライン3.00ドル/日に統一した。

(注 3) N. A. 部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標 3 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13～27年度	760個人・団体	266個人・団体
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人
令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
2 年度	3個人	3個人
3 年度	6個人・団体	12個人・団体
4 年度	1個人	0個人・団体
5 年度	29個人・団体	2個人・団体
6 年度	0個人・団体	3個人・団体
小 計	858個人・団体	317個人・団体
累 計	541個人・団体	

(出所) 国際局調査課対外取引管理室調

(注) 令和 5 年 1 月 27 日 (米国東部時間) に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した 1 団体については、同委員会のプレスリリースから 24 時間以内に外務省告示を発出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議 1373 号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

令和 6 年 8 月 23 日 (米国東部時間) に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象から削除した 1 個人については、同委員会の決議に基づき、外務省告示を発出しているが、当該個人について、我が国は同理事会決議 1373 号に基づき措置を継続していることを踏まえ、本項においては「削除」として取り扱わない。

参考指標 4 : 我が国への対内直接投資残高

(単位 : 10 億円)

	令和 2 年末	3 年末	4 年末	5 年末	6 年末
金 額	40, 188	40, 692	46, 233	51, 014	53, 299

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標 5 : 円借款実施状況

(単位 : 億円、件)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件 数	43	28	46	43	38
金 額	14, 932	11, 580	23, 239	21, 258	14, 584

(出所) 国際協力機構

(注) 借款契約ベース (計上基準を変更したため、令和 5 年度政策評価書と一部数値が異なる箇所がある)。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和 2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	190	22,596	195	19,411	131	21,966	127	17,203	115	13,802
輸出金融	2	10	3	608	15	429	10	553	4	108
輸入金融	1	506	1	2,390	2	2,300	3	2,108	1	700
投資金融	181	20,241	185	15,934	104	18,474	102	13,622	98	11,102
事業開発等金融等	6	1,838	6	478	10	762	12	919	12	1,892
保 証	14	3,246	9	891	12	952	25	2,303	11	1,223
出 資	3	150	5	352	3	233	3	872	3	35
合 計	207	25,993	209	20,655	146	23,152	155	20,379	129	15,061

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
アジア	3,858	1,857	6,007	4,750	1,725
(東南アジア)	(1,654)	(1,530)	1,027	2,198	1,068
大洋州	681	662	70	1,549	3,459
ヨーロッパ	5,400	5,674	4,299	4,845	2,709
中 東	2,081	2,804	1,918	358	1,289
アフリカ	3,883	-	796	22	90
北 米	4,475	7,958	4,613	1,484	2,492
中南米	2,319	643	2,116	4,159	1,831
国際機関等	47	-	0	75	217
その他	-	163	2,379	828	21
合 計	22,747	19,764	22,200	18,075	13,837

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
アジア	1,044	6	375	927	120
(東南アジア)	(9)	6	203	11	6
大洋州	-	-	67	-	-
ヨーロッパ	1,110	262	265	930	827
中 東	71	377	127	239	-
アフリカ	-	-	-	22	-
北 米	884	244	117	112	140
中南米	89	-	-	-	135
国際機関等	45	-	-	71	-
合 計	3,246	891	952	2,303	1,223

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

テーマ 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

定性的な測定指標

〔主要〕 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

（目標の内容）

WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。

（目標の設定の根拠）

世界的に保護主義的な動きがある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。

目標の達成度

□

実績及び 目標の達成度の 判定理由

多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携し、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。例えば、上訴レビューを含む紛争解決手続の改革について加盟国間で議論が継続しているほか、令和6年7月にはWTO電子商取引共同声明イニシアティブにおける5年間の交渉を経て、参加国・地域は、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成しました。

経済連携の推進に関して、平成30年12月に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（用語集参照）、令和3年1月に日英EPA（用語集参照）、令和4年1月に地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。CPTPPについては、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスにおいて、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年7月には加入議定書が署名され、令和6年12月には本議定書が発効しました。同年11月に行われた第8回TPP委員会では、コスタリカの加入作業部会設置に関する委員会決定が採択され、コスタリカの加入手続が開始されました。また、日インドネシアEPAについては、平成27年5月に協定の改正交渉を開始し、令和6年8月には両国間で改正議定書の署名が行われました。さらに、令和6年3月には日バングラデシュEPA締結のための交渉を開始することが決定され、令和7年2月までに4回の交渉会合を実施しています。そのほか、平成21年以降交渉が中断していた湾岸協力理事会（GCC：用語集参照）との間で、令和5年7月に首脳レベルで令和6年中の交渉再開に一致したことを受け、令和6年12月に交渉が再開されました。並行してアラブ首長国連邦（UAE）との間で、令和6年11月、日UAE・EPAの交渉を開始しました。こうした経済連携の強化は、世界的に保護主義的な動きがある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。

	さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）等の締結に向けた取組等を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。 上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

テーマについての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

A S E A N + 3 の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進していきます。

ODA に関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODA に対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。

日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、J I C A の円借款や海外投融資、J B I C の出融資等を通じて引き続き推進していきます。

M D B s に関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA 政策・開発理念をM D B s の政策に反映させていきます。

質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG 20 原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」の当てはめ作業等の議論に取り組んでまいります。

国連安保理決議や国際社会との連携等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、その濫用防止を通じた国際金融システムの安定に貢献していきます。

国際貿易の秩序ある発展に向けて、W T O を中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。

財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見

該当なし

政策評価を行う過程に
おいて使用した資料そ
他の情報

I M F による世界経済見通しの推移（令和 7 年 4 月）

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

世界経済の持続的発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な枠組において積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。

A S E A N + 3 の枠組や二国間金融協力を通じ、アジアにおける地域金融協力を推進しました。

ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。

日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資等を通じて引き続き推進しました。特に、JBICを通じた支援については、令和5年10月に株式会社国際協力銀行法の一部改正法が完全施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する機能の強化や、スタートアップ等の日本企業のリスクテイクの後押しが実現しました。こうした新たな機能を活用して、令和6年度にはサプライチェーンの強靱化やデジタルインフラに資する海外融資を承認したほか、JBICにおいて「スタートアップ投資戦略」が策定され、我が国及び海外のスタートアップ企業による産業改革及びサステナビリティに関する投資を後押ししました。またJICAを通じた支援については、JICA法改正等を通じて民間資金動員促進のための機能強化を図ることとしました。

MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。

質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」を策定し、指標の当てはめの作業等に取り組みました。国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組みました。

総合目標に係る予算額等	令和4年度	5年度	6年度	7年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和7年6月

- 総合目標 6 : 総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレ(財政・経済運営)からの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

日本経済につきましては、高水準の賃上げや企業の意欲的な投資計画の策定など前向きな動きが見られています。一方で、我が国の財政状況は、国・地方の公債等残高(用語集参照)が、物価高による国民負担の緩和策等を含む総合経済対策に基づく歳出増などもあり、令和 6 年度には 1,266.0 兆円(対 GDP 比 206.6%)に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況の下、引き続き、経済あつての財政という方針の下、日本経済を立て直し、財政健全化に向けて取り組んでいく必要があります。具体的には、令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を迅速かつ適切に実行するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2023(以下「骨太の方針 2023」といいます。)」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024(以下「骨太の方針 2024」といいます。)」に基づき、2025 年度のプライマリーバランス(用語集参照)黒字化と債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指していきます。

また、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、平成 25 年 1 月に取りまとめた「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」等に則り、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。

加えて、自然災害からの復興に全力で取り組みます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総 6-1 : デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025 年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。

関連する内閣の基本方針

- 「第 212 回国会 総理大臣所信表明演説」(令和 5 年 10 月 23 日)
- 「第 212 回国会 財務大臣財政演説」(令和 5 年 11 月 20 日)
- 「第 213 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 6 年 1 月 30 日)
- 「第 213 回国会 財務大臣財政演説」(令和 6 年 1 月 30 日)
- 「第 214 回国会 総理大臣所信表明演説」(令和 6 年 10 月 4 日)
- 「第 216 回国会 総理大臣所信表明演説」(令和 6 年 11 月 29 日)
- 「第 216 回国会 財務大臣財政演説」(令和 6 年 12 月 9 日)
- 「第 217 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「第 217 回国会 財務大臣財政演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」(令和 5 年

	6月16日閣議決定) ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(令和6年6月21日閣議決定) ○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定) ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定) ○「令和6年度予算編成の基本方針」(令和5年12月8日閣議決定) ○「令和7年度予算編成の基本方針」(令和6年12月6日閣議決定) ○「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和6年1月26日閣議決定) ○「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和7年1月24日閣議決定) ○内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和7年1月17日経済財政諮問会議提出)

総合目標6についての評価結果	
総合目標についての評価	B 進展が大きくない
評価の理由	財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。 高水準の賃上げと過去最大規模の設備投資が実現するなど明るい兆しが見られる中、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)を策定し、これを踏まえて、令和6年度補正予算(令和6年12月17日成立)を編成し、迅速かつ適切に執行するとともに、令和7年度予算(令和7年3月31日成立)を編成しました。あわせて、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。 また、財政健全化については、令和7年度予算においても、「骨太の方針2024」等で定めた歳出改革の取組を実質的に継続し、財政健全化に向けた取組を着実に進めました。 他方、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。 以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評価が「b 進展が大きくない」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 「骨太の方針」等の政府の重要な方針に基づき適切な財政・経済の運営を行うことは、経済成長と財政健全化を両立するためには必要かつ有効な取組です。

テーマ	総6-1：デフレ脱却と持続的な経済成長を実現するとともに、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

定性的な測定指標	
	[主要]総6-1-B-1：「経済財政運営と改革の基本方針2023」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析
	(目標の内容) 「骨太の方針2023」及び「骨太の方針2024」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。
	(目標の設定の根拠) 「骨太の方針2023」及び「骨太の方針2024」を踏まえ、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」に取り組むことが重要であるからです。

目標の達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	□
	経済成長に向けた取組と財政健全化目標を達成するための取組が適切に行われているかについて把握・分析しました。経済成長については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等を示された施策に取り組んでいます。財政健全化目標については、令和7年度予算において、「骨太の方針2024」等に基づき、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現するとともに、社会保障関係費以外について、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。その上で、国会による予算修正では、いわゆる高校無償化関係の修正増加、高額療養費制度関係の修正増加等が盛り込まれましたが、予備費の減額や税外収入の確保等により、歳出・歳入の総額や公債金は増加しない形となっています。 しかしながら、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。 引き続き、目標達成時期までの間、「骨太の方針」に記載されている政策の進捗状況を把握・分析していく必要があることから、達成度を「□」としました。

定性的な測定指標	
	[主要]総6-1-B-2：自然災害からの復興への取組
	(目標の内容) 東日本大震災や令和6年能登半島地震からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます。
	(目標の設定の根拠) 自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。

目標の達成度	□
実績及び 目標の達成度の 判定理由	「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等を通じて、自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の推進にも取り組みました。 引き続き、自然災害からの復興に全力で取り組む必要があるため、達成度を「□」としました。

テーマについての評価	b 進展が大きくない
評価の理由	以上のとおり、すべての測定指標が「□」ではありますが、賃金・所得の増加に向けた施策や物価高への対応等を含む総合経済対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、当該テーマの評価は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「主要経済指標（実質成長率等）」 （出所）令和 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和 7 年 1 月 24 日閣議決定）

総 6－1 に係る参考情報

参考指標 1 「主要経済指標（実質成長率等）」

(<https://www5.cao.go.jp/keizai/mitoshi/2024/r070124mitoshi.pdf>)

（出所）令和 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和 7 年 1 月 24 日閣議決定）

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。 また、令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国内の経済状況：主要経済指標（実質成長率等）（内閣府）

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「骨太の方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行いました。 また、令和 5 年度の補正予算及び令和 6 年度予算を迅速かつ適切に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みました。

総合目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、 主税局（総務課、調査課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。

経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-1-1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2 : 財政に関する広報活動

関連する内閣の基本方針

- 「第213回国会 総理大臣施政方針演説」(令和6年1月30日)
- 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」(令和7年1月24日)
- 「第213回国会 財務大臣財政演説」(令和6年1月30日)
- 「第217回国会 財務大臣財政演説」(令和7年1月24日)
- 「令和6年度予算編成の基本方針」(令和5年12月8日閣議決定)
- 「令和7年度予算編成の基本方針」(令和6年12月6日閣議決定)
- 「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和6年1月26日閣議決定)
- 「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和7年1月24日閣議決定)
- 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定)
- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)

政策目標 1 - 1 についての評価結果	
政策目標についての評定	B 進展が大きくない
評定の理由	(重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組) 令和 7 年度予算は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への確実な移行とともに、我が国が直面する構造的な変化への的確な対応や国民の皆様の安心・安全の確保のための予算です。 具体的には、官民連携の下での「A I・半導体分野の投資促進」や「G X 投資促進」の実施、「こども未来戦略」に基づく子育て支援の本格実施、「防衛力の抜本強化」の着実な実施といった、複数年度で計画的に取り組むこととしている重要課題への対応のほか、地方創生交付金の倍増や、内閣府防災担当の予算・定員の倍増など、重要政策に予算を重点的に配分しています。 あわせて、公務員・教職員・保育士の給与改善や物価動向の反映などを行いつつ、政策的予算を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(以下「骨太の方針2024」といいます。)に基づき、経済・物価動向等に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続しています。 その上で、国会による予算修正では、いわゆる高校無償化関係の修正増加、高額療養費制度関係の修正増加等が盛り込まれましたが、予備費の減額や税外収入の確保等により、歳出・歳入の総額や公債金は増加しない形となっています。 このように、それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきましたが、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、今後とも歳出・歳入両面の改革を着実に推進する必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。 (広報活動) 予算編成プロセスを透明化・可視化し、財政の状況について国民各層の理解を得られるよう、我が国の財政について積極的に広報活動を行っています。 また、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和 6 年 9 月 26 日及び同年 10 月 18 日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしました。 そのため、広報活動については、「目標達成」と考えられます。 以上のとおり、施策 1 - 1 - 2 の評定は「s 目標達成」であるものの、施策 1 - 1 - 1 の評定が「b 進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進は、「令和 7 年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づくものであり、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指していく上で、重要な意義のある取組です。

令和 7 年度予算編成に当たって、上記のとおり重点的かつ有効な予算配分に努めたほか、予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用等により、予算の効率化に努めています。

(令和 6 年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 財政制度等に関する調査（予算事業 I D : 001419）

「調査に当たっては、真に必要な内容に限定するとともに、財政健全化という重要なテーマに対して効率的、効果的な調査を行うよう努める。また、事業の効果を具体的に把握・評価できるようなアウトカムの設定を検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、調査内容の検討に当たっては、真に必要な内容に限定するとともに、財政健全化という重要なテーマに対して効果的な調査が実現できるよう調査内容及びアウトカムの精査に努めました。

- ・ 旅費等実態調査（予算事業 I D : 001420）

「調査に当たっては、引き続き、入札における競争性を確保するとともに、諸外国との事情の違いや民間企業との相違点など、調査結果を有効に活用することにより、旅費制度及びその運用の見直しに向けた論点整理を行い、合理的な制度設計に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、一般競争入札（最低価格落札方式）により委託先を決定することで競争性を引き続き確保するとともに、国家公務員等の旅費制度及びその運用の見直しに当たっては、調査結果を有効に活用することにより、民間企業等との比較を行いつつ合理的な制度設計に努めました。

施策 政1-1-1：重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

定性的な測定指標

〔主要〕 政1-1-1-B-1：予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施

(目標の内容)

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。「経済財政運営と改革の基本方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」においては、財政健全化目標として、①2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、②同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する、ことが掲げられ、この目標に向けて、2019年度から2021年度の3年間について歳出改革の取組方針が示され、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてきました。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、2022年度から2024年度までの3年間についても、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとされ、この方針を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてきました。

また、「骨太の方針2024」においても、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むとともに、2025年度から2027年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力をすることとされています。これらを踏まえ、引き続き、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。

	(目標の設定の根拠) 予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。

目標の達成度	△
実績及び目標の達成度の判定理由	令和 7 年度予算は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への確実な移行とともに、我が国が直面する構造的な変化への的確な対応や国民の皆様の安心・安全の確保のための予算です。 具体的には、官民連携の下での「AI・半導体分野の投資促進」や「GX投資促進」の実施、「こども未来戦略」に基づく子育て支援の本格実施、「防衛力の抜本強化」の着実な実施といった、複数年度で計画的に取り組むこととしている重要課題への対応のほか、地方創生交付金の倍増や、内閣府防災担当の予算・定員の倍増など、重要政策に予算を重点的に配分しています。 あわせて、公務員・教職員・保育士の給与改善や物価動向の反映などを行いつつ、政策的予算を適切に確保するなど、「骨太の方針2024」に基づき、経済・物価動向等に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続しています。 その上で、国会による予算修正では、いわゆる高校無償化関係の修正増加、高額療養費制度関係の修正増加等が盛り込まれましたが、予備費の減額や税外収入の確保等により、歳出・歳入の総額や公債金は増加しない形となっています。 このように、それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきたものの、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、今後とも歳出・歳入両面の改革を着実に推進する必要があることから達成度は「△」としました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/01.pdf)

定性的な測定指標	
	政1-1-1-B-2：予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映 (目標の内容) 予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。 (目標の設定の根拠) 財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和 7 年度予算において、予算執行調査の結果を踏まえ、事業等の必要性・有効性・効率性について検証することで、事業の抜本的見直し等を行うとともに、決算結果を踏まえ、個々の予算の内容等の厳正な見直しを行い、また、政策評価、行政事業レビュー、決算検

	査報告や国会での指摘・議決などについても、個々の事業等の必要性・効率性の検証を行うことなどにより、予算編成等へ適切に活用・反映したことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/hanei/PDCA.pdf) (https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/23.pdf)

定性的な測定指標

政1-1-1-B-3：予算編成における東日本大震災への適切な対応

(目標の内容)

復興事業については、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、復興のステージに応じた、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

東日本大震災からの復興を効果的かつ確実に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和7年度予算編成に当たっては、復興関連予算の執行状況や、復興の進捗を踏まえ、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興など、第2期復興・創生期間の最終年度において、復興のステージに応じたきめ細やかな取組を着実に実施するための所要の経費を計上していることから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	b 進展が大きくない
評定の理由	我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いており、今後とも引き続き徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、主要な測定指標である政1-1-1-B-1の達成度を「△」としております。 測定指標政1-1-1-B-2、政1-1-1-B-3の達成度は「○」であるものの、主要な測定指標政1-1-1-B-1の達成度が「△」であり、今後とも徹底した歳出改革に取り組む必要があることから、当該施策の評定は「b 進展が大きくない」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総1-1：参考指標2）】 ○参考指標2「一般会計歳出の構成」 ○参考指標3「一般会計歳出概算所管別内訳」 ○参考指標4「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化）」 ○参考指標5「各予算のポイント」 ○参考指標6「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」

- 参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」
- 参考指標 8 「令和 6 年度補正予算（第 1 号）の概要」【再掲（総 1-1：参考指標 9）】
- 参考指標 9 「令和 6 年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用実績」【再掲（総 1-1：参考指標 10）】

政 1 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」【再掲（総 1 - 1：参考指標 2）】

参考指標 2 「一般会計歳出の構成」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/01.pdf)

参考指標 3 「一般会計歳出概算所管別内訳」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/0003.pdf)

参考指標 4 「なぜ財政は悪化したのか（財政構造の変化）」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202504_kanryaku.pdf)

参考指標 5 「各予算のポイント」

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/index.html)

社会保障関係費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	令和 6 年度	7 年度	増△減
年金給付費	134,020	136,916	(2.2%) 2,896
医療給付費	122,366	123,368	(0.8%) 1,002
介護給付費	37,188	37,274	(0.2%) 86
少子化対策費	33,823	35,213	(4.1%) 1,390
生活扶助等社会福祉費	44,912	45,275	(0.8%) 363
保健衛生対策費	4,444	4,434	(△0.2%) △10
雇用労災対策費	440	458	(4.1%) 18
社会保障関係費 合計	377,193	382,938	(1.5%) 5,745

(出所) 「令和 7 年度社会保障関係予算のポイント」(令和 6 年 12 月 主計局厚生労働・子ども家庭係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/13.pdf)

(注 1) 計数はそれぞれ四捨五入している。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

文教及び科学振興費の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	令和 6 年度	7 年度	増△減
文教及び科学振興費	54,716	56,560	(3.4%) 1,844
(内訳)			
義務教育費国庫負担金	15,627	16,210	(3.7%) 582
科学技術振興費	14,092	14,221	(0.9%) 129
文教施設費	732	736	(0.5%) 3
教育振興助成費	23,086	24,227	(4.9%) 1,141
育英事業費	1,178	1,167	(△1.0%) △12

(出所)「令和 7 年度予算及び財政投融资計画の説明(予算修正後)」(令和 7 年 4 月 財務省主計局、理財局)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/20250414.html)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

(注 3) 令和 6 年度予算額は、令和 7 年度予算額との比較対照のため組替掲記している。

公共事業関係費の推移

(単位：億円、%)

区 分	令和 6 年度	7 年度	増△減
公共事業関係費	60,828	60,858	(0.0%) 30

(出所)「令和 7 年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」(令和 6 年 12 月 主計局国土交通・公共事業総括係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/17.pdf)

(注) 予算額は当初予算額である。

防衛関係予算の推移及び内訳

(単位：億円、%)

区 分	令和 3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
防 衛 力 整 備 計 画 対 象 経 費	51,235	1.1	51,788	1.1	66,001	27.4	77,249	17.0	84,748	9.7
人件・糧食費	21,919	2.3	21,740	△0.8	21,969	1.1	22,290	1.5	23,508	5.5
歳出化経費	19,377	0.2	19,651	1.4	25,182	28.1	37,928	50.6	43,119	13.7
一般物件費	9,939	0.1	10,397	4.6	18,850	81.3	17,032	△9.6	18,121	6.4
S A C O ・ 米 軍 再 編 関 係 経 費	2,187	12.9	2,217	1.4	2,217	0.0	2,247	1.3	2,257	0.4
政府専用機関係経費	0	△0.5	0	△75.0	-	△100.0	-	-	-	-
防 衛 関 係 予 算	53,422	1.5	54,005	1.1	68,219	26.3	79,496	16.5	87,005	9.4

(出所)「令和 7 年度防衛関係予算のポイント」(令和 6 年 12 月 主計局防衛係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/19.pdf)

「防衛力抜本強化の進捗と予算-令和 7 年度予算の概要」(令和 7 年 4 月 防衛省作成資料)

(https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/fy2025/yosan_20250402.pdf)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

(注 3) 「人件・糧食費」とは、隊員等に支給される給与等及び営内で生活している隊員等の食事代である。

「歳出化経費」とは、過去の年度に締結した契約に基づいて生じる当年度の支払いである。

「SACO・米軍再編関係経費」とは、在日米軍が所在する地元の負担軽減や在日米軍の再編事業に要する経費である。

(注 4) 令和 3 年度は 187 億円、令和 4 年度は 318 億円、令和 5 年度は 339 億円、令和 6 年度は 324 億円、令和 7 年度は 314 億円のデジタル庁計上分含む。

中小企業対策費の推移

(単位：億円、%)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
予 算 額	1,745	1,713	1,704	1,693	1,695
伸 率	1.3	△1.9	△0.5	△0.6	0.1

(出所)「令和 7 年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」(令和 6 年 12 月 主計局経済産業係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/07.pdf)

(注) 予算額は当初予算額である。

農林水産関係予算の推移

(単位：億円、%)

区 分		令和 5 年度	6 年度	7 年度	増△減
農 林 水 産 関 係 予 算			(0.0)		(0.1)
		22,683	22,686	22,706	20
	公 共 事 業	6,983	(0.0)	<30.7>	(△0.3)
			6,986	6,966	△20
	非 公 共 事 業		(△0.0)	<69.3>	(0.3)
		15,700	15,700	15,741	41
農 業 関 係 予 算		16,980	17,050	17,063	13
林 業 関 係 予 算		3,057	3,003	3,068	66
水 産 業 関 係 予 算		1,872	1,863	1,813	△51
農 山 漁 村 地 域 整 備 交 付 金		774	770	762	△8

(出所)「令和 7 年度農林水産関係予算のポイント」(令和 6 年 12 月 主計局農林水産係)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/15.pdf)

(注 1) 予算額上段の () 書きは対前年度増△減率、< > 書きは農林水産関係予算全体に占める構成比である。

(注 2) 予算額は当初予算額である。

エネルギー対策費の推移

(単位：億円、%)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
予 算 額	8,891	8,756	8,540	8,329	8,111
伸 率	△1.3	△1.5	△2.5	△2.5	△2.6

(出所)「令和 7 年度予算及び財政投融资計画の説明」(令和 7 年 1 月 財務省主計局、理財局)

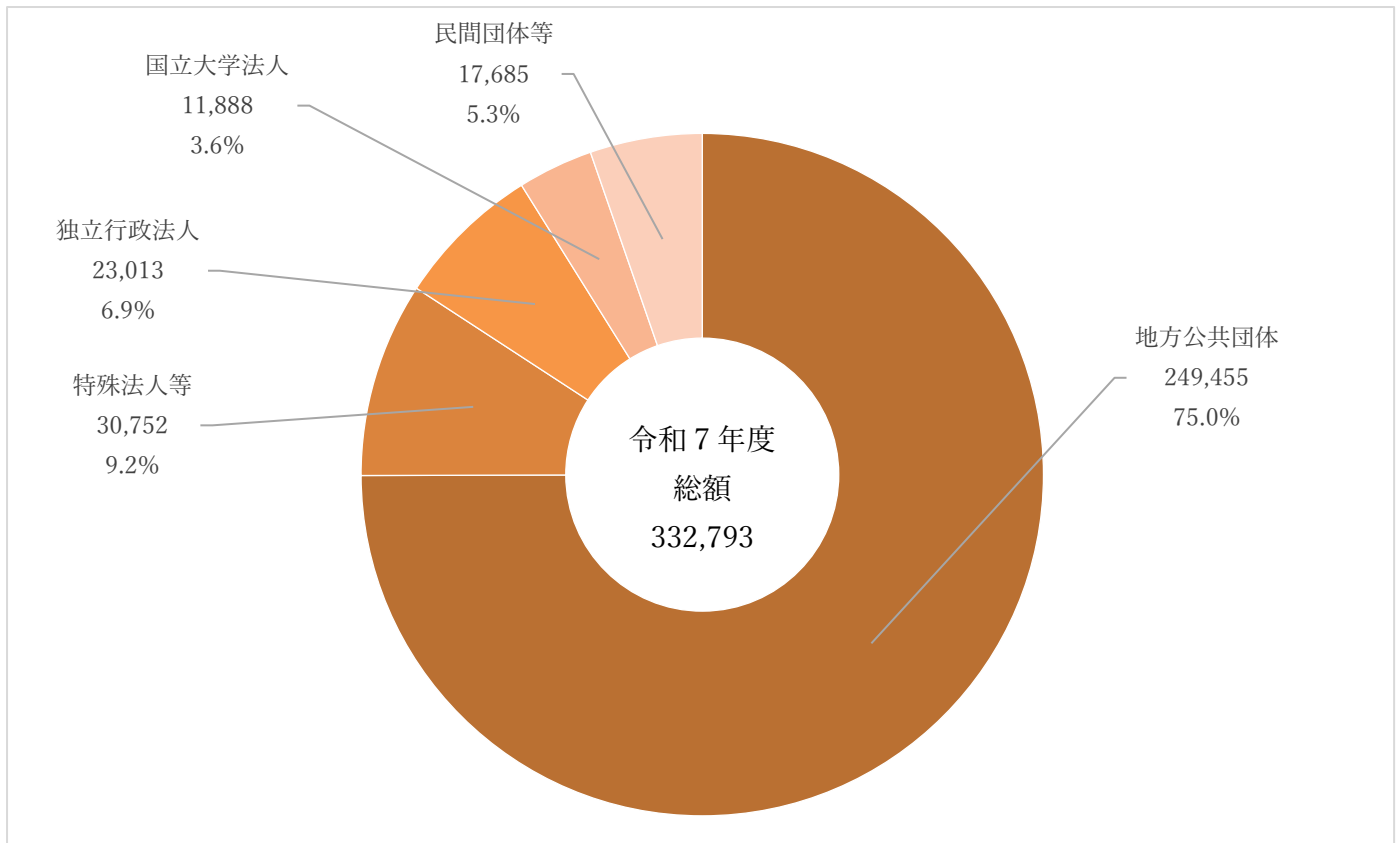
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/20250124.html)

(注) 予算額は当初予算額である。

参考指標 6 「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」

補助金等の交付先別概要（一般会計）

(単位：億円、%)

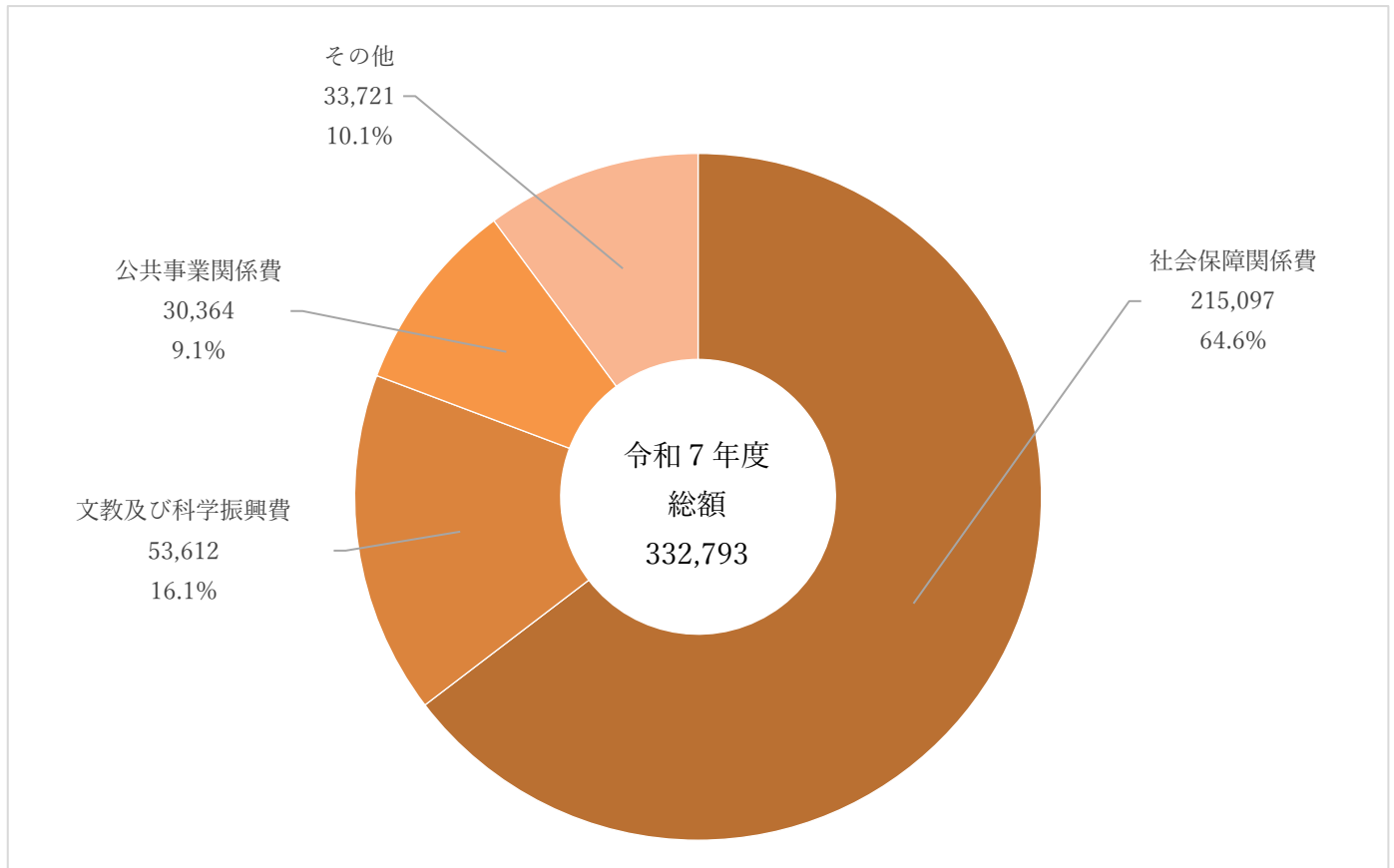


交付先	令和 3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
地方公共団体	236,124	△2.3	238,390	1.0	240,635	0.9	244,723	1.7	249,455	1.9
特殊法人等	28,944	△0.9	29,104	0.6	29,396	1.0	28,340	△3.6	30,752	8.5
独立行政法人	23,527	△2.2	23,625	0.4	23,832	0.9	23,938	0.4	23,013	△3.9
国立大学法人	11,724	△3.9	11,780	0.5	11,760	△0.2	11,759	△0.0	11,888	1.1
民間団体等	17,863	△27.4	18,498	3.9	18,075	△2.3	18,148	0.4	17,685	△2.6
合計	318,182	△4.1	321,397	1.0	323,698	0.7	326,909	1.0	332,793	1.8

補助金等の主要経費別内訳（一般会計）

（財務省 6 政 1－1）

（単位：億円、％）



事項	令和 3 年度		4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率	予算額	伸率
社会保障関係費	202,617	△0.5	206,451	1.9	209,506	1.5	212,547	1.5	215,097	1.2
文教及び科学振興費	51,149	△2.4	51,189	0.1	51,415	0.4	51,956	1.1	53,612	3.2
公共事業関係費	30,511	△11.5	30,568	0.2	30,479	△0.3	30,601	△0.3	30,364	△0.8
その他	33,905	△17.7	33,190	△2.0	32,299	△2.7	31,805	△1.5	33,721	6.0
合計	318,182	△4.1	321,397	1.0	323,698	0.7	326,909	1.0	332,793	1.8

（出所）主計局調整係調

（注 1）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しない場合がある。

（注 2）予算額は当初予算額である。

（注 3）各年度の伸率は比較対照のため前年度の予算額を組替えて算出している場合がある。

参考指標7「補助金等の整理合理化状況」(一般会計)

(単位: 件、億円)

区 分 年 度	新 規		合理化廃止 ア		合理化減額 イ		補助率 引下げ 件数ウ	統合・メニュー化件数			終 期 設 定 件数オ	定 員 削 減 力		その他 件 数 キ	合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		統合前エ	統合後	差 引		件 数	金 額		件 数 ア〜キ	金 額 ア+イ+カ
令和元	284	44,085	118	35,079	603	3,040	3	21	13	8	338	10	3	34	1,127	38,122
2	312	11,804	112	1,104	717	10,067	2	0	0	0	269	6	1	32	1,138	11,173
3	223	1,995	78	2,315	723	11,001	0	1	1	0	294	7	2	42	1,145	13,317
4	254	2,424	108	659	785	3,630	1	0	0	0	351	8	3	40	1,293	4,291
5	251	15,954	134	588	798	5,083	1	9	5	4	320	5	1	29	1,296	5,673
6	142	549	116	254	702	5,308	0	14	6	8	149	4	1	32	1,017	5,562
7	209	5,311	125	1,641	725	4,794	2	0	0	0	186	3	1	28	1,069	6,437

(出所) 主計局調整係調

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは合致しない場合がある。

(注2) 予算額は当初予算額である。

(注3) 令和元、2年度分については、「臨時・特別の措置」を含む計数を掲載している。

(注4) 件数は整理合理化の区分ごとに措置した補助事項単位で計上しており、合計の件数はそれらの延べ件数である。

参考指標8「令和6年度補正予算(第1号)の概要」【再掲(総1-1: 参考指標9)】

参考指標9「令和6年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用実績」【再掲(総1-1: 参考指標10)】

施策	政1-1-2: 財政に関する広報活動

定量的な測定指標

政1-1-2-A-1: 各府省等のウェブサイトで公開される概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化		年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	概算要求書等		11月10日 前後	9月末日	9月末日	9月末日	9月末日
	政策評価調書		11月10日 前後	10月20日 前後	10月20日 前後	10月20日 前後	10月20日 前後
実績値	概算要求書等		11月9日	9月29日	9月27日	9月27日	9月26日
	政策評価調書		11月9日	10月19日	10月20日	10月17日	10月18日

(出所) 主計局総務課及び司計課調

(目標値の設定の根拠)

財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、過去の実績を参考に目標値を設定しました。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

目標値のとおり、各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和6年9月26日及び同年10月18日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにしたことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政1-1-2-B-1：財政に関する広報活動の実施状況
	（目標の内容） 積極的にパンフレットの作成・配布・電子書籍化、ウェブサイトを通じた情報提供、オンラインも活用した説明会、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組等の広報活動を実施します。
	（目標の設定の根拠） 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財政に関するパンフレットの作成・配布・電子書籍化やオンラインも活用した説明会等の広報活動を行ったことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	各府省等の概算要求書等及び政策評価調書をそれぞれ令和 6 年 9 月 26 日及び同年 10 月 18 日に財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できるようにすることで、どのような予算要求がされているか、それがどのような政策評価における政策に対応するのかについての財政に関する情報提供を行いました。 また、財政に関するパンフレットについて、電子書籍等の多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等に出向いて説明会を実施したほか、オンラインによる説明会を実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」（用語集参照）等について現状と課題を知っていただくことに努めました。 加えて、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザイン（用語集参照）の考え方を活用したパンフレットの発行やワークショップ等の取組を実施しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」

政 1 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数 （単位：件）

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数	101, 856	122, 957	103, 317	96, 560

（出所）大臣官房文書課広報室調

（注 1）財務省ウェブサイト内に開設している予算・決算に関するページ

（<https://www.mof.go.jp/policy/budget/index.html>）へのアクセス件数。

（注 2）令和 3 年度の財務省行政 LAN 更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和 3 年度以降のアクセス件数を掲載。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の評価結果も踏まえて実施します。 重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。 広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行うとともに、財政を含め持続可能な社会・経済への関心を高めるべく、フューチャー・デザインの考え方を活用した取組を推進します。 また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	○ 財政教育をきちんとやることは非常に重要で、この政策評価書に実施状況と効果を記述していただきたい。
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	我が国の財政状況：予算書、「令和 7 年度予算のポイント」、「日本の財政関係資料（令和 7 年 4 月）」（財務省）等
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	令和 7 年度予算編成に当たっては、「経済・財政新生計画」に定める財政健全化目標の達成に向け、予算の効率化に取り組みました。 広報活動については、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施するとともに、多数の大学や地方公共団体等で講義や説明をオンラインも活用して行ったほか、我が国の財政状況について国民の理解が得られるよう図表等を用いた分かりやすい説明を、電子書籍等の多様な媒体により積極的に行いました。 また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	420,645千円	427,798千円	425,590千円	433,935千円	
	(項) 財政健全化推進費	420,645千円	427,798千円	425,590千円	433,935千円	
	(事項) 財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費	420,645千円 (注 1)	427,798千円 (注 1)	425,590千円 (注 1)	433,935千円 (注 1)	
	内 財政に関する説明資料の拡充	6,952千円	7,073千円	5,277千円	3,306千円	行政事業レビューの対象外
	内 財政制度等に関する調査(注 2)	4,661千円	4,592千円	24,000千円	23,107千円	001419
	内 旅費等実態調査	13,901千円	13,358千円	13,279千円	10,652千円	001420
	補正予算	—	△1,302千円	—		
	繰越等	1,906,460千円	4,462,965千円	N. A.		
	合 計	2,327,105千円	4,889,461千円	N. A.		
執行額		2,168,193千円	4,761,531千円	N. A.		
(概要) 財政の効率化・質的改善を推進するための予算・決算の作成、調査研究等に必要な経費等。 (注 1) 政府情報システム関連予算(予算編成支援システム(予算事業ID:020151))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。 (注 2) 「フューチャー・デザインの考え方を活用した取組」に係る予算額は、「財政制度等に関する調査」に含まれます。 (注 3) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年11月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	主計局(総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官(調整担当))	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 1 - 2 : 必要な歳入の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金にはよらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・「財政法」（昭和22年法律第34号）第4条第1項）。

税収については、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課される関税等から成るものであり、毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制については、経済社会のあり方に密接に関連するものであることから、経済社会の構造変化や国際的動向等を踏まえつつ、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。また、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。

税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」（用語集参照）については、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

公債の発行については、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する場合に限って、やむを得ない措置として行います。

なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。

本目標は、以下に掲げる内閣の基本方針を踏まえ、推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-2-1：必要な歳入の確保等

関連する内閣の基本方針

- 「第213回国会 総理大臣施政方針演説」（令和6年1月30日）
- 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和7年1月24日）
- 「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和6年1月30日）
- 「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和7年1月24日）
- 「令和6年度予算編成の基本方針」（令和5年12月8日閣議決定）
- 「令和7年度予算編成の基本方針」（令和6年12月6日閣議決定）

政策目標 1 - 2 についての評価結果

政策目標についての評定

B 進展が大きくない

評定の理由

令和 7 年度予算において、税収については、政府経済見通しや、直近の課税実績、企業収益の見通しなど、予算編成時に利用可能なデータや経済指標等を最大限活用して適切に見積りを行い、一般会計税収を78.4兆円と見込み、国会に提出しました。令和 7 年度税制改正において、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現し、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、0.7兆円の減収を見込むとともに、防衛力強化に係る財源確保のための法人税、たばこ税に関する税制措置を講じました。

また、できる限りの税外収入の確保にも努め、令和 7 年度の税外収入の見込みは8.5兆円となりました。このうち、2.7兆円は防衛力強化のための財源として確保したものです。さらに、税収の見積り等に関する情報を財務省ウェブサイトにおいて開示する等、引き続き国民への説明責任を果たすことに努めました。

その後、国会において、所得税の基礎控除の特例の創設による0.6兆円の減額修正及び税外収入の増額修正が行われ、令和 7 年度の一般会計税収の見込みは77.8兆円、令和 7 年度の税外収入の見込みは8.7兆円となりました。

一方で、物価上昇の影響やそれらへの対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、必要な歳入の確保について大きく進展したとは言い難い状況です。

施策 1 - 2 - 1 の評定が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

「令和 7 年度予算編成の基本方針」等の政府の方針に基づき、財政健全化の実現を目指していく上で、できるだけ公債の発行によらず、必要な歳入の確保に努めることは必要な取組です。

税収及び税外収入について適切な見積りを行うことを通して、公債の発行額を適切な水準とすることは、健全な財政を確保していく上で、有効な取組です。

また、適切な税収見積りのため、例えば法人税について、主要な大法人に対する調査、企業収益や景気動向に関する民間調査機関からのヒアリング等を効率的に実施しました。

施策

政1-2-1：必要な歳入の確保等

定性的な測定指標

【主要】 政1-2-1-B-1：必要な歳入の確保及び説明責任の向上

(目標の内容)

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めます。税制について、財源調達機能を果たすべく、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点や、適正・公平な課税を実現する観点からの見直しを進めていきます。

	また、「その他収入」について、現下の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。 なお、上記のような歳入に関する情報について、財務省ウェブサイトにおいて開示する方法等を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。
	(目標の設定の根拠) 安定的な税収基盤を構築し、適正・公平な課税を実現して、必要な税収の確保に努めるほか、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。 また、歳入に関する情報について、国民への説明責任の向上に努めるためです。

目標の達成度	△
実績及び目標の達成度の判定理由	令和 7 年度予算において、税収については、政府経済見通し等を踏まえ、一般会計税収を 78.4 兆円と見込むとともに、租税及び印紙収入予算の規模、見積りの大要及び各税の見積り方法等に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」として早期にとりまとめ、国会に提出しました。 令和 7 年度税制改正では、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現し、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、0.7 兆円の減収を見込むとともに、防衛力強化に係る財源確保のための法人税、たばこ税に関する税制措置を講じました。 また、「その他収入」について、可能な限りの税外収入の確保に努め、令和 7 年度の税外収入の見込みは 8.5 兆円となりました。このうち、2.7 兆円は防衛力強化のための財源として確保したものです。 その後、国会において、所得税の基礎控除の特例の創設による 0.6 兆円の減額修正及び税外収入の増額修正が行われ、令和 7 年度の一般会計税収の見込みは 77.8 兆円、令和 7 年度の税外収入の見込みは 8.7 兆円となりました。 さらに、上記のような歳入に関する情報を財務省ウェブサイトにおいて開示する等し、国民への説明責任の向上に努めました。 一方で、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改正等の取組も十分に行うことができていないことから、達成度は「△」としました。

施策についての評価	b 進展が大きい
評価の理由	測定指標が「△」であるものの、物価上昇の影響等を注視する必要があるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「b 進展が大きい」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「一般会計税収の推移」 ○参考指標 2 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標 1）】 ○参考指標 3 「歳入（一般会計）構成の推移」

政 1 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 一般会計税収の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

参考指標 2 : 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総 1 - 1 : 参考指標 1）】

参考指標 3 : 歳入（一般会計）構成の推移

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/basic_data/202504/sy202504b.pdf)

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後も、物価上昇の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めていきます。				
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の財政状況：「令和7年度一般会計歳入歳出概算」、「一般会計税収の推移」（財務省）				
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めました。				
政策目標に係る予算額等	令和4年度	5年度	6年度	7年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	主計局（総務課）、主税局（総務課）		政策評価実施時期	令和7年6月	

○ 政策目標 1 - 3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定めに則り、かつ、経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のあるり方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があります、そのための取組を進めています。 また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆるPDCAサイクルにおける、C（＝チェック）及びA（＝アクション）の機能を強化する必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
	政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実
	政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保
	政1-3-3：予算執行調査の実施
	政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等

関連する内閣の基本方針	○「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」（平成25年6月28日閣議決定）

政策目標 1 - 3 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	（予算執行に関する情報開示の充実） 府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、情報開示の状況を定期的に確認することで、予算執行の透明性の確保に努めました。 （円滑かつ効率的な予算執行の確保） 予算の執行に当たっては、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、社会情勢の変化等に伴う業務の複雑化・多様化、業務量の増加等へ対応するため、繰越事務の更なる効率化の取組として、繰越申請様式の改定等を行いました。また、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行ったことに加え、令和6年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、昨年度に引き続き被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました。 （予算執行調査の実施） 令和6年度予算執行調査においては、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の

	質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。 (各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等) 各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するため、文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和 5 年度に締結した契約に関する統計を取りまとめて公表を行い、契約の透明性を高めるよう努めました。 全ての施策について評価が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 予算執行の透明性の向上や適正な予算執行の確保は、次年度の予算編成等への反映にもつながる必要な取組です。 予算執行調査の実施については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、その調査結果を令和 7 年度予算に的確に反映しています。 また、繰越事務手続については、更なる効率化を図る観点から、繰越申請様式の改定等を行ったことに加え、被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行うとともに、令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、昨年度に引き続き繰越申請に係る添付書類の定型化など、被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じることなどにより、事務手続の効率化や予算の円滑な執行に資しており、有効性が認められると考えます。

施策	政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実

定性的な測定指標	
	[主要] 政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認
	(目標の内容) 各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。
	(目標の設定の根拠) 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成25年 6 月28日内閣官房行政改革推進本部事務局)に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力のもと、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにし、その開示状況を定期的に確認したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	各府省庁のウェブサイトで定期的に開示している予算執行等に係る情報を、財務省のウェブサイトから閲覧できるようにしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「各府省の予算執行情報ポータルサイト」

政 1 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 各府省の予算執行情報ポータルサイト

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/portalsite.htm)

施策	政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政1-3-2-B-1：円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組
	(目標の内容) 法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。
	(目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。

目標の達成度		○
実績及び目標の達成度の判定理由	予算の執行に当たっては、円滑かつ迅速な執行が確保されるよう努めるとともに、社会情勢の変化等に伴う業務の複雑化・多様化、業務量の増加等へ対応するため、繰越事務の更なる効率化の取組として、繰越申請様式の改定等を行いました。また、法令の定めに則り、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、経済的、効率的に予算執行がなされるよう努めました。 被災自治体等の事務負担軽減を推進する観点から、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化を引き続き行ったことに加え、令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興を着実に進める観点から、昨年度に引き続き繰越申請に係る添付書類の定型化など、被災自治体等の実情に応じた繰越事務手続の更なる事務負担軽減策を講じました。 以上のことから、達成度は「○」としました。	

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	予算の執行に当たっては、円滑かつ効率的に予算執行がなされるよう努めるとともに、災害復旧・復興事業に係る事故繰越事務手続の簡素化等を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政1-3-3：予算執行調査の実施

定性的な測定指標	
	[主要] 政1-3-3-B-1：予算執行調査の実施
(目標の内容)	予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。
(目標の設定の根拠)	予算執行の実態を把握し、予算の効率化を図られるようにするためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和 6 年度については、予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、専門家の知見の活用や実地調査の実施など、調査の質の向上を図りつつ、31 件の予算執行調査を実施しました（参考指標 1 参照）。 また、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表したことから、達成度は「○」としました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/hanei/index.html)

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、調査の質の向上を図りつつ、着実に調査を実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「予算執行調査の実施件数及び反映額」 ○参考指標 2 「調査結果（令和 6 年 6 月）」 ○参考指標 3 「調査結果（令和 6 年 10 月）」 ○参考指標 4 「反映状況（令和 7 年 1 月）」

政 1 - 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 予算執行調査の実施件数及び反映額

(単位：件、億円)

調査年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
調査件数	37	39	39	30	31
翌年度予算への 反映額	26	90	189	9	42
	—	—	—	—	—

(出所) 主計局司計課予算執行企画室調

(注) 翌年度予算への反映額の上段は歳出予算、下段は歳入予算への反映額である。

参考指標 2 調査結果 (令和 6 年 6 月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/sy0606/index.html)

参考指標 3 調査結果 (令和 6 年 10 月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/sy0610/index.html)

参考指標 4 反映状況 (令和 7 年 1 月)

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/hanei/index.html)

施策	政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等

定性的な測定指標

[主要] 政1-3-4-B-1：予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施

(目標の内容)

文書による要請及び会議・研修を実施します。

また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。

(目標の設定の根拠)

各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

補助金等予算の執行に関する手続等について文書により通知するとともに、財務局等繰越決算事務担当者会議や会計事務職員研修など、各種会議・研修を実施しました（参考指標 2 参照）。また、契約の透明性を高めるため、各省各庁が令和 5 年度に締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表し、随意契約の適正化に努めたことから、達成度は「○」としました。

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public_purchase/20250331_tokei..pdf)

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	文書による要請や各種会議・研修を実施するとともに、各省各庁が令和 5 年度に締結した契約について、「契約金額及び件数に関する統計」及び「随意契約に関する統計」を取りまとめて公表しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「会計検査院決算検査報告に掲記された不当事項等の推移」 ○参考指標 2 「会計事務職員研修等の実績」

政 1 - 3 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移

(単位：件)

事 項 別	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
A. 不当事項	205	157	265	285	294
B. 意見表示又は処置要求事項	14	15	19	20	22
C. 会計検査院の指摘に基づき改善処置を講じた事項（処置済事項）	22	20	22	28	22

(出所) 主計局司計課調

参考指標 2 会計事務職員研修等の実績

(単位：名)

研 修 名 (対象職員)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
会計事務職員研修 (各府省庁等、都道府県)	—	88	75	76	90
	100	99	111	100	122
政府関係法人会計事務職員研修 (政府関係法人)	110	124	122	122	189
会計事務職員契約管理研修 (各府省庁等、都道府県、政府関係法人)	—	98	118	122	147
予算担当職員初任者研修 (各府省庁等)	—	159	156	187	204
会計監査事務職員研修 (各府省庁等)	129	111	131	36	31

(出所) 会計センター研修部調

(注 1) 会計事務職員研修の上段は春季、下段は秋季の研修である。

(注 2) 令和 2 年度の会計事務職員研修（春季）、会計事務職員契約管理研修及び予算担当職員初任者研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 法令や予算との整合性等に留意し、円滑かつ効率的な予算執行の確保に努めます。 予算が効率的かつ効果的に執行されるよう、様々な視点から、より深度のある予算執行調査を実施するとともに、予算執行に関する情報開示の充実、各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修の効果的な実施及び随意契約の適正化に努めます。 また、予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保を図るため、予算執行状況について調査の着実な実施等に取り組むために必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	予算執行に関する情報開示を充実し、適正かつ効率的な予算執行を確保するため、引き続き、財務省ウェブサイトから各府省庁の予算執行に関する情報開示を閲覧できるようにするとともに、法令及び予算に則った予算執行に係る各手続の適切な審査や各府省庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修等の効果的な実施、入札契約の改善や随意契約の適正化の推進に努めました。また、予算執行調査については、専門家の知見の活用や実地調査の実施など、より深度のある調査を実施しました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	603,447千円	586,546千円	589,272千円	654,165千円	
	(項) 財政健全化推進費	418,339千円	410,707千円	412,164千円	473,148千円	
	(事項) 適正な予算執行の確保に必要な経費	42,983千円	43,207千円	43,052千円	40,943千円	行政事業レビューの対象外
	(事項) 会計センターに必要な経費	375,356千円 (注 1)	367,500千円 (注 1)	369,112千円 (注 1)	432,205千円 (注 1)	行政事業レビューの対象外
	(項) 財務局業務費	185,108千円	175,839千円	177,108千円	181,017千円	
	(事項) 適正な予算執行の確保に必要な経費	185,108千円	175,839千円	177,108千円	181,017千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	△4,973千円	—	△35千円		
	繰越等	3,881,779千円	3,993,173千円	N. A.		
	合 計	4,480,253千円	4,579,719千円	N. A.		
執行額		4,261,345千円	4,384,230千円	N. A.		
(概要) 適正な予算執行の確保に必要な経費や会計センターに必要な経費として、各省庁の予算を執行するための会計事務処理等に係る経費等 (注 1) 政府情報システム関連予算 (官庁会計システム (予算事業 ID:020140)、歳入金電子納付システム、会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム) は、デジタル庁所管 (組織) デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。 (注 2) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	主計局 (総務課、司計課、法規課)、会計センター	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 1 - 4 : 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国の決算は、国会の議決によって成立した予算の執行実績を示すものであり、一会計年度における収入・支出の実績を計算、整理、記録したものです。したがって、決算は予算のような規範性はなく、政府が「財政法」（昭和22年法律第34号）、「会計法」（昭和22年法律第35号）等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。

このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

政1-4-2：令和5年度歳入歳出決算の国会への早期提出

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標 1 - 4 についての評価結果

政策目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

（予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告）

予算使用の状況は四半期ごとに、国庫歳入歳出状況は毎月、官報及びウェブサイトに掲載しました。また、令和5年度決算概要は、令和6年7月31日に記者発表を行うとともに、ウェブサイトに掲載しました。

（令和5年度歳入歳出決算の国会への早期提出）

平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているところ、令和5年度歳入歳出決算については、令和6年9月3日に会計検査院へ送付し、同年11月29日に国会に提出しました。

しかしながら、令和6年11月29日に令和5年度歳入歳出決算とともに国会に提出した「令和5年度決算の説明」に誤りが見つかったため、令和6年12月20日に国会へ正誤表を提出するとともに、各省各庁等に再発防止の徹底を周知しました。

施策1-4-1の評定は「s 目標達成」、施策1-4-2の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	財政状況についての透明性の確保や説明責任の向上及びその早期公表は極めて重要であり、予算編成や予算執行へ反映していくためにも国の財政状況や施策の結果を適確に開示した決算の作成は必要かつ有効な取組です。
	令和５年度歳入歳出決算を早期に取りまとめ、可能な限り早期に国会へ提出したことは、決算結果等の令和７年度予算等への反映や、国会における決算審議の充実に資する観点から有効な取組です。
	なお、令和５年度歳入歳出決算の国会提出にあたり、会計事務の電子化等により事務の効率化に努めています。

施策	政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

定量的な測定指標							
[主要] 政1-4-1-A-1：予算 使用の状況、国庫 歳入歳出状況及び 決算概要の定期的 な公表状況	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	予算使用 の状況	5回	5回	5回	5回	5回
		国庫歳入 歳出状況	15回	15回	15回	15回	15回
		決算概要	1回	1回	1回	1回	1回
	実績値		全て達成	全て達成	全て達成	全て達成	全て達成
(出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。 ※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。							

目標の達成度	・ 予算使用の状況 ○ ・ 国庫歳入歳出状況 ○ ・ 決算概要 ○
目標の達成度の判定理由	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算の概要について、国民及び国会に対して適時適切に報告しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

政 1 - 4 - 1 に係る参考情報

予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

憲法第91条及び財政法第46条において、内閣には国会及び国民に対する財政状況の報告が義務付けられていますが、近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。具体的な内容及び掲載方法は次のとおりです。

- (1) 「令和 6 年度財政法第46条に基づく国民への財政報告（うち令和 4 年度決算に関すること）」：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/46_report/fy2024.html)
- (2) 「予算使用の状況（財務省調査）」（財政法第46条第 2 項の規定に基づくもので四半期毎）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/budget_use/index.htm)
- (3) 「国庫歳入歳出状況」（毎月）：官報及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/revenue_and_expenditure/index.htm)
- (4) 「令和 5 年度決算概要（見込み）」：記者発表及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2023/index.html)
- (5) 「令和 5 年度決算概要」：記者発表及びウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2023/index.html)
- (6) 「令和 5 年度決算の国会提出」：ウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2023/ke0611.html)
- (7) 「令和 5 年度決算書の情報」：ウェブサイト掲載
(<https://www.bb.mof.go.jp/archive/reiwa5.html>)
- (8) 「令和 5 年度決算の説明」：ウェブサイト掲載
(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/account/fy2023/ke_setsumei05.html)

（注）国の決算は、年度末である 3 月 31 日までに収入又は支出の原因が発生しているものは、原則としてその年度の収入又は支出として整理することとなり、翌年度の 7 月 31 日まで、現金の出納の完結に必要な整理期間を設けている。

施策	政1-4-2：令和 5 年度歳入歳出決算の国会への早期提出

定量的な測定指標						
政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日	年度	令和 2 年度 (元年度決算)	3 年度 (2 年度決算)	4 年度 (3 年度決算)	5 年度 (4 年度決算)	6 年度 (5 年度決算)
	目標値	2. 9 月初旬	3. 9 月初旬	4. 9 月初旬	5. 9 月初旬	6. 9 月初旬
	実績値	2. 9. 4	3. 9. 3	4. 9. 2	5. 9. 1	6. 9. 3
（出所）主計局司計課調 （目標値の設定の根拠） 平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に 2 ヶ月程度の期間を要していることから 9 月初旬を目標とするものです。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 5 年度歳入歳出決算については、令和 6 年 9 月 3 日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出（会計年度翌年の 11 月 20 日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
[主要] 政1-4-2-A-2: 歳入歳出決算の国会への提出日	年度	令和 2 年度 (元年度決算)	3 年度 (2 年度決算)	4 年度 (3 年度決算)	5 年度 (4 年度決算)	6 年度 (5 年度決算)
	目標値	2. 11. 20 前後	3. 11. 20 前後	4. 11. 20 前後	5. 11. 20 前後	6. 11. 20 前後
	実績値	2. 11. 20	3. 12. 6	4. 11. 18	5. 11. 20	6. 11. 29
(注 1) 令和 2 年度歳入歳出決算の国会提出が令和 3 年 12 月 6 日となったのは、臨時国会開会が令和 3 年 12 月 6 日であったためです。 (注 2) 令和 5 年度歳入歳出決算の国会提出が令和 6 年 11 月 29 日となったのは、臨時国会開会が令和 6 年 11 月 28 日であったためです。 (出所) 主計局司計課調 (目標値の設定の根拠) 平成 15 年に参議院から会計年度翌年の 11 月 20 日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 5 年度歳入歳出決算については、会計検査院へ早期に送付し、昨年に引き続き 11 月 20 日前後に国会提出が可能となるよう必要な作業を行いました。国会閉会中のため令和 6 年 11 月 20 日前後に国会提出ができなかったことから、臨時国会開会後の令和 6 年 11 月 29 日に提出しました。そのため達成度は「○」としました。

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	令和 5 年度歳入歳出決算については、会計検査院へ早期に送付し、昨年に引き続き 11 月 20 日前後に国会提出が可能となるよう必要な作業を行いました。国会閉会中のため令和 6 年 11 月 20 日前後に国会提出ができなかったことから、令和 6 年 11 月 29 日に提出しました。 また、決算審議の参考に供するために作成している「決算の説明」についても、可能な限り、事務・事業の計画と実績、各主要経費における事項別の 5 箇年間の執行状況等定量的データを積極的に取り入れるなど、各種の分析や評価に資するものを掲載するよう各省各庁に要請し、分かりやすい資料の作成に努めました。 しかしながら、令和 6 年 11 月 29 日に令和 5 年度歳入歳出決算とともに国会に提出した「令和 5 年度決算の説明」に誤りが見つかったため、決算審議が始まる前の令和 6 年 12 月 20 日に国会へ正誤表を提出するとともに、財務省ウェブサイトにて訂正後のものを掲載しました。 今後、このようなことが生じないよう、令和 7 年 2 月に開催した会議において、各省各庁等に対し、再発防止の徹底を周知しました。

	以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるものの、「令和 5 年度決算の説明」において誤りが見つかり、国会へ正誤表の提出を行ったことなどを踏まえ、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	年度途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算の概要について、正確性を確保しつつ、国民及び国会に対し適時適切に報告します。また、令和 6 年度歳入歳出決算については、令和 5 年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、令和 7 年 11 月 20 日前後には国会提出が可能となるよう努めます。 また、今後、決算の説明に誤りが生じないように、今回の誤りの原因を分析し、各省各庁の意見も踏まえ、作業チェックマニュアルの整備や研修の実施に加え、システム改修の検討など、再発防止に取り組みます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	近時の財政に対する国民の関心の高まりも踏まえつつ、財政に関する透明性の確保や説明責任を果たす観点から、引き続き官報やウェブサイトを活用し、その広報、公開に努めたところです。 令和 5 年度歳入歳出決算については、国会等の議論も踏まえ、国会における決算審議の充実等に資する観点から、会計検査院へ早期に送付し、昨年に引き続き 11 月 20 日前後に国会提出が可能となるように必要な作業を行いました。国会閉会中のため令和 6 年 11 月 20 日前後に国会提出ができなかったことから、臨時国会開会後の令和 6 年 11 月 29 日に提出しました。

政策目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業 ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	主計局（司計課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 1－5：地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

令和 6 年度の地方の財政状況については、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じず、臨時財政対策債の発行も前年度より縮減されるものの、引き続き、歳入面・歳出面における改革を進めていく必要があります。

地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。

このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。

また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（用語集参照）黒字化を目指し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年 6 月15日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年 6 月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和 2 年 7 月17日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和 3 年 6 月18日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「令和 6 年度予算編成の基本方針」（令和 5 年12月 8 日閣議決定）
- 「令和 7 年度予算編成の基本方針」（令和 6 年12月 6 日閣議決定）

政策目標 1－5 についての評価結果

政策目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

「令和 7 年度地方財政計画」において、総務省との調整の結果、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準としつつ、臨時財政対策債の発行額を制度創設以来初めてゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還額を増額するなど、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）等に沿って適切に事務を遂行しています。

一方で、物価上昇への対応等の財政への影響を注視する必要があります。

施策 1－5－1 の評定が「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 地方財政に関する事務の適切な遂行は、「骨太の方針2024」をはじめとする政府の方針に沿った「令和 7 年度地方財政計画」の策定等にあって、必要な取組です。 国・地方間の諸課題について、総務省との調整・協議を円滑に行い、上記の通り効率的に取り組んでいます。

施策	政1-5-1：地方の歳入面・歳出面の改革

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政1-5-1-B-1：地方の歳入面・歳出面の改革
	(目標の内容) 国の財務の総括や財政資金の効率的配分の観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。
	(目標の設定の根拠) 「骨太の方針2024」に、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」としているほか、2025年度から2027年度までの3年間について、「これまでの歳出改革努力を継続する」と定められており、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」と定められているためです。

目標の達成度	
目標の達成度の判定理由	○
	「令和 7 年度地方財政計画」において、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しつつ、税収が伸びる中で地方の歳出規律を維持すること等により、臨時財政対策債の発行額を制度創設以来初めてゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還額を増額するなど、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	
評価の理由	a 相当程度進展あり
	「令和 7 年度地方財政計画」において、地方の歳入面・歳出面における改革に取り組み、地方の一般財源の総額について前年度と実質的に同水準を確保しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるものの、物価上昇への対応等の財政への影響を注視する必要があるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「地方財政計画」 ○参考指標 2 「地方向け補助金等の全体像」 ○参考指標 3 「地方の一般財源総額について」

政 1 - 5 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 令和 7 年度地方財政計画 (通常収支分)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000990097.pdf 26P)

参考指標 2 : 地方向け補助金等の全体像

(https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/28.pdf)

参考指標 3 : 地方の一般財源総額について

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000990097.pdf 2P)

評価結果の反映	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や、地方交付税の制度改革等の諸課題について総務省と調整を行っていきます。				
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の地方財政状況：「令和 7 年度地方財政計画」(総務省)、「地方向け補助金等の全体像」(財務省)				
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	国・地方の財政の健全化に向けて、地方歳出の改革や地方交付税の制度改革等について総務省と調整を行いました。				
政策目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	主計局 (主計官 (総務、地方財政、財務係担当)、主計企画官 (調整担当))、主税局 (総務課)、理財局 (計画官 (厚生労働・文部科学、国土交通、地方企画、地方財務審査、地方運用係担当))		政策評価実施時期	令和 7 年 6 月	

○ 政策目標 1 - 6 : 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。

また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。

国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-6-1 : 国の財務書類の作成・公表等

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標 1 - 6 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から、令和 5 年度決算分を令和 7 年 1 月 24 日に財務省ウェブサイトで公表しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました。

特別会計財務書類については、令和 5 年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました（令和 7 年 1 月 24 日）。

また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類についても、国民に対してよりわかりやすい説明をするためにパンフレットを作成し、令和 7 年 3 月 28 日に財務省ウェブサイトで公表を行いました。

さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報的的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が 1 月、事業別フルコスト情報が 3 月に公表されました。事業別フルコスト情報については、本取組になじむ事業の選定を各府省と協力しながら進めていく方針の下、受益者負担事業型について事業数を追加することで、より内容の充実を図りました。

施策 1 - 6 - 1 の評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 企業会計の慣行を参考とする特別会計の財務書類については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)第19条及び第20条の規定に基づき作成・公表しており、一般会計及び全特別会計から構成された国の財務書類については、国民への説明責任向上等のため、財政制度等審議会の報告等に基づき平成15年度決算分から作成・公表しています。これらは、公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営に必要な取組と言えます。 発生主義等の企業会計の考え方や手法を活用することで、国の財政状況をストック(資産・負債)やフロー(業務費用・財源)といった情報で一覧的に分かりやすく開示することが可能となり、国民に対する説明責任の履行の向上等につながっています。 財務書類作成システムの運用等により、昨年度に引き続き、国の財務書類(一般会計・特別会計)を令和6年度内に公表しています(令和7年1月)。また、財務書類等の公表についても、ウェブサイトを活用するなど効率化に取り組んでいます。

施策	政1-6-1: 国の財務書類の作成・公表等

定量的な測定指標						
[主要] 政1-6-1-A-1: 国の財務書類(一般会計・特別会計)の公表日	年度	令和2年度 (元年度分)	3年度 (2年度分)	4年度 (3年度分)	5年度 (4年度分)	6年度 (5年度分)
	目標値	3年1月下旬	4年1月下旬	5年1月下旬	6年1月下旬	7年1月下旬
	実績値	3.1.29	4.1.25	5.1.27	6.1.26	7.1.24
(出所) 主計局法規課調 (目標値の設定の根拠) 「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」(平成18年6月14日財政制度等審議会)において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和7年1月下旬とした目標値のとおり、令和7年1月24日に公表したことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
政1-6-1-B-1: 国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表	(目標の内容) 国の財務書類のポイント(パンフレット)やガイドブック等において、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。

	(目標の設定の根拠) 「財務書類等の一層の活用に向けて」(平成27年4月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会)等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	国の財務書類のポイント(パンフレット)の図表をより見やすくなるよう工夫するなど内容を充実させ、国民に対してより分かりやすい説明を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国の財務書類の作成・公表に関しては、国の予算・決算等の国会審議での活用等の観点から1月下旬の公表を目標とし、令和5年度決算分を令和7年1月24日に財務省ウェブサイトにて公表を行っており、目標を達成しました。また、公表に当たっては、国民に対してより分かりやすい説明のため、国の資産、負債、業務費用等の構造や経年変化等を解説したパンフレットを作成するとともに、ビジュアルレポートツールであるダッシュボードによる公表も実施することで、開示情報の充実を図りました。 特別会計財務書類については、令和4年度決算分に引き続き、令和5年度決算分を会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました(令和7年1月24日)。 また、国の業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結した連結財務書類についても、国民に対してよりわかりやすい説明をするためにパンフレットを作成し、令和7年3月28日に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。 さらに、各府省の作成する省庁別財務書類や事業別フルコスト情報についても、国民に情報の的確な開示が行われるよう内容の審査を行うとともに、各府省の求めに応じ助言を行い、全ての府省において省庁別財務書類が1月、事業別フルコスト情報が3月に公表されたところです。事業別フルコスト情報については、本取組になじむ事業の選定を各府省と協力しながら進めていく方針の下、受益者負担事業型について事業数を追加することで、より内容の充実を図りました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況(令和5年度分)」

政 1 - 6 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況 (令和 5 年度分)

日付	種 類	備 考
令和 7 年 1 月 24 日	国の財務書類 (令和 5 年度分)	説明資料もあわせて作成・公表
	令和 5 年度特別会計財務書類	「特別会計に関する法律」第 19 条に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出
	令和 5 年度省庁別財務書類	各府省において、同日に公表

(出所) 主計局法規課公会計室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 令和 6 年度決算分の国の財務書類について、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努め、予算の審議等に活用するために、令和 8 年 1 月に公表します。さらに省庁別財務書類等についても、各府省より的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行います。 また、令和 8 年度の予算要求については、令和 7 年度決算分の国の財務書類の令和 9 年 1 月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	国の財務書類については、令和 4 年度決算分に引き続き、より充実した説明資料も併せて作成・公表し、国民に対する分かりやすい説明に努めました。特別会計財務書類については、会計検査院の検査を経た上で国会へ提出しました。さらに省庁別財務書類についても、各府省より的確な財務情報の開示がなされるよう必要な助言等を行いました。 また、事業別フルコスト情報を各府省が作成・公表するにあたって、的確な情報開示が行われるように必要な助言等を行いました。 令和 7 年度の予算要求については、令和 6 年度決算分の国の財務書類の令和 8 年 1 月公表等に向けて、引き続き企業会計の考え方などの高度で専門的な知識を有する公認会計士に省庁別財務書類等の審査、国の財務書類の作成補助等を業務委託するための経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	12,386千円	11,229千円	11,974千円	13,113千円	
	(項) 財政健全化推進費	12,386千円	11,229千円	11,974千円	13,113千円	
	(事項) 財務書類の作成・公表に必要な経費	12,386千円	11,229千円	11,974千円	13,113千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	12,386千円	11,229千円	N. A.		
執行額		10,208千円	10,208千円	N. A.		
(概要) 国の財務書類の作成・公表等 (注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年11月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	主計局（法規課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

- 政策目標 2 - 1 : 物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

政策目標の内容及び 目標設定の考え方

物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けて、令和 6 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。

併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組みしていきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政2-1-1 : 物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

政2-1-2 : 税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第 217 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「第 217 回国会 財務大臣財政演説」(令和 7 年 1 月 24 日)
- 「第 213 回国会 総理大臣施政方針演説」(令和 6 年 1 月 30 日)
- 「第 213 回国会 財務大臣財政演説」(令和 6 年 1 月 30 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)
- 「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」(令和 5 年 6 月 30 日税制調査会)
- 「諮問」(令和 6 年 1 月 25 日税制調査会)
- 「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年 12 月 27 日閣議決定)
- 「令和 6 年度税制改正の大綱」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)

政策目標 2 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

令和 6 年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、税制に関する広報にも積極的に取り組みました。

令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げを行いました。その上で、国会における法案の修正により、低～中所得の方の税負担への配慮から、基礎控除の特例として、所得額に応じた上乘せを行いました。就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行うこととしました。老後に向けた資産形成を促進する観点

	から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等を引き上げることとしました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充いたしました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に成立しました。 施策2-1-1、2-1-2の評定は「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 令和7年度税制改正は、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現し、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。 また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を、税制改正プロセスにおける各府省等との議論において活用すること等により、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。 （令和6年度行政事業レビューとの関係） ・ 諸外国の税制に関する調査 今後の税制の制度設計に資することを目的として諸外国の税制に関する委託調査を行っており、本委託調査の実施に当たっては、「総合評価基準や調達日程の適正な確保に引き続き努める。」との令和6年度の行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、適切な総合評価基準の設定に取り組むとともに、競争性を確保する観点から委託先となりうる業者の一般的な繁忙期を勘案した調査時期の柔軟化に努めるなど、調査の効率的な執行に取り組みました。 また、成果物を今後の税制改正の検討に有効に活用できるよう、調査分野の選定段階においては、昨今の経済情勢や我が国が抱える中長期的な課題等を踏まえ関係部局とも密に協議し、調査分野の決定後は、調査対象項目の精査及び調査開始後の委託先事業者とのやりとりの緊密化による調査の質の向上等に取り組みました。（予算事業 I D001358）

施策	政2-1-1：物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政2-1-1-B-1：令和6年度税制改正の着実な実施と令和7年度税制改正の検討 （目標の内容） 令和6年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、令和7年度税制改正の内容を検討していきます。

(目標の設定の根拠)

「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 6 年度税制改正の内容については、パンフレットの作成・配布のほか、令和 5 年度税制改正に続いて解説動画も作成して、財務省公式 Y o u T u b e チャンネルで公開、財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS などを通じた情報提供を積極的に行いました。また、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等を通じて、詳しく各制度の丁寧な説明を行い、活用を促しました。

令和 7 年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げを行いました。その上で、国会における法案の修正により、低～中所得の方の税負担への配慮から、基礎控除の特例として、所得額に応じた上乘せを行いました。就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行うこととしました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び i D e C o）の拠出限度額等を引き上げることとしました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充いたしました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に成立しました。

また、税制調査会においては、令和 6 年 11 月の総会における内閣総理大臣の発言を踏まえ、経済社会の構造変化などを踏まえた今後の税制のあり方等について中長期的な視点からの議論が行われるとともに、3 つの専門家会合（EBPM、長寿税制、納税環境整備）の下で、中小企業税制に係る租税特別措置などの検証や、長寿社会における税制の在り方、税務手続のデジタル化による納税者利便の向上と適正公平な課税の実現に向けた議論が行われました。

更に、国際課税については、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、国際的な議論に積極的に貢献しました。

以上を踏まえ、達成度は「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

令和 6 年度税制改正の内容を着実に実施するとともに、令和 7 年度税制改正では、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。

また、税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方等について議論を行いました。

更に、OECD/G20の「BEPS 包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。

以上を踏まえ、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」 ○参考指標 2 「諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較」 ○参考指標 3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」 ○参考指標 4 「個人所得課税の税率等の推移」 ○参考指標 5 「主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦 2 人（片働き）の給与所得者）」 ○参考指標 6 「法人税率の推移」 ○参考指標 7 「諸外国における法人実効税率の比較」 ○参考指標 8 「諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較」 ○参考指標 9 「相続税の主な改正の内容」 ○参考指標 10 「主要国における相続税負担率の比較（配偶者＋子 2 人）」 ○参考指標 11 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総 1-1：参考指標 1）】 ○参考指標 12 「税収比率の推移」【再掲（総 2-1：参考指標 1）】 ○参考指標 13 「一般会計税収の推移」【再掲（総 2-1：参考指標 2）】

政 2 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a05)

参考指標 2：諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j01.htm#a03)

参考指標 3：令和 6 年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/06taikou_08.htm)

参考指標 4：個人所得課税の税率等の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a02)

参考指標 5：主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦 2 人（片働き）の給与所得者）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j02.htm#a05)

参考指標 6：法人税率の推移

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a02)

参考指標 7：諸外国における法人実効税率の比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a04)

参考指標 8：諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a02)

参考指標 9：相続税の主な改正の内容

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e02.htm#a03)

参考指標 10：主要国における相続税負担率の比較（配偶者＋子 2 人）

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j05.htm)

参考指標11：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総 1 - 1：参考指標 1）】

参考指標12：税収比率の推移【再掲（総 2 - 1：参考指標 1）】

参考指標13：一般会計税収の推移【再掲（総 2 - 1：参考指標 2）】

施策	政2-1-2：税制についての広報の充実

定量的な測定指標						
政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数 (単位：人)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加
	実績値	32, 087	32, 737	33, 135	33, 585	34, 029
(出所) 大臣官房文書課広報室調 (目標値の設定の根拠) 税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	実績値のとおり、税制メールマガジン登録者数が増加したことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
政2-1-2-A-2：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ） (単位：%)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	80	80	85	85	85
	実績値	85. 7	91. 3	91. 1	88. 5	87. 5
(注) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の 5 段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。 (出所) 主税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	直近の実績値を踏まえ、令和 6 年度においては目標値を「85」に設定したところ、実績値のとおり税制関連ウェブサイトの充実が図られたことから、達成度は「○」としました。具体的には、財務省ウェブサイトのピックアップ情報に、税制についての広報活動を積極的に掲載するなどしました。

定性的な測定指標

【主要】 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況

(目標の内容)

パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS等を通じた情報提供、オンライン会議等も積極的に活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報提供や、子育て世代や、将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の実施に向けた取組を進めます。

(目標の設定の根拠)

国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	具体的な取組として、将来の社会を担う小学生・中学生やその保護者に税の意義や役割を正しく理解してもらうことを目的として、税制に関する学習用アニメーション動画を制作しました。 また、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け夏休み自由研究用コンテンツをまとめたサイトに「どっちの世界を体験する？税金ありなし人生すごろくゲームをつくろう」等のコンテンツを作成しました。 令和 3 年度及び令和 5 年度に発行した、小学生に人気の学習用コンテンツとコラボした税金ドリル（小学生向けの冊子）について、引き続き希望者への無償配布を行いました。税金ドリルは、学校の教員や税務署の職員などが小学校などで行う租税教育でも活用されています（令和 6 年度の配布実績：約14万 3 千冊）。 国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布（「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」）のほかに、税制改正の内容を動画化し、財務省公式 Y o u T u b e チャンネルで公開しました（令和 6 年度末時点での視聴回数：約 8 千回）。 また、オンライン会議等も活用し、税制に関する講演や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。 税制メールマガジンについては、税制をめぐる最近の動きや税制改正の内容を解説するほか、各税目に関する歴史や豆知識を紹介するなど、引き続き魅力的な情報発信に努めました。 なお、各種の広報の取組については、財務省の公式 X でも積極的に発信しました。

	その他、アンケート調査を通じて、税制に関する広報活動が税の専門家にどの程度認知・理解されているのか調査しました。調査結果を踏まえて、今後の広報活動の改善を行います。 上記実績のとおり、国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNSを通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、若者を中心とした幅広い世代をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。 以上を踏まえ、全ての指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」

政 2 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計 (単位：件)

	令和 6 年度
財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数の合計	60,189

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 上記は、財務省ウェブサイト内に開設している税制に関するページ (https://www.mof.go.jp/tax_policy) へのアクセス件数。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討を行います。 また、税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。 なお、令和 8 年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	○ 税制自体を分かりやすく簡素なものにしていく努力も必要であるが、それを分かりやすく発信していくこと自体も大事。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国税制の現状に関する資料：「所得・消費・資産等の税収構成比の推移」、「諸外国における国民負担率の内訳の比較」等

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	(我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討) 令和 7 年度税制改正では、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現し、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立しました。 租税特別措置を含めた税制改正を行うにあたっては、要望時において各府省等に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省等との議論において活用しました。 更に、税制調査会においては、税制に関する E B P M の視点、経済社会の構造変化に伴うデジタル化や長寿社会における税制のあり方などについて、専門家会合において議論がキックオフされました。 (税制についての広報の充実) 税制に関するパンフレットの作成・配布、動画・財務省ウェブサイト・税制メールマガジン・SNS を通じた情報発信、オンライン会議等も活用した講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施しました。また、若者世代を中心とした幅広い世代をターゲットとした働きかけの強化等、新たな広報活動の取組を進めました。 なお、令和 7 年度の予算要求については、当該政策目標の達成に向けて必要となる、企画・立案の整備、調査研究、各種広報活動等の経費を適切に確保するように努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	159,162千円	158,378千円	158,687千円	150,147千円	
	(項) 税制企画立案費	159,162千円	158,378千円	158,687千円	150,147千円	
	(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	159,162千円	158,378千円	158,687千円	150,147千円	
	内 諸外国の税制に関する調査	25,047千円	25,410千円	25,410千円	24,631千円	001358
	補正予算	△1,199千円	△1,191千円	△1,646千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	157,963千円	157,187千円	N. A.		
執行額		132,755千円	113,560千円	N. A.		

(概要)

税制の企画立案に必要な経費です。

(注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 3 - 1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

我が国の財政は極めて厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。第213回国会財務大臣財政演説においても、「国債管理政策につきましては、借換債を含む国債発行総額が約182兆円と、依然として極めて高い水準にある中で、市場動向も踏まえつつ、引き続き市場との緊密な対話に基づき安定的な国債発行に努めてまいります。」と言及されているところです。

こうした中、国債発行当局としては、

- 1 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、
- 2 中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保する

という基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上

政3-1-3：保有者層の多様化

政3-1-4：市場との対話等

政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組

関連する内閣の基本方針

○「第217回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日）

○「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和 6 年 1 月 30 日）

政策目標 3 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行計画の策定・変更を行い、確実かつ円滑な国債発行を行ったほか、中長期的な調達コスト抑制のため、市場との対話を丁寧に行いました。

全ての施策について評定が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析

（必要性・有効性・効率性等）

本政策目標「国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」は、極めて厳しい財政状況下で、必要とされる財政資金を確実に調達し、円滑な財政基盤を確保するために必要かつ有効な取組と考えられます。

令和 6 年度は、市場のニーズ・動向等を踏まえ国債市場の流動性維持・向上に資する施策を実施しました。また、令和 7 年度国債発行計画の策定等にあたり、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場との対話を丁寧に行いつつ、国債の年限・発行額を設定するなど効率的に施策を実施しました。

施策	政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

定性的な測定指標	
	[主要]政3-1-1-B-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行
	(目標の内容) 令和6年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行っていきます。 また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実に円滑に実施します。 さらに、翌年度の国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。
	(目標の設定の根拠) 大量の国債発行が続く中で、国債の確実に円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行を行うことが重要であるためです。 また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実に低コストで調達する上で重要であるためです。 さらに、翌年度の国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定を行っていく必要があります。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和6年度当初計画においては、国債発行総額が182.0兆円（対前年度当初比23.8兆円減）となる中、カレンダーベース市中発行額を171.0兆円（対前年度当初比19.3兆円減）としました。さらに、市場のニーズを踏まえつつ、コロナ禍に短期化した年限構成の平時化を図りました。当該計画に沿って、市場のニーズ・動向や市場参加者との意見交換等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。 令和6年11月29日には、令和6年度補正予算編成に伴い、令和6年度国債発行計画を変更しました。新規国債（建設国債及び特例国債）の増加（対当初比6.7兆円増）や、借換債等の減額により、国債発行総額は187.5兆円（対当初比5.5兆円増）となりました。また、消化方式別発行額については、短期国債市場の需給が極めて逼迫していたことを踏まえ、カレンダーベース市中発行額のうち短期国債を2.4兆円増額するとともに、個人向け国債の販売額の上振れの反映等により3.1兆円増額することにより対応しました。 令和6年2月に発行を開始した「クライメート・トランジション利付国債」については、令和6年12月に令和5年度発行分に係る資金充当レポートを公表しました。また、令和6年度は10年クライメート・トランジション利付国債を合計約7,000億円、5年クライメート・トランジション利付国債を約7,000億円、合計約1.4兆円発行しました。 国債、政府短期証券及び借入金の入札実施日・発行額等については、事前に周知するとともに、入札結果の発表 (https://www.mof.go.jp/jgbs/auction/calendar/index.htm) を、当日所定の時刻に行うなど、一連の入札業務を円滑かつ確実に実施し、入札参加者にとって予見可能性の高い運営に努めました。

	令和 7 年度国債発行計画については、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、丁寧に市場との対話を行い、令和 6 年 12 月 27 日に公表しました。年限構成については、市場のニーズ・動向等を踏まえています。 具体的には、国債発行総額が 176.9 兆円（対前年度当初比 5.1 兆円減）となる中、カレンダーベース市中発行額を 172.3 兆円（対前年度当初比 1.3 兆円増）としました。需給が極めて逼迫している短期国債や、銀行等による需要が期待される 5 年債を増額した上で、40 年債・30 年債について、主要投資家である生命保険会社からの需要減退を踏まえ減額しました。 加えて、令和 7 年度国債発行計画の策定にあわせ、国債の保有促進に向けた取組を公表しました。銀行等の投資需要を踏まえ、短期金利に連動した変動利付国債について、今後の発行に向けて具体的に準備することとしています。また、安定保有者層の拡大に向け、個人向け国債の販売対象に非営利法人や非上場法人等を含めることを検討していくこととしています。 なお、令和 7 年 3 月 5 日に衆議院における令和 7 年度予算の修正議決（令和 7 年 3 月 4 日）を踏まえ、国債発行計画を変更しました。 令和 7 年度国債発行計画（当初（変更後））（令和 7 年 3 月 5 日公表） https://www.mof.go.jp/jgbs/issuance_plan/fy2025/index.html 上記実績のとおり、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・計画の策定を行ったことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政 3-1-1-B-2：適切な債務管理 (目標の内容) 借換債の発行額の将来推計等を活用し、翌年度の国債発行計画の策定を行います。 また、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、必要に応じて適切に買入消却を実施します。 (目標の設定の根拠) 国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要であるためです。同時に、発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。

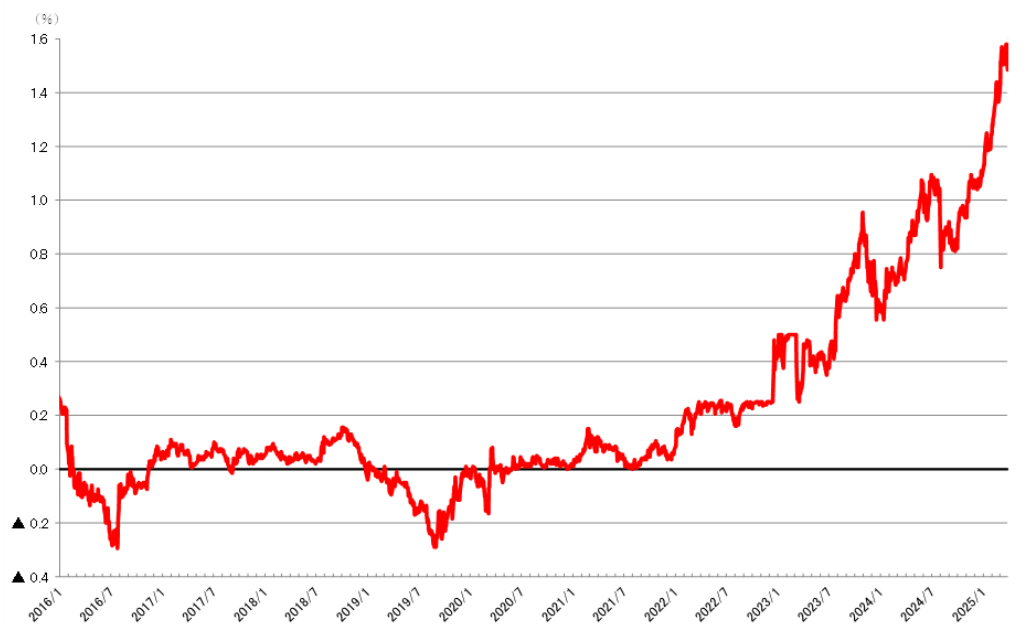
目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	借換債の発行額の将来推計等の分析を行い、令和 7 年度国債発行計画を策定する際の参考としました。 買入消却については、国債市場特別参加者会合等における市場参加者の声や市場の変化を踏まえ、物価連動債を対象として総額 2,404 億円実施しました。 上記実績のとおり、借換債の発行額の将来推計等の定量的な分析や、買入消却の実施を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和 6 年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、買入消却を継続する等、適切な債務管理を行いました。 また、令和 7 年度国債発行計画の策定に当たり、借換債の発行額の将来推計等も参考とした上で、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場との対話を丁寧に行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「10 年新発債利回りの推移」 ○参考指標 2 「国債のイールドカーブ」 ○参考指標 3 「国債の年限間スプレッドの推移」 ○参考指標 4 「借換債発行額の将来推計」 ○参考指標 5 「買入消却実施実績」

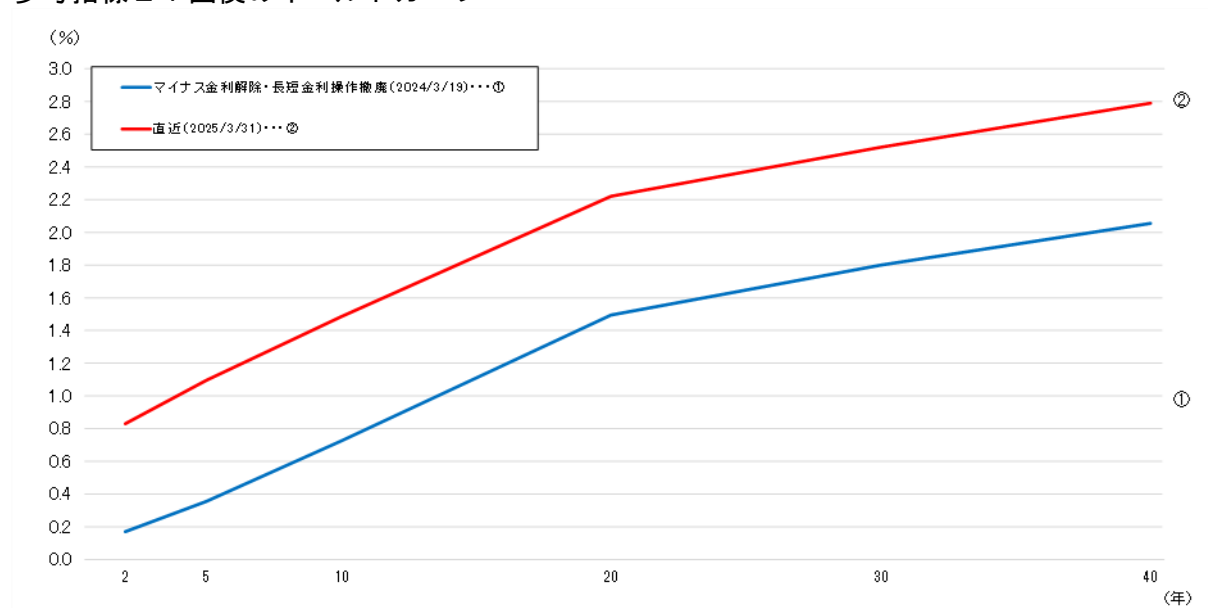
総 3 - 2 に係る参考情報 政 3 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 10 年新発債利回りの推移



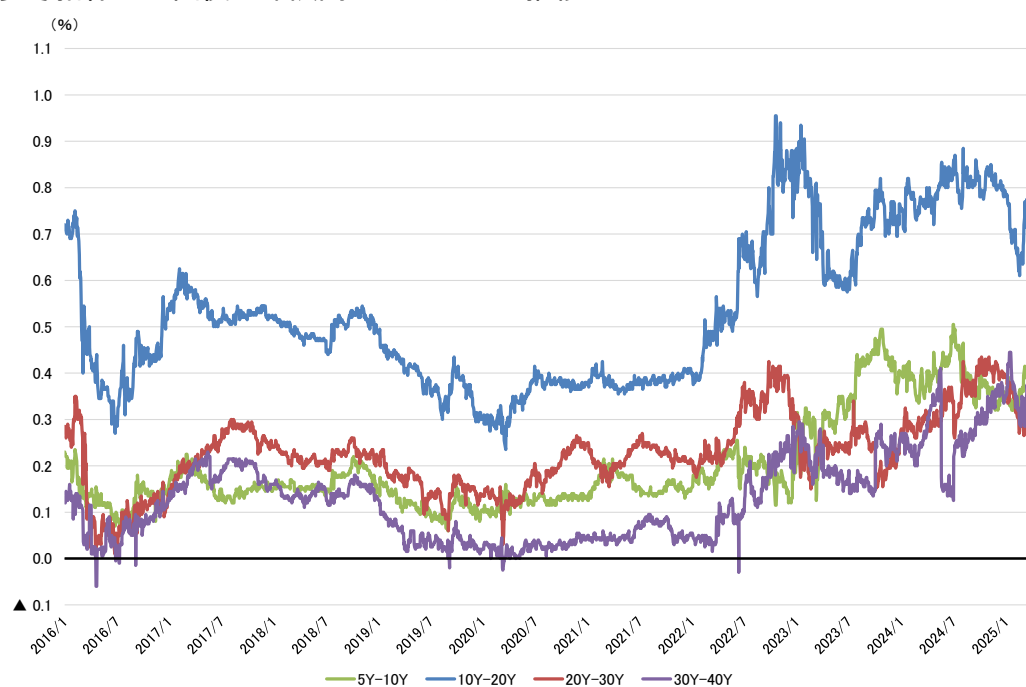
(出所) 10 年新発債利回り (日本相互証券) を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 2 : 国債のイールドカーブ



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

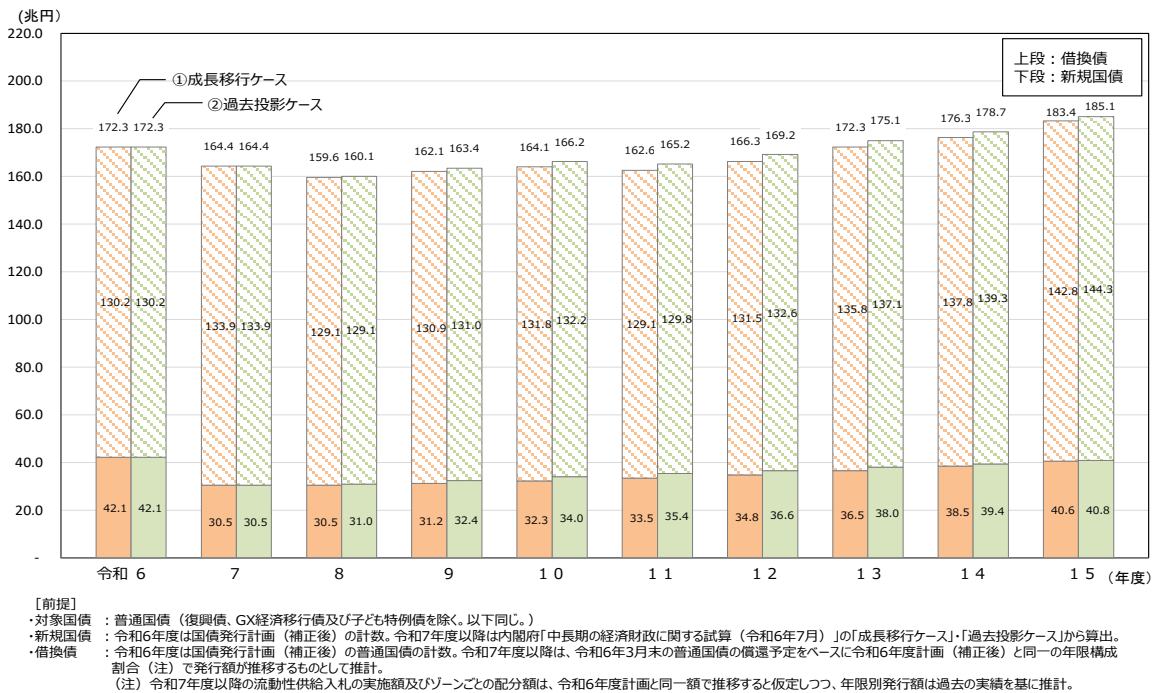
参考指標 3 : 国債の年限間スプレッドの推移



(出所) 日本相互証券からの金利情報を基に、理財局国債業務課で作成

参考指標 4 : 借換債発行額の将来推計

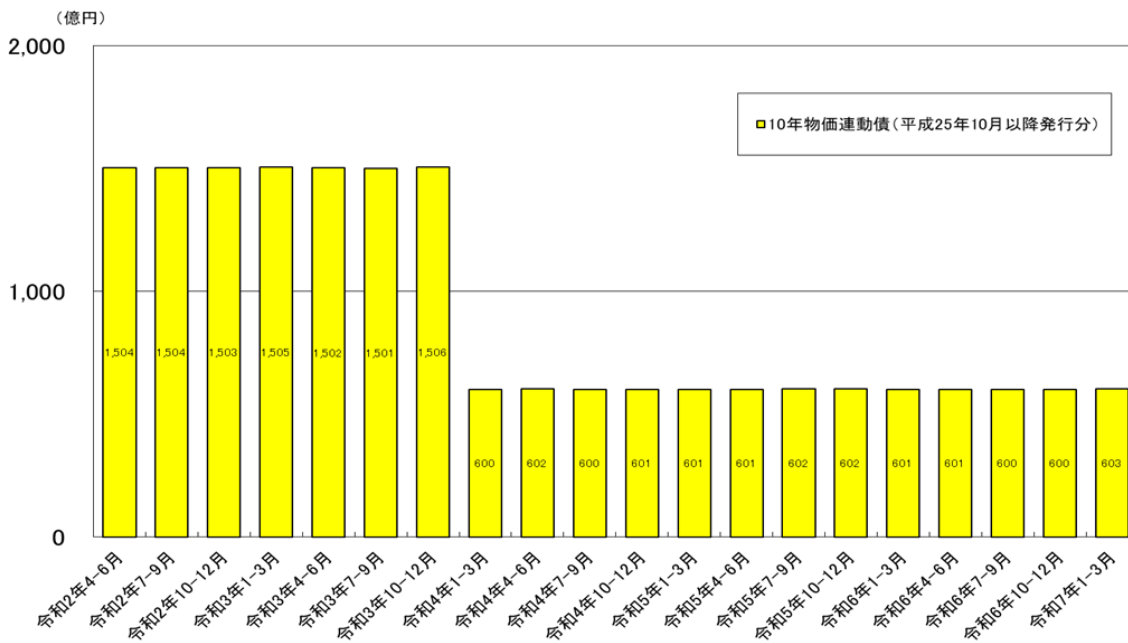
内閣府中長期試算に基づく国債発行額の将来推計



(出所)「国債市場特別参加者会合」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbsp/proceedings/outline/241211pd112-2.pdf)

参考指標 5 : 買入消却実施実績



(出所) 理財局国債業務課調

(注) 金額は実績。

施策	政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上

定性的な測定指標	
	[主要]政3-1-2-B-1：国債市場の流動性維持・向上
(目標の内容)	令和6年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上に努めます。 具体的には、令和6年度国債発行計画では、13.2兆円の流動性供給入札を実施することとし、ゾーン区分・ゾーン毎の発行額については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。
(目標の設定の根拠)	流動性供給入札を、市場のニーズ・動向等を踏まえて実施することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和6年度国債発行計画に沿って、市場の状況や市場参加者との意見交換を踏まえ、13.2兆円の流動性供給入札を実施するなど、国債市場の流動性維持・向上に取り組みました。 また、流動性供給入札のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。四半期毎に「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ、市場参加者から市場のニーズ・動向等の意見を聴取した結果、令和6年度は8月以降、残存15.5年超-39年未満ゾーンを減額し、残存5年超-15.5年以下のゾーンを増額いたしました。 なお、令和7年度国債発行計画では、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、13.5兆円（対前年度比0.3兆円増）の流動性供給入札を実施することとしています。 また、国債の一銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、令和6年度においても、リオープン（用語集参照）発行を実施し、国債の流動性向上に取り組みました。 令和6年度リオープン方式について https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/press_release/20240314-01.htm) 上記実績のとおり、令和6年度国債発行計画に沿って流動性維持・向上に取り組んだこと等から、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和6年度国債発行計画に沿って、13.2兆円の流動性供給入札を実施したほか、令和7年度国債発行計画についても市場関係者の意見を聴取しつつ、流動性の維持・向上に関する施策を講ずることとしました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移」 ○参考指標 2 「流動性供給入札の結果」 ○参考指標 3 「債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）」 ○参考指標 4 「投資家の国債取引高と回転率」

政 3 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移

(単位：億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 年超～5 年以下	23,937	23,936	29,940	29,917	29,939
5 年超～15.5 年以下	59,786	59,748	59,874	59,880	75,901
15.5 年超～39 年未満	29,927	29,926	29,950	29,925	25,946
合計	113,650	113,610	119,764	119,722	131,786

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 2：流動性供給入札の結果

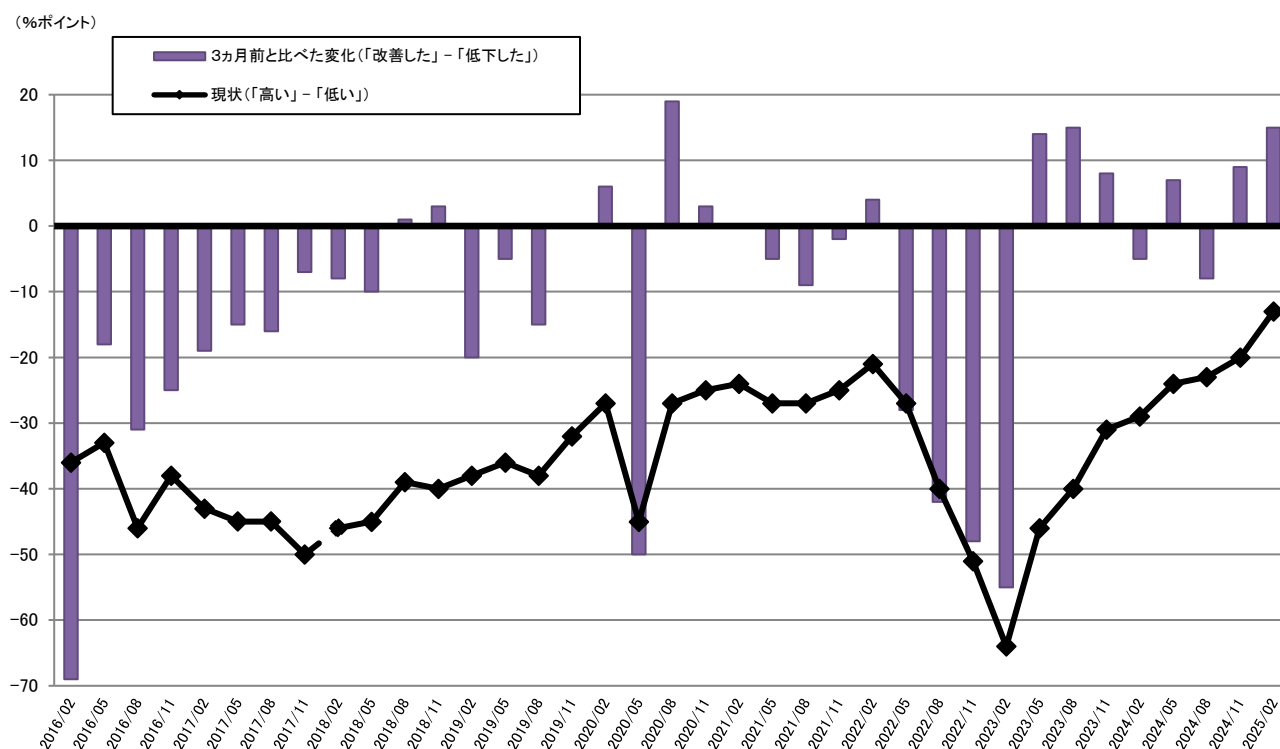
入札日	R6. 4. 16	R6. 4. 18	R6. 5. 2	R6. 5. 24	R6. 6. 11	R6. 6. 13	R6. 7. 16	R6. 7. 22	R6. 8. 22	R6. 8. 27	R6. 9. 19	R6. 9. 24
応募額（億円）	18,720	11,317	17,917	18,108	20,686	14,693	20,546	16,245	19,781	12,335	19,153	19,036
募入決定額（億円）	5,986	4,992	4,982	5,993	5,989	4,989	5,994	4,987	6,496	3,984	6,494	4,995
募入平均利回格差（%）	▲0.001	▲0.022	▲0.008	▲0.006	▲0.017	▲0.024	▲0.031	▲0.012	▲0.005	▲0.007	0.013	▲0.043
募入最大利回格差（%）	▲0.001	▲0.017	▲0.007	▲0.002	▲0.015	▲0.022	▲0.029	▲0.008	▲0.002	▲0.005	0.017	▲0.041

入札日	R6. 10. 15	R6. 10. 17	R6. 11. 19	R6. 11. 25	R6. 12. 12	R6. 12. 24	R7. 1. 23	R7. 1. 27	R7. 2. 20	R7. 2. 25	R7. 3. 14	R7. 3. 25
応募額（億円）	16,368	12,787	21,972	19,536	23,092	12,633	19,288	24,412	15,976	9,993	19,491	18,512
募入決定額（億円）	6,493	3,993	6,487	4,992	6,485	3,989	4,991	6,492	6,497	3,999	4,992	6,495
募入平均利回格差（%）	0.006	▲0.017	▲0.015	▲0.009	0.005	▲0.017	▲0.005	▲0.023	▲0.022	▲0.039	▲0.019	0.023
募入最大利回格差（%）	0.009	▲0.017	▲0.013	▲0.008	0.005	▲0.016	▲0.003	▲0.020	▲0.016	▲0.024	▲0.016	0.029

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 3：債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）

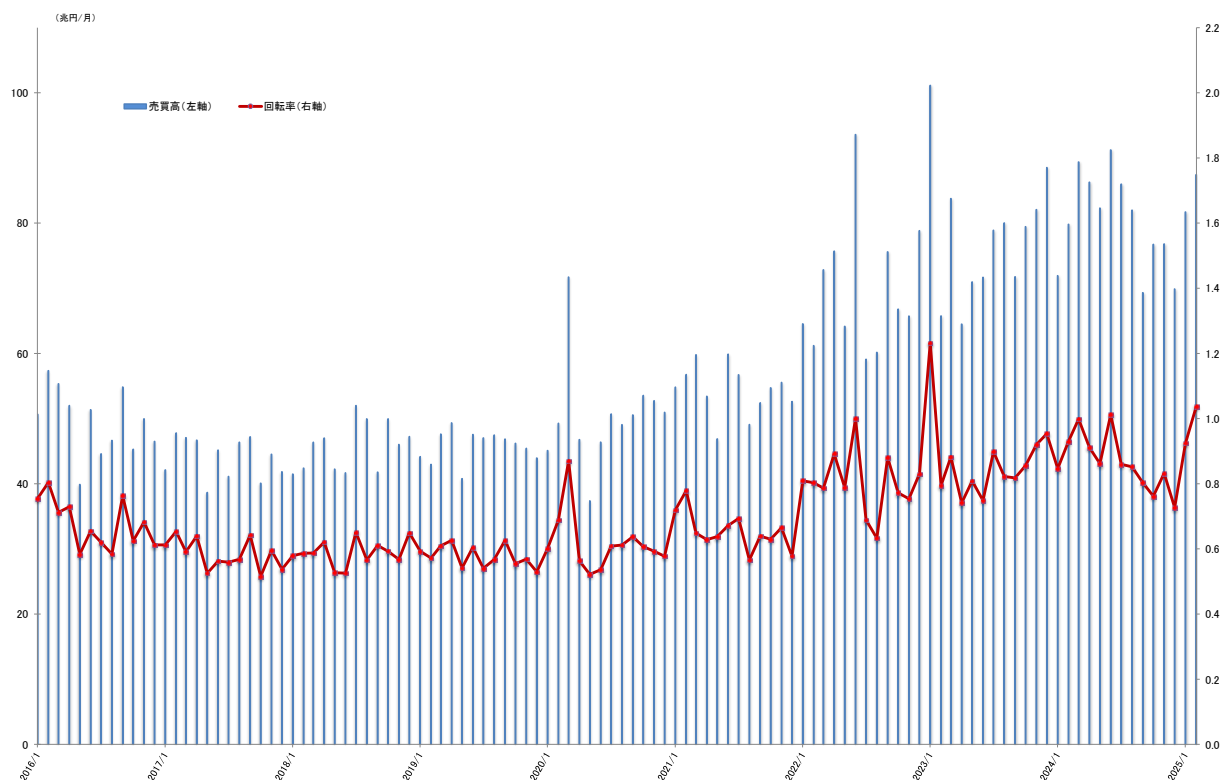
債券市場の機能度（市場関係者の見方）



(出所) 日本銀行「債券市場サーベイ」を基に、理財局国債業務課で作成

(注) 2018年2月調査より、調査対象先に大手機関投資家（生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社等）が追加された

参考指標 4：投資家の国債取引高と回転率



(出所) 日本証券業協会「公社債店頭売買高」、日本銀行「公社債発行・償還および現存額」を基に、理財局国債業務課で作成

施策	政3-1-3：保有者層の多様化

定性的な測定指標	
	[主要]政3-1-3-B-1：保有者層の多様化
	(目標の内容) 保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めます。具体的には、個人投資家向けの広告の充実や個人向け国債等の販売額が上位の機関の財務省ウェブサイト上での公表等を通じて個人投資家の国債保有促進に努め、海外 I R や「日本国債ニュースレター」（英語版）の公表等を通じて海外投資家の国債保有促進を図ります。
	(目標の設定の根拠) 国債の保有者層の多様化を図るためには、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めることが重要と考えられるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、SNSを活用するなどインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツの掲載、テレビCMの放映等により、広告の充実を図りました。また、令和6年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を実施しました。 海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、様々なネットワークやチャネルを通じた海外 I R を実施しました。具体的には、オンライン会議形式も併用しつつ、対面での海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました。また、継続的な投資や長期安定保有が見込める投資家を重視するなど、より効果的かつ効率的な海外 I R を実施しました。さらに、「日本国債ニュースレター」（英語版）を毎月公表すること等を通じて海外投資家へ定期的な情報提供を行いました。こうした取組を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築し、海外投資家による日本国債の保有促進に努めました。 国内においても、銀行や生命保険会社等に加え、学校法人や公益法人のような非営利法人等を含む幅広い国内投資家を対象にしたセミナーや個別面談等の I R の取組を強化し、今後の債務管理政策の方向性について情報発信を行いました。 このほか、令和6年度においても、クライメート・トランジション利付国債について、国内外の市場関係者を対象に、経済産業省、証券会社、評価機関と協力して、GXをテーマとしたセミナーや、個別訪問等の I R を実施しました。 (参考) 令和6年度における海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数（オンラインによる面談含む）：66先

	(参考指標 4 参照) 同年度における海外投資家の海外拠点訪問による面談数 (オンラインによる面談含む) : 138 先 (参考指標 5 参照) 日本国債ニュースレター (英語版) の年間公表回数 : 12 回 (参考指標 6 参照) 上記実績のとおり、個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人の国債保有の促進に向けた取組や海外投資家に対する I R を実施しており、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	個人投資家については、広告の充実を図るとともに、令和 6 年度においても引き続きすべての個人向け国債を毎月募集・発行するなど、個人の国債保有の促進に向けた取組を行いました。 海外投資家については、引き続き国内における国債の安定消化に努めつつ、多様な投資家層による取引は市場を安定させる効果があること、海外投資家の中には中央銀行、年金基金、生命保険など国債の安定保有が見込める投資家も存在すること等を踏まえ、海外 I R を実施するとともに、「日本国債ニュースレター」(英語版) を公表すること等を通じて、海外投資家との緊密なリレーションを構築することにより、日本国債の保有促進に向けた取組を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国債の保有者別内訳」 ○参考指標 2 「個人向け国債の発行額 (実績) 及び計画額」 ○参考指標 3 「個人向け国債の認知状況」 ○参考指標 4 「海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数 (オンラインによる面談含む)」 ○参考指標 5 「海外投資家の海外拠点訪問による面談数 (オンラインによる面談含む)」 ○参考指標 6 「日本国債ニュースレター (英語版) の年間公表回数」

政 3 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 国債の保有者別内訳

(単位 : 億円)

所 有 者	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年12月末	割 合
一般政府 (除く公的年金)	24,003	26,394	26,522	22,785	213,976	1.8%
公的年金	396,979	451,027	467,241	601,122	629,468	5.2%
財政融資資金	0	0	0	0	0	0.0%
日本銀行	5,415,966	5,305,471	5,815,635	5,802,297	5,612,630	46.3%
市中金融機関	4,549,752	4,591,771	4,011,665	3,916,599	3,980,171	32.8%
海外	1,561,769	1,650,714	1,738,691	1,677,728	1,441,767	11.9%
家計	132,560	125,502	127,694	135,410	150,591	1.2%
その他	103,355	96,111	110,171	86,554	99,096	0.8%
合 計	12,184,384	12,246,990	12,297,619	12,242,495	12,127,699	100.0%

(出所) 日本銀行「資金循環統計」を基に、理財局国債企画課で集計

(注) 計数は、日銀による推計値。推計にあたり、評価額は時価ベースに換算されている(国庫短期証券については額面ベース)

参考指標 2 : 個人向け国債の発行額(実績)及び計画額

(単位 : 億円)

年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
計画額	当初	48,000	41,000	29,000	35,000	35,000
	補正後	32,000	28,405	36,200	35,000	44,396
発行額(実績)		30,290	29,728	34,184	34,035	44,938

(出所) 理財局国債業務課調

参考指標 3 : 個人向け国債の認知状況

(単位 : %)

年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
認知度	91.2	91.6	91.3	90.8	90.7

(出所) 国債広告の効果測定に関する調査

参考指標 4 : 海外投資家の来省及び国内拠点訪問による面談数(オンラインによる面談含む)

(単位 : 件)

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
30	26	90	91	66

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 5 : 海外投資家の海外拠点訪問による面談数 (オンラインによる面談含む)

(単位 : 件)

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
52	50	40	94	138

(出所) 理財局国債企画課調

参考指標 6 : 日本国債ニュースレター (英語版) の年間公表回数

(単位 : 回)

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
12	12	12	12	12

(出所) 理財局国債企画課調

施策 政3-1-4 : 市場との対話等

定量的な測定指標

[主要] 政3-1-4-A-1 : 国債関係の懇談会等の開催状況	年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	国の債務管理に関する研究会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	○	○	○	○	○
	国債市場特別参加者会合	目標値	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	○	○	○	○	○
	国債投資家懇談会	目標値	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	○	○	○	○	○

(注 1) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。

(注 2) 「国の債務管理に関する研究会」の前身である「国の債務管理の在り方に関する懇談会」は平成16年11月から令和 3 年 6 月まで計54回実施。

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

市場との対話等は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて懇談会等の開催を目標としました。

目標の達成度

- ・国の債務管理に関する研究会 ○
- ・国債市場特別参加者会合 ○
- ・国債投資家懇談会 ○

目標の達成度の判定理由

国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時・的確な市場への発信を行ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標

[主要] 政3-1-4-A-2：入 札結果の公表を 当日所定の時刻 に行った割合	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	入札回数(a)	240	240	227	224	227
		うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数(b)	240	238	225	224	227
		割合 (%) (b) / (a)	100.0	99.2	99.1	100.0	100.0

(出所) 理財局国債業務課調

(注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。

(注2) 国債（割引短期国債は除く）の入札結果発表は、入札当日の午後0時35分を実施。

(注3) 国庫短期証券の入札結果発表は、入札当日の午後0時30分を実施。

(注4) 借入金の入札結果発表は、入札当日の午後1時を実施。

(注5) 令和3年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった2件は以下の通り。

- ・同年9月9日の5年債入札の結果公表時において、作業ミスにより、公表項目の一部について誤った数値を公表し、同日中に訂正したもの。
- ・同年9月28日の40年債入札において、掲載予定時刻の設定ミスにより、財務省ホームページに公表予定時刻より約8分早く公表していたもの。

(注6) 令和4年度において、入札の結果発表を当日所定の時刻に公表できなかった2件は以下の通り。

- ・令和5年1月10日の国庫短期証券（3ヶ月）入札において、日本銀行のシステムが一部利用できない状況にあったことから、入札日を翌日に延期したもの。
- ・令和5年2月28日の2年債入札において、財務省のシステムの不具合により、財務省ホームページへの公表が予定時刻より約2時間遅れたもの。財務省のシステムの不具合については、既に原因が特定されており、同様の不具合が生じないよう事務マニュアルに不具合が生じた原因や対処方法を記載するとともに、事務に携わる職員に周知することで再発防止に努めている。

(注7) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。

(目標値の設定の根拠)

入札結果の公表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合が100.0%であるため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

[主要] 政3-1-4-B-1：市場との対話等

(目標の内容)

国債市場特別参加者や投資家に対して、国債市場の動向等に関する個別のヒアリングを実施し、市場との緊密な意見交換を行います。

(目標の設定の根拠)

市場のニーズ・動向等を的確に把握するためには、国債関係の懇談会等の開催に加えて、個別のヒアリングを実施することも重要と考えられるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」等の開催に加え、国債市場特別参加者や投資家に対する国債市場の動向等に関するヒアリングを実施する等により、市場との緊密な意見交換を行いました。 上記実績のとおり、国債市場特別参加者や投資家など市場関係者との緊密な意見交換を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表を行ったほか、市場関係者との緊密な意見交換を実施し、市場との対話の推進に努めたところです。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

政 3 - 1 - 4 に係る参考情報

令和 5 年度に引き続き、公的債務全体の現状や政策を概観する「債務管理レポート」を発行しました。(https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2024/index.html)

施策	政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組

定量的な測定指標							
[主要] 政3-1-5-A-1： 国債関係の定期的な資料の公表	年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	債務管理レポート（日） 年 1 回作成	目標値	○	○	○	○	○
		実績値	○	○	○	○	○
	債務管理レポート（英） 年 1 回作成	目標値	○	○	○	○	○
		実績値	○	○	○	○	○
	国債統計年報 年 1 回作成	目標値	○	○	○	○	○
		実績値	○	○	○	○	○
	(注) 年度内に公表した場合には○、年度内に公表していない場合に×を記載。 (出所) 理財局国債企画課調 (目標値の設定の根拠) 定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上のためには重要であるため、代表的な公表物である「債務管理レポート」と「国債統計年報」を年度内に公表することを目標としました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	各定期的な公表資料をすべて当該年度内に公表しましたので、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標							
[主要] 政3-1-5-A-2:「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値（％）		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	前年度 第4四半期分	○	○	○	○	○
		第1四半期分	○	○	○	○	○
		第2四半期分	○	○	○	○	○
		第3四半期分	○	○	○	○	○
		割合（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
（注1）「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載。 （注2）各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後1ヶ月半以内に公表。 （注3）補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。 （出所）理財局国債企画課調 （目標値の設定の根拠） 公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民等の理解の向上を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。							

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合は100%であるため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
[主要] 政3-1-5-B-1: 国債に係る国民等の理解の向上	
(目標の内容) 積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、国債等関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の公表等を行うとともに、「債務管理レポート」(日本語版・英語版)では、その時々の方策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げます。	

	(目標の設定の根拠) 投資家のみならず、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図るためには、我が国の国債市場や国債管理政策について積極的に情報提供を行っていくことが重要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	国債関係諸資料や国債関係の懇談会等の議事要旨の迅速な公表等を行うとともに、「債務管理レポート」（日本語版・英語版）では、その時々の方策上の課題やマーケットで注目されているトピックを取り上げるなど、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めました。 上記実績のとおり、国債市場や国債管理政策に関する情報発信を積極的に行うことにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上に努めたこと等から、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めることにより、より幅広い国民等の国債に係る理解の向上を図りました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計」

政 3 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1：国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計

(単位：件)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計	740, 175	529, 814	573, 866

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 令和 3 年度の財務省行政 LAN 更改に伴いアクセス件数を集計するソフトウェアが変更となったため、令和 3 年度以降のアクセス件数を掲載。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施していきます。 国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定します。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施していきます。 国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に引き続き努めます。 個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対する I R（オンライン開催含む）に取り組んでいきます。G Xをテーマとした I Rについても、引き続き取り組んでいきます。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めます。 なお、令和 6 年度政策評価結果を踏まえ、令和 8 年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	○日本銀行の国債購入の減額が進むとともに、生命保険会社などの長期国債の需要も一段落しており、国債の消化を取り巻く様々な状況についてもわかりやすく発信していくことが重要。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「資金循環統計」（日本銀行） 等
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 5 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 国債発行計画の策定に当たっては、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制の観点から、国債の発行額・発行年限を設定しました。また、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じ丁寧に市場との対話を行いつつ、流動性供給入札などの国債市場の流動性維持・向上に向けた施策を実施しました。 国債関係の懇談会等の開催や、入札結果の確実かつ速やかな発表により、市場との対話の推進に引き続き努めました。 個人投資家や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人投資家向けの広報の充実や海外投資家に対する I R（オンライン開催含む）に取り組みました。G Xをテーマとした I Rについても、引き続き取り組みました。 また、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の

理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めました。

なお、令和 5 年度政策評価結果を踏まえ、令和 7 年度予算概算要求においても、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のため、引き続き必要な経費（公債の償還及び利子の支払い等を行うために必要な経費等）の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	270,151,175,868 千円	264,739,666,016 千円	252,173,465,875 千円	250,363,377,686 千円	
	(項) 国債整理支出	241,685,750,481 千円	234,768,307,880 千円	220,738,977,103 千円	217,937,472,459 千円	
	(事項) 公債等償還に必要な経費	231,897,311,218 千円	224,745,556,466 千円	209,233,972,215 千円	205,142,476,791 千円	
	(事項) 公債利子等支払に必要な経費	9,788,439,263 千円	10,022,751,414 千円	11,505,004,888 千円	12,794,995,668 千円	
	その他	28,465,425,387 千円 (注 2)	29,971,358,136 千円 (注 2)	31,434,488,772 千円 (注 2)	32,425,905,227 千円 (注 2)	
	内 国債整理基金の経理	4,105,732,419 千円	4,705,387,188 千円	4,400,010,088 千円	4,181,027,553 千円	
	補正予算	△8,659,388,360 千円	△2,871,470,080 千円	△5,536,453,283 千円		
	繰越等	13,253,254 千円	△7,177,990 千円	N. A.		
合 計		261,505,040,762 千円	261,861,017,946 千円	N. A.		
執行額		256,671,772,690 千円	257,102,751,143 千円	N. A.		

(概要)

国債の償還・利払い・事務手数料、国債の円滑な発行を図るための経費等です。

(注 1) 国債整理基金特別会計における「公債等の償還及び発行に関する諸費等に必要な経費」は、その他に含まれる。

(注 2) 政府情報システム関連予算（国債関係システム（予算事業ID: 020182）、スワップトレーディング等システム、国債債務分析システム、政府借入金入札システム）は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 3) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 3 - 2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な大規模・超長期プロジェクトなどについて、長期・固定・低利の資金などの供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。

財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。

さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。

その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進

政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第171回国会 財務大臣財政演説」（令和 7 年 1 月 24 日）
- 「第213回国会 財務大臣財政演説」（令和 6 年 1 月 30 日）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表2023」（令和 5 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）
- 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）

政策目標 3 - 2 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要に的確に対応するため、令和 7 年度財政投融资計画編成や令和 6 年度財政投融资計画補正等を行いました。また、ディスクロージャーの推進のため政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実等に取り組んだほか、チェック機能の充実のため実地監査等に取り組みました。 すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 財政投融资の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融资のディスクロージャーに努めることは、財政投融资に関する透明性を確保し、国民からの信頼、市場からの信託を維持するために必要です。 令和 7 年度財政投融资計画については、社会経済情勢の変化を踏まえながら、日本経済・地方経済の成長、国民の安心・安全の確保等に向けて、資金を供給することとしています。また、令和 6 年度財政投融资計画補正においては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)を踏まえ、11,222 億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、11,366 億円、263 億円と 2 回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 政策目的の達成のため、対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性、民業補完性、有効性や償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。
施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

定性的な測定指標	
	[主要] 政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成
	(目標の内容) 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和 7 年度財政投融资計画を編成します。
	(目標の設定の根拠) 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、令和 7 年度財政投融资計画を編成することで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	令和 7 年度財政投融资計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえながら、日本経済・地方経済の成長、国民の安心・安全の確保等に向け、資金を供給することとしました。その結果、令和 7 年度財政投融资計画の規模は、121,817 億円（6 年度計画比 8.7% 減）となりました。 また、令和 6 年度財政投融资計画補正においては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）を踏まえ、11,222 億円の追加を行いました。 そのほか、令和 6 年度補正予算（第 1 号）の成立、令和 6 年度一般会計予備費使用についての閣議決定（令和 7 年 2 月 28 日）等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画において、地方公共団体に対する財政融資資金をそれぞれ 11,366 億円、263 億円増額手当て（弾力追加）しました。 ・「令和 7 年度財政投融资計画（令和 6 年 12 月 27 日公表）」 (https://www.mof.go.jp/policy/filp/plan/fy2025/index.html) ・「令和 7 年度予算編成等における政策評価の活用状況」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/policy_evaluation/proceedings/material/82seihiyoukon02.pdf) 上記実績のとおり、令和 7 年度財政投融资計画の策定においては、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査しつつ、必要な資金需要に的確に対応することとしたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

定性的な測定指標

〔主要〕 政3-2-1-B-2：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給

（目標の内容）

令和 7 年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。

その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」等に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認します。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2023」に基づく検証等を踏まえ、各官民ファンド及びその監督官庁からの要求を審査します。

（目標の設定の根拠）

中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的な成長を支える重要な要素のひとつであるため、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野にリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水・補完を行っていく必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。

また、収益性の観点から、特に官民ファンドは収益の変動及びリスクが相対的に大きく、一時的に累積損失が生じることは設立当初より想定されるものの、一部の官民ファンドにおいて累積損失が大きくなっていることを踏まえ、令和 6 年度目標で掲げる各取組を行うことで、政策目的の実現及び出資の毀損の回避が可能となるからです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	令和 7 年度財政投融资計画における産業投資については、サプライチェーン強靱化や、スタートアップ支援のほか、GX への取組支援等に対し、リスクマネーを供給することとしました。また、新しい地方経済の創生につながる事業に優先的に資金供給を行うことを目的として「地方創生 2.0 重点イニシアティブ」を推進することとしています。なお、出資に際しては、事業の進捗等を踏まえて実行することとしています。 その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めました。また、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、財政投融资分科会等において、「新経済・財政再生計画改革工程表 2023」を踏まえた投資計画の進捗状況を含む、これまでの投資内容及び投資実行後の状況、今後の運営方針等を確認しました。このほか、官民ファンドと地域金融機関等とのネットワーク構築及び案件組成の観点から、地域金融機関等を対象とした官民ファンド合同説明会を福岡財務支局で開催し、また、地銀協及び第二地銀協と連携し、全国の地方銀行に対しても説明会を実施しました。 上記実績のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給を行ったことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和 7 年度財政投融资計画については、社会経済情勢の変化を踏まえながら、日本経済・地方経済の成長、国民の安心・安全の確保等に向け、資金を供給することとしています。また、令和 6 年度財政投融资計画補正においては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）を踏まえ、11,222 億円の追加を行いました。そのほか、同年度財政融資資金運用計画においても、11,366 億円、263 億円と 2 回の弾力追加を行い、必要な資金需要に的確に対応しました。 産業投資においては、サプライチェーン強靱化や、スタートアップ支援のほか、GX への取組支援等に対し、リスクマネーを供給することとしました。また、新しい地方経済の創生につながる事業に優先的に資金供給を行うことを目的として「地方創生 2.0 重点イニシアティブ」を推進することとしています。その際、出資先のうち、特に官民ファンドに対しては、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、必要に応じ株主総会等の機会において適切な運営を求めるとともに、各官民ファンド及び監督官庁からの要求に対する審査にあたっては、投資内容及び投資実行後の状況等を確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

参考指標

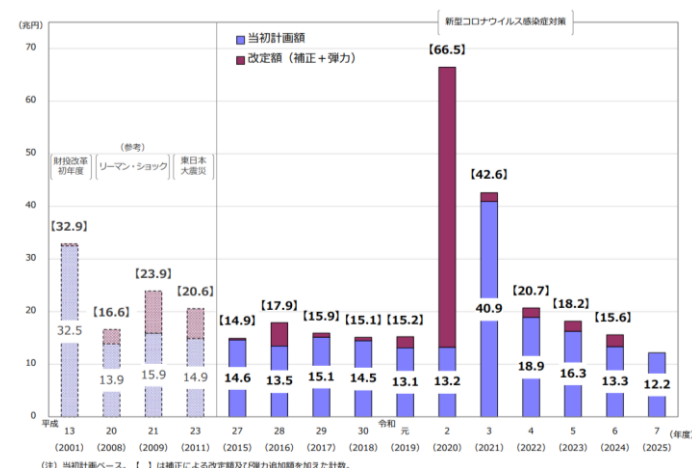
- 参考指標 1 「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」
- 参考指標 2 「財政投融资計画及び実績（機関別）」
- 参考指標 3 「財政融資資金の融通条件」

政 3 - 2 - 1 に係る参考情報

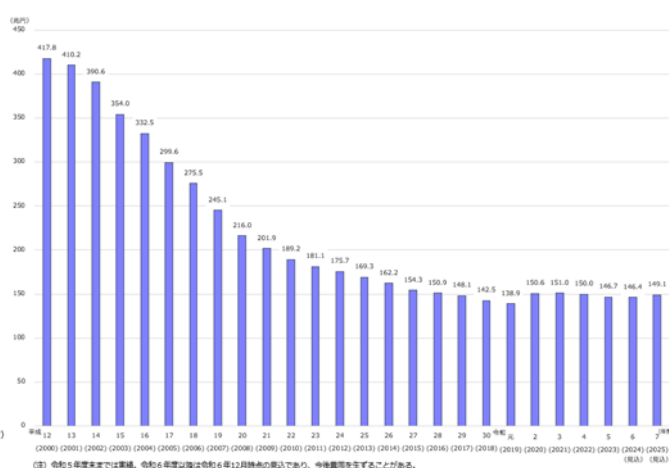
- 令和 7 年度財政投融资計画の重要施策について見ると、以下のとおりです。
 - ・ 7 年度財政投融资計画における施策の主な内容としては、まず、株式会社日本政策金融公庫において、地域の文化・芸術・スポーツを含む各分野での社会課題解決を目指す中小企業・小規模事業者や農林水産業を展開する地域の担い手等に対して必要な資金を供給するほか、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業等への長期資金の供給に加え、地域活性化に資する GX、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化、スタートアップ・イノベーションの各分野の取組に対して、リスクマネーを供給することとしています。
 - ・ 加えて、株式会社産業革新投資機構において、地方に眠る経営資源を活用したオープン・イノベーション等の取組を支援するため、地方のスタートアップ等に対して、資金を供給することとしています。
 - ・ さらに、独立行政法人国際協力機構において、開発途上国の社会経済の安定や、グローバルサウス諸国との連携強化の促進等に資する取組に対して、資金を供給するほか、株式会社国際協力銀行において、重要物資等のサプライチェーン強靱化や日本企業の国際競争力強化等に資する取組に対して、資金を供給することとしています。
 - ・ このほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、我が国への天然ガス、水素等及び金属鉱物資源等の安定的な供給確保等に取り組む企業に対して、資金を供給することとしています。
 - ・ 地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしています。
- 財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、令和 7 年度において、財投債 100,000 億円の発行を予定しています。また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券 20,000 億円の発行を予定しています。

参考指標 1 : 「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」

財政投融资計画の推移（フロー）



財政投融资計画の推移（ストック）



参考指標 2 : 「財政投融资計画及び実績 (機関別)」

(単位 : 億円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度
	改定計画	実績	改定計画	当初計画
(特別会計)				
食料安定供給特別会計	8	8	7	9
エネルギー対策特別会計	83	79	79	97
自動車安全特別会計	1,185	1,111	408	112
(政府関係機関)				
(株)日本政策金融公庫	60,975	7,537	40,375	31,608
沖縄振興開発金融公庫	2,064	741	2,016	1,615
(株)国際協力銀行	22,720	14,860	12,040	14,680
(独)国際協力機構	16,746	16,157	20,810	18,825
(独立行政法人等)				
全国土地改良事業団体連合会	13	13	15	20
日本私立学校振興・共済事業団	272	80	287	294
(独)日本学生支援機構	5,881	5,872	5,256	5,147
(独)福祉医療機構	2,642	1,799	2,290	1,946
(独)国立病院機構	286	286	660	490
(国研)国立成育医療研究センター	9	9	10	12
(国研)国立長寿医療研究センター	2	2	2	2
(独)大学改革支援・学位授与機構	758	750	875	348
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	651	462	961	630
(独)住宅金融支援機構	2,607	2,359	2,663	1,026
(独)都市再生機構	5,000	5,000	5,200	4,900
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	12,530	12,530	10,230	5,200
(独)水資源機構	4	4	5	5
(国研)森林研究・整備機構	46	46	43	42
(独)エネルギー・金属鉱物資源機構	1,396	743	852	1,121
(地方公共団体)				
地方公共団体	34,489	32,011	34,887	22,699
(特殊会社等)				
(株)脱炭素化支援機構	400	79	250	350
(株)日本政策投資銀行	8,400	8,270	10,450	7,200
(株)産業革新投資機構	—	—	905	800
成田国際空港(株)	—	—	1,544	—
(一財)民間都市開発推進機構	350	150	700	1,100
中部国際空港(株)	161	140	292	122
(株)民間資金等活用事業推進機構	500	—	500	500
(株)海外需要開拓支援機構	80	80	90	100
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,087	512	925	197
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	453	21	600	620
合 計	181,798	111,710	156,227	121,817

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注 1) 令和 5 年度実績は、令和 5 年度の決算時の見込値である。

(注 2) 改定計画には、各年度の特別会計予算総則の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

参考指標 3 : 「財政融資資金の融通条件」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa20241226/zaito20241226_04.pdf)

施策	政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進

定量的な測定指標								
〔主要〕 政3-2-2-A-1： 財政投融资関係 の定期的な資料 の公表及び内容 の充実		作成 頻度	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	財政投融资の概要	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政投融资リポート	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	OVERVIEW OF FILP	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	政策コスト分析リポ ート	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	POLICY COST ANALYSIS REPORT	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政金融統計月報 （財政投融资特集）	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政融資資金現在高	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	産業投資現在高	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政融資資金預託金 利・貸付金利	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	翌年度財政投融资計 画要求	年 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政投融资計画月別実 行状況	月 1 回	目標値	○	○	○	○	○
			実測値	○	○	○	○	○
	財政投融资リポート等の内容の充実に向け た取組（解説を充実させたトピック等）			時々の経 済・金融 情勢等を 踏まえた 内容を記 載	新型コロ ナウイル ス感染症 対策とし ての財政 投融资の 活用につ いて記載	新型コロ ナウイル ス感染症 対策やポ ストコロ ナの時代 に向けた 財政投融资の活用 について 記載	財政投融资の活用 について 記載を拡 充すると ともに、 より分か りやすい ものとな るよう、 レイアウトを変更	6 年度の 財投分科 会報告書 を踏まえ つつ、財 政投融资 の活用につ いて内容 を更新す るととも に、必要 に応じて 構成の見 直しを 実施

	(出所) 理財局財政投融资総括課調 (目標値の設定の根拠) 財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信認を維持するため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」と評価しました。

定性的な測定指標	
	【主要】 政3-2-2-B-1：政策コスト分析の充実
(目標の内容)	財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。
(目標の設定の根拠)	財政投融资に対する国民の信頼、市場からの信認を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して政策コスト分析を実施しました。公表に当たっては、より国民の理解につながるよう、政策コストの枠組みや分析手法、分析結果の概要などについて、従来よりもポイントを絞ってわかりやすくまとめた資料を作成しました。 また、従来より作成・公表している「政策コスト分析レポート」についても、内容をよりわかりやすいものとするなど、ディスクロージャーの充実に努めました。 ・「政策コスト分析レポート2024・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（令和6年度）」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20240729/20240729g.pdf) 上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施するとともに、公表内容の充実に努めたことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政3-2-2-B-2：財政投融资計画編成に係る情報の公表
	(目標の内容) 令和7年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表します。
	(目標の設定の根拠) 財政投融资計画編成に対する国民の信頼、市場からの信認を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要があるためです。

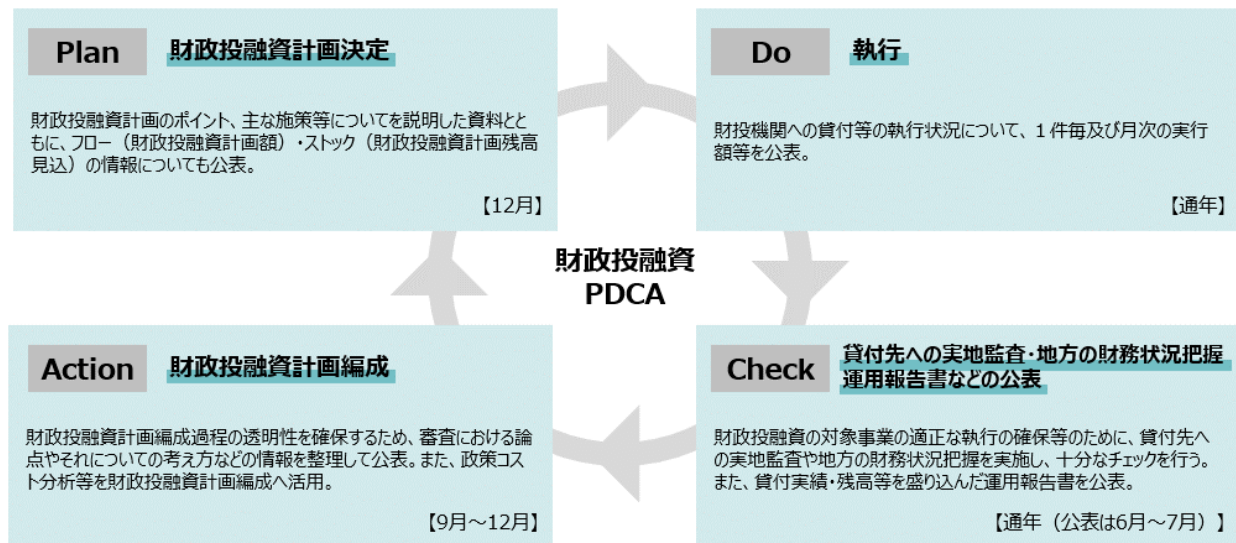
目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料については、財政投融资分科会終了後、同日中に財務省ウェブサイトにて公表を行いました。また、議事要旨についても、速やかに公表しました。 ・「財政制度等審議会 財政投融资分科会」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/index.html) 以上のとおり、財政投融资分科会への提出資料等については、速やかに公表していることから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、わかりやすい情報発信や透明性の確保に努めています。また、財政融資を活用している事業について、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関の政策コストの分析結果を取りまとめ、公表するとともに、公表内容の充実に努めました。 また、財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、財政制度等審議会財政投融资分科会への提出資料等を速やかに公表しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「各機関における政策コスト」 ○参考指標2「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」 ○参考指標3「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」 ○参考指標4「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」

政 3 - 2 - 2 に係る参考情報

財政投融资の透明性の確保への取組



(出所) 理財局財政投融资総括課

- 令和 6 年度においては、①財政投融资計画決定時における、重点分野を説明した「財政投融资計画参考資料」や財政機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」等の公表（P l a n）、②財政投融资の貸付などの執行状況の月次別・一件別の公表（D o）、③従来の財務局等が行う実地監査に加えて、先進事例の紹介やセミナーの開催支援等、監査先の課題解決に向けた取組に資するアドバイス機能の充実（C h e c k）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方について整理した情報の公表（A c t i o n）、などに取り組みました。

また、「財政投融资リポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金現在高」は、多くの人が手軽にアクセスできるよう、財務省ウェブサイト

(<http://www.mof.go.jp/policy/filp/index.html>) に掲載しています。

参考指標 1 : 「各機関における政策コスト」

(単位 : 億円)

機 関 名		政策コスト	① 分析期首までに 投入された出資金等 の機会費用分	② 分析期間中に新 たに見込まれる政策 コスト
		(6 年度)		
融 資 系 機 関	(株) 日本政策金融公庫	18, 293	40, 791	△ 22, 498
	(株) 国際協力銀行	1, 153	7, 814	△ 6, 661
	(独) 国際協力機構	15, 145	53, 033	△ 37, 888
	(独) 日本学生支援機構	982	0	982
	(独) 福祉医療機構	456	736	△ 281
	(独) 住宅金融支援機構	△ 792	2, 483	△ 3, 275
	(株) 日本政策投資銀行	△ 10, 975	6, 672	△ 17, 647
	その他 6 機関	△ 32	1, 339	△ 1, 371

事業系機関	自動車安全特別会計	△ 1,511	-	△ 1,511
	(独) 国立病院機構	3,137	848	2,289
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	6,298	-	6,298
	(独) 都市再生機構	△ 3,132	5,420	△ 8,551
	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	20,775	20,342	432
	(独) 水資源機構	1,181	23	1,157
	(国研) 森林研究・整備機構	7,093	6,483	610
	中部国際空港(株)	△ 395	99	△ 494
	その他 5 機関	50	97	△ 48
合 計		57,724	146,179	△ 88,455

(出所) 理財局財政投融资総括課

「政策コスト分析レポート2024・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析(令和6年度)」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa20240729.html)

(注) マイナス(△)の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回りを示しています。

参考指標 2 : 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」

■ 損益計算書

(単位: 億円)

損失			利益		
科目	令和4年度	令和5年度	科目	令和4年度	令和5年度
諸支出金	1,620	1,562	資金運用収入	6,022	5,980
事務取扱費	55	56	雑収入	45	30
公債金利子等	4,777	4,717	本年度損失	385	324
合計	6,452	6,335	合計	6,452	6,335

■ 貸借対照表

(単位: 億円)

借方			貸方		
科目	令和4年度末	令和5年度末	科目	令和4年度末	令和5年度末
現金預金	66,157	67,016	預託金	354,444	378,683
貸付金	1,310,059	1,267,470	公債等	1,012,961	949,924
未収収益等	3,684	4,291	金利変動準備金	12,879	10,494
本年度損失	385	324			
合計	1,380,284	1,339,101	合計	1,380,284	1,339,101

(出所) 「財政投融资レポート2024 [資料編]」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2024siryo/20250327134948.html)

参考指標 3 : 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」

■損益計算書

(単位：億円)

損失			利益		
科目	令和 4 年度	令和 5 年度	科目	令和 4 年度	令和 5 年度
事務取扱費	1	2	貸付金利息	8	7
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	500	500	預託金利子等	0	0
本年度利益	6,448	3,830	納付金	573	1,408
			株式配当金	2,878	2,916
			株式処分益	3,489	-
合計	6,949	4,332	合計	6,949	4,332

■貸借対照表

(単位：億円)

借方			貸方		
科目	令和 4 年度末	令和 5 年度末	科目	令和 4 年度末	令和 5 年度末
現金預金	6,799	3,336	資本	33,212	33,212
貸付金	572	431	利益積立金	36,168	38,249
土地等	0	0	本年度利益	6,448	3,830
出資金	163,077	180,992	固定資産評価差益	94,620	109,469
合計	170,448	184,760	合計	170,448	184,760

(出所) 「財政投融资リポート2024 [資料編]」

(https://www.mof.go.jp/policy/filp/publication/filp_report/zaito2024siryo/20250327134948.html)

参考指標 4 : 「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」 (単位：件)

	令和 5 年度	令和 6 年度
財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数	47,918	74,703

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注) 財務省ウェブサイト内に開設している財政投融资関連のページ (/policy/filp/indexを含むページ) へのアクセス件数。

施策	政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

定量的な測定指標							
[主要] 政3-2-3-A-1： 実地監査結果	独立行政法人等		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	2	3	—	—	3
		実施件数	2	3	—	—	3
		実績 (%)	100.0	100.0	—	—	100.0
	地方公共団体等		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	貸付資金の 使用状況等 (団体数)	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	135	148	168	167	163
		実施件数	135	148	168	167	163
		実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	公営企業の 経営状況 (企業数)	目標値 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		計画件数	211	311	273	259	248
		実施件数	211	311	273	259	248
		実績 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(注1) 独立行政法人等については、事務年度（7月から翌年6月までの期間）ベースで計上しています。 (注2) 計画件数については、災害等により当初の件数から変更されている場合があります。 (出所) 理財局管理課調 (目標値の設定の根拠) 財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	上記実績のとおり、実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は、「○」と評価しました。

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	独立行政法人等実地監査については、政策的意義、財務の健全性・償還確実性、資金の適正な執行といった観点に加え、内部統制やリスクコントロールに焦点を当てた監査等を実施しました。	
	地方公共団体等実地監査については、地方公共団体の資金の使用状況及び事業の成果、公営企業の経営状況等といった観点に加え、将来にわたる償還確実性の向上を図る観点から、監査での対話によって経営上の課題や将来のリスクを把握し、監査先と共有するとともに、先進事例の紹介やセミナーの提案等、監査先の課題解決に向けた取組に資する情報を提供するなど、アドバイス機能の充実に努めました。	
	このほか、財政融資資金の償還確実性を確認する観点から地方公共団体の財務状況把握を実施しており、その結果については、財務省ウェブサイト公表しています。 ・「地方公共団体の財務状況把握」 (http://www.mof.go.jp/policy/filp/summary/filp_local/21zaimujoukyouhaaku.htm)	
	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

定性的な測定指標	
	【主要】 政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
	(目標の内容) 財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、償還確実性の確保の観点から適切なモニタリングを行いつつ、確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整するなど、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。
	(目標の設定の根拠) 財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、対象事業の収益性が確保されているかなどを財政投融资計画の編成を通じて確認するとともに、償還確実性の確保の観点から定期的に各機関の収支状況をモニタリングしつつ、確実な回収を行いました。 財政投融资の対象分野は広範囲に及び、様々な性質の事業があるため、各財政投融资対象機関が求める貸付金の期間は、5年から40年に至るまで多岐にわたります。また、貸付

	金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債及び預託金の償還は満期一括型となっています。 このため、常に資産と負債を適切に管理しながら、デュレーション・ギャップ（平均残存期間の差：用語集参照）の調整等に努めなければ、金利変動によるリスクを増大させてしまうことになります。 加えて、将来生じうる損失の発生に備えるための財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）については、平成18年度以降、臨時的・特例的に一般会計等に繰り入れた結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しています。 これらを踏まえ、財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じた資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等により、可能な限り金利変動リスクを低減し、的確な資産負債管理に取り組みました。 上記実績のとおり、財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、的確な資産負債管理に取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」と評価しました。

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から財政投融资対象機関に対する貸付金から生じるキャッシュフローに見合った資金調達（財投債の発行）を行うことを通じて資産と負債のデュレーション・ギャップの調整等を実施し、可能な限り金利変動リスクを低減することにより、的確な資産負債管理に取り組みました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」と評価しました。	
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし	
参考指標	該当なし	

評価結果の反映	上記の政策評価を踏まえ、以下の政策を引き続き実施します。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、事業等の有効性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行います。 また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施します。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めます。 加えて、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理に取り組むこととします。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理に取り組むために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報	財政政策の状況：令和 7 年度財政投融资計画、「財政融資資金・産業投資現在高」、 「財政投融资レポート2024」、令和 5 年度財政融資資金運用報告書 等
前年度の政策評価結果 の 政策への反映状況	令和 5 年度政策評価実施計画の実績評価を踏まえて、引き続き以下の取組を実施しました。 財政投融资計画の策定に当たっては、各省庁・機関から要求とともに提出された、政策的必要性、事業等の有効性等の観点から行った政策評価を積極的に活用し、審査を行いました。また、財政投融资に関する透明性の確保に努めるとともに、政策コスト分析の実施が可能な財政融資対象の全機関において政策コスト分析を実施しました。さらに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の発揮に努めました。 加えて、財務の健全性確保のため、的確な資産負債管理（A L M）に取り組みました。 その他、政策的必要性はあるものの、民間では実施が困難な事業を行う機関への資金供給の確保と、的確な資産負債管理に取り組むために必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	48,177,082,719 千円	24,127,074,047 千円	26,367,211,520 千円	22,113,734,667 千円	
	財政投融资特別会計	47,850,873,984 千円	23,697,265,243 千円	25,892,502,677 千円	21,633,718,355 千円	
	財政融資資金勘定					
	（項）財政融資資金へ繰入	25,000,000,000 千円	12,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	
	（事項）財政融資資金へ繰入れに必要な経費	25,000,000,000 千円	12,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	10,000,000,000 千円	
	（項）諸支出金	257,337,748 千円	255,647,415 千円	435,553,876 千円	441,769,954 千円	
	（事項）預託金利子支払等に必要な経費	257,337,748 千円	255,647,415 千円	435,553,876 千円	441,769,954 千円	
	（項）国債整理基金特別会計へ繰入	22,591,732,183 千円	11,439,807,108 千円	15,453,960,228 千円	11,189,018,046 千円	
	（事項）国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	22,591,732,183 千円	11,439,807,108 千円	15,453,960,228 千円	11,189,018,046 千円	
	その他	1,804,053 千円	1,810,720 千円	2,988,573 千円	2,930,355 千円	
	財政投融资特別会計投資勘定	326,208,735 千円	429,808,804 千円	474,708,843 千円	480,016,312 千円	
	（項）産業投資支出	326,200,000 千円	429,800,000 千円	474,700,000 千円	479,900,000 千円	
	（事項）産業投資に必要な経費	326,200,000 千円	429,800,000 千円	474,700,000 千円	479,900,000 千円	
	その他	8,735 千円	8,804 千円	8,843 千円	116,312 千円	
	補正予算	△12,566,581,164 千円	△8,565,876,617 千円	△2,783,275,588 千円		
	繰越等	△18,410,000 千円	6,710,000 千円	N. A.		
	合 計	35,592,091,555 千円	15,567,907,430 千円	N. A.		
執行額		33,034,301,500 千円	13,311,310,858 千円	N. A.		

(概要)

民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融资対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費です。

(注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局（財政投融资総括課、計画官室、管理課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 3 - 3 : 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、介護や保育などの社会福祉分野のほか、防災やまちづくりにおける国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用に取り組んでいきます。

また、公文書の適切な管理の下、法令などを遵守した国有財産の適正な管理・処分を行います。

庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者の利便性向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国有財産の最適利用の観点から地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

宿舍については、国家公務員宿舍の削減計画（平成23年）に基づき、平成28年度までに真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、現下の厳しい財政事情や宿舍削減計画達成後の宿舍需要の変化等を踏まえつつ、国家公務員宿舍の適正な管理に取り組みます。

国有財産監査については、個々の財産の特性に応じた有効活用を促進し国有財産の最適利用を図るため、毎年度監査方針・監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。

国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、所定の時期での国会への報告に努めます。また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に、引き続き取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-3-1 : 国有財産の有効活用の推進

政3-3-2 : 行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

政3-3-3 : 普通財産の適正な管理処分

政3-3-4 : 国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「経済・財政新生計画改革実行プログラム2024」（令和6年12月26日経済財政諮問会議決定）
- 「新経済・財政再生計画 改革工程表 2023」（令和5年12月21日経済財政諮問会議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「防災基本計画」（令和5年5月30日中央防災会議決定）

	○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定) ○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定) ○「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定) ○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定) ○「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)

政策目標 3 - 3 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由	地域・社会のニーズや個々の国有財産の状況に応じた最適な形で有効活用を推進するため、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定した上で、国が所有権を留保することにより、定期借地権の活用による貸付けに向けて着実に取り組むほか、多様な形で国有財産の管理処分を実施しました。また、既存庁舎の効率的な活用、国有財産に関する様々な情報提供を積極的に実施しました。さらに、公文書の適切な管理の下、法令等を遵守した国有財産の適正な管理・処分を行いました。 すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国有財産の管理処分については、社会経済や国有財産を巡る環境変化及び個々の国有財産の状況を踏まえ、最適な形で有効活用に取り組むことが必要です。 令和6年度においては、介護・保育等、人々の安心・安全につながる分野等での活用に資する施策を実施したほか、令和元年6月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申を踏まえて、有用性が高く希少な国有地を留保財産として選定し、当該財産について利用方針を策定する等、国有財産の積極的な有効活用を推進しました。また、国有財産の適正な運営等の観点から、監査の充実に取り組むとともに、国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告を適切に実施しました。 (令和6年度行政事業レビューとの関係) - 国有財産台帳価格改定時価倍率調査(予算事業ID:001369) 「設定した定量的なアウトカムにより引き続き本事業の効果を測る。また、事業者の競争性が適正に保たれるよう、適正な調達に引き続き努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き、時価倍率の算出が合理的かつ効率的に行われるよう一般競争契約(総合評価)を実施し、時価倍率の適正性を検証の上、各省各庁(財務局等を含む。)へ通知するなど適切に対応しました。また、執行に当たっては、引き続き適切に発注時期の設定を行いました。 - 公務員宿舎の建設等及び維持管理に必要な経費(予算事業ID:001370) 「緊急参集要員用の宿舎(BCP用宿舎)等、真に必要な宿舎については、改修だけでな

く、利用者のニーズや社会情勢の変化に沿った宿舍のあり方も踏まえ、必要な宿舍の確保に向けた検討を行う。また、引き続き、長寿命化によるトータルコストの軽減を図るとともに、競争性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、今後の宿舍のあり方の検討を行うとともに、宿舍の改修費等については、節減に引き続き取り組み、コスト縮減に努めました。

- ・ 特定国有財産の整備（一般会計）（予算事業ID：001407）

「特定国有財産整備計画（用語集参照）の策定にあたっては、国有財産の保有・活用などの機会収益を含む経済性を考慮した上で、重要性・緊急性を検討する。また、計画の実施にあたっては、引き続き、P F I（用語集参照）事業の活用などによるコスト削減に取り組み、情勢の変化に応じ計画を見直すとともに、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、特定国有財産整備計画の策定にあたっては、国有財産の保有・活用などの機会収益を含む経済性を考慮した上で、重要性・緊急性を検討しました。また、計画の実施にあたっては、引き続き、P F I 事業の活用などによるコスト削減、情勢の変化に応じた計画の見直し、一者応札の改善に努めました。

- ・ 普通財産管理処分経費（予算事業ID：001372）

「普通財産の処分のあり方については、引き続き、透明性を確保しつつ、業務委託に当たっては、地域の実情も考慮し、競争性を高め、経費削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、過去の執行実績を精査し、地域の実情も考慮したうえで、単価の見直し等を行いコスト削減に努め、概算要求へ反映しました。

- ・ 特定国有財産の整備（財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定）（予算事業ID：001374）

「引き続き、未完了事業について事業の進捗状況を公開し、実施状況の透明性の確保に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き未完了事業の進捗状況を公開し、実施状況の透明性の確保に努めるとともに、P F I 事業を積極的に活用したコスト削減に努めました。

施策 政3-3-1：国有財産の有効活用の推進

定性的な測定指標

〔主要〕 政3-3-1-B-1：地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用

（目標の内容）

介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地権による貸付けを行うとともに、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地権による貸付料を5割減額します。

また、元年答申を踏まえ、留保財産は定期借地権による貸付けを行うこととしつつ、留保財産も含め、民間事業者による様々な企画提案が期待される土地などについては、地区計画活用型一般競争入札、二段階一般競争入札などの手法も活用します。

なお、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、避難場所などとして国有地を活用し、防災に関する諸活動の推進に配慮することに加え、国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設（用語集参

照)の整備の推進に取り組むとともに、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、公的施設の効率的な再編及び最適化を図り、国公有財産の最適利用を推進します。

さらに、5G基地局の設置場所、サテライトオフィスの提供場所、太陽光発電設備及び電気自動車向け充電設備等の設置場所として、庁舎等を提供します。

(目標の設定の根拠)

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、「ニッポン一億総活躍プラン」において、保育の受け皿の確保については「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていることなどを踏まえ、人々の安心につながる分野等で国有財産を活用することが重要であるためです。

また、元年答申において、有用性が高く希少な国有地については「将来世代における行政需要に備えつつ地域のニーズに対応するため、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、最適利用を図っていくべきである。」とされていること、「防災基本計画」において、「避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図る」とされているためです。

加えて「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「介護施設など地域のニーズを踏まえた国有地の活用による社会課題への対応」等が盛り込まれていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2023」において、「国有地の定期借地件数」及び「国公有財産の最適利用プランを策定した数」について、「件数をモニターする」とされています。

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「国有財産を活用したデジタル改革の推進（5G通信網の整備）」及び「国有財産を活用したサテライトオフィス整備支援」、「国有地も活用した遊水地・貯留施設の整備」等が盛り込まれています。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においても、「国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速」等が盛り込まれています。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、庁舎等の国有財産を活用したカーボンニュートラルの実現に向けた取組促進が盛り込まれています。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。その結果、社会福祉分野等において、令和6年度末時点で定期借地契約については152件、売却については211件の契約を締結しています。

特に、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を5割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献しています。

また、元年答申を踏まえ、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地については、留保財産として選定することとし、国有財産地方審議会において審議の上、令和6年度末時点で63件を選定しています。

	留保財産も含めた国有地の資産価値の向上やまちづくりへの地域貢献のため、令和 6 年度においては、地方公共団体と連携の上、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用を検討しました。 その結果、地区計画活用型一般競争入札を実施した財産 1 件及び二段階一般競争入札を実施した財産 2 件について売買契約等を締結しました。 災害応急対策等への備えとして、避難場所、避難所、備蓄など防災の諸活動の推進を図るため、平常時から地方公共団体へ未利用国有地等の情報提供に取り組みました。また、地方公共団体と貸付契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与しました。 加えて、地方公共団体等と連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を踏まえ、遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、関係機関と調整、協議を進めました。また、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる 5 G 基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5 G 基地局の設置場所としての国有財産の活用に取り組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者による BOX 型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取り組みました。また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組として、電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用に取り組みました。 上記実績のとおり、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	未利用国有地については、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、介護や保育などの分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備に当たっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行いました。 また、元年答申を踏まえ、有用性が高く希少な国有地については、国有財産地方審議会において審議の上、留保財産として選定しました。さらに、地方公共団体等と連携の上、二段階一般競争入札を実施したほか、公的施設の効率的な再編及び最適化に向けた協議を行うなど、国公有財産の最適利用を推進しました。 加えて、地方公共団体へ未利用国有地等の情報提供や売買契約等を行い避難場所、避難所、備蓄などの防災に関する諸活動の推進に寄与しました。 遊水地・雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、関係機関と調整、協議を進めました。また、民間事業者による 5 G 基地局や BOX 型サテライトオフィスの設置場所として国有財産の活用に取り組みました。また、脱炭素社会の実現に向けた取組として、電気自動車向け充電設備の設置場所としての国有財産の活用に取り組みました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国有地の定期借地件数の推移」 ○参考指標 2 「留保財産の取組状況」 ○参考指標 3 「市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数」 ○参考指標 4 「「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における国有財産の活用状況」

政 3 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 国有地の定期借地件数の推移

(単位: 件)

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
合 計	141	143	144	149	152

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 件数については、各年度末時点で貸付中の件数を記載している。

参考指標 2 : 留保財産の取組状況【再掲 (総 3 - 3 : 参考指標 2)】

参考指標 3 : 市区町村等との間で設置した協議会の設置件数及び国公有財産の最適利用プランの策定件数

(単位: 件)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
市区町村等との間で設置した協議会の設置件数	19	14	18	11	2
国公有財産の最適利用プランの策定件数	6	0	2	2	5

(出所) 理財局国有財産調整課国有財産有効活用室調

参考指標 4 : 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における国有財産の活用状況

(単位: 件)

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設の整備件数	-	4	5	5	7

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注 1) 本指標は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」及び「防災・減災・国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づき取組を進めているものであり、令和 3 年度から設定された参考指標のため、令和 2 年度以前の数値は「-」としている。ただし、整備件数については、令和 2 年度以前に整備していたものも含む。

(注 2) 令和 3 年度及び令和 4 年度政策評価書では、各年度の整備件数（フロー）を記載していたが、国土強靱化の状況を反映する観点から、令和 5 年度政策評価書からは、各年度末時点での整備件数（ストック）を記載することとしている。

(単位：件)

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
5 G 基地局の設置場所としての活用件数	-	25	42	71	89
B O X 型サテライトオフィスの設置場所としての活用件数	-	5	7	7	7
電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用件数	-	-	5	6	9

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 「5 G 基地局の設置場所としての活用件数」及び「B O X 型サテライトオフィスの設置場所としての活用件数」は、令和 3 年度以降の政策評価書に記載していることから、令和 3 年度以降の活用件数を記載している。「電気自動車向け充電設備の設置場所としての活用件数」は、令和 4 年度以降の政策評価書に記載していることから、令和 4 年度以降の活用件数を記載している。

施策 政3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

定量的な測定指標

[主要] 政3-3-2-A-1： 合同宿舎における改 修工事の実施状況 (単位：棟)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	327	252	296	263	250
	実績値	401	364	301	259	309

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 改修工事を実施する際に生じる入札差額を活用し、次年度以降に予定している改修工事を前倒しで実施している。

(目標値の設定の根拠)

合同宿舎については、計画的かつ効率的な維持整備を推進するため、合同宿舎の棟ごとに毎年度 4 月 1 日時点で改修工事の計画を作成し、これに基づき毎年度の改修工事を実施することとしています。改修工事を着実に実行するため、当該計画（令和 6 年 4 月 1 日時点）の改修工事の件数を目標値とします。

目標の達成度

○

**目標の達成度の
判定理由**

既存ストックの長寿命化等によるトータルコストの軽減を図るため、個々の宿舎の状況に基づいて、宿舎ごとに維持整備に係る中長期的な計画を策定しました。

令和 5 年度においては、資材価格高騰等の影響により、一部の計画を取りやめざるを得なくなり、目標を達成できませんでした。

令和 6 年度においては、資材価格高騰の影響をより適切に予定価格に反映した上で入札を実施するとともに、次年度以降に予定している改修工事を前倒しで実施することで目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況
	（目標の内容） 庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消した上で、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用し、省庁横断的な入替調整等を積極的に行い、既存庁舎の効率的な使用を推進します。
	（目標の設定の根拠） 現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な使用を推進する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出（参考指標 2 参照）を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進するなど、省庁横断的な入替調整等（参考指標 1 参照）を積極的に実施しました。具体的には、令和 7 年 3 月に、財政制度等審議会国有財産分科会（注参照）に諮った上で、特許庁総合庁舎ほか 1 件の庁舎について、庁舎等使用調整計画を策定するなど、既存庁舎の効率的な活用を推進しました。 （注）財務省ウェブサイト 「財政制度等審議会 国有財産分科会（議事要旨等）」 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_national_property/proceedings_np/index.html 上記のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進に取り組んだことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	現下の厳しい財政事情を踏まえ、宿舍の適正な管理を実施するに当たっては、既存ストックの長寿命化等によるトータルコスト軽減を図るため、宿舍の維持整備に係る中長期的な計画を定めた上で、計画的に改修を行いました。令和 6 年度においては、資材価格高騰等の影響をより適切に予定価格に反映した上で入札を実施するとともに、次年度以降に予定している改修工事を前倒しで実施することで測定指標の目標値を達成しました。 庁舎については、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に実施するため、既存庁舎の適正かつ効率的な使用を推進しました。 また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「既存庁舎の入替調整等実績の推移」 ○参考指標 2 「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」 ○参考指標 3 「宿舍戸数の推移」

政 3 - 3 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 既存庁舎等の入替調整等実績の推移

(単位: 件)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
庁 舎 数	16	18	14	27	9
官 署 数	23	47	30	41	12

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標 2 : 庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
借受費用縮減	(㎡)	—	5,300	1,320	—	955
	(億円)	—	4.7	0.3	—	0.8
売却可能財産	(㎡)	—	—	2,170	11,090	—

(出所) 理財局国有財産調整課調

参考指標 3 : 宿舍戸数の推移

(単位: 万戸)

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
16.2	16.2	16.2	16.1	16.0

(出所) 理財局国有財産調整課調

(注) 各年 9 月 1 日現在の戸数

施策	政3-3-3: 普通財産の適正な管理処分

定量的な測定指標						
政3-3-3-A-1: 未利用 国有地(財務省所管一 般会計所属普通財産) の一般競争入札実施 状況 (単位: %)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100 (741)	100 (574)	100 (485)	100.0 (425)	100.0 (439)
(注 1) () 内は入札件数 (注 2) 処理率の算出方法については、災害等の事情変更により一般競争入札を実施できなかったものを除くこととします。 (出所) 理財局国有財産業務課調						

(目標値の設定の根拠)

留保財産以外の未利用国有地については、まず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札は、税外収入の確保を図るため計画的に実施する必要があることから、一般競争入札の実施状況に関して、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標

政3-3-3-A-2: 旧里道・ 旧水路等の売却事務 処理状況 (単位: %)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値		83.5以上	83.5以上	83.7以上	83.7以上	83.7以上
実績値		83.5 (980)	83.5 (934)	83.7 (965)	83.8 (1,043)	83.7 (884)

(注1) 目標値及び実績値については、申請書を受理し売却価格を通知したもののうち、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日以内(閉庁日を除く)にできなかった場合を除いて算出しています。

(注2) 実績値の()内は、30日以内(閉庁日を除く)に売却価格を通知した件数。

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日以内(閉庁日を除く)としているところです。財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがありますが、期限内の処理を促進することとし、過去の実績値を参考にそれらを上回るよう目標値を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。なお、業務委託した民間事業者に対して迅速な事務処理を徹底するよう指導することに努めています。

定性的な測定指標

【主要】 政3-3-3-B-1: 国有財産の管理・処分における法令等に基づく公正、透明な処理の実施

(目標の内容)

売却や貸付け等を行うに当たっては、相手方への迅速かつ丁寧な対応を行うとともに法令等に基づいた手続きに従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

公共随契による売却や貸付けを行う際には、すべての場合において処分等価格の見積り合せを実施するとともに、契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

また、売却や貸付け等を行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合等には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行います。

	(目標の設定の根拠) 未利用国有地の売却や貸付け等について、公正、透明に処理をする必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行いました。 なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底しました。 また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じて注意喚起するとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。 公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定する際に、すべての場合において見積り合せを徹底して行いました。 また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を要件とし、すべて公表しました。 売却や貸付けを行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行いました。 さらに、公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました。 以上のことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	政3-3-3-B-2：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施 (目標の内容) 無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の処分を容易にすることが可能な場合には、交換制度を活用します。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、可能な限り、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。 (目標の設定の根拠) 現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等について、隣接所有者等と交渉を行うなど、交換制度の活用に向けた取組を実施しました。 また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付した結果、93件の売買契約を締結しました。 以上のことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
政3-3-3-B-3：暫定活用の実施	
(目標の内容) 売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売残り財産等について、一時貸付けに係る要望を募るなどの暫定活用を図ります。	
(目標の設定の根拠) 税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、一般競争入札に付したものの成約に至らなかった売残り財産等については、財務局等のウェブサイトで一時的貸付け等に係る要望を募り、暫定活用の実施に努めた結果、273件の財産について一時貸付け等の契約を締結しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標	
政3-3-3-B-4：貸付中財産の災害等にかかる適切な対応の実施	
(目標の内容) 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応します。	
(目標の設定の根拠) 地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産については、その被災状況に応じて、5件の貸付期間の不算入措置を講じました。また、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標	
政3-3-3-B-5：相続土地国庫帰属制度の円滑な運用の実施	
(目標の内容) 相続土地国庫帰属制度については、所有者不明土地の発生の抑制を図ることが目的とされていることを踏まえ、制度の円滑な運用のため、関係機関と連携して適切に対応します。	
(目標の設定の根拠) 所有者不明土地に係る問題は、政府一体となって検討が進められてきたものであり、所有者不明土地の発生を抑制する方策の一つとして、相続土地国庫帰属制度が創設されたことから、当該制度の円滑な運用に向けて関係機関と連携した対応が求められているためです。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第 7 条に基づく法務局からの協力依頼を受け、申請土地の実地調査に同行し、土地種目の判断や要件審査について意見表明を行うなど、関係機関と連携して適切に対応しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標

政3-3-3-B-6：政府が保有する株式等の管理・処分

(目標の内容)

特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年 5 月17日公表、令和 5 年 2 月22日一部変更）に基づいて適切に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。

さらに、物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

(目標の設定の根拠)

特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。

また、物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」に基づいて、特殊会社等との対話を行うとともに、特殊会社等の株主総会において個別の議案等に対応し、その結果を令和 6 年 9 月に公表しました。 処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。具体的には、株式会社商工組合中央金庫株式については、令和 5 年 9 月の財政制度等審議会国有財産分科会の答申「株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について」等に基づき、令和 7 年 6 月の法定売却期限までの全株売却に向けて、入札を行っているところです。また、東京地下鉄株式会社株式については、令和 6 年10月に売却を行い、その結果、売却収入は約1,829億円となりました。 物納のあった上場株式については、株式市場の状況等に応じて処分を行いました。また、非上場株式については、積極的な買受勧奨等を実施し、処分できるものは処分を行いました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	公共随契による売却や貸付けの処分等価格を決定するに当たり、すべての場合において見積り合せを徹底して行うとともに、当該契約金額についてもすべて公表しました。また、売却や貸付けを行うに当たり、地下埋設物等を原因とする処分等価格の減価が大きいと見込まれる場合には、不動産鑑定士や弁護士等の外部の有識者による第三者チェックを行い、透明性の確保に努めました。さらに、公共随契による売却等手続を中心に書類の電子化等の取組を推進しました。 なお、売却等に当たっては、法令等に基づいて明確化された手続きに従い、公正、透明な処理を行うとともに、契約に当たっては、警察当局と連携し、暴力団等の排除を徹底し、ウェブサイト等を通じて、国有地の取得に関する架空取引話への注意喚起をするとともに、原則一般競争入札で売却することを周知しました。また、一定期間内に利用要望がない場合には、財政収入確保の観点から、一般競争入札により処分しました。 旧里道・旧水路（用語集参照）等の財産についての調査依頼等に対し、現地確認調査等を的確に行った結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却を行いました。なお、売却事務処理に当たり申請者に対して丁寧な説明を行い、適正かつ迅速な事務処理をしました。 売却困難事由のある財産や売残り財産については、交換制度の活用や瑕疵等明示売却を行うとともに、売却までの間は財政収入の確保や維持管理コスト削減のため、暫定活用を推進しました。 東日本大震災をはじめ、地震や風水害等の災害における被災地に所在する貸付中の財産について、貸付相手方からの相談に丁寧に対応しました。 国有財産に関する相談、照会に対して、迅速かつ丁寧な対応に努めました。 特殊会社の株式に係る株主議決権の行使等については、個別の議案等に適切に対応し、その結果について、財務省ウェブサイトで公表しました。 処分が求められている特殊会社の株式については、適切な時期に売却が行えるよう所要の事務準備を進めるとともに、処分の環境が整ったものは株式の売却を行いました。 物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、株式処分の環境が整ったものについては、株式市場の状況等に応じつつ、外部委託の活用等により処分を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移」 ○参考指標 2 「未利用国有地の推移」 ○参考指標 3 「未利用国有地の状況」 ○参考指標 4 「一般競争入札における落札状況」 ○参考指標 5 「未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の売却結果の推移」

- 参考指標 6 「一時貸付け及び管理委託の件数と面積」
○参考指標 7 「第三者チェックの件数」

政 3 - 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 財務省所管一般会計所属普通財産（土地）の年度別現在額の推移

(単位 : 千㎡、億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
面 積	786,562	785,052	669,544	669,487	N. A.
台帳価格	48,307	49,598	49,845	49,558	N. A.

(出所)「国有財産増減及び現在額総計算書」(理財局管理課国有財産情報室)

(注) 令和 6 年度については、7 年 11 月に確定後、国会に報告される国有財産増減及び現在額総計算書に掲載予定。

参考指標 2 : 未利用国有地の推移

(単位 : 件、千㎡、億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件 数	2,869	2,732	2,695	2,810	N. A.
面 積	7,449	7,231	9,208	8,415	N. A.
台帳価格	3,834	4,841	5,283	4,618	N. A.

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 令和 6 年度については、7 年 11 月に確定後、7 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 3 : 未利用国有地の状況（令和 5 年度末）

合計 2,810 件 (4,618 億円)					
地方公共団体等 が利用する財産		処分対象財産		処分困難事由のある財産	
国利用	地方公共 団体等利用	入札未実施	売残 (注 1)	直困難 (注 2)	当分困難 (注 3)
117 件 (289 億円)	275 件 (2,879 億円)	427 件 (174 億円)	701 件 (98 億円)	444 件 (453 億円)	846 件 (724 億円)

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注 1)「売残」は、過去の入札において、成約に至らなかった財産である。

(注 2)「直困難」は、境界の再確認等のために直ちには入札により処分することができない財産である。

(注 3)「当分困難」は、境界係争中など、当分の間処分が困難な財産である。

(注 4) 金額については、単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

参考指標 4 : 一般競争入札における落札状況

(単位 : 件、%)

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
合 計	実施件数	741	574	485	425	439
	落札件数	209	204	138	142	154
	落札率	28.2	35.5	28.5	33.4	35.1
	最低売却価格 公表物件					
	実施件数	741	574	484	425	438
	落札件数	209	204	138	142	153
	落札率	28.2	35.5	28.5	33.4	34.9
	最低売却価格 非公表物件					
	実施件数	0	0	1	0	1
	落札件数	0	0	0	0	1
	落札率	—	—	0.0	—	100.0

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注) 令和 6 年度実績は速報値。7 年度に確定後、7 年度実績評価書に掲載。

参考指標 5 : 未利用国有地等 (財務省所管一般会計所属普通財産) の売却結果の推移

(単位 : 件数、%、億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実施件数	741	574	485	425	439
落札件数	209	204	138	142	154
契約件数	299	276	202	181	174
成 約 率	40. 4	48. 1	41. 6	42. 6	39. 6
契約金額	108	96	41	162	169

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(注 1) 上記表は、一般競争入札の売却結果の推移を示したものである。

(注 2) 令和 6 年度実績は速報値。7 年度に確定後、7 年度実績評価書に掲載。

(注 3) 契約件数及び契約金額は、各年度に入札を実施し、契約が翌年度になったものも含まれる。

参考指標 6 : 一時貸付け及び管理委託の件数と面積

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
一時貸付け	件数 (件)	166	199	217	227	273
	面積 (千㎡)	884	816	479	466	565
管理委託	件数 (件)	519	527	531	548	N. A.
	面積 (千㎡)	26, 193	25, 744	25, 697	25, 888	N. A.

(出所) 一時貸付けについては、財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

管理委託については、理財局国有財産業務課・管理課国有財産情報室調。

(注 1) 一時貸付けの件数及び面積については、該当年度に契約したものを集計している (土地のみ。面積については単位未満四捨五入)。

(注 2) 管理委託の件数及び面積については、各年度末時点の件数及び面積を計上している (土地のみ。面積については単位未満四捨五入)。なお、令和 6 年度については、7 年 11 月に確定後、7 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 7 : 第三者チェックの実施件数

(単位 : 件)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件 数	9	8	11	9	8

(出所) 理財局国有財産業務課国有財産審理室で集計。

施策	政3-3-4：国有財産行政の適正な運営と情報提供の充実

定量的な測定指標						
[主要] 政3-3-4-A-1：監査実施割合 (単位：％)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	100.0 (499)	100.0 (476)	100.0 (426)	100.0 (424)	100.0 (422)
	実績値	82.5 (412)	99.1 (472)	102.3 (436)	100.9 (428)	101.1 (427)
(注1) 監査計画に対する実績の割合 目標値の()内は年度当初計画の件数 実績値の()内は実績の件数 (注2) 令和2年度は、年度当初499件の実地監査を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1・四半期の監査の実施を見合わせざるを得ない状況となり、重点対象財産を優先的に実施するなど監査計画を見直し、計画件数を408件に変更し、この計画に対して412件の監査を実施しました。 (注3) 令和3年度は、緊急事態宣言の実施等により現地における確認が困難となった財産については、これを写真等に代えることや、相手方へのヒアリングをWEB等で行うことを可能とし、当初計画476件の監査を行うこととしました。その後計画変更により計画件数を480件へ変更しましたが、指摘の適否の判断に当たって写真等に代えることが困難で、現地における確認の必要がある財産のうち、まん延防止等重点措置の実施により現地確認を翌年度に延期した事案8件を除く472件の監査を実施しました。 (出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調 (目標値の設定の根拠) 国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。 策定した監査計画を適切に実施するため、目標値を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標						
政3-3-4-A-2：国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日	年度	令和2年度 (元年度決算)	3年度 (2年度決算)	4年度 (3年度決算)	5年度 (4年度決算)	6年度 (5年度決算)
	目標値	2.9月初旬	3.9月初旬	4.9月初旬	5.9月初旬	6.9月初旬
	実績値	2.9.4	3.9.3	4.9.2	5.9.1	6.9.3
(出所) 理財局国有財産情報室調 (目標値の設定の根拠) 決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 5 年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成しました。また、令和 6 年 9 月 3 日に会計検査院に送付し、国会からの早期提出（会計年度翌年の 11 月 20 日前後）の要請に応えるよう努めたことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
政3-3-4-A-3: 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日	年度	令和 2 年度 (元年度決算)	3 年度 (2 年度決算)	4 年度 (3 年度決算)	5 年度 (4 年度決算)	6 年度 (5 年度決算)
	目標値	2. 11. 20 前後	3. 11. 20 前後	4. 11. 20 前後	5. 11. 20 前後	6. 11. 20 前後
	実績値	2. 11. 20	3. 12. 6	4. 11. 18	5. 11. 20	6. 11. 29
(注) 第207回臨時国会は令和 3 年 12 月 6 日、第216回臨時国会は令和 6 年 11 月 28 日に開会。 (出所) 理財局国有財産情報室調 (目標値の設定の根拠) 決算について、平成 15 年に参議院から会計年度翌年の 11 月 20 日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産法に基づく会計検査院の検査を経た上で、当該要請を踏まえて対応するためです。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 5 年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国会からの早期提出（会計年度翌年の 11 月 20 日前後）の要請に応え、令和 6 年 11 月 28 日に開会された臨時国会において報告したことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
政3-3-4-A-4: 国有財産物件情報メールマガジンの登録者数	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加
	実績値	9, 666	10, 044	10, 503	10, 930	11, 410
(出所) 理財局国有財産業務課調 (目標値の設定の根拠) 全国の財務局等における国有財産の売払い予定、地方公共団体等からの公用・公共用の取得等要望の受付開始、国有財産の売却等に関連する更新情報について、電子メールによりタイムリーに情報提供をします。 より多くの国民の皆様が国有財産物件情報メールマガジンの登録をいただくため、目標値を「増加」とした測定指標を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	昨年度の実績値と比較すると480人増加しているため、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標						
政3-3-4-A-5：全国版空き家・空き地バンクへの登録割合 (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100	100
(注1) 一般競争入札及び先着順の随意契約の実施件数に対する空き家・空き地バンクへの登録件数の割合です。 (出所) 理財局国有財産業務課調 (目標値の設定の根拠) 全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報を全国版空き家・空き地バンクへ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等と併せて、より多くの方々に対して、情報提供を行うことができるようになり、国有財産の情報発信が強化されるためです。 より適切な情報提供を行うため、目標値を「100%」とした測定指標を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	実績値が目標値に達したため、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標	
政3-3-4-B-1：国有財産に関する情報提供の充実	
(目標の内容) 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。また、処分等を予定している未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量など、国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。さらに、活用可能な行政財産についても積極的に情報提供します。	
(目標の設定の根拠) 国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たすとともに国民の利便性向上等についても取り組む必要があるからです。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	国有財産レポートについて、最新の国有財産行政を反映するなど内容の充実を図ったほか、国有財産の各種統計について、「財政金融統計月報（国有財産特集）」にまとめ、財務省ウェブサイトに掲載しました。

	また、「国有財産一件別情報」について作成・更新を行い、国有財産情報公開システムを通じて提供しました（参考指標 2）。 ※国有財産情報公開システム https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/ 「公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件」、「今後入札を予定している物件」等の処分等を予定している未利用国有地についての財産情報を各財務局等ウェブサイトに掲載し、それを定期的に更新することにより、国民のニーズに即応したタイムリーな公開に努めるとともに、一般競争入札及び公共団体等への売却結果等を取りまとめて公表しました。 一般競争入札に当たっては、新聞広告や折込みチラシ等により、未利用国有地の売却情報を発信しました。 また、平成26年 6 月以降、引き続き国有地の売却情報等に関するメールマガジン（「国有財産物件情報メールマガジン」）の配信を実施し、令和 6 年度は168回の配信を行いました。 加えて、元年答申を踏まえ、全国の各財務局等における国有財産の入札実施に係る情報について、民間の不動産情報サイト「全国版空き家・空き地バンク」（㈱LIFULL及びアットホーム㈱運営）へ登録することにより、財務局ホームページや、新聞広告等に加えて、より多くの方々に対して、情報提供を行い、国有財産の情報発信を強化しました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

定性的な測定指標

政3-3-4-B-2：国有財産の管理処分事務等の外部委託

（目標の内容）

国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、未利用国有地の管理業務、物納財産などの貸付中財産の買受勧奨を含む売却等業務、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。

（目標の設定の根拠）

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	未利用国有地の管理業務、一般競争入札に係る物件調書の作成、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務などのうち、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託を行いました。 以上のことから、達成度は、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置いた「庁舎等及び宿舎の公用財産に対する監査」及び「各省各庁が所管する普通財産に対する監査」に事務量を重点的に配分するとの方針に基づき、現地において、国有財産の現況を正しく把握したうえで、財政への貢献や地域のニーズを踏まえた最適利用を求める等の深度ある監査を計画どおり実施し、指標を達成しました。
	令和 5 年度国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、会計検査院の検査を経た上で、令和 6 年 11 月 29 日に国会に報告しました。
	また、国有財産レポートの内容を充実し、国有財産の各種統計とともに財務省ウェブサイトに掲載したほか、「国有財産一件別情報」を国有財産情報公開システムを通じ提供するなど、情報内容の充実等に努めました。
	すべての未利用国有地については、引き続き、国民のニーズに即応した情報のタイムリーな公開を行うとともに、一般競争入札で売却を予定している財産や、一般競争入札及び公共団体等への売却結果を取りまとめて随時公表し、積極的に情報開示を行いました。
	未利用国有地の管理業務等について、外部委託を活用し効率的な事務処理を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務省所管普通財産の管理業務の状況」 ○参考指標 2 「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」 ○参考指標 3 「国有財産に関する公表資料」 ○参考指標 4 「全国版空き家・空き地バンクへの対象物件掲載数」

政 3 - 3 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 : 財務省所管普通財産の管理業務の状況

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
巡回 箇所	3, 251	3, 437	3, 052	3, 382	3, 694
草刈 箇所	4, 329	4, 745	4, 589	4, 844	4, 997
柵設置 箇所	280	257	185	270	406
不法投棄物処理 件	226	206	222	231	229
立木伐採・剪定 箇所	528	558	594	749	903
立看板設置 件	672	647	542	747	674
建物解体 棟	43	49	38	42	29
合 計 件、箇所、棟	9, 329	9, 899	9, 222	10, 265	10, 932

(出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

参考指標 2 : 国有財産情報公開システムへのアクセス件数

(単位 : 件)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
アクセス件数	51, 400	44, 102	76, 134	87, 558	85, 374

(出所) 理財局管理課国有財産情報室調

参考指標 3 : 国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実

【令和 5 年度 公表状況】

- ・ 国有財産増減及び現在額総計算書 (毎年更新)
- ・ 国有財産無償貸付状況総計算書 (毎年更新)
- ・ 国有財産の増減及び現在額に関する説明書・国有財産の無償貸付状況に関する説明書 (毎年更新)

(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/houkoku/index.htm)

- ・ 国有財産レポート (毎年更新)

(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/publication/report/index.htm)

- ・ 国有財産統計 (毎年更新)

(https://www.mof.go.jp/policy/national_property/reference/statistics/index.htm)

(出所) 理財局国有財産企画課・管理課国有財産情報室調

参考指標 4 : 全国版空き家・空き地バンクへの対象物件の掲載件数

(単位 : 件)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
掲載件数	1, 583	1, 078	1, 065	832	853

(出所) 理財局国有財産業務課調

(注) 一般競争入札及び先着順売却の空き家・空き地バンクへの登録件数。

評価結果の反映	以下のとおり、実施していきます。 地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形での国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形での国有財産の管理処分を実施するほか、宿舍や既存庁舎の効率的な活用、情報提供の充実等に努めます。 なお、令和 6 年度政策評価の結果を踏まえ、令和 7 年度においても国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費（普通財産管理処分費、老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費等）の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし

**前年度の政策評価結果
の政策への反映状況**

令和 5 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。
地域・社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じた最適な形で国有財産の有効活用を推進するとの考え方の下、介護や保育などの分野等や防災・まちづくりにおける活用をはじめ、多様な形で国有財産の管理処分を実施したほか、既存庁舎や宿舍の効率的な活用や、情報提供の充実等に努めました。

なお、令和 5 年度政策評価の結果を踏まえ、令和 6 年度においても、国有財産の有効活用を推進するため、引き続き必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	44,323,663千円	46,849,364千円	36,680,265千円	32,844,325千円	
	(項) 資産債務管理費	55,899千円	38,547千円	39,856千円	42,924千円	
	(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費 (注 1)	40,025千円	38,547千円	39,856千円	42,924千円	
	内 国有財産台帳価格改定時価倍率調査	4,620千円	4,476千円	4,702千円	4,560千円	001369
	(事項) 民間資金等を活用した公務員宿舍の維持管理及び運営に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む)	15,874千円	—	—	—	001370
	(項) 公務員宿舍施設費	7,463,915千円	7,435,663千円	7,279,771千円	7,177,116千円	
	(事項) 公務員宿舍建設等に必要な経費(公務員宿舍建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む))	7,463,915千円	7,435,663千円	7,279,771千円	7,177,116千円	001370
	(項) 財務局業務費	11,889,360千円	11,905,520千円	12,030,072千円	12,312,694千円	
	(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	8,305,803千円	8,253,232千円	8,222,209千円	8,402,572千円	
	内 普通財産管理処分経費	5,935,024千円	5,913,700千円	5,868,621千円	5,908,454千円	001372
	(事項) 公務員宿舍の維持管理に必要な経費(公務員宿舍の維持管理に必要な経費)	3,583,557千円	3,652,288千円	3,807,863千円	3,910,122千円	001370
	(項) 特定国有財産整備費(一般会計)	2,316,615千円	8,274,918千円	9,169,059千円	9,220,157千円	
	(事項) 一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(一般会計))	2,316,615千円	8,274,918千円	9,169,059千円	9,220,157千円	001407
	(項) 特定国有財産整備費(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)	22,065,853千円	18,546,786千円	7,693,965千円	3,703,066千円	

	(事項) 特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	8,902,389千円	9,589,367千円	543,264千円	119,903千円	001374
	(事項) 民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	13,163,464千円	8,957,419千円	7,150,701千円	3,583,163千円	001374
	その他	532,021千円	647,930千円	467,542千円	388,368千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	△84,166千円	△1,989,938千円	1,358,800千円		
	繰越等	△1,461,655千円	△1,737,402千円	N. A.		
	合 計	42,777,842千円	43,122,024千円	N. A.		
執行額		41,087,969千円	41,567,914千円	N. A.		

(概要)

国有財産一般事務費、普通財産管理处分費、国有財産制度等調査経費などの国有財産の管理及び処分に必要な経費及び老朽化等に伴う宿舍の改修等に必要な経費、庁舎等の集約立体化・移転再配置等に必要な経費です。

(注1) 政府情報システム関連予算(国有財産総合情報管理システム(予算事業ID: 020164))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注2) 令和6年度「繰越等」、「執行額」等については、令和7年11月頃に確定するため、令和7年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	理財局(国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室)	政策評価実施時期	令和7年6月

○ 政策目標 3 - 4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を効率的に行うとともに、出納の正確性を確保することを目指します。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
政3-4-1 : 国庫金の効率的な管理	
政3-4-2 : 国庫金の出納事務の正確性の確保	
政3-4-3 : 国庫収支に関する情報提供	

関連する内閣の基本方針	該当なし

政策目標 3 - 4 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	国庫金の効率的かつ正確な管理のため、国庫内に生じた余裕資金を有効活用し、また、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿の金額が一致するよう努めました。さらに、国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおり公表しました。 すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国庫金は、国の資産の一部を成しており、その効率的かつ正確な管理は、適正な財務管理のために不可欠です。 また、国庫金の効率的な管理を図る上で、国庫内に生じた余裕資金を最大限活用する施策は、有効な取組であったと考えます。 さらに、国庫収支事務オンラインシステムを活用すること等により、事務を効率的に行っています。

施策	政3-4-1：国庫金の効率的な管理

定量的な測定指標

[主要] 政3-4-1-A-1：国内 指定預金（一般口） の平均残高 （単位：兆円）	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	—	18.2 以下	19.9 以下	19.2 以下	19.0以下 ^(注)
	実績値	34.8	19.4	20.4	19.4	4.1

（注）令和2年度を除いた平成30年度から令和5年度までの5年の実績値の平均値です。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため編成された過去最大規模の補正予算の執行に万全を期す必要があったこと等の影響により、国内指定預金（一般口）残高が極めて高い例外的な状況にあったため、目標値の算定から除いています。また、本指標は令和3年度から設定された測定指標のため、令和2年度の目標値は「—」です。
（出所）理財局国庫課調

（目標値の設定の根拠）

国庫金の効率的な管理のためには、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体として余裕金が発生している場合には、当該余裕金を最大限有効活用することが重要です。

具体的には、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、市場への影響等を勘案しつつ、国内指定預金（用語集参照）（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制することが可能となります。

これらの取組により、国内指定預金（一般口）残高が過大な水準とならないよう、抑制に努めることが重要であるため、測定指標を国内指定預金（一般口）の平均残高とし、当該残高を過去5年（令和2年度を除く）の平均以下とすることを目標値として設定しました。

目標の達成度	○

目標の達成度の 判定理由	国内指定預金（一般口）の資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすと同時に民間からの資金調達額を抑制し、可能な限り国内指定預金（一般口）残高の抑制に努めました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成

評価の理由	国庫収支事務オンラインシステムを活用することで、各府省庁等の歳出金等の受払情報を迅速に入手するとともに、受払実績のデータを蓄積することにより、国庫の資金繰り業務を効率的に行いました。 国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金を抑制するため、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を行いました。 国庫収支の時期的な調整を行った上で、それでも国庫に余裕が生じている場合には、外国為替資金特別会計に国庫余裕金の繰替使用を行うことにより、外国為替資金証券（用語集参照）の発行残高が抑制されました。

	なお、主要な測定指標である政3-4-1-A-1では、直近5年間の実績値の平均値を目標値としておりましたが、令和6年4月以降、プラス金利となり、余裕資金の運用が可能となったことから、令和6年度の国内指定預金（一般口）残高は、マイナス金利前の水準まで圧縮され、マイナス金利下であった過去5年と比較して、大幅に下回ることとなりました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券：用語集参照）発行残高抑制額（平均残高）の推移」 ○参考指標2「政府短期証券（財務省証券：用語集参照）の平均残高の推移」 ○参考指標3「資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合」

政 3 - 4 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額（平均残高）の推移

（単位：億円）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
4月	377,333	242,233	260,867	203,033	45,067
5月	288,548	189,645	168,677	175,516	—
6月	83,933	136,367	89,933	148,733	—
7月	—	123,742	62,548	109,774	10,194
8月	—	109,806	63,806	95,355	4,452
9月	—	103,567	86,100	86,367	15,733
10月	—	123,097	124,226	122,290	1,806
11月	—	210,333	131,000	145,367	8,267
12月	—	322,355	135,129	165,968	27,677
1月	8,129	368,516	163,194	180,935	29,710
2月	91,000	379,857	200,464	187,414	67,286
3月	199,032	335,742	222,226	181,645	87,903
平均抑制額	86,995	219,647	141,874	150,044	24,575

（出所）理財局国庫課調

（注）令和6年度は、国内指定預金（一般口）残高が前年度に比べて大きく減少したことにより、国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券）発行残高抑制額は、前年度に比べて大きく減少した。

参考指標 2 : 政府短期証券 (財務省証券) の平均残高の推移

(単位 : 億円)

	令和 6 年度
4 月	21, 500
5 月	25, 032
6 月	2, 067
7 月	—
8 月	—
9 月	22, 167
10 月	26, 806
11 月	5, 067
12 月	8, 129
1 月	6, 323
2 月	—
3 月	—

(出所) 理財局国庫課調

(注) 国庫金が不足する場合には、財務省証券 (用語集参照) の発行による資金調達を行う。

参考指標 3 : 資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合 (単位 : %)

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
7. 1	18. 9	12. 5	13. 8	12. 7

(出所) 理財局国庫課調

施策 政3-4-2 : 国庫金の出納事務の正確性の確保

定量的な測定指標

[主要] 政3-4-2-A-1 : 一般会計歳入 歳出主計簿と 国庫原簿との 突合結果 (注 1) (単位 : 円)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	281, 839, 877 (注 2)	0	289, 486, 551 (注 2)	1, 294, 677, 716 (注 2)	47, 494, 486 (注 2)

(注 1) 各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、改めて留意点や事例についての説明会等を行うとともに連絡体制の整備を行うことで、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。

(注 2) 目標値及び実績値は、歳入、歳出及び歳入歳出差引剰余金のそれぞれについて、一般会計歳入歳出主計簿から国庫原簿を差し引いたもの。令和 2 年度 (元年度分)、令和 4 年度 (3 年度分)、令和 5 年度 (4 年度分) 及び令和 6 年度 (5 年度分) の実績値は、ロシアによるウクライナ侵攻を原因とする送金停止、ミャンマーにおける外貨の国外送金に対する金融規制等のやむを得ない事情により、歳入及び歳入歳出差引剰余金に差異 (令和 2 年度 : 281, 839, 877 円、令和 4 年度 : 289, 486, 551 円、令和 5 年度 : 1, 294, 677, 716 円、令和 6 年度 : 47, 494, 486 円) が生じている。

(出所) 主計局司計課、理財局国庫課調

	(目標値の設定の根拠) 国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（一般会計歳入歳出主計簿）が一致することを確認しているため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を指標として設定しました。 日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和6年度（令和5年度分）において、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿を突合し、両者の金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、令和5年度に発生した一省庁の歳入（47,494,486円）について、令和5年度の歳入歳出主計簿に計上されたものの、ミャンマーにおける外貨の国外送金に対する金融規制等により、在ミャンマー大使館からの歳入金が令和5年度歳入金の受入期限である令和6年5月31日までに日本銀行への払い込みが行なわれず、歳入歳出主計簿とおりの受払いが行われなかったことによるものです。 財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が各省庁からの指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。令和5年度分の収納の遅延は、ミャンマーにおける外貨の国外送金に対する金融規制等という、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われ、財務省においても連絡体制の整備等により、正確に原因及び金額を把握し、適切に対応していたことから、達成度は「○」としました。 なお、特別会計についても、歳入歳出主計簿と国庫原簿の突合を行いました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国庫金の出納事務の正確性の確保のため、一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿とを突合し、金額の差異を確認しましたが、一致しなかった原因は、ミャンマーにおける外貨の国外送金に対する金融規制等によるもので、やむを得ない事情によるものであり、日本銀行の国庫金の出納事務は、各府省庁等の指示どおり正確に行われたことを確認しました。 以上のとおり、国庫金の出納事務が正確に行われたことを確認できたため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政3-4-3：国庫収支に関する情報提供

定量的な測定指標

[主要] 政3-4-3-A-1：国庫収 支に関する定期的な 公表資料の公表の状 況 (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	100	100

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な公表資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。

- ①「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回)
- ②「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回)
- ③「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)

目標の達成度

○

**目標の達成度の
判定理由**

引き続き、上記の定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。実績値が目標値に達したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

国庫収支に関する情報について、定期的な作成資料を予定どおりに公表しました。
以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

**今回廃止した測定指標と
その理由**

該当なし

参考指標

該当なし

評価結果の反映	資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めます。 国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行います。 なお、各府省庁等会計事務担当者による誤謬訂正があった場合には、各府省庁等会計事務担当者に対して改めて留意点や事例についての説明会を行うとともに、連絡体制の整備を行うことにより、日本銀行による国庫金の出納事務の正確性を確保します。 国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行います。 また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 5 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を合わせる調整を行うとともに、それでも国庫全体の現金に余裕が生じている場合には、これを資金需要への対応に際して有効活用するなど、引き続き国庫金の効率的な管理を進めました。 国庫金の出納事務の正確性の確保については、歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合により、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証を引き続き行いました。 国庫収支に関する情報については、財政資金対民間収支を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載すること等により、国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を引き続き行いました。 また、国庫金の効率的な管理に必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	5,495千円	5,729千円	5,934千円	6,222千円	
	(項) 資産債務管理費	5,495千円	5,729千円	5,934千円	6,222千円	
	(事項) 国庫金の管理に必要な経費	5,495千円	5,729千円	5,934千円	6,222千円	
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	33,884千円	33,925千円	N. A.		
	合 計	39,379千円	39,654千円	N. A.		
執行額		38,527千円	39,251千円	N. A.		
(概要) 国庫制度の調査及び効率的な国庫の資金繰りを行うために必要な経費です。 (注 1) 政府情報システム関連予算(国庫収支事務オンラインシステム)は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。 (注 2) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	理財局(国庫課)	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 4 - 1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条第1項では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。

（注）政策目標 4 - 1 の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項）。

日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」といいます。）が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条第1項）。

また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条第2項、第3項）。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-1-1：通貨の円滑な供給

政4-1-2：偽造通貨対策の推進

政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行

政4-1-4：貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金の適正な管理

政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標 4 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

通貨の円滑な供給及び偽造・変造防止のため、所要の通貨を確実に供給できるよう通貨の流通状況等を勘案した製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進めました。また、記念貨幣の着実な発行及び貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理を行ったほか、通貨への関心向上のため適切な情報提供に努めました。

すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 財務省の任務である「通貨に対する信頼の維持」(財務省設置法第3条)を図る上で、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止は必要です。 通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定や通貨の偽造・変造の防止のための国内外の関係機関との連携強化等は、通貨に対する信頼を維持するために有効な取組と言えます。 (令和6年度行政事業レビューとの関係) - 通貨に関する調査・研究(予算事業 I D : 001376) 通貨に関する調査・研究は、行政事業レビュー推進チームの所見において「外部有識者の所見を踏まえ、C B D C に関する調査については、将来的には制度設計の大枠の整理に資するような指標設定への可能性について検討する。また、調査結果については、引き続き、財務省HPで公開するなど省内外で有効に活用するよう努める。」とされました。これらを踏まえ、当該事業の実施に当たっては、我が国の検討状況に応じて、制度設計の大枠の整理に資するような指標設定への可能性について検討を行うとともに、調査結果の財務省HP上での公開を引き続き行いました。 - 貨幣の製造に必要な経費(予算事業 I D : 001377) 「貨幣の安定した製造及び労働生産性の向上やライフサイクルコストの管理・低減を図るため、設備投資のあり方について検討を行うとともに、引き続き、偽造抵抗力等を確保しつつ、コスト削減に取り組むこと。貨幣の製造については、今後のキャッシュレス化による貨幣の流通量の減少など、社会情勢の変化による需要の変化を踏まえた上で、発行の規模や枚数の検討を行う。また、リサイクルや偽造防止の観点も含めた適切な成果目標の設定を行うこと。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、当該事業の実施に当たり、貨幣の製造枚数については、今後のキャッシュレス化による貨幣の流通量の減少を考慮しつつ、新旧500円貨の入替等の実施の必要性を踏まえ、令和6年度と同水準としました(6億枚)。

施策	政4-1-1：通貨の円滑な供給

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-1-B-1：通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行
	(目標の内容) 通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。
	(目標の設定の根拠) 通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、通貨を円滑に供給する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	令和 6 年度に製造する通貨については、日本銀行と連携しつつ市中の流通状況や磨損の状況を適切に把握すること等を通じて、製造に必要な数量を精査しました。具体的には、市中における通貨の流通状況等を踏まえた製造計画を策定するとともに、このうち貨幣については、記念貨幣の発行の決定及び販売用貨幣の必要枚数の見直しを行い、年度途中で製造計画を改定しました。 日本銀行券及び貨幣の製造計画を、国立印刷局及び造幣局に指示し、日本銀行券及び貨幣を確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。 (注) 財務省ウェブサイト 「令和 6 年度日本銀行券製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2024ginnkoukennkeikaku.html 「令和 6 年度貨幣製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2024kaheikeikaku.html 「令和 6 年度貨幣製造計画<改定>」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2024kaheikeikaku-kaitei-3.html 上記実績のとおり、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等により、通貨を円滑に供給したため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	政4-1-1-B-2：製造貨幣大試験の適切な実施 (目標の内容) 製造貨幣大試験を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。 (目標の設定の根拠) 貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	昨年度の製造貨幣大試験以降に製造された貨幣について、令和 6 年10月28日に第153次製造貨幣大試験を行い、製造貨幣大試験要領に基づき、貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認しました。 (注) 財務省ウェブサイト 「第153次製造貨幣大試験の実施結果について」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/20241105.html 上記実績のとおり、貨幣の量目が適正であることを確認したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	通貨の製造計画の策定等については、市中における通貨の流通状況等を適切に踏まえた製造計画を策定したほか、貨幣製造計画の見直し等により年度途中の状況の変化に的確に対応することで、通貨を円滑に供給しました。

	また、製造貨幣大試験の適切な実施についても、大試験を行い、貨幣の量目が適正であることを適切に確認しました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「発行・製造計画の達成割合」 ○参考指標 2 「通貨の流通高」

政 4 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 発行・製造計画の達成割合

① 日本銀行券 (単位: 億枚、%)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
当初計画	30.0	30.0	29.0	30.3	29.5
改定後計画(A)	30.0	30.0	29.0	30.3	29.5
実績(B)	30.0	30.0	29.0	30.3	29.5
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

① 貨幣

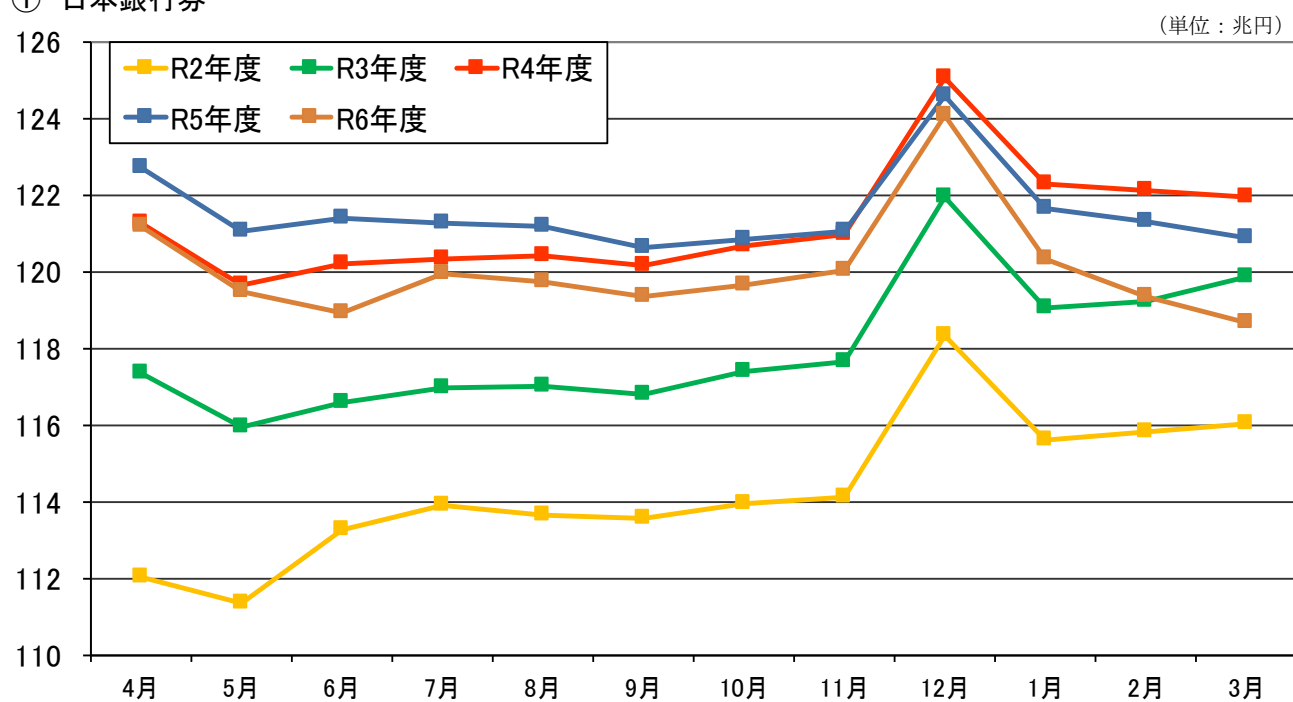
	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
当初計画	10.4	8.2	8.1	5.9	6.0
改定後計画(A)	10.1	8.2	6.3	5.8	6.1
実績(B)	10.1	8.2	6.3	5.8	6.1
達成割合(B/A)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

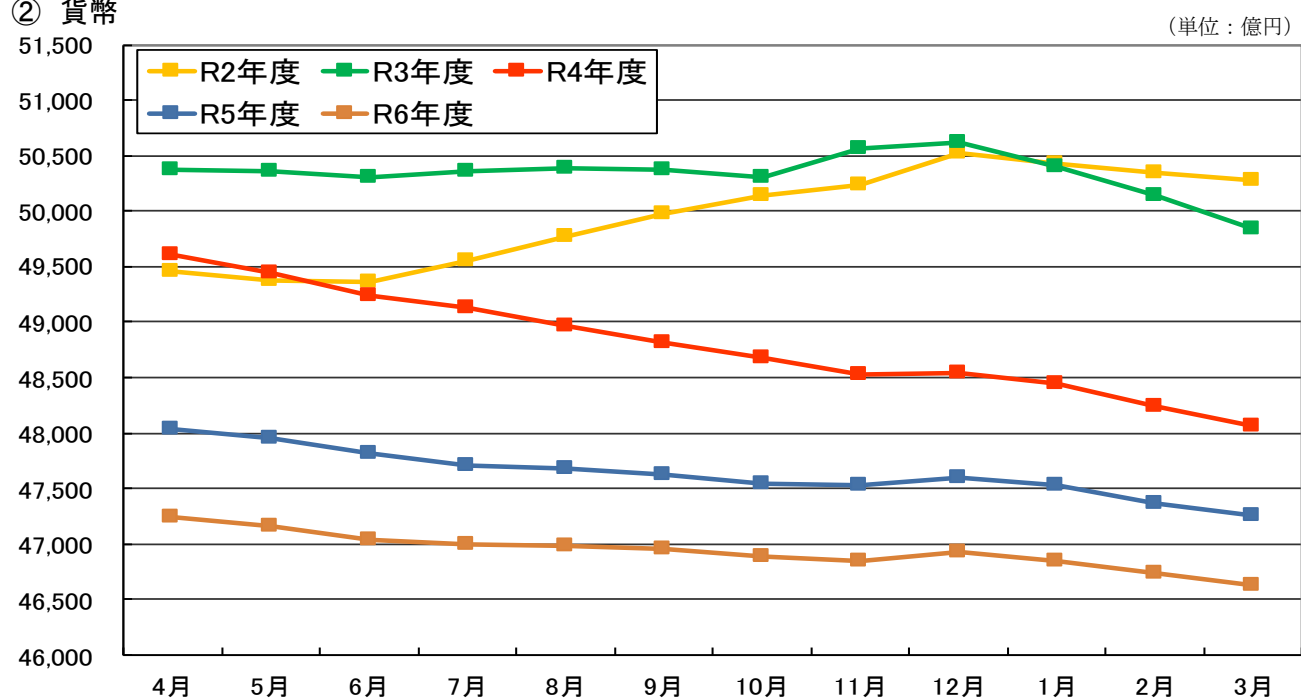
(注) 記念貨幣を含む枚数。

参考指標 2 : 通貨の流通高

① 日本銀行券



② 貨幣



(出所) 日本銀行公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

施策	政4-1-2：偽造通貨対策の推進

定性的な測定指標	
	[主要]政4-1-2-B-1：偽造通貨対策の適切な推進
(目標の内容)	国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。
(目標の設定の根拠)	通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和6年7月3日に「新しい日本銀行券（一万円、五千円、千円）」の発行を開始しました。発行に先立っては、財務省公式SNSを活用した周知に加えて、政府広報オンラインによる記事・動画配信、視覚障害者向け点字広報誌・音声CDの配布等の広報活動を実施するなど、準備を確実に進めました。 さらに、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局や関係業界団体等との意見交換の実施等による連携強化を図りました。また、貨幣のクリーン化（用語集参照）や偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣の発行などを行いました。 これらの取組により、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 こうした取組の結果として、令和6年度における偽造通貨の発見枚数は、日本銀行券2,706枚、五百円貨幣250枚と比較的低い水準でした（参考指標1参照）。 上記のとおり、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	偽造通貨対策の推進については、通貨の偽造・変造を防止する環境整備を進め、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「偽造通貨の発見枚数」

政 4 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 偽造通貨の発見枚数

(1) 日本銀行券

(単位 : 枚)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
一万円札	3, 590	1, 114	920	737	2, 405
五千円札	2	14	18	19	166
二千円札	2	0	0	0	3
千円札	46	29	31	58	132
合 計	3, 640	1, 157	969	814	2, 706

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

(2) 貨幣

(単位 : 枚)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
五百円貨幣	1, 087	1, 227	795	271	250

(出所) 警察庁公表資料を基に理財局国庫課通貨企画調整室が作成。

(注) 発見枚数とは、届出等により警察が押収した枚数。

施策 政4-1-3 : 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行

定性的な測定指標

[主要] 政4-1-3-B-1 : 記念貨幣の適切な発行

(目標の内容)

記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します

(目標の設定の根拠)

記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 6 年度は、「2025 年日本国際博覧会記念貨幣の第二次分」及び「国立公園制度 100 周年記念貨幣の令和 6 年度分」を発行し、造幣局を通じて販売したほか、令和 7 年度に発行する「2025 年日本国際博覧会記念貨幣の第三次分等」及び「国立公園制度 100 周年記念貨幣」の発行に向けて所要の準備を進めました。

なお、図柄等を定める政令改正にあたっては、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式 SNS やポスターを活用した情報の提供を行い、記念貨幣に関する情報を周知するよう努めました。

(注 1) 財務省ウェブサイト

「2025 年日本国際博覧会記念貨幣」

https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/expo_2025/index.html

「国立公園制度 100 周年記念貨幣」

https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/park_100/index.html

	(注 2) 「2025 年日本国際博覧会記念貨幣」は、2025 (令和 7) 年の日本国際博覧会の開催までに、3 回に分けて 5 種類程度発行することとしています。 (注 3) 「国立公園制度 100 周年記念貨幣」は、令和 6 年から、国立公園法制定から 100 周年となる令和 13 年までの間、国立公園ごとの図柄により、千円銀貨幣を順次発行することとしています。 上記のとおり、令和 6 年度発行分の記念貨幣については、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを経て着実に発行し、また令和 7 年度分の準備を着実に進めたため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国家的な記念事業としての記念貨幣の発行については、令和 5 年度発行の記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、所要の手続きを着実に実行し発行しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「ウェブサイトへのアクセス数」 ○参考指標 2 「記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数」

政 4 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : ウェブサイトへのアクセス数

	令和 6 年度
報道発表件数 (①)	4
ウェブサイトへのアクセス数 (②) (注 1)	179, 205
1 件当たりの平均アクセス数 (②/①) (注 2)	44, 801

(出所) 大臣官房文書課広報室調

(注 1) 理財局国庫課通貨企画調整室の記念貨幣に関する報道発表へのアクセス件数。

(注 2) 計数は四捨五入による。

参考指標 2 : 記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数

		令和 5 年度	6 年度
販売型 (注 1)	発行貨種数 (種類)	1	7
	発行枚数 (枚)	50, 000	290, 000
引換型 (注 2)	発行貨種数 (種類)	0	0
	発行枚数 (枚)	0	0

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注 1) 販売型とは、造幣局から通信販売を行う記念貨幣のことである。

(注 2) 引換型とは、全国の取扱金融機関の窓口において額面により引換えを行う記念貨幣のことである。

施策	政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理

定量的な測定指標						
[主要] 政4-1-4-A-1：地金の 売払い計画及び実績 (単位：t、%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	100.0	500.0	1,080.0	4,150.0	4,100.0
	実績値	250.3 (250.3)	494.0 (98.8)	1,088.2 (100.8)	4,165.9 (100.4)	4,119.4 (100.5)
(注1) 目標値については、毎年度原則半期ごとに直近の状況を踏まえ見直しを行っています。 (出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調 (目標値の設定の根拠) 磨損等により市中の流通に不適當となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。近年においては、市中から受け入れる貨幣の増加傾向も踏まえ、目標値を設定しています。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	磨損等により市中の流通に不適當となり政府が受け入れる貨幣の数量や、新たな貨幣の製造に必要な地金の在庫量の動向を見極めながら、売払いを行いました。 具体的には、売払計画において4,100tの売払いを目標としていたアルミニウム地金、白銅地金、青銅地金及び黄銅地金について、その後における在庫量の動向等を精査し、約4,119tを市中に売却しました。 なお、目標値である1単位当たりの標準的な総重量と、実際に入札に付す1単位当たりの総重量には誤差が生じるため、全量を売払った場合でも必ずしも目標値と実績値は一致しません。 上記のとおり、貨幣回収準備資金（用語集参照）の保有する地金を適正に管理したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	新たな貨幣の製造に必要な地金の数量を確保し、新たな貨幣の製造等不使用地金については地金の在庫量等を見極めつつ売払いを行うなど、貨幣回収準備資金の保有する地金を適正に管理しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

施策	政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動

定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応 (目標の内容) 通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。 (目標の設定の根拠) 通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	通貨に関する情報については、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式SNSへの投稿及びポスター等を活用した提供を行いました。 また、寄せられた質問等（参考指標 1 参照）については速やかに回答するとともに、応接に当たっては、専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、インターネットが使用できる方には内容に関連する事項が記載されているウェブサイトも参照していただきながら説明するなど、丁寧な対応に努めました。 (注) 財務省ウェブサイト 「通貨に関する報道発表の実施状況」 (令和 6 年) https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2024currency.html (令和 7 年) https://www.mof.go.jp/public_relations/whats_new/2025currency.html 上記のとおり、通貨に関する適切な情報提供に努めたため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	通貨への関心の向上のための取組については、通貨に関する適切な情報提供に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「通貨に関する質問、照会等の受付件数」

政 4 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1 : 通貨に関する質問、照会等の受付件数

(単位 : 件)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
質問・照会等件数	2,552	917	618	970	882

(出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調

(注) 理財局国庫課通貨企画調整室にあった質問、照会の件数。

評価結果の反映	令和 6 年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和 7 年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めます。 このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	令和 5 年度政策評価結果においては、一定の評価を得られたものの、通貨が様々な経済取引の決済等において、国民から信頼され、安心して使われるために、引き続き、令和 6 年度以降においても、通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に一層努めました。 このため、通常貨幣や記念貨幣の発行のために必要な経費、通貨の偽造・変造を防止する環境整備のために必要な経費など、通貨の円滑な供給のために必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	17,150,963 千円	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	
	(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	17,150,963 千円	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	
	(事項) 貨幣の製造等に必要な経費	17,150,963 千円	16,886,365 千円	17,300,547 千円	17,422,069 千円	
	内 通貨に関する調査・研究	2,689 千円	7,287 千円	11,801 千円	14,015 千円	001376
	内 貨幣の製造に必要な経費	17,137,607 千円	16,861,213 千円	17,272,299 千円	17,394,726 千円	001377
	(項) 貨幣回収準備資金へ繰入	—				
	(事項) 貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費	—				
	補正予算	253,604,452 千円	111,038,284 千円	79,196,503 千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	270,755,415 千円	127,924,649 千円	N. A.		
執行額		235,782,377 千円	90,274,041 千円	N. A.		
(概要)						
貨幣の製造等に必要な経費、貨幣回収準備資金へ繰入れに必要な経費						
(注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	理財局（国庫課通貨企画調整室）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 4 - 2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援や東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

関連する内閣の基本方針

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）
- 「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）

政策目標 4 - 2 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和7年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。

以上のとおり、全ての施策について評定が「s 目標達成」であるため、政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。

施策	政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備
	(目標の内容) 金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。
	(目標の設定の根拠) 金融システムの安定を確保するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構等に対する政府保証枠」
	○参考指標 2 「国内金融機関の自己資本比率」【再掲（総4-1：参考指標 1）】
	○参考指標 3 「国内金融機関の不良債権比率・残高」【再掲（総4-1：参考指標 2）】

政 4 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：預金保険機構等に対する政府保証枠

(単位：兆円)

		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
預金保険機構		72	72	72	72	72
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	15	15	15	15	15
農水産業協同組合貯金保険機構		—	8.9	8.9	8.9	8.9
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	20
(株) 地域経済活性化支援機構		2	2	3	3	3
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.50	0.05	0.05	0.05	0.05

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 2：国内金融機関の自己資本比率【再掲（総 4 - 1：参考指標 1）】

参考指標 3：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総 4 - 1：参考指標 2）】

施策	政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督
	(目標の内容) 金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。
	(目標の設定の根拠) 適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和 7 年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を行いました。また、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）に基づく国の資本参加の決定に同意しました。このほか、資本参加先からの返済を承認しました。 上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

定性的な測定指標	
[主要] 政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督	
(目標の内容) 株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。	
(目標の設定の根拠) 地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。	

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和 7 年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和 6 年度において、地域金融機関等と連携しながら、2 件の事業再生支援決定、5 件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、15 件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標 6 参照）。 上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

定性的な測定指標	
[主要] 政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督	
(目標の内容) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。	
(目標の設定の根拠) 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。	

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和 7 年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和 6 年度において、支援先の商品開発や販路開拓に向けた支援など 316 件のソリューション提供が行われました。 上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	預金保険機構等について、令和 7 年度予算・資金計画や借入の認可、保険料率変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和 7 年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 2 「預金保険機構等の借入等残高」 ○参考指標 3 「預金保険機構の資本増強額の状況」 ○参考指標 4 「生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 5 「銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移」 ○参考指標 6 「株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移」

政 4 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位: 件、億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

(出所) 「資金援助実績表 (年度別内訳)」 (預金保険機構)

(https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html)

参考指標 2 : 預金保険機構等の借入等残高

(単位: 億円)

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
預金保険機構	19,230	15,055	10,860	7,240	3,370
(内訳)	一般勘定	—	—	—	—
	危機対応勘定	—	—	—	—
	金融再生勘定	14,980	10,900	6,900	3,700
	金融機能強化勘定	4,250	4,155	3,960	3,540
生命保険契約者保護機構	—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構	1,500	1,800	—	—	—
(株) 地域経済活性化支援機構	—	—	—	—	—
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構	236	146	117	98	38

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標 3 : 預金保険機構の資本増強額の状況

(単位: 億円)

根拠法	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
旧金融安定化法	1, 300	1, 300	1, 300	966	966
早期健全化法	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200	200
預金保険法 (102条 1 項 1 号措置)	—	—	—	—	—
金融機能強化法	4, 835	4, 725	4, 095	4, 065	4, 012
返済額 (年度ごと)	—	110	630	350	150

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

参考指標 4 : 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位: 件、億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	—	—	—	—	—

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 5 : 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移

(単位: 億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
株式等買取額	1, 300	1, 554	1, 234	605	577

(出所) 銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 6 : 株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
事業再生支援決定件数	0 (112)	2 (114)	5 (119)	3 (122)	2 (124)
特定専門家派遣決定件数	10 (214)	16 (230)	10 (240)	11 (251)	5 (256)
ファンド設立件数	1 (44)	0 (44)	0 (44)	1 (45)	0 (45)
特定支援決定件数	24 (144)	14 (158)	10 (168)	11 (179)	15 (194)

() 書は累計件数 (事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む)。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。

また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見

該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	預金保険機構等に対する政府保証枠等 預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移 預金保険機構等の借入等残高 預金保険機構の資本増強額の状況（残高、返済額） 生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 (株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。 また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	9,524千円	9,679千円	11,074千円	11,413千円	
	(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	9,524千円	9,679千円	11,074千円	11,413千円	
	(事項) 金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費	9,524千円	9,679千円	11,074千円	11,413千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	9,524千円	9,679千円	N. A.		
執行額		8,842千円	8,059千円	N. A.		

(概要)

金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施	
政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用	

関連する内閣の基本方針	○「令和 6 年度税制改正の大綱」(令和 5 年12月22日閣議決定) ○「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年12月27日閣議決定)

政策目標 5 - 1 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。 全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉の状況等の観点を多角的に検討しつつ実施するものであり、国民経済の健全な発展等のため、重要な取り組みです。 ・ 令和 7 年度関税改正の検討に当たっては、要望を受け付ける際には政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めるとともに、業界の状況や国際市況等について確認すること ・ WTO 協定及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税(用語集参照)の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うこと など、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に取り組んでいます。

施策	政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-1-1-B-1 : 適切な関税改正の実施
	(目標の内容) 適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。

	(目標の設定の根拠) 関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和 7 年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような内容を含む「関税率法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に成立しました。 ・ 暫定税率等の適用期限の延長等 暫定税率（411 品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和 7 年度末まで 1 年延長。 ・ 個別品目の関税率の見直し 将来的なリチウムイオン電池関連のサプライチェーンの展開を見極めつつ、安定供給確保等を図る観点から、リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート（LiBOB）について、暫定税率を設定し、関税を無税化。 調達安定性の確保や国際競争力向上等を図る観点から、シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝プロミド（CEDMAB）、シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド（CEDMAH）及び 1,6-ヘキサンジオールの基本税率を無税化。 ・ 納税環境の整備 内国税の改正に合わせ、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が一定の要件を満たしている場合に、関税に係る重加算税の加重措置の適用対象から除外。 上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。 ・ 令和 7 年度における関税率及び関税制度の改正についての答申（令和 6 年 12 月 20 日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20241216_toushin.html ・ 令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日 閣議決定） https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_mokuji.htm ・ 第 217 回国会における財務省関連法律 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/217diet/index.html

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和 7 年度関税改正に当たっては、関係省庁からの関税改正要望において、政策の目的、措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、当該要望を精査するにあたっては、当該要望省庁を通じて関連産業等への影響等について把握するとともに、当該要望省庁と協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、適切に判断しました。

	なお、関税・外国為替等審議会における「令和 7 年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「令和 7 年度税制改正の大綱」に盛り込みました。 これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、令和 7 年 2 月 7 日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年 3 月 31 日に成立し、同日公布され、一部の規定を除き同年 4 月 1 日から施行されています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価を、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用 (目標の内容) 特殊関税制度の適正な運用を行う。 (注) 特殊関税制度とは、WTO（用語集参照）協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。 (目標の設定の根拠) グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	WTO協定及び国内関係法令に基づき、 ・中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税について調査や賦課決定等を適正に行いました。 上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。 ・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極に対して暫定的な不当廉売関税を課することについての答申（令和 7 年 3 月 12 日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20250312_toushin.html

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価を、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数」 ○参考指標 2 「調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数」

政 5 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	2 か月以内の調査開始可否決定件数
令和 2 年度	2	2
令和 3 年度	2	1
令和 4 年度	1	1
令和 5 年度	0	0
令和 6 年度	1	1

(注) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は 2 か月程度を目途に(補正があった場合は、全ての補正が完了した日から 2 か月程度を目途に) 行うこととされています。

参考指標 2 : 調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
令和 2 年度	1	1	1
令和 3 年度	2	2	2
令和 4 年度	2	2	1
令和 5 年度	1	1	1
令和 6 年度	0	0	0

(注) 関税定率法第 8 条第 6 項には、調査は 1 年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を 6 月以内に限り延長することができるとされています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係省庁より提出された改正要望について、関係省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響等を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。 また、これらの過程において、業界の状況や国際市況等の確認を行っていきます。 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。 令和8年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉の状況等の観点を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	(適切な関税改正の実施) 関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係省庁より提出された改正要望について、関係省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響等を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。 また、これらの過程において、業界の状況や国際市況等の確認を行いました。 (特殊関税制度の適正な運用) 不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。 令和7年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉の状況等の観点を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	143,241千円	122,146千円	121,297千円	108,786千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	143,241千円	122,146千円	121,297千円	108,786千円	
	(事項) 関税制度等の企画及び立案に必要な経費	143,241千円	122,146千円	121,297千円	108,786千円	
	補正予算	△1,610千円	△323千円	△1,899千円		
	繰越等	206,420千円	206,546千円	N. A.		
	合 計	348,051千円	328,369千円	N. A.		
執行額		303,152千円	276,947千円	N. A.		

(概要)

関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。

(注 1) 政府情報システム関連予算（通関事務総合データ通信システム（予算事業ID：020142）、通関情報総合判定システム（予算事業ID：020144））は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 2) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等では、世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、引き続き、E P A（経済連携協定：用語集参照）の締結に関する取組を積極的に行うことが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、W T O（世界貿易機関：用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、W C O（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、A P E C（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、E P A 及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）

政策目標 5 - 2 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。 施策 5 - 2 - 1 の評定は「s 目標達成」、施策 5 - 2 - 2 の評定も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における国際的な貿易円滑化の推進は引き続き必要です。 平成30年12月30日に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に発効した日英EPA（用語集参照）は、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、東南アジア諸国連合（ASEAN：用語集参照）構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。令和6年3月に、日バングラデシュEPA締結のための交渉を開始することが決定され、令和7年2月までに4回の交渉会合を実施しています。 そのほかに、平成21年以降交渉が中断していた湾岸協力理事会（GCC：用語集参照）との間で、令和5年7月に首脳レベルで令和6年中の交渉再開に一致したことを受け、令和6年12月に交渉が再開されました。並行して、アラブ首長国連邦（UAE）との間で、より野心的で、バランスのとれた、包括的なEPAを締結することによる、貿易・投資の拡大をはじめとする両国間の経済関係の強化を目指し、同年11月、日UAE・EPAの交渉を開始しました。 また、途上国税関の支援ニーズ等を踏まえ、税関の改革・能力向上に対する技術協力を行うことは、貿易円滑化の推進にとって必要です。 これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。 なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

	(令和 6 年度行政事業レビューとの関係) 世界税関機構 (WCO) アジア・大洋州地域情報連絡事務所 (RILO・AP) に係る 拠出 (予算事業 ID : 005636) 「効果的なアジア大洋州における密輸対策の実施に貢献するため、PDCA サイクルに従い適切に運用するとともに、日本に期待される役割を果たすための効果的な拠出に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、域内メンバー国のニーズに合った情報発信、密輸関連情報の提供を十分に行い、アジア大洋州における効果的な密輸対策の実施に貢献出来ているかどうかを継続してモニターするために、同事務所に派遣している職員から定期的に活動状況を聴取する機会を設け、効果的な拠出になるように努めました。

施策	政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 (目標の内容) WTO や E P A 交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。 (目標の設定の根拠) 主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、E P A 交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	A WTO における取組 平成29年 2 月に発効した WTO 貿易円滑化協定 (用語集参照) について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が160か国 (令和 7 年 3 月末時点) (WTO 貿易円滑化協定ホームページ参照) に増加しました。また、上訴レビューを含む紛争解決手続の改革について加盟国間で議論が継続しているほか、令和 6 年 7 月には WTO 電子商取引共同声明イニシアティブにおける 5 年間の交渉を経て、参加国・地域は、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成しました。 B 経済連携の推進に係る取組 CPTPP は、平成30年 3 月に11か国で署名に至り、同年12月に 6 カ国 (メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア) について発効し、その後令和 5 年 7 月までに他の全ての原署名国 (ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ) について発効しました。また、令和 4 年 2 月の加入要請に始まった英国加入プロセスについても、同年 9 月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和 5 年

7 月には加入議定書が署名され、令和 6 年 12 月には本議定書が発効しました。同年 11 月に行われた第 8 回 T P P 委員会では、コスタリカの加入作業部会設置に関する委員会決定が採択され、コスタリカの加入手続が開始されました。

日 E U ・ E P A は、平成 30 年 7 月に署名に至り、平成 31 年 2 月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和 6 年度も各種専門委員会において、日 E U ・ E P A の運用状況等について引き続き議論を行いました。

E U を離脱した英国との間では日英 E P A が令和 2 年 10 月に署名に至り、令和 3 年 1 月に発効したことで日系企業のビジネスの継続性が確保されました。令和 6 年 12 月に開催された日英 E P A 物品の貿易に関する専門委員会第 3 回会合では、日英 E P A の運用状況の確認等、両国間の協力関係の更なる強化に向けた意見交換を行いました。

R C E P 協定については、令和 2 年 11 月に署名に至り、令和 4 年 1 月に発効しました。令和 6 年 9 月に開催された第 3 回 R C E P 閣僚会合では、R C E P 協定の運用に関わる諸事項について議論を行いました。

また、C P T P P、日 E U ・ E P A、日米貿易協定、日英 E P A 及び R C E P 協定等については、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和 6 年度における税関主催：計 16 回）他、E P A 関税活用推進に向けた民間専門家（E P A 関税認定アドバイザー（仮称））の育成及び活用に係る勉強会を開催しました。加えて、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。

さらに、日インドネシア E P A については、平成 27 年 5 月に協定の改正交渉を開始し、令和 6 年 8 月には両国間で改正議定書の署名が行われました。本改正により、知的財産における国境措置の強化を含むルール分野等の改善を通じて、協定の内容が拡充されることが期待されます。

バングラデシュとの間では、令和 6 年 3 月に、日バングラデシュ E P A 締結のための交渉を開始することが決定され、令和 7 年 2 月までに 4 回の交渉会合を実施しています。

そのほかに、平成 21 年以降交渉が中断していた G C C との間で、令和 5 年 7 月に首脳レベルで令和 6 年中の交渉再開に一致したことを受け、令和 6 年 12 月に交渉が再開されました。並行して、アラブ首長国連邦（U A E）との間で、より野心的で、バランスのとれた、包括的な E P A を締結することによる、貿易・投資の拡大をはじめとする両国間の経済関係の強化を目指し、同年 11 月、日 U A E ・ E P A の交渉を開始しました。

また、財務省では、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P A に基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、A S E A N と協議を進め、日インドネシア E P A については令和 5 年 6 月に運用を開始しました。日タイ E P A については令和 7 年度中の運用開始を予定しております。また、A S E A N については、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります。

上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	W T OやE P A交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標「F T A／E P A交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」(F T A：用語集参照)

政 5 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：F T A／E P A等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和 7 年 3 月現在)

経済連携協定 (E P A) 等交渉の進捗状況 (2025年3月時点)

発効済

シンガポール (2002年 11月 (07年9月改正))、メキシコ (2005年4月 (12年4月改正))、マレーシア (2006年 7月)、チリ (2007年 9月)、タイ (2007年 11月)、インドネシア (2008年 7月)、ブルネイ (2008年 7月)、ASEAN (2008年 12月 (20年8月改正))、フィリピン (2008年 12月)、スイス (2009年 9月)、ベトナム (2009年 10月)、インド (2011年 8月)、ペルー (2012年 3月)、豪州 (2015年 1月)、モンゴル (2016年 6月)、CPTPP (2018年 12月)、EU (2019年 2月)、米国 (2020年 1月)、英国 (2021年 1月)、RCEP (2022年 1月)

署名済

TPP12(2016年2月署名) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ、バングラデシュ、GCC、UAE

(注 1) TPP12 (環太平洋パートナーシップ協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

(注 2) CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国 (計12か国)。

発効済国：カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ (2018年12月)、ベトナム (2019年 1月)、ペルー (2021年 9月)、マレーシア (2022年11月)、チリ (2023年 2月)、ブルネイ (2023年 7月)。

(注 3) RCEP (東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国 (インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド (計 15か国)。発効済国：カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、日本、中国、豪州、ニュージーランド、韓国 (2022年 2月)、マレーシア (2022年 3月)、インドネシア (2023年 1月)、フィリピン (2023年 6月)。

(注 4) GCC (湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当)・経済連携室調

施策	政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政5-2-2-B-1：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進 (令和6年度目標) 税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。 (目標の設定の根拠) 税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	A 途上国の税関行政近代化への取組 令和6年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、88件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標1参照）。例えば、アフリカ・太平洋島嶼国・中央アジア・コーカサス地域の対象国については、各国での指導的役割を担う教官を育成し、研修教材の作成を支援する複数年のプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施し、対象国税関の能力向上に貢献しています。 B WCOにおける取組 WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）管理委員会において、我が国からの提案を含め、規定やガイドラインの見直しのための検討を行っています。令和5年度には同規約管理委員会が開催され、我が国は会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。 C 地域協力の枠組みにおける取組 APECでは、税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。 アジア欧州会合（ASEM：用語集参照）では、新型コロナウイルス感染拡大以降、対面による活動が実施されておらず、令和6年度においては、オンラインでの活動も実施されませんでした。 中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国税関局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、税関当局間の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。

	D E P A等における取組 貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。E P Aにおいては、政 5 - 2 - 1 に記載のとおり、原産地証明書等のデジタル化等に取り組みました。
	E 税関当局間の情報交換等に関する取組 ドミニカ共和国との間の税関相互支援協定の政府間正式交渉開始に向けた着実な進展がありました。 また、令和 6 年 1 月からホストを務めているW C Oアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O・A P：用語集参照）との関係では、同事務所が我が国を含むアジア・大洋州地域の密輸関連情報のハブとして機能することで、同地域内における安全・安心な社会の確保のための効率的な取締の実施や、適切な関税等の徴収に貢献できるよう、緊密に連携しその活動を支えてきました。
	上記のとおり、税関分野における貿易円滑化の推進に貢献したものと判断し、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」 ○参考指標 2 「改正京都規約に係る締約国数」 ○参考指標 3 「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」

政 5 - 2 - 2に係る参考情報

参考指標 1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受入研修	案件数	21	30	26
	受入人数	218	330	240
専門家派遣	案件数	46	55	62
	派遣人数	111	114	129

(出所) 関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 一部オンラインで実施した。

参考指標 2 : 改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約) (平成 18 年 2 月発効) に係る締約
国数

令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
126 か国及び E U	130 か国及び E U	132 か国及び E U	135 か国及び E U	136 か国及び E U

(出所) WCO ウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

参考指標 3 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
37	39	39	41	41

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm>

評価結果の反映	以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。 多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO 貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々な WTO 上の取組にも貢献していきます。 経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。 税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。 また、WCO、APEC 等の地域協力の枠組み、EPA 及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。 さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO 貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO 改革等に関する議論に積極的に参画し、様々な WTO 上の取組にも貢献しました。 経済連携の推進については、RCEP 協定をはじめとする EPA の事業者向け説明会を開催し周知を行いました。

税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。

また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。

さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和4年度	5年度	6年度	7年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	33,213千円	161,385千円	198,695千円	247,541千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	33,213千円	161,385千円	198,695千円	247,541千円	
	(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	33,213千円	161,385千円	198,695千円	247,541千円	
	内 世界税関機構(WCO)アジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILO・AP)に係る拠出	—	121,228千円	158,785千円	217,644千円	005636
	補正予算	—	△522千円	△10千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合計	33,213千円	160,863千円	N. A.		
執行額		4,277千円	148,884千円	N. A.		

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和6年度「繰越等」、「執行額」等については、令和7年11月頃に確定するため、令和7年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局(参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、経済連携室、調査課)	政策評価実施時期	令和7年6月

○ 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」においては、サプライチェーンの効率化・強靱化の観点から、我が国の貿易手続の電子化が要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」や「知的財産推進計画2023」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- 「知的財産推進計画2023」（令和5年6月9日知的財産戦略本部決定）
- 「知的財産推進計画2024」（令和6年6月4日知的財産戦略本部決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）
- 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）

政策目標 5 - 3 についての評価結果	
政策目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	目標の達成に向けて設定した施策について、5 - 3 - 2「社会悪物品等の密輸阻止」、5 - 3 - 4「税関手続きシステムの機能拡充及び利用者利便の向上」については「s 目標達成」したものの、それ以外については「a 相当程度進展あり」であることから、目標達成に向けて、さらなる改善の余地があると判断し、本政策目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 政策目標 5 - 3 は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るといふ、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。 適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。 加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。 (令和 6 年度行政事業レビューとの関係) ・ 取締機器等調査研究経費（予算事業 I D : 001369） 「調査研究に当たっては、引き続き、情報収集、外部専門家からの意見聴取等の取組を継続し、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札とならないように調達を実施しました。今後も引き続き、競争性の確保に努め、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図ります。 ・ 税関監視艇整備運航経費（予算事業 I D : 001380） 「より効果的な取締りを可能にするため、税関監視艇全体の望ましい配備・運航計画を作成し、それをEBPMの根拠として効果検証することを検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、配備計画に基づき監視艇を更新することで見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。（反映額▲ 5 百万円） ・ X線検査装置整備等経費（予算事業 I D : 001381） 「引き続き、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努める。また、一者応札になった案件の調達経過を分析することにより、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、X線検査装置等について、標準使用期間経過後、不具合の状況や稼働状況も踏まえ、更新を見送ることにより削減を図りました。（反映額▲ 393 百万円） ・ 大型X線検査装置整備等経費（予算事業 I D : 001382） 「引き続き、コスト削減に努めつつ、検査の効果的・効率的な実施を進めることにより、

円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。また、設定した指標により事業の効果を適切に評価し、本事業が高い水準で維持されるよう努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を踏まえた保守経費の削減を図りました。(反映額▲6百万円)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費 (予算事業 I D : 001383)

「外部有識者の所見を踏まえ、税関の水際取締りの政策効果を、EBPMの観点から、諸外国の様々な取組みも参考としつつ、政府全体の中での役割を踏まえ、行政事業レビューにおける税関としての最適な事業範囲について検討する。また、AIやドローンなど、デジタル技術の進歩を踏まえた効果的な取締手法を採り入れていく検討を行う。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関での政策効果については、諸外国の取組の把握に努めるとともに、行政事業レビューにおける税関としての最適な事業範囲のあり方については、行政事業レビューシートの予算編成過程における活用などにも影響することから、関係部署とも調整しつつ、検討を進めました。さらに、埠頭監視カメラの効果的・効率的な活用に向け、AIの導入やドローンと連携した取締手法の検討を進めました。このほか、耐用年数経過後の機器について、再リースを活用することにより機器借料の削減を図りました。(反映額▲8百万円)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費 (予算事業 I D : 001384)

「引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き、周知方法の工夫や公告期間の確保等により一者応札の改善に努めました。

- ・ 円滑な通関等の環境整備 (国際観光旅客税財源) (観光庁) (予算事業 I D : 004252 (国土交通省))

「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、引き続き、先進性が高い事業に取り組むとともに、導入機器の最新技術の具体化や導入によって解消される改善点やその効果、導入意義を明確にし、効率的かつ効果的な導入等を進めるべき。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関・入管手続で必要な情報を同時に取得することを可能とする「共同キオスク」について、2024年1月から羽田空港第2ターミナルで導入し実証実験として運用してきたところ、実証実験の結果を踏まえて機能改善を図るとともに、関西空港 (第1ターミナル、第2ターミナル)・羽田空港 (第2ターミナル、第3ターミナル)・成田空港 (第3ターミナル) に配備を拡大して運用開始に向けた調整を進めました。

施策	政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

定量的な測定指標

政5-3-1-A-1：事前 教示制度の運用 状況（一定期間内 で回答した割合 等） （単位：％、日）	年度		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	文書による 回答 （％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.2	99.5	99.5	99.2	99.3
	平均処理 日数 （日）	目標値	14.0	14.0	14.0	短縮又は 前年度並み	短縮又は 前年度並み
		実績値	12.9	15.5	16.2	20.0	17.7
	口頭による 回答 （％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

（注）各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。）以内であったものの割合です。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均です。

（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度：用語集参照）があります。

輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。

目標の達成度

- ・ 文書による回答 △
- ・ 平均処理日数 ○
- ・ 口頭による回答 ○

**目標の達成度の
判定理由**

各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、文書による回答における平均処理日数は目標値である前年度の実績値を2日以上短縮したことから、達成度は「○」としました。また、口頭による回答における即日回答の割合についても、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

なお、文書による回答については、30日以内に回答した割合が目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であることから達成度は引き続き「△」としました。

引き続き事前教示制度の利用の更なる促進や制度利用者の利便性向上との目標を踏まえ、適正な分類判断を確保しつつ、効率的な処理に努めて参ります。

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保
	(目標の内容) 関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。
	(目標の設定の根拠) 関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。

目標の達成度	
○	
実績及び 目標の達成度の 判定理由	税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう慫慂しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。 ①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を行ったところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。 ②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を慫慂しました。 ③輸入許可後の原産性の確認において、経済連携協定に基づく原産地規則（用語集参照）を満たしておらず、特惠税率が適用できない申告が確認されたことから、輸入者に対して修正申告を慫慂しました。 ④輸入許可後に輸入者に対し事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入者は輸入貨物の単価誤りの発覚に伴い、差額の貨物代金を輸出者に追加で支払っていました。本来、この差額は課税価格に含めるべきものでしたが、輸入者が修正申告を行っていなかったため、課税価格が過少であったことが判明しました。そのため、輸入者に対し修正申告を慫慂しました。 なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査（用語集参照）の立入先選定業務支援として引き続き活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。 また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に入れられる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対

	して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。 この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。 申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由 本政策目標における測定指標である「事前教示制度の運用状況」について、「口頭による回答」及び「平均処理日数」は目標値を上回ったものの、「文書による回答」については目標値を僅差で下回りました。 一方で、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めたことから、達成度は「○」となっております。 以上のとおり、一部「△」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標 ○参考指標 1 「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標 2 「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標 3 「輸入事後調査実績」 ○参考指標 4 「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標 5 「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」	

政 5 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記） （単位：億円、％）

年 度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
収入額	91,309	111,661	141,513	131,159	N. A.
国税全体に対する割合	14.1	15.5	18.5	16.9	N. A.

（出所）関税局業務課調

（注 1）収入額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したもの。

（注 2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収入額／租税及び印紙収入。

（注 3）令和 6 年度実績値は、令和 7 年 8 月以降にデータの集計が終了するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 2：審査・検査における非違発見件数 （単位：件）

年 度	令和 2 年度 （平成 28 年～令和 2 年度平均）	3 年度 （平成 29 年～令和 3 年度平均）	4 年度 （平成 30 年～令和 4 年度平均）	5 年度 （令和元年～令和 5 年度平均）	6 年度 （令和 2 年～令和 6 年度平均）
実績値	99,301	99,390	99,976	98,677	99,016

（出所）関税局業務課調

（注）審査・検査における申告内容の誤り等を発見した件数についての、当該年度を含めた過去 5 年間の平均値。

参考指標 3 : 輸入事後調査実績

(単位 : 件、百万円、%)

事務年度 (7 ~ 6 月)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実施件数	715	1,484	3,312	3,576	N. A.
不足申告価格	63,067	59,109	88,493	120,117	N. A.
非違の割合	83.9	75.3	73.6	74.9	N. A.

(出所) 関税局調査課調

(注 1) 実施件数 : 輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注 2) 不足申告価格 : 非違に係る申告漏れ課税価格。

(注 3) 非違の割合 : 非違発見件数 (実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数) / 実施件数。

(注 4) 令和 6 年度 (事務年度) 実績値は、データの集計が未了のため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

参考指標 4 : 通関業者の業務の運営状況 (通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数)

(単位 : 件)

年 度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
許可件数	21	12	13	23	15
総数	971	974	982	996	988
処分件数	1	1	0	0	1

(出所) 関税局業務課調

(注 1) 許可件数 : 年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注 2) 処分件数 : 通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標 5 : 保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

(単位 : 件)

事務年度 (7 ~ 6 月)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
非違発見件数	79	53	53	49	N. A.
処分件数	10	0	2	0	N. A.

(出所) 関税局監視課調

(注 1) 非違発見件数 : 保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為 (非違) を発見した件数。

(注 2) 処分件数 : 非違のあったもののうち、その非違の程度 (回数、実行行為者等) によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注 3) 令和 6 年度 (事務年度) 実績値は、令和 7 年 11 月以降にデータの集計が終了するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

施策	政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

定量的な測定指標

政5-3-2-A-1：不正 薬物の水際押収量 の割合 (単位：%)	年度		令和2年度 (平成28～令和2年平均)	3年度 (平成29～令和3年平均)	4年度 (平成30～令和4年平均)	5年度 (令和元～令和5年平均)	6年度 (令和2～令和6年平均)
	目標値	不正 薬物	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加
		うち 覚醒剤	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加
	実績値	不正 薬物	88.6	86.7	88.4	88.4	—
		うち 覚醒剤	97.9	96.8	97.6	104.2	—

(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合です。当該年を含めた過去5年間の平均値です。

(注2) 分母である不正薬物の国内全押収量と、分子である税関の水際押収量については、税関と警察等他機関で計上方法や計上が可能となる時期が異なることから、国内全押収量に占める税関関与分の割合が100%を上回る場合があります。

(出所) 関税局調査課調

(目標値の設定の根拠)

税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合(実績値)については、近年高水準で推移していることから、目標値を「過去5年の平均より増加」としました。

目標の達成度

—

目標の達成度の 判定理由

令和6年度の実績値は、令和6年における国内全押収量の把握が6月ごろとなる予定であるため、現時点において掲載することができません。

また、本測定指標は、分母である不正薬物の国内全押収量と、分子である税関の水際押収量について、税関と警察等他機関で計上方法や計上が可能となる時期が異なることに加え、両者の計上方法等の違いは、調査・捜査のプロセスが大きく異なることに起因しており、税関と他機関の計上方法や計上時期を統一することはできないため、当該指標の数値を補正することもできないことから、指標としての正確性、適切性について再検討した結果、本測定指標を廃止することといたしました。

上記のことから、目標の達成度は「—」とし、実績値の集計は行いません。

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施

(目標の内容)

国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、銃器類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳格な水際取締りを実施します。

(目標の設定の根拠)

税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りを実施することを目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

入国者数の増加や大阪・関西万博等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和6年度において、X線検査装置31台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）15台等を整備）

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和6年度には、関係機関との合同訓練を253件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、ドミニカ共和国との間の税関相互支援協定（用語集参照）が政府間交渉開始に向けて前進しており、積極的な情報交換に資する環境整備において着実な進展が見られました。

さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。

このほか、出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。

また、マネー・ローンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策として、引き続き保安検査業務と連携した取締りを行ったほか、多額の現金の海外への不正な持ち出しに対する水際措置として、令和6年より、紙幣探知犬を導入し、出国旅客の携帯品検査を強化しました。

取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和6年における不正薬物全体の押収量は、2,579kgと初めて2年連続で2トンを超えました（参考指標1参照）。

また、令和6年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は493件、押収量は1,218kgでした（参考指標4参照）。

加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を実施しました。

	上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」については、各種取締・検査機器や P N R 等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努め、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極的に推進しました。 なお、定量的な測定指標である「不正薬物の水際押収量の割合」を廃止することとしたため、令和 6 年度は定性的な測定指標をもって評価することとし、以上のとおり、主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」が「○」となることから、当該施策の評定は、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「社会悪物品の摘発実績」 ○参考指標 2 「不正薬物の密輸形態別摘発件数」 ○参考指標 3 「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」 ○参考指標 4 「金密輸の摘発実績・処分実績」 ○参考指標 5 「知的財産侵害物品の差止実績」 ○参考指標 6 「テロ関連物資の摘発実績」 ○参考指標 7 「テロ関連研修の開催実績」 ○参考指標 8 「輸出事後調査（用語集参照）実績（実施件数）」 ○参考指標 9 「関係機関との連携・情報収集の実績」 ○参考指標 10 「出港前報告情報による検査の割合」

政 5 - 3 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 社会悪物品の摘発実績

年		令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
覚醒剤	件	72	95	301	297	139
	Kg	811	1, 014	665	2, 246	1, 761
大 麻	件	204	199	138	135	390
	kg	126	153	473	171	344
	大麻草	件	86	94	57	76
		kg	49	22	315	88
	大麻樹脂等	件	118	81	59	156
		kg	76	157	83	133
あへん	件	-	1	-	-	2
	kg	-	4	-	-	0
麻薬	件	167	233	237	240	322
	kg	822	61	188	312	464
	千錠	90	133	82	49	67
	ヘロイン	件	2	-	-	2
		kg	0	-	-	0
	コカイン	件	27	34	71	54
		kg	820	14	123	260
	MDMA 等	件	74	81	61	90
		kg	2	30	117	139
		千錠	90	130	48	67
	その他麻薬	件	64	111	108	176
		kg	1	46	71	65
		千錠	0	3	0	0
向精神薬	件	2	6	16	10	4
	kg	-	0	0	0	0
	千錠	1	1	2	1	1
指定薬物	件	300	302	354	143	163
	kg	169	19	19	13	10
合計	件	745	836	1, 046	825	1, 020
	kg	1, 928	1, 251	1, 346	2, 741	2, 579
	千錠	91	134	84	49	67

年		令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
銃砲	件	3	1	6	1	26
	丁	3	1	7	1	27
	うち拳銃	件	1	6	1	26
		丁	1	7	1	27
拳銃部品	件	-	1	2	1	1
	点	-	1	4	1	1
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	351	324	362	374	338
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	22	11	12	16	17
	点	29	12	14	31	30

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注 1) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

(注 2) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

(財務省 6 政 5 - 3)

- (注 3) 大麻草は、令和 6 年 12 月 12 日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻も含む。
- (注 4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等のほか、令和 6 年 12 月 12 日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である THC 類製品も含む。THC 類製品とは、大麻の有害成分である THC 類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体・菓子類をいう。
- (注 5) MDMA 等は、MDMA、MDA 及び MDE の合計を示す。
- (注 6) 端数処理のため数値が合わないことがある。
- (注 7) 数量の表記について、「0」とは 500 g または 500 錠未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。
- (注 8) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
航空機旅客による密輸	70	24	93	271	284
国際郵便物を利用した密輸	567	689	728	385	551
商業貨物を利用した密輸	108	123	222	165	171
航空貨物	95	108	205	156	162
海上貨物	13	15	17	9	9
船員等による密輸	－	－	3	4	14
合 計	745	836	1,046	825	1,020

(出所) 関税局調査課調

(注 1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注 2) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
航空機旅客による密輸	23	5	43	89	60
	54	35	108	420	311
国際郵便物を利用した密輸	23	33	128	102	32
	14	62	154	140	41
商業貨物を利用した密輸	26	57	130	105	44
	743	917	402	1,686	1,409
	航空貨物	20	50	127	99
		103	266	375	737
	海上貨物	6	7	3	6
		639	650	28	949
船員等による密輸	－	－	－	1	3
	－	－	－	0	0
合 計	72	95	301	297	139
	811	1,014	665	2,246	1,761

(出所) 関税局調査課調

(注 1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注 2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注 3) 数量の表記について、「0」とは 500 g 未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。

(注 4) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 4 : 金密輸の摘発実績

(上段 : 件、下段 : kg)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
摘発件数	51	5	9	219	493
押収量	150	27	135	302	1, 218

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 5 : 知的財産侵害物品の差止実績

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
輸入差止件数	30, 305	28, 270	26, 942	31, 666	33, 019

(出所) 関税局業務課調

参考指標 6 : テロ関連物資の摘発実績

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
実施件数	5	6	12	7	30

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 7 : テロ関連研修の開催実績

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
実施件数	48	103	159	171	185

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標 8 : 輸出事後調査実績 (実施件数)

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
実施件数	167	105	276	446	492

(出所) 関税局調査課調

参考指標 9 : 関係機関との連携・情報収集の実績

(単位 : 件)

年 度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
国内関係機関からの情報入手件数	258	292	244	250	178
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	251	243	364	424	457
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	823	966	2, 151	3, 611	4, 074

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注 1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注 2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注 3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
外国関係機関との情報交換件数	20, 730	26, 391	54, 967	83, 310	91, 561
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3, 693	3, 947	4, 629	6, 689	8, 626

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注 1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO、RILO・AP等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注 2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

参考指標10：出港前報告情報による検査の割合

(単位：%)

年 度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
実績値	10.4	10.3	9.0	7.4	7.3

(出所) 関税局監視課調

施策 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

定量的な測定指標

政5-3-3-A-1：AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位：者、%)	年		令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
	AEO事業者数 (単位：者)	目標値	-	-	-	増加又は前年並み	増加又は前年並み
		実績値	714	723	737	751	759
	貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位：%)	目標値	-	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績値	77.1	79.0	74.2	74.5	75.3

(注) AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です。貿易額に占めるAEO事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。

(参考) 令和 6 年末現在のAEO事業者数は、759者（うち輸出者231者、輸入者104者、倉庫業者151者、通関業者263者、運送者10者）です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

AEO制度（用語集参照）とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものです。したがって、同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることは貿易円滑化の推進と水際取締りの強化の観点から重要となっています。本指標はその貢献の程度を把握するためのものであり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。

目標の達成度

- ・ AEO事業者数 ○
- ・ 貿易額に占めるAEO事業者の割合 ×

目標の達成度の判定理由

AEO事業者数については、AEO制度の利便性の向上及びAEO事業者への情報提供の充実化の取組を通じて、AEO制度の利用拡大に努めた結果、前年より増加したことから、達成度を「○」としました。

貿易額に占めるAEO事業者の割合については、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和 6 年の我が国の輸出入総額及びAEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引額は、令和 5 年からともに増加しましたが、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引額の方が前年比の増加率が高かったことから、令和 6 年における貿易額に占めるAEO事業者の割合の実績値は微増しました。

今回の結果も踏まえ、引き続きAEO事業者数の増加に向けた取組に努めて参ります。

なお、貿易額に占めるAEO事業者の割合については、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化にどの程度貢献をもたらしているかを的確に把握することを目的として使

用してきたものですが、我が国全体の輸出入総額は外部要因である為替や経済情勢などによって大きく変動するほか、AEO事業者の新規承認数よりも輸出入額によって結果が大きく左右されることとなるところ、定量的な測定指標としての適切性について再検討した結果、令和7年度から、本測定指標を参考指標とするよう、位置づけを見直しました。

定量的な測定指標

[主要] 政 5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度 (単位：%)	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	輸出入者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		実績値	99.4	97.7	98.8	100.0	98.1
	通関業者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		実績値	98.8	98.3	98.6	98.4	97.4

(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

目標の達成度

- ・ 輸出入者 ○
- ・ 通関業者 ○

目標の達成度の判定理由

輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。

施策についての評価

a 相当程度進展あり

評価の理由

主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。具体的には、税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図ったことに加え、令和5年6月には、日インドネシア間の原産地証明書のデータ交換を開始する等、輸出入通関における利用者の利便性の向上に努めてまいりました。

一方、測定指標「AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図った結果、AEO事業者数は増加しましたが、貿易額に占めるAEO事業者の割合は、貿易環境の変化もあり、実績値が目標値を下回りました。

加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通

	関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。 以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「AEO事業者新規承認数」 ○参考指標 2 「旅具通関に対する利用者の評価」

政 5 - 3 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : AEO事業者新規承認数

(単位 : 件)

事務年度 (7 ~ 6 月)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
承認数	19	17	23	19	4

(出所) 関税局業務課調

(注) 令和 6 事務年度の数値は令和 7 年 4 月 1 日時点の数値。

参考指標 2 : 旅具通関に対する利用者の評価

(単位 : %)

年 度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
評価 (上位 4 段階)	97.4	97.7	90.1	92.1	92.4

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国旅客に対し、旅具通関（用語集参照）手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の 7 段階評価で、アンケート調査したものです。

施策	政5-3-4 : 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

定量的な測定指標						
[主要] 政5-3-4-A-1 : NACCS の利用状況（システム 処理率） （単位 : %）	年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
	実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
(注) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数) ※なお、「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等を指します。 (出所) 関税局総務課事務管理室調 (目標値の設定の根拠) 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近（平成29年10月）のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 6 においても、実績値を 99% 以上と維持できていることから、達成度は「○」としました。 なお、システムの安定稼働及び N A C C S の利便性向上等に、より一層努めることが求められているため、引き続き N A C C S センターを適切に監督する必要があるところ、本測定指標は目標である 99.9% を達成し続けており指標としての役割を終えていることも踏まえ、令和 7 年度から、本測定指標を参考指標とするよう位置づけを見直しました。

定性的な測定指標	
政 5 - 3 - 4 - B - 1 : N A C C S センターの監督	
(目標の内容)	N A C C S の利便性向上等に努めるとともに、N A C C S センターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。
(目標の設定の根拠)	利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、N A C C S の利便性向上等に努めるとともに、N A C C S を管理・運営する N A C C S センターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	N A C C S センターの令和 7 年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題と位置づけるとともに、次期（7 次）N A C C S 更改作業にあたっては、情報提供やサポート体制の強化等に関する取組を行いサービス向上に努めていく旨の記載があり、N A C C S の安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも適切なものと考えられることから、当該事業計画について認可を行うとともに、併せて必要な指導を行うことで、適切な監督を行いました。 また、令和 6 年度においても、100% のシステム稼働率を維持しており、安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。（参考指標 1 参照）

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	主要な測定指標「N A C C S の利用状況」については、目標値を達成しました。 また、民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するほか、令和 7 年 10 月に予定している第 7 次 N A C C S 更改による利用者の利便性向上に N A C C S センターが努めていると認められることも踏まえ、測定指標「N A C C S センターの監督」については、N A C C S センターの事業計画認可等を通じて適切に監督したことから、目標を達成したと判断しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

参考指標	○参考指標 1 「NACCS の運用状況 (システム稼働率)」

政 5 - 3 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 : NACCS の運用状況 (システム稼働率)

年 度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
システム稼働率	100.00%	99.99%	100.00%	100.00%	100.00%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注 1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注 2) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注 3) 年間稼働時間の 0.01% のシステム障害が発生するとシステム停止時間は 1 時間弱 (24 時間 (分換算) × 365 日 × 0.01% = 52.56 分) となる。

施策	政 5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実

定量的な測定指標						
政 5-3-5-A-1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位 : 者)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	4,000,000	4,400,000	4,400,000	4,800,000	5,200,000
	実績値	4,468,552	4,849,856	5,251,413	5,876,089	6,578,833
(注) 税関ホームページ (http://www.customs.go.jp) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IP アドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず 1 件として計上しています。 (出所) 関税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
政 5-3-5-A-2 : 講演会及び税関見学における満足度 (上位 3 段階) (単位 : %)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	過去 5 年平均より増加	過去 5 年平均より増加	95.0	過去 5 年平均より増加	95.0
	実績値	96.5	90.3	96.5	93.4	94.2

(注) 講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。
(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

Web形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が概ね95%を超え高い水準を維持していること、これまでの期間を絞った調査よりも、より多くの方から意見を聴取し満足度を計ることを目的としてアンケート調査期間を通年へと変更したことから、目標値を設定しました。

目標の達成度

△

目標の達成度の判定理由

目標値である95%を0.8ポイント下回る実績値となったことから、達成度は「△」としました。

目標値を僅差で下回ったものの、令和6年度実績値の内訳は、講演会は92.7%（前年比1.5ポイント増）、見学会は98.5%（同0.7ポイント増）となり、いずれにおいても9割を超え、かつ昨年よりも高い数値となっております。

税関行政について国民の皆様により理解いただくよう、満足度の高い講演会及び見学会を今後も実施すべく、内容の充実に努めて参ります。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	事前教示制度	目標値	80.0	維持	維持	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
		実績値	80.3	76.5	79.0	80.9	83.0
	納期限延長制度	目標値	80.0	維持	維持	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
		実績値	78.6	71.6	78.3	81.9	84.4
	AEO制度	目標値	90.0	維持	維持	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
		実績値	90.8	87.4	91.7	90.6	93.6

(注) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

目標の達成度	・ 事前教示制度 ○ ・ 納期限延長制度 ○ ・ A E O 制度 ○
目標の達成度の判定理由	目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
[主要] 政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度 (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加
	実績値	91.8	70.5	95.2	87.7	86.2
(注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (出所) 関税局総務課調						
(目標値の設定の根拠) 税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。						

目標の達成度	△
目標の達成度の判定理由	目標値である実績値の過去5年の平均である86.4%を0.2ポイント下回る実績値となったことから、達成度は「△」としました。 税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、税関ホームページや公式SNSのほか、空港・ターミナル等におけるポスター掲示やデジタルサイネージの活用を通じて積極的に情報を発信しております。今後とも、国民の皆様に税関の水際対策についてご理解いただけるよう、積極的な広報活動に努めてまいります。

定量的な測定指標						
政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度：上位4段階） (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
	実績値	96.8	96.3	97.3	97.3	95.8
(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (出所) 関税局業務課調						

	(目標値の設定の根拠) 税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数 (単位：件)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
	実績値	2, 351, 969	2, 469, 882	1, 850, 610	1, 915, 890	2, 382, 911
(出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 税関ホームページでは、通関手続等についてのQ & A (カスタムアンサー) を掲載しています。カスタムスアンサーの利用状況 (Q & Aの閲覧回数) を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	実績値が前年度を上回ったことから、達成度は「○」としました。 令和6年度においては、「納税申告に誤りがあった場合(修正申告、更正の請求、過少申告加算税)」や「課税価格が1万円以下の物品の免税適用について」等の項目が昨年度から引き続き堅調なアクセス件数を記録しました。また、「主な商品の関税率の目安」や「関税の納税義務者」、「関税、消費税等の税額計算方法」等の項目がアクセス件数を大きく伸ばしており、越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の大幅な増加等の環境の変化がカスタムスアンサーのアクセス件数に影響している可能性が考えられます。 この結果を踏まえ、利用者が関税局及びカスタムスアンサーで疑問を解消でき、関税局及び税関に問い合わせる負担の削減に資するよう、引き続き国際物流を取り巻く環境や利用者のニーズの変化を踏まえて適時適切に内容更新を行うなど、更なるカスタムスアンサーの拡充を行うことといたします。

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	測定指標「税関ホームページへのアクセス状況」、「輸出入通関制度の認知度」、「税関相談官制度の運用状況」及び「カスタムスアンサー利用件数」については目標値を上回り達成度が「○」となったものの、測定指標「講演会及び税関見学における満足度(上位3段階)」及び主要な測定指標「密輸取締り活動に関する認知度」については、目標値を下回り達成度が「△」となりました。以上のとおり、主要な測定指標は「△」となり、その他の測定指標に

	については「○」又は「△」であることから、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「税関相談制度の運用状況（相談処理件数）」 ○参考指標 2 「税関 X（旧 Twitter）、税関フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況」

政 5 - 3 - 5 に係る参考情報

参考指標 1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）（単位：件）

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
処理件数	174, 336	166, 951	177, 053	187, 177	163, 716

（出所）関税局業務課調

（注） 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標 2：税関 X（旧 Twitter）、税関公式フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況（単位：件）

年 度	令和 6 年度
税関 X のフォロワー数（単位：者）	2, 885
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	544, 246
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	5, 554

（出所）関税局総務課調

（注 1）税関 X の数値は、令和 6 年度中における増加数

（注 2）税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和 6 年度中に再生された回数

（注 3）税関フェイスブックの数値は、令和 5 年度中におけるリアクション数

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。 適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用や事前教示制度における迅速かつ適正な回答等に努めます。 また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。 さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び同制度に参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。 税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。 加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。 令和8年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止、国際物流の迅速化・円滑化並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等 社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量（財務省）等 税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、NACCSの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター(株)）等

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上及び通関業者への指導・監督の充実に努めました。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。

さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、同制度の積極的な広報活動に取り組むことにより、その利用拡大に努めました。

税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するといった取組、輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策の実施、さらにはNACCSの安定稼働にも努めました。

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。

令和7年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和4年度	5年度	6年度	7年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	22,187,792 千円	23,260,959 千円	22,492,744 千円	22,392,804 千円	
	(項) 税関業務費	20,623,143 千円	21,562,716 千円	20,654,047 千円	21,042,572 千円	
	(事項) 輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	20,623,143	21,562,716 千円	20,654,047 千円	21,042,572 千円	
	内 税関監視艇整備運航経費	1,422,600 千円	1,863,022 千円	1,580,316 千円	1,787,045 千円	001380
	内 X線検査装置整備等経費	918,605 千円	840,824 千円	621,953 千円	774,452 千円	001381
	内 大型X線検査装置整備等経費	2,752,904 千円	2,789,479 千円	2,649,398 千円	2,503,960 千円	001382
	内 埠頭監視カメラ整備等経費	2,373,427 千円	2,312,662 千円	2,156,614 千円	2,630,184 千円	001383
	内 麻薬探知犬整備等経費	152,641 千円	154,358 千円	153,559 千円	163,695 千円	001384
	(項) 船舶建造費	841,465 千円	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円	

		(事項) 船舶建造に必要な経費	841,465 千円	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円	
		税関監視艇整備運航経費	841,465 千円	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円	001380
		(項) 関税制度等企画立案費	723,184 千円	732,969 千円	759,421 千円	721,721 千円	
		(事項) 関税中央分析所に必要な経費	356,119 千円	353,495 千円	367,332 千円	338,179 千円	
		内 取締機器等調査研究経費	68,618 千円	53,154 千円	53,768 千円	39,406 千円	001379
		(事項) 税関研修所に必要な経費	367,065 千円	379,474 千円	392,089 千円	383,542 千円	
		補正予算	1,684,279 千円	1,914,586 千円	3,589,445 千円		
		繰越等	13,679,353 千円	16,262,328 千円	N. A.		
		合 計	37,551,424 千円	41,437,873 千円	N. A.		
		執行額	35,383,433 千円	40,388,303 千円	N. A.		

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注 1) 政府情報システム関連予算（通関事務総合データ通信システム（予算事業ID: 020142）、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）（予算事業ID: 020143）、通関情報総合判定システム（予算事業ID: 020144））は、デジタル庁所管（組織）デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 2) 円滑な通関等の環境整備（国際観光旅客税財源）に係る予算（予算事業ID: 004252）は、国土交通省所管（組織）観光庁に「(項) 国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されているため、国土交通省から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注 3) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）（以下「外為法」）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1：外国為替市場の安定

政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和 4 年12月20日閣議決定）

政策目標 6 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果がありました。そして、全ての施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G 7 (用語集参照)、G 20 (用語集参照) 等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和 6 年度は、世界経済が、ロシアによるウクライナの侵略戦争の継続等の地政学的緊張や政策の不確実性の高まりが重要なリスクとなっている中、我が国として、世界経済の更なる回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。 また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、A S E A N (東南アジア諸国連合) + 3 (日中韓) (用語集参照) 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、C M I M (チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照) 等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び F A T F (金融活動作業部会：用語集参照) 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するための執行体制を強化し、適切な運用を行っています。 財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G 20 各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組 (目標の内容) G 7 / G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。 (目標の設定の根拠) 外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともに G 7 や G 20 といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、I M F (国際通貨基金：用語集参照) や A M R O (A S E A N + 3 マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照) などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。 更に、令和 6 年度は、外国為替市場において投機的な動きも背景とした急速で一方向的な動きが見られたことから、G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方に沿って、外国為替平衡操作 (為替介入：用語集参照) を実施しました。

国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。

上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

[主要] 政6-1-1-A-1 : 外国為替平衡 操作実施状 況、外貨準備 の状況等の正 確かつ適時な 情報の提供 (単位：回)		作成 頻度	年度	令和2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	外国為替 平衡操作 実施状況 (月ベー ス)	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第 5 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	外国為替 平衡操作 実施状況 (日ベー ス)	年 4 回	目標値	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第 5 営業日までに公表
			実績値	4	4	4	4	4
	外貨準備 等の状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第 5 営 業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年 1 回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表
			実績値	1	1	1	1	1
達成割合				100%	100%	100%	100%	100%
[主要] 政6-1-1-A-2 : 国際収支状 況等の正確かつ 適時な情報の 提供 (単位：回)	国際収支 状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第10 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	本邦対外 資産負債 残高	年 1 回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年末から 5 か月以 内に公表
			実績値	1	1	1	12	1
	オフショ ア勘定残 高	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末まで に公表
			実績値	12	12	12	12	12
	対外及び 対内証券 売買契約 等の状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第10営 業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	達成割合				100%	100%	100%	100%

	(注) 国際収支状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞ 本邦対外資産負債残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞ 外貨準備等の状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞ 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html＞ 外国為替平衡操作実施状況 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞ オフショア勘定残高 ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞ 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） ＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞ (出所) 国際局為替市場課 (目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

目標の達成度	政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○ 政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○
目標の達成度の判定理由	外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。 外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和3年10月よりESG投資を開始しています。 国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「為替相場の動向」 ○参考指標2「国際収支動向」

- 参考指標 3 「対外資産負債残高」
- 参考指標 4 「外貨準備動向」
- 参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」

政 6 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 為替相場の動向



(出所) Bloomberg (日次、NY終値) より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和 6 年度	161円96銭 (令和 6 年 7 月 3 日)	139円58銭 (令和 6 年 9 月 16 日)	22円38銭
令和 5 年度	151円97銭 (令和 6 年 3 月 27 日)	130円64銭 (令和 5 年 4 月 5 日)	21円33銭
令和 4 年度	151円94銭 (令和 4 年 10 月 21 日)	121円66銭 (令和 4 年 4 月 1 日)	30円28銭



(出所) Bloomberg (日次、NY終値) より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
経常収支	169,343	201,220	90,941	261,664	303,771
貿易収支	37,853	-15,043	-178,716	-36,866	-40,480
輸出	683,635	856,497	997,898	1,020,694	1,062,390
輸入	645,782	871,541	1,176,615	1,057,560	1,102,870
サービス収支	-35,282	-48,936	-53,964	-32,307	-25,767
第一次所得収支	194,593	289,718	353,971	373,388	417,114
第二次所得収支	-27,821	-24,519	-30,349	-42,550	-47,095
金融収支	133,034	180,296	89,663	226,587	261,856
直接投資 (資産)	174,872	214,578	231,957	292,000	320,157
〃 (負債)	85,021	38,134	48,588	19,407	47,913
証券投資 (資産)	50,142	-48,851	-68,195	111,908	28,142
〃 (負債)	203,438	111,603	16,903	27,080	-213,428
金融派生商品	27,263	16,875	37,266	75,729	60,731
その他投資 (ネット)	156,411	85,420	18,996	-250,028	-211,894
外貨準備	12,805	62,012	-64,870	43,465	-100,794

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 6 年度実績値は速報値。令和 7 年 7 月にデータが更新されるため、令和 7 年度実績評価書に確定値を掲載予定。なお、例年 4 月に過去 3 カ年分の値について年次改定が発生する。

直接投資・証券投資の地域別状況 (国際収支ベース)

(単位:億円)

		資産 (本邦資本)		負債 (外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和 5 年度	292,000	111,908	19,407	27,080
	令和 6 年度	252,686	-27,560	32,225	-204,354
米国	令和 5 年度	114,498	123,448	-18,267	-248,843
	令和 6 年度	91,251	70,803	9,208	-100,221
EU	令和 5 年度	37,177	-40,027	6,960	-746,673
	令和 6 年度	47,996	-77,624	14,950	-504,342
アジア	令和 5 年度	61,978	7,659	21,200	-77,225
	令和 6 年度	45,294	2,893	8,000	-85,468

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 6 年度実績値は速報値。令和 7 年 7 月にデータが更新されるため、令和 7 年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3 : 対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高 (円ベース比較)

	対外純資産額
日本	533兆 500億円 (令和 6 年末)
アメリカ	▲ 4,109兆2,625億円 (令和 6 年末)
イギリス	▲ 55兆 479億円 (令和 6 年末)
ドイツ	569兆6,512億円 (令和 6 年末)
フランス	▲ 96兆6,866億円 (令和 6 年末)
イタリア	54兆5,071億円 (令和 6 年末)
カナダ	217兆4,308億円 (令和 6 年末)
中国	516兆2,809億円 (令和 6 年末)

(出所) 日本：財務省資料、その他：IMF 資料

(注) 日本以外の計数は、IMF で公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4 : 外貨準備動向

(単位：百万ドル)

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
外貨準備高	1,368,465	1,356,071	1,257,061	1,290,606	1,272,511

(出所) 財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5 : 外国為替平衡操作の実施状況

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
金 額	0円	0円	9兆1,881億円	0円	15兆3,233億円

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-2-B-1 : 国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

(目標の内容)

G 7、G 20等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G 7・G20・A S E A N + 3を始めとする国際的な枠組における議論や、I M F などの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。 【G 7】 G 7では、イタリア議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取り、ロシアの凍結資産から生じる特別な収益を活用した「特別収益前倒し融資(E R A ローン)」を立ち上げる等、具体的な成果を挙げました。また、世界経済・金融市場の動向、A I の活用、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論が行われ、声明の形でG 7としての共通理解を示しました。令和 7 年 1 月以降は、カナダ議長下において、引き続き世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 【G20】 G20では、ロシアのウクライナに対する侵略戦争や、政策の不確実性の高まり等によって世界経済が多く困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、I M F や国際開発金融機関(MD B s : 用語集参照)を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、ブラジル、南アフリカ議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、「より良く、より大きく、より効果的なMD B s に向けたG20MD B ロードマップ」や、債務措置に関する「「共通枠組」下の事例から得られた教訓に関するG20ノート」等、G20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの平時の予防・備えの強化を支援することを主目的として設置されたパンデミック基金の増資において、5,000万ドルの追加貢献の意向を表明するなど、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。 【I M F】 I M F は、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を業務とする国際機関です。I M F が加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、融資能力強化を含む取組に積極的に関与しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、I M F における各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォータ一般見直し」にかかる令和 5 年12月のI M F での合意に基づき、我が国でも、クォータ増資に必要な国内手続として、令和 6 年 4 月、衆参両院でI M F 加盟措置法改正法案が可決成立に至りました。また、I M F が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立ったI M F の役割にかかる議論を積極的に喚起しました。加えて、貧困削減・成長トラスト(P R G T)の制度及びその資金調達に関

	する見直し、及び強靱性・持続可能トラスト（RST）の中間見直し等、IMFが低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。 IMFの組織の在り方に関しては、IMFの能力を最大限に発揮するために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標 6 参照）。 【ASEAN+3等】 また、アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、CMIMにおける新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等にご貢献しました（詳細は政6-1-3参照）。 上記実績のとおり、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	国際金融システムの安定に関しては、G7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。 G7では、イタリア議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るための行動を協調して取り、ロシアの凍結資産から生じる特別な収益を活用した「特別収益前倒し融資（ERAローン）」を立ち上げる等、具体的な成果を挙げました。また、世界経済・金融市場の動向、AIの活用、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。令和7年1月以降は、カナダ議長下において、引き続き世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 G20でも、ロシアのウクライナに対する侵略戦争や、政策の不確実性の高まり等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFやMDBsを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、ブラジル、南アフリカ議長の下、これらの議論に積極的に参画し、MDBsの改革や途上国債務、国際保健等の世界経済の政策対応において、G20における議論の進展に貢献しました。 また、IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、融資能力強化を含む取組に積極的に関与しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォータ一般見直し」にかかる令和5年12月のIMFでの合意に基づき、我が国でも、クォータ増資に必要な国内手続として、令和6年4月、衆参両院でIMF加盟措置法改正法案が可決成立に至りました。また、IMF

	F が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った I M F の役割にかかる議論を積極的に喚起しました。加えて、貧困削減・成長トラスト (P R G T) の制度及びその資金調達に関する見直し、強靱性・持続可能トラスト (R S T) の中間見直し等 I M F が低所得国、脆弱国に対し融資を行う枠組に関する議論に大きく貢献しました。 アジア地域では、A S E A N + 3 (日中韓) 財務大臣・中央銀行総裁会議等において、C M I M における新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際通貨基金 (I M F) への主要国出資」 ○参考指標 2 「I M F の融資状況」 ○参考指標 3 「I M F に対する融資貢献の状況」 ○参考指標 4 「I M F のキャパシティ・ビルディングの実施状況」 ○参考指標 5 「I M F のサーベイランス実施状況」 ○参考指標 6 「I M F における日本人職員数等 (日本人幹部職員等を含む)」 ○参考指標 7 「I M F のセーフティネットの規模」 ○参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

政 6 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 国際通貨基金 (I M F) への主要国出資

国名	出資額 (億 S D R)	シェア (%)
米	829.9	17.42
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

(出所) I M F 公表統計等

(注) S D R (Special Drawing Right) は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 S D R = 約 1.33 米ドル (令和 7 年 3 月現在)。

参考指標 2 : I M F の融資状況 (令和 7 年 3 月末現在)

(単位: 億 S D R)

一般資金勘定融資残高 (借入国: 53 か国)	841.9
譲許的融資残高 (借入国: 59 か国)	225.6

(出所) I M F ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 3 : IMF に対する融資貢献の状況 (令和 7 年 3 月末現在)

(単位 : 億 SDR)

PRGT に対する貢献額	92
RST に対する貢献額	41
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	195

(出所) IMF 公表統計等

(注) バイ融資は、1 SDR = 約 1.32 米ドル (令和 6 年 3 月現在) で換算。

参考指標 4 : IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

(単位 : 百万ドル)

	2020 財政年度	2021 財政年度	2022 財政年度	2023 財政年度	2024 財政年度
自己資金	142	131	101	148	163
外部資金	168	118	141	189	219

(出所) IMF 公表統計等

参考指標 5 : IMF のサーベイランス実施状況

年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
二国間	129	36	126	126	117
多国間	21	19	19	19	20

(出所) IMF Annual Report, <https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標 6 : IMF における日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	令和 2 年 4 月	3 年 4 月	4 年 4 月	5 年 4 月	6 年 4 月
日本人職員数	65 (21)	66 (23)	70 (24)	70 (23)	68 (23)
日本人幹部職員数	6	5	7	11	11
日本人比率	2.74%	2.73%	2.79%	2.68%	2.53%

(出所) IMF 公表統計等

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、準幹部レベル以上 (B レベル) を指す。

参考指標 7 : IMF のセーフティネットの規模

(単位 : 10 億 SDR)

出資額	309
NAB	278
バイ融資	109

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和 5 年 6 月 30 日現在の融資能力を指す。

参考指標 8 : CMIM のマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

			貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓			1, 920. 0		80. 00			1, 194. 0
中国	中国 (香港除く)	768. 0	684. 0	32. 00	28. 50	0. 5	342. 0	
	香港		84. 0		3. 50	2. 5	84. 0	
	日本		768. 0		32. 00		0. 5	384. 0
	韓国		384. 0		16. 00		1	384. 0
ASEAN			480. 0		20. 00			1262. 0
	インドネシア		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	タイ		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	マレーシア		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	シンガポール		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	フィリピン		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
	ベトナム		20. 0		0. 833		5	100. 0
	カンボジア		2. 4		0. 100		5	12. 0
	ミャンマー		1. 2		0. 050		5	6. 0
	ブルネイ		0. 6		0. 025		5	3. 0
	ラオス		0. 6		0. 025		5	3. 0
合計			2, 400. 0		100. 00			2, 456. 0

(出所) AMRO ウェブサイト (<https://amro-asia.org>)

施策 政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進

定性的な測定指標

[主要] 政6-1-3-B-1 : アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

(目標の内容)

ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF 等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和 6 年 5 月に開催された同会議をはじめ、緊急融資ファシリティ創設の正式合意を含む CMIM の強化や、AMRO の能力強化、ABMI (アジア債券市場育成イニシアティブ:用語集参照) 及び SEADRIF (東南アジア災害リスク保険ファシリティ:用語集参照) を含む DRF (災害リスクファイナンス) の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。

【CMIM】

CMIMについては、令和6年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、日本主導の下に議論を進めてきた、CMIMの緊急融資ファシリティの創設に正式合意したほか、地域金融セーフティネットの資金構造の議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。

【AMRO】

AMROについては、金融分野等のテーマ別サーベイランスを担当する幹部ポストの新設など、ガバナンスの見直しを推進しました。また、ASEAN+3財務トラックにおける事務局的支援機能の拡充に関する議論を推進したほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論を推進しました。

【ABMI】

ABMIについては、グリーンやデジタル等の新たなトレンドを重点分野に加えた中期ロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。

【DRF】

DRFについては、SEADRIFに関する公共財産保護プログラムの具体化や、DRFイニシアティブ（用語集参照）の新たなロードマップ策定に向けて、令和6年7月に新たに設立された「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、議論を主導しました。また、令和6年9月に発生したラオス国内の洪水被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。

上記実績のとおり、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組

（目標の内容）

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ契約の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

（目標の設定の根拠）

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	二国間金融協力について、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めるとともに枠組改善に向けたニーズの調査を行ったほか、審議官級の対話を通じて同枠組みの利用促進に向けた議論を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 韓国との間では、令和6年6月に9回目となる「日韓財務対話」を開催し、少子化対策や金融投資促進等の両国の共通課題への政策対応に関する意見交換を行いました。また、インドとの間では2回目の「日印財務協議」を開催し、第三国協力及び二国間協力、並びに国際的課題等について議論を行ったほか、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。太平洋島嶼国との間では、令和6年5月に「日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を初めて開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行ったほか、パプアニューギニア及びバヌアツを訪問し、当局との意見交換を行いました。 上記実績のとおり、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標						
政6-1-3-A-1：ASEAN+3における現地通貨建て債券による資金調達の状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	-	-	-	-	100%以上
	実績値	114.9%	107.1%	104.8%	108.2%	107.2%
（注1）年末時点及びその前年末時点のASEANにおける現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート（当該暦年末時点の為替レート）により米ドル換算し、対前年比を測定。 （注2）過去データ掲載のなかったカンボジア、ラオス、ブルネイの債券残高がAsian Bonds Online（ABO）上で閲覧可能となったため、令和7年度事前分析表より上記3国を含め、対前年比を測定。 （出所）ABO（令和7年3月31日時点の公表値） （目標値の設定の根拠） アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。						

目標の達成度	○
目標の達成度の 判定理由	現地通貨建て債券残高については、目標値である「対前年比100%以上」を達成したことから、本測定指標の達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	地域金融協力については、令和 6 年 5 月に開催された A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議において、緊急融資ファシリティ創設の正式合意を含む C M I M の強化、A M R O の幹部ガバナンス見直しやサーベイランス能力の強化、A B M I や D R F の推進等地域金融協力強化のための議論を主導し、各種取組を着実に進めました。 二国間金融協力については、A S E A N をはじめアジア太平洋地域の複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組等について、意見交換を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、インドネシア中央銀行等と審議官級対話を行い、現地通貨利用促進に係る協力枠組の利用促進に向けた議論を行う等、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」(再掲) ○参考指標 2 「日本—A M R O 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」 ○参考指標 3 「アジア諸国との二国間通貨スワップ契約」 ○参考指標 4 「サーベイランスの実施状況 (A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む)) 」

政 6 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : C M I M のマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲 (政 6 - 1 - 2 : 参考指標 8)】

参考指標 2 : 日本—A M R O 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
2	11	13	13	10

(出所) 国際局地域協力課調 (令和 7 年 3 月時点)

参考指標 3 : アジア諸国との二国間通貨スワップ契約

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	韓国
契約日	令和 6 年 10 月 14 日	令和 7 年 1 月 1 日	令和 6 年 5 月 21 日	令和 6 年 7 月 23 日	令和 5 年 9 月 18 日	令和 7 年 2 月 28 日	令和 5 年 12 月 1 日
スワップ額	日→尼： 227.6 億ドル 相当	日→比： 120 億ドル 相当	日→星： 30 億ドル 相当	日→泰： 30 億ドル 相当	日→馬： 30 億ドル 相当	日→印： 750 億ドル 相当	日→韓： 100 億ドル
	—	比→日： 5 億ドル	星→日： 10 億ドル	泰→日： 30 億ドル	馬→日： 30 億ドル	印→日： 750 億ドル 相当	韓→日： 100 億ドル

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和 7 年 3 月時点)

参考指標 4 : サーベイランス実施状況 (ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
3	3	3	2	3

施策	政6-1-4: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-1-4-B-1: マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等
	(目標の内容) 国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。 また、令和3年8月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画」や、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するFATF勧告の実施等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。 更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。
	(目標の設定の根拠) 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	【外為法に基づく措置等】 国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。 ・ テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和6年度においては、3個人・団体を措置の対象から削除し、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計541個人・団体となりました（参考指標1参照）。 ・ 北朝鮮及びイランに関しては、FATF全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。

- これに加え、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及び特定の銀行等に対する資産凍結の措置を累次に亘り実施しており、令和 6 年度も引き続き、令和 6 年 5 月、6 月及び令和 7 年 1 月に措置を実施しました。特に令和 6 年 5 月には、G 7 を始めとする主要国と強調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための露朝軍事協力に関与した者への資産凍結の措置を実施したほか、令和 6 年 6 月には、上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）の迂回に関与した第三国の団体に対し、令和 7 年 1 月には、露朝協力に関与した第三国の銀行に対し、それぞれ資産凍結措置を実施しました。

【F A T F 基準の履行等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組に積極的に参画するほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- 国際基準の策定や履行確保を担う F A T F の関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、F A T F 非加盟国の F A T F 基準の履行確保を担う F A T F 型地域体の支援等を行っており、特に共同議長を務めている（令和 6 年 9 月～）アジア太平洋地域の F A T F 型地域体（A P G : Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- 国内では、令和 3 年 8 月に財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用しつつ、同会議が決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（令和 3 年 8 月）、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和 4 年 5 月）や、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」（令和 6 年 4 月）に沿って対策を推進しています。また、F A T F 第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和 4 年 12 月に成立した F A T F 勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。加えて、拡散金融対策を推進するため、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」を令和 6 年 3 月に作成し、令和 6 年 12 月に更新しました。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行のため、「外国為替取引等取扱業者のための外国為替法令等の遵守に関するガイドライン」に基づき、97 件の外国為替検査を行いました。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計 212 の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより

把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。

また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

上記に関する事項も含め、令和 6 年度は、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行に係る説明会を 16 件実施しました。

上記実績のとおり、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	実績値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	1	3	2	2	1
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	1	3	2	2	1

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示 2 件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	オ フ サ イ ト ・ モ ニ タ リ ン グ の 実 施 件 数	目標値	238	238	226	223	220
		実績値	226	223	220	213	212
	外国為替検査の実施件数	目標値	110	90	110	104	100
		実績値	15	85	116	104	97

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 勧告の着実な実施を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和4年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

目標の達成度

- ・ オフサイト・モニタリングの実施件数 ○
- ・ 外国為替検査の実施件数 ○

目標の達成度の 判定理由

令和6年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和4年度の実績値を参考に設定した目標値(220件)を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関等が令和4年度から8機関減少したことに起因するものです。令和6年度におけるオフサイト・モニタリング実施対象となる金融機関等(212機関)に対しては、全てオフサイト・モニタリングを実施したことから、達成度は「○」としました。

また、外国為替検査の実施件数について、令和6年度の目標値(100件)を下回りましたが、これは検査予定であった金融機関側の事業内容の変更等に伴い、検査実施時期を令和7年4月～6月までの時期に後倒ししたことによるものであり、検査を取り止めたものではありません。未実施の3件についても、令和6事務年度(令和6年7月～令和7年6月までの期間)の検査計画の中で、優先的に検査を実施する予定であることから、外国為替検査の実施状況の達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	12	12	12	12	12
	実績値	10	16	13	16	16

(目標値の設定の根拠)

外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に断固たる対応をとるため、G 7 を始めとする国際社会と協調して以下の措置をはじめ金融制裁を迅速かつ適時に実施しました。 ・ ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及び特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。 ・ 特に令和 6 年 5 月には、G 7 を始めとする主要国と強調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための露朝軍事協力に関与した者への資産凍結の措置を実施したほか、令和 6 年 6 月には上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）の迂回に関与した第三国の団体に対し、令和 7 年 1 月には、露朝協力に関与した第三国の銀行に対し、それぞれ資産凍結措置を実施しました。 また、外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、外国為替検査においては、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、令和 5 年 11 月に公表した「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」に基づき、外国為替取引等取扱業者遵守基準に沿った内部管理態勢の整備がされているかどうかの検証を中心に、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。 国際社会の先行きが極めて不透明であり、必要な政策的対応を事前に見通すことが著しく困難であった中、「ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結措置等を機動的に実施」するにとどまらず、職員一人一人の業務の最大限の効率化を図りながら、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえた外国為替検査の実施を含め、制裁の実効性の確保・強化にも精力的に取り組むなど、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総 5-1：参考指標 3）】」 ○参考指標 2 「F A T F 関連会合への出席回数」 ○参考指標 3 「F A T F 勧告に係る研修等への参加状況」 ○参考指標 4 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」

政 6 - 1 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 : テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 3)】

参考指標 2 : F A T F 関連会合への出席回数

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
出席回数	55	68	60	71	62

参考指標 3 : F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
参加回数	2	2	3	2	9
参加人数	14	15	18	17	33

参考指標 4 : マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数

	令和 2 年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
開催回数	-	2	2	2	2

施策	政6-1-5 : 対内直接投資審査制度の適正な運用

定性的な測定指標	
	【主要】 政6-1-5-B-1 : 実効性のある対内直接投資審査制度への取組
	(目標の内容) 迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。
	(目標の設定の根拠) 安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	関係省庁や各国当局と連携し迅速かつ適切に審査を実施した他、コア業種の対象追加・執行体制の強化など、実効性のある制度の整備・運用に取り組みました。 対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係

	省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携しつつ、地方支部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、令和 7 年 2 月より、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家や、当該投資家に準ずる外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うためのパブリック・コメントを実施しました。（本改正は、令和 7 年 4 月 4 日に公布し、同年 5 月 19 日から施行。） 上記実績のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由 対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うためのパブリック・コメントを実施する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標 ○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 2 「対内直接投資にかかる説明会の回数」	

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1：我が国への対内直接投資残高【再掲（総 5 - 1：参考指標 4）】

参考指標 2：対内直接投資にかかる説明会の回数

	令和 6 年度
開催回数	10 回

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。 世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。 国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った IMF の役割にかかる議論を積極的に喚起していきます。 ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及びABMI、DRF を推進していきます。また、ASEAN 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を実施していきます。 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において関係省庁間で合意した「行動計画（2024-2026年度）」等に基づき、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進するほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和 4 年 2 月以降のウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの個人・団体等に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、政策課題の重要性を踏まえた制度の実効性の確保等、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、対内直接投資審査制度にかかる関連政省令等の適切な整備や、より一層の関係機関の連携強化を通じた、事後モニタリングを含めた執行能力の向上を行いました。 また、令和 6 年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）

**前年度の政策評価結果
の政策への反映状況**

G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF のガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献しました。

A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及びABMI、DRF を推進しました。また、A S E A N 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行いました。

各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく立ち上げた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む3ヵ年の行動計画に沿って政府全体の取組を推進しました。また、FATF の議論への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。

また、令和5年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	846,931,792 千円	918,329,543 千円	1,016,558,268 千円	1,245,179,709 千円	
	(項) 事務取扱費	2,604,411 千円	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	
	(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	2,604,411 千円	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	
	(項) 諸支出金	348,074,791 千円	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	
	(事項) 手数料等に必要な経費	348,074,791 千円	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	
	(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	747 千円	749 千円	751 千円	848 千円	
	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	747 千円	749 千円	751 千円	848 千円	
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	496,251,843 千円	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	496,251,843 千円	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	△129,128千円	△49,222千円	N. A.		
	合 計	846,802,664 千円	918,280,321 千円	N. A.		
執行額		113,155,150 千円	160,266,824 千円	N. A.		
(概要) 外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。 (注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年11月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

地球規模課題の深刻化や、分断と対立によるグローバル・ガバナンスの揺らぎ、世界各地の人道危機等によって、国際情勢は複合的な危機に直面しています。特に、ロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に大きな影響を与え、多くの困難をもたらしました。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力の積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年11月 2 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年11月 22日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和 2 年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月17日改訂、令和 4 年 6 月 3 日追補、令和 5 年 6 月 1 日追補）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和 6 年12月24日経協インフラ戦略会議決定）

政策目標 6 - 2 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全ての施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。 (令和6年度行政事業レビューとの関係) - アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出他21事業（予算事業ID：001385～001387、001389～001404、001408、005638、006778） 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。 - 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資（予算事業ID：001406） JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。

施策	政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用 (目標の内容) 円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。

- ・ 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和6年度中に計7件、約4,636億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計18件、約4,149億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。
- ・ 海外投融資については、MDBsとJICAとの協調融資の枠組も活用し、効率的かつ戦略的な支援実施に努めています。例えば、ASEAN地域等においては、アジア開発銀行（ADB）とJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金2（LEAP2）における案件形成の促進に取り組むとともに、中南米・カリブ地域においては、新たに、米州投資公社（IDB Invest）とJICAの協調融資枠組である「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（TADAC）」を令和7年2月に立ち上げました。
- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を盛り込んだ、独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」といいます。）の改正案を国会に提出しました。（改正法案は令和7年4月9日に成立。）

上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用

(目標の内容)

JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。

	(目標の設定の根拠) 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、J B I C の実施する O O F との連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、J B I C の機能強化も行いつつ、J B I C の実施する O O F を効率的・戦略的に活用しました。 【ファシリティ等を通じた支援】 J B I C は、令和 6 年度において、地球環境保全業務（G R E E N : Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で計 9 件、約 1,460 億円の出融資を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和 7 年 3 月までに、計 334 件、約 53,262 億円の出融資等を承諾しています（G R E E N との重複分を含む）。こうしたファシリティを活用し、上述の G R E E N も含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。 【法令改正を踏まえた機能強化】 さらに、令和 5 年 10 月に株式会社国際協力銀行法の一部改正法が完全施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する機能の強化や、スタートアップ等の日本企業のリスクテイクの後押しが実現しました。こうした新たな機能を活用して、令和 6 年度にはサプライチェーンの強靱化やデジタルインフラに資する海外融資等を承認したほか、J B I C において「スタートアップ投資戦略」が策定され、我が国及び海外のスタートアップ企業による産業改革及びサステナビリティに関する投資の後押しを行っています。 上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	J I C A については、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保し、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。また、民間資金動員を促進すべく、J I C A の機能強化を盛り込んだ J I C A 法の改正案を国会に提出しました。 J B I C については、G R E E N や「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も進められました。

	以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「開発途上国に対する ODA、OOF 及び PF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】 ○参考指標 3 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 4 「JICA の詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 5 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 6）】

政 6 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 開発途上国に対する ODA、OOF 及び PF（民間資金）の実施状況

(単位 : 百万ドル)

	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年
ODA	11,720	13,660	15,765	16,747	18,662
ODA 以外の政府資金 (OOF)	313	4,898	591	-682	-1539
民間資金 (PF)	42,913	13,309	21,502	24,308	28,162
非営利団体による贈与	574	606	636	750	623
資金の流れ総計	55,519	32,472	38,496	41,123	45,908

(注) 支出純額 (ネット) ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2 : 円借款実施状況【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】

参考指標 3 : 円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9 か月間）の達成率

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
達成率	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%	64.9%

(出所) 外務省 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html)

参考指標 4 : JICA の詳細型事後評価完了案件の分布

令和 6 年度外部評価結果

(総合評価)

レーティング	A (非常に高い)	B (高い)	C (一部課題がある)	D (低い)
総合評価	37% (22 件)	54% (32 件)	8% (5 件)	0% (0 件)

(項目別評価)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	5% (3 件)	92% (54 件)	3% (2 件)	0% (0 件)
有効性・インパクト	3% (2 件)	71% (42 件)	25% (15 件)	0% (0 件)
持続性	17% (10 件)	51% (30 件)	32% (19 件)	0% (0 件)
効率性	22% (13 件)	34% (20 件)	37% (22 件)	7% (4 件)

(出所) 国際協力機構

(注 1) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注 2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価を A～D の 4 段階でレーティング (格付)。令和 6 年度は 59 件が総合評価の掲載対象。

参考指標 5 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

施策	政 6-2-2 : 有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A)) を通じた支援並びに国際協力銀行 (J B I C) 及び国際開発金融機関 (M D B s) を通じた支援等

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-2-2-B-1 : 国際開発金融機関 (M D B s) 等を通じた支援への参画 (目標の内容) 世界銀行グループ、アジア開発銀行等の M D B s 等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するための M D B 改革が進むように議論に貢献していきます。 (目標の設定の根拠) M D B s 等の業務運営に積極的に参画し、我が国の O D A 政策・開発理念や経験・専門的知見を M D B s 等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度も M D B s の業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野において M D B s との連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 【国際保健】 ・ 保健分野では、令和 6 年 4 月、日本が長年重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (U H C) (用語集参照) 達成に向けた取組を更に推進するため、世銀及び世界保健機関 (W H O) と連携し、「 U H C ナレッジハブ」を令和 7 年に東京に設立することを発表しました。「 U H C ナレッジハブ」は、 U H C 達成のための国際的な拠点として、日本の高齢化に関する知見や経験等も活用しながら、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の人材育成を支援する予定であり、厚労省とともに、設立に向けた準備を進めています。 ・ パンデミックに対する予防・備え・対応 (P P R) の強化を支援するため、令和 4 年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和 6 年 10 月に、5,000 万ドルの追加貢献の意向を表明するとともに、理事会において、令和 6 年 5 月に完成した同基金の中期戦略の策定等の議論に貢献しました。さらに、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金 (H E P R) 」に 100 万ドルを追加拠出し、アフリカ地域におけるエムポックス危機への対応等を進めています。 ・ また、世界銀行に設置した日本信託基金 (P H R D) を通じ、「東京 U H C 共同イニシアティブ」に 100 万ドルを追加拠出し、 U H C の推進に向けた各国の技術支援や途上国の高齢化対応支援等を進めています。また、 U H C の推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むため、新たに設立された

「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」に、創設ドナーとして1,000万ドルを拠出し、共同議長として国際保健の議論をリードしています。

- ・ 他のMDBsにおいても、国際保健の取組を進めており、中南米・カリブ地域におけるデジタル化を通じた保健基盤強化に資するため、米州開発銀行（IDB）と世界保健機関（WHO）傘下のパンアメリカ保健機構が主導する「汎アメリカデジタル保健ハイウェイイニシアチブ」に対して、500万ドルの貢献を行いました。

【質の高いインフラ投資】

- ・ インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、様々な取組を行っています。平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に対し、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対し、サイバーセキュリティやウォーターフロント開発などの分野における、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。
- ・ さらに、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（LEAP）の後継として令和5年12月に立ち上げたLEAP2において、引き続き案件形成に取り組み、インド向けのクリーンエネルギー展開などを支援しました。また、IDBとJICAの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（CORE）」において、引き続き案件形成に取り組み、ドミニカ共和国向けの廃棄物管理の改善などを支援しました。加えて、IDBグループの民間セクター支援機関である米州投資公社（通称：IDB Invest）とJICAは、令和7年2月に中南米・カリブ地域の民間セクターによる開発事業を支援するための信託基金（通称：TADAC）を立ち上げました。今後も、MDBsと協力しながら、質の高いインフラ案件の実施を支援していきます。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、「世界銀行東京防災ハブ」に2,000万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和6年度にバヌアツで発生した地震やバングラデシュで発生した洪水に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（GRADE手法）」を通じた支援が行われました。
- ・ 気候変動分野でも、各MDBと連携して、取組を進めています。令和6年11月には、ADBにおいて、ドナーからの資金貢献をレバレッジとして融資余力を拡大し、アジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大するメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（IFCAP: Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始しました。日本は同ファシリティの創設ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント

枠に2,500万ドルの貢献を行っています。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）において、ADBとも連携しつつ、共同リード国として議論を主導しています。

- ・ さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で立ち上げたRISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）については、現在、アフリカ南部地域等でクリーンエネルギーのバリューチェーン構築の課題と機会を特定する分析作業や、投資環境等を整備するための技術支援に向けた取組を世銀とともに推進しています。

こうした分野別の取組に加え、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野がそれらの機関の重点政策に位置づけられるよう努めました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和6年12月に第21次増資（IDA21）が合意され、我が国が重視する国際保健や防災、債務の透明性・持続可能性等が重点政策に位置付けられました。
- ・ また、中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行（IDB）グループでは、令和6年3月に、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、IDB Investの増資及びスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金（通称：IDB Lab）の資金補充が合意されました。

我が国はこれらの合意に基づく支援強化の実現に向け、「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」を令和7年2月7日に閣議決定し国会に提出しました。（改正法案は4月11日成立。） また、令和7年2月には、同年3月に開催されたIDB総会の準備の一環として、域外国会合を30年ぶりに日本で開催するなど、IDBと域外国のパートナーシップ強化に積極的に貢献しました。加えて、上述したTADACを通じて、IDBグループとのさらなる連携強化に努めました。

- ・ さらに、令和5年12月に合意された、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（EBRD）のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第2位の出資国として参画し、令和6年9月には第1回目の払込みを行いました。
- ・ また、アジア開発銀行（ADB）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ADF）においては、令和6年5月に第13次財源補充（ADF14）が合意され、我が国が重視する太平洋島嶼国支援の拡大や地域協力・統合の促進等が重点政策に位置付けられました。

また、MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（CAFレビュー）」）の更なる実施や、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るMDB改革が進められる中、令和6年11月には、G20リオサミットにおいて、「より良く、

より大きく、より効果的なMDBsに向けたG20MDBロードマップ」が承認され、日本もその策定に大きく貢献しました。そうした中、特に我が国としては、ドナー国が国際復興開発銀行（IBRD）の融資全体に保証を提供することで融資余力を拡大する信用補完の枠組みである「ポートフォリオ保証プラットフォーム（PGP）」に対し、10億ドルの拠出を行う等、各MDBやG7・G20等におけるMDB改革の議論や取組を積極的に主導してきました。

その他、MDBsにおける日本人職員の採用も推進しています。

ADB総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（IDA）増資を含む）等、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsに対して、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和6年度には、世界銀行がリクルートミッションを行ったほか、IDBが大学やオンラインでのキャリアセミナーを開催、AfDBもアフリカに関心のある学生等に向け、総裁による大学での講演を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-2：UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画

（目標の内容）

我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。

UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。

また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しており、「G20財務・保健合同タスクフォース（G20JFHTF）」においては、令和5年の日本議長下のG7の成果等も踏まえ、パンデミック発生時の「対応」のための資金強化に向けた議論等が継続されており、令和6年には、パンデミックへの「対応」資金の活用手順の整理を目的とした「オペレーショナル・プレイブック」が作成されました。日本としても、令和6年4月に関連イベントをJFHTF事務局と共催する等、こうした議論の推進に積極的に貢献しました。

	加えて、パンデミックに対する予防・備え・対応（P P R）の強化を支援するため、令和 4 年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和 6 年 10 月に 5,000 万ドルの追加貢献の意向を表明するとともに、理事会において、令和 6 年 5 月に完成した同基金の中期戦略の策定等の議論に貢献しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画

（目標の内容）

G 7 や G 20 等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：G E F）、気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）、緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：R I S E）の運営、また共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：J E T P）に係る議論等に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

各基金の意思決定機関である評議会（G E F）、運営委員会（C I F）、理事会（G C F）や、令和 6 年 11 月に開催された C O P 29 での、G E F、G C F、新たに設立されたロス&ダメージに対応するための基金（F R L D）に関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。

R I S E については、アフリカ南部地域等でクリーンエネルギーのバリューチェーン構築の課題と機会を特定する分析作業や、投資環境等を整備するための技術支援に向けた取組を世銀とともに推進しています。

また、J E T P において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。

このほか、I F - C A P 等、A D B において進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援

（目標の内容）

我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。

(目標の設定の根拠)

令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7 や国際機関はじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 5 年 4 月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（ADVANCE）に令和 7 年 3 月までに 85 億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。

これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資（ERA ローン）」について、日本は、G 7 等の関係各国と緊密に連携しながら本枠組みの立上げを進め、令和 6 年 10 月、G 7 財務大臣会合において、融資に関する原則と技術的事項に合意しました。日本としても円借款を通じた貢献を表明しています。

復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第 1 号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（MIGA）のウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に 1,000 万ドルを追加拠出しました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、EBRD のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として参画し、令和 6 年 9 月には第 1 回目の払込みを行いました。

また、令和 6 年 2 月に東京で開催された日ウクライナ経済復興推進会議において、国際協力銀行と黒海貿易開発銀行によるウクライナ復興事業等に資するツーステップローン供与に向けた MOU が締結されていたところ、令和 6 年 9 月、同 MOU に基づくツーステップローンが締結されました。

さらに、令和 5 年 8 月に実施した日ウクライナ財務協議を踏まえ、JICA を通じて、関税分野や国税分野での行政能力強化に関する技術協力を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

MDBs を通じた支援に関しては、各機関における増資の合意に貢献し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマを MDBs の政策に反映させることにより、主要出資国として MDBs の業務運営に積極的に参画しました。また、各機関への着実な資金拠出による合意の履行を通じて、重点分野における日本と MDBs の間の連携を深めることができました。また、G 7 や G 20、各 MDB において行われた地球規模課題への対応強化のための MDB 改革の議論にも積極的に参画し、民間資金動員の強化や新たな金融手法の開発等を含めた、「G 20 MDB ロードマップ」の策定に大きく貢献しました。

	国際保健に関して、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへのPPRの強化やUHCの推進に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導した他、UHCナレッジハブの設立に向けた取組を推進しました。 国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、GEFやGCF等の多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、IFCAPといったADBにおける取組に積極的に参画しました。 ウクライナ支援については、MDBsの知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、一昨年の法改正により可能となった世界銀行を通じた財政負担の観点での支援を含め、国際社会全体としての支援に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資」 ○参考指標2「国際開発金融機関（MDBs）等に対する拠出金」 ○参考指標3「国際開発金融機関（MDBs）の活動状況」 ○参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】 ○参考指標6「国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績」

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する主要国の出資 (単位：%)

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行（IBRD）	国際開発協会（IDA）	国際金融公社（IFC）	多数国間投資保証機関（MIGA）
日本	7.5%（2位）	16.6%（2位）	7.8%（2位）	5.1%（2位）
1位	米 16.4	米 19.3	米 18.7	米 18.4
2位	日 7.5	日 16.6	日 7.8	日 5.1
3位	中 6.2	英 12.1	独 5.4	独 5.0
4位	独 4.4	独 9.8	英・仏 4.9	英・仏 4.8
5位	英・仏 4.1	仏 7.1	-	-

	アジア開発銀行	
	通常資本（OCR）	アジア開発基金（ADF）
日本	15.6%（1位）	38.3%（1位）
1位	日・米 15.6	日 38.3
2位	中 6.4	米 13.5
3位	印 6.3	豪 8.1
4位	豪 5.8	加 5.9
5位	-	独 5.6

	米州開発銀行グループ					
	米州開発銀行				米州投資公社（I I C）	
	米州開発銀行（I D B）		多数国間投資資金（M I F）			
日本	5. 0%（域外国中 1 位）		33. 7%（1 位）		3. 7%（域外国中 4 位）	
1 位	米	30. 7	日	33. 1	米	13. 9
2 位	ブラジル	11. 2	米	31. 6	ブラジル	13. 2
3 位	アルゼンチン	11. 2	スペイン	6. 9	アルゼンチン	11. 6
4 位	メキシコ	7. 2	韓	3. 5	メキシコ	7. 4
5 位	日	5. 0	中	3. 0	中	5. 5

	アフリカ開発銀行グループ					欧州復興開発銀行			
	アフリカ開発銀行 (A f D B)		アフリカ開発基金 (A f D F)						
日本	5.4%（域外国中4位）		9.8%（域外国中4位）		日本	9.4%（2位）			
1位	ナイジェリア	8.7	英	10.9	1位	米	9.7		
2位	米	6.5	独	10.9	2位	日・英	9.4		
3位	エジプト	6.2	仏	10.2		3位	独・仏・伊	8.3	
4位	日	5.4	米	10.0					
5位	アルジェリア	5.1	日	9.8					

(出所) 各機関年次報告書等 (令和 6 年度末時点の最新版)。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金

(単位: 億円)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
M D B s	615.6	440.1	824.7	1032.3	473.3
世界銀行グループ	347.7	270.5	710.0	883.0	344.1
アジア開発銀行	234.0	132.9	69.1	94.2	95.0
米州開発銀行	18.8	20.5	18.4	20.6	15.4
アフリカ開発銀行	5.7	6.2	8.3	25.8	23.5
欧州復興開発銀行	7.1	9.9	18.9	8.8	10.7
I M F 拠出金	312.8	112.1	178.7	43.7	61.0
合計	926.0	555.2	1003.5	1076.0	534.3

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
農業・漁業・林業	37.5	41.7	76.2	83.5	45.0
教育	51.7	56.0	34.3	37.0	43.8
エネルギー・採取産業	52.7	61.8	67.7	102.6	119.3
金融セクター	42.4	57.4	32.2	54.6	48.7
保健	82.8	64.5	105.2	53.9	69.7
産業・貿易・サービス	49.2	52.0	42.3	46.1	36.8
情報通信技術	20.9	19.2	17.5	23.2	28.9
行政	85.5	112.4	126.8	172.4	123.9
社会的保護	89.7	111.5	82.4	73.5	77.9
運輸	34.6	46.4	82.0	35.5	55.1
水・衛生・廃棄物処理	36.5	42.6	41.4	46.1	38.6
合計	583.4	665.5	708.0	728.2	687.6

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7 月 1 日～当年 6 月 30 日。

(注 2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
農業・天然資源	12.8	14.9	22.2	32.3	26.4
エネルギー	42.9	18.4	14.5	22.3	38.3
金融	46.1	41.2	56.9	36.1	58.9
産業・貿易	22.2	7.2	2.4	6.6	1.0
教育	10.7	9.8	8.0	13.9	5.4
保健・社会保障	35.1	58.8	8.2	22.8	11.5
給水・衛生・廃棄物処理	18.6	19.9	11.0	19.2	33.5
運輸・通信	31.8	34.5	44.3	48.7	35.8
公共政策	95.6	22.9	37.3	33.5	32.2
多目的	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
合計	315.9	227.6	204.7	235.4	243.0

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注 1) アジア開発銀行の年度は、1 月 1 日～12 月 31 日。

(注 2) アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(令和 5 年度)	242	133	22	10	22
	(令和 6 年度)	256	136	20	11	22
日本人幹部職員数 (令和 6 年度)		5	34	2	3	2
日本人比率 (令和 6 年度)		2.7%	9.2%	0.8%	0.7%	0.8%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注) 各機関の会計年度末 (世界銀行グループは 6 月末、その他 MDBs は 12 月末) の数値。

参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 5)】

参考情報 JICA と MDBs の協調融資の枠組み

我が国は、MDBs の専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、JICA の円借款と MDBs の協調融資を行っています。

具体的には、アフリカ開発銀行との協調枠組みとして「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第 5 フェーズ (Enhanced Private Sector Assistance for Africa : EPSA 5)、米州開発銀行との協調枠組みとして「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み」(Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion : CORE) を実施しているところです。

参考指標 5 「国際協力銀行 (JBIC) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

参考情報

国際協力銀行 (JBIC) 業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和 6 年度の JBIC 出融資および保証の承諾額合計は約 15,061 億円でした。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (JBIC) によるサムライ債発行支援の実績 (令和 6 年度)

(単位 : 億円)

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	ルーマニア政府	330

施策	政6-2-3 : 債務問題への取組

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-2-3-B-1 : 債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画
	(目標の内容) 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要

請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G 7 や G 20 等の国際的枠組において、我が国は、債権国に対する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び

目標の達成度の 判定理由

【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】

債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG 7・G 20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。

- ・ G 20やパリクラブにおいて、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。
- ・ 日本が拠出するIMF・世界銀行の信託基金（「決定のためのデータ基金」や「債務管理ファシリティ」）のドナー国会合への参加を含めて、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の取組に貢献しました。
- ・ 令和 5 年に G 7 議長国として日本が主導した、G 7 やパリクラブの債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務国のデータとの突合を実施して正確な債務データを確保する取組について、第 2 回目の突合作業を実施し、初期段階で 37 億ドルのデータギャップの特定に貢献しました（第 1 回目に特定した 65 億ドルのデータギャップから縮小）。

【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】

- ・ G 20及びパリクラブは、令和 2 年 11 月に G 20 及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（D S S I）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「D S S I 後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下での債務再編は、令和 6 年 4 月にザンビア政府、令和 7 年 1 月にガーナ政府との間でそれぞれ覚書の署名が完了し、令和 7 年 3 月には、エチオピア政府との間で債務再編に係る基本合意に到達する等の進展がありました。これらの一連の議論への積極的な参加を通じ、債権国の一員としてプロセスの進展に貢献しました。
- ・ また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題については、パリクラブメンバーに加え、非パリクラブ国と協調した形で債権国会合を創設し、インドやフランスとともに当該会合の共同議長として債務再編を主導した結果、令和 6 年 6 月に債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編条件の詳細を規定する覚書に合意し、覚書への署名も完了しました。加えて、令和 7 年 3 月には、同覚書に基づき、スリランカ政府との二国間の債務繰延べに係る書簡の署名・交換を行い、債権国会合内で債務再編プロセスを正式に完了した最初の国となりました。

	- 更に、IMF・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブル（GSDR）に参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。 - 令和 7 年 1 月、我が国を含むキューバ債権国団は、キューバ政府と債務再編交渉を行いました。日本は、同国の主要債権国として積極的に議論を主導し、これまでの返済スケジュール等を修正する成功裏の合意に貢献しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由 我が国は引き続き、債務透明性・債務持続可能性確保に向けた IMF・世界銀行、G 7・G 20、パリクラブ及び GSDR 等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、令和 5 年に G 7 議長国として日本が主導して開始した債権国が世界銀行に債権データを共有する取組の第 2 回目の実施を通じ、初期段階で約 37 億ドルに上るデータギャップの特定に貢献しました。 パリクラブにおいては、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、インドやフランスとともに共同議長として非パリクラブ国と協調して同国の債務再編を主導し、債務再編条件の詳細を規定する覚書の合意と署名に至りました。更に、キューバの債務再編においても、主要債権国として再編の成功裏の合意に貢献しました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援

定量的な測定指標						
【主要】 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位：％)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.0	99.6	99.1	99.8	99.4
(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課 (目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	関税局・税関では、開発途上国の税関職員に対して、ニーズを的確に把握した上で、世界税関機構（WCO：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました。 財務総合政策研究所では、令和6年度は、対面形式でのセミナーを実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」

政 6 - 2 - 4 に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

		令和6年度の実施状況
受入研修	財政経済セミナー	・ 令和6年8月～9月、開発途上国の財政・経済の政策担当者の人材育成を図るため、東南アジア及び中央アジア等から財務省等の若手幹部候補生を日本に受け入れ、財政・金融分野の講義や関係機関への視察を実施しました。
	カンボジア中小企業金融支援	・ 令和6年5月、カンボジア中小企業銀行の人材育成及び融資審査能力の向上を目的として、同行職員を日本に受け入れ、日本政策金融公庫（日本公庫）職員による講義や日本公庫の支店等への視察を実施しました。
専門家派遣	カンボジア中小企業金融支援	・ 令和6年11月、プノンペンへ専門家を派遣し、カンボジア中小企業銀行に対して融資審査に関するセミナーを実施しました。
	PR I - UMOEF - BFA 合同セミナー	・ 令和7年3月、ウズベキスタン経済財務省（UMOEF）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（BFA）との合同セミナーをオンライン及び対面のハイブリッド方式で開催し、財務総研から、UMOEF 職員及びBFA学生等に対する講義を実施しました。

【関税局・税関による知的支援】

		令和 6 年度の実施状況
受入 研修	二国間援助経費	・ ASEANやアフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、関税評価や研修管理等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	・ JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修「税関行政」等を実施しました。
	WCOプログラム	・ WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家 派遣	二国間援助経費	・ ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・ カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・ WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国、太平洋島嶼国及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

(単位：件、人)

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
案件数	財務総研	0	2	4	5	2
	関税局	3	9	21	30	26
	合計	3	11	25	35	28
受入人数	財務総研	0	17	416	180	34
	関税局	20	182	218	330	240
	合計	20	199	634	510	274

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当) 調

(注) 新型コロナウイルス感染拡大により令和 2 年度及び令和 3 年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和 4 年度、5 年度及び 6 年度も一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

(単位：件、人)

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
案件数	財務総研	5	0	2	3	2
	関税局	34	51	46	55	62
	合計	39	51	48	58	64
派遣人数	財務総研	31	0	9	16	9
	関税局	76	133	111	114	129
	合計	107	133	120	130	138

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当) 調

(注1) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2) 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度、5年度及び6年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。

JICAに関しては、JICA法改正案に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。

JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。

MDBsに関しては、引き続き主要出資国としてMDBsの業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。

国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応(PPR)の強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画する他、令和7年に設立予定の「UHCナレッジハブ」を通じた人材育成に取り組んでいきます。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導していきます。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入(用語集参照)の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ及びGSDR等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。

また、令和6年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和8年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和 4～6 年度一般会計補正予算書（財務省）、令和 7 年度一般会計予算書（財務省）、令和 4～5 年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODA の一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICA に関しては、ODA の効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、令和 5 年 6 月に改定された開発協力大綱の方針に基づき、民間資金動員を促進すべく、JICA 法の改正案を令和 7 年度通常国会に提出しました。 JBIC に関しては、GREEN や令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 MDBs に関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）や UHC の達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20 等の国際的な議論に積極的に参画した他、「UHC ナレッジハブ」設立の取組を推進しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEF や CIF 及び GCF の運営に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務問題に関しては、令和 2 年 11 月に G20 及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行や G20、パリクラブ及び GSDR をはじめとする国際的枠組における議論や取組に積極的に参画しました。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。 また、令和 5 年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和 7 年度予算において、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	77,806,694 千円	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	
	(項) 経済協力費	77,806,694 千円	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	
	(事項) 経済協力に必要な経費	77,806,694 千円	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	
	内 アジア開発銀行等拠出金	30,165,481 千円	34,582,052 千円	34,540,091 千円	34,540,093 千円	001385～ 001387 001389～ 001404 001408 006778
	内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,090,000 千円	47,840,000 千円	48,480,000 千円	50,480,000 千円	001406
	内 米州投資公社出資金	159,004 千円	—	27,800 千円	—	005638
	その他	392,209 千円	391,191 千円	387,801 千円	397,972 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	72,522,504 千円	76,544,732 千円	56,524,418 千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	150,329,198 千円	159,357,975 千円	N. A.		
執行額		150,127,185 千円	159,269,180 千円	N. A.		
(概要) アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。 (注) 令和 6 年度「繰越等」「執行額」等については、令和 7 年11月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 6 - 3 : 日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

令和 6 年 12 月、新興国企業との競争の激化、SDGs の考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成 25 年 5 月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略 2030」を策定し、令和 12 年に 45 兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。

財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政 6-3-1 : 国際協力機構 (JICA) 有償資金協力業務、国際協力銀行 (JBIC) 業務を通じた支援
推進

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」 (令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」 (令和 5 年 11 月 2 日閣議決定)
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)
- 「インフラシステム海外展開戦略 2025」 (令和 2 年 12 月 10 日第 49 回経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月 17 日改訂、令和 4 年 6 月 3 日追補、令和 5 年 6 月 1 日追補)
- 「インフラシステム海外展開戦略 2030」 (令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定)

政策目標 6 - 3 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	国際協力機構（JICA）有償資金協力業務や国際協力銀行（JBIC）業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。

施策	政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

定性的な測定指標	
	政6-3-1-B-1：国際協力機構（JICA）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組
	（目標の内容） 日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。
	（目標の設定の根拠） 我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	JICAについては、「インフラシステム海外展開戦略2030」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JICA海外投融資の審査プロセスについて、令和2年11月に「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和6年度においては、計18件、約4,149億円（承諾額ベース）の海外投融資を実施しました。 円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和6年度中に計7件、約4,636億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。 また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏

まえ、民間資金動員を促進すべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を盛り込んだ、独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」といいます。）の改正案を国会に提出しました。（改正法案は令和 7 年 4 月 9 日に成立。）

なお、財務省は、MDBsとも連携し、以下をはじめとする様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援しています。

- ・ 令和 6 年 12 月には、ADB 駐日代表事務所が ADB 太平洋地域ビジネス・オポチュニティ・セミナーを主催し、日本の企業関係者やコンサルタントを対象に、太平洋地域のビジネス機会を紹介し、ADB のプロジェクトには日本企業にとっての大きなビジネスチャンスがあることを強調しました。
- ・ 令和 6 年 12 月には、日本企業のアフリカ進出を促進するため、AfDB 主催「2024 年 アフリカ投資フォーラム（Africa Investment Forum：AIF 2024）」のサイドイベントとして「ジャパン・スペシャル・ルーム」を開催しました。スタートアップを含む日本企業等の約 100 名が参加し、アフリカのニーズと日本企業が有する技術等について議論を行いました。
- ・ 令和 7 年 2 月には、財務省と IDB が共催して日本企業を対象としたセミナー「BID for the Americas：中南米・カリブ海諸国市場におけるビジネス機会」を開催しました。同セミナーには IDB の総裁等も登壇し、中南米カリブ地域の成長分野や戦略的投資機会を紹介しました。

上記実績のとおり、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融資の活用等により、着実に支援していることから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-3-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じた効率的・戦略的な支援の取組

（目標の内容）

JBICにおいては、更なるリスクテイクを可能とする「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、改正法による機能強化を活かして、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。

（目標の設定の根拠）

日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきた JBIC による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	J B I Cを通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。 - 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略2025」等（令和 6 年12月に「インフラシステム海外展開戦略2030」に改訂）を踏まえ、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和 7 年 3 月までに、計334件、約53,262億円の出融資等を承諾しています。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援しました。 - さらに、令和 5 年10月に株式会社国際協力銀行法の一部改正法が完全施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する機能の強化や、スタートアップ等の日本企業のリスクテイクの後押しが実現しました。こうした新たな機能を活用して、令和 6 年度にはサプライチェーンの強靱化やデジタルインフラに資する海外融資等を承認したほか、J B I Cにおいて「スタートアップ投資戦略」が策定され、我が国及び海外のスタートアップ企業による、産業改革及びサステナビリティに関する投資の後押しを行っています。 上記実績のとおり、日本企業の海外展開をより一層後押しするために J B I Cを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	J I C Aについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、J I C A海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用に努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。また、令和 5 年 6 月に改定された開発協力大綱の方針等も踏まえ、民間資金動員を促進すべく、J I C A法の改正案を令和 7 年度通常国会に提出しました。 J B I Cについては、「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、令和 5 年 10 月に完全施行された J B I C 法一部改正法に基づいて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化を支援したほか、令和 6 年10月には J B I C において「スタートアップ投資戦略」が策定されました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 2 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

政 6 - 3 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 円借款実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 5)】

参考指標 2 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間資金動員を促進すべく制度改善や法改正に向けた具体的取組を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用や、法令改正等による機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。				
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし				
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、J I C A については、民間資金動員を促進すべく、J I C A 法の改正案を国会に提出しました。また J B I C を通じた支援については、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和 6 年 10 月に策定されたスタートアップ投資戦略等に基づき、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。				
政策目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業 ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					
担当部局名	国際局 (総務課、開発政策課)		政策評価実施時期	令和 7 年 6 月	

○ 政策目標 7 - 1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等

政府関係金融機関等には、以下の機関が含まれます。

○ 財務省所管の政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関」（用語集参照）に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人

上記政府関係金融機関と類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイトを参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針	○「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ○「第212回国会 総理大臣所信表明演説」（令和 5 年 10 月 23 日） ○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定） ○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和 5 年 2 月 10 日変更）

政策目標 7 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由	コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進むものの、物価高や人手不足、令和 6 年能登半島地震等の影響により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する中、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。適切な監督を引き続き行う必要があります。 施策 7 - 1 - 1 の評定は「s 目標達成」、施策 7 - 1 - 2 の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、物価高への対応や災害対応等において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施するなどの必要なニーズに対して適切に対応しています。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性や適切な業務運営を確保するため、融資業務や調達等についても、各機関から受けた報告等の情報も活用しつつ、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が適切に機能しているかを検証する等の対応を行い、政策の効率的な実施に努めています。 （令和 6 年度行政事業レビューとの関係） ・ 国民一般向け業務（日本政策金融公庫補給金・日本政策金融公庫出資金）（予算事業 I D : 001413） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 事業主体である日本政策金融公庫における融資事業の効果検証方法を把握するとともに、事業主管官庁としての政策効果の測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。

	「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 外的要因の影響を受けるため、本事業に係る定量的な成果指標を設定することは困難であるが、各種貸付制度が事業者実際にどのように利用されているかを確認することは重要であることから、主務省として、今後も引き続き、事業主体である日本政策金融公庫における取組を適時適切に把握する。 令和 7 年度概算要求についても、過年度までと同様に、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、適切に対応した。 ・ 中小企業信用保険事業（日本政策金融公庫出資金）（予算事業 I D：001409） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 市場における信用保証のニーズをモニタリングしつつ、事業の適正規模を図りながら中小企業等の資金調達の円滑化を図るとともに、事業主管官庁として本事業の執行機関の実施状況を監督するなど、制度全体としての効果測定について引き続き分析・検討を行うよう努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 引き続き信用保険・信用保証制度の利用実績等の詳細な実施状況を把握しつつ、その効果の測定・分析に努める。 令和 7 年度概算要求において、上記の取組を踏まえ、経済状況や過去の実績に照らして将来の利用状況を予測し事業の規模（令和 7 年度の保険引受見込額）を検討した。 ・ 危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金）（予算事業 I D：001410） 「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善 運営体制が危機発生時に円滑に対応可能なものであるか、継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて実施プロセスの改善に努める。 「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善 政策目標の円滑な達成に向け、適切に運営されているか、継続したモニタリングを行うこととする。また、金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等による被害に適切に対処するため、必要に応じて実施プロセスの見直しを行い、改善に努める。

施策	政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

定性的な測定指標	
	[主要] 政7-1-1-B-1：中小企業等への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化 （目標の内容） 中小企業等の資金繰り支援事業等の実施を確保します。また、経済危機や災害時に、危機対応業務を迅速かつ適切に行えるよう、体制を確保します。 （目標の設定の根拠） 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、生産性向上や創業、事業承継、災害からの復興等の課題解決に取り組む中小企業等の資金繰りを支援する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を令和 5 年度から引き続き実施しました。 また、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進んだこと等を踏まえて、コロナ禍から続いていた資金繰り支援策については、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援策を実施しました。具体的には、日本政策金融公庫等において、過大な債務を抱えた事業者の財務基盤を強化し経営改善・再生を促すこと等を目的とし、従来から措置している資本金性劣後ローンに加えて、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（コロナ資本金性劣後ローン）」の活用を促進しました。また、令和 7 年 2 月のコロナ資本金性劣後ローンの取扱い終了を受け、従来の資本金性劣後ローンについて条件の見直し等を行い、引き続き、活用を促進しました。 さらに、ウクライナ情勢・原油価格上昇、物価高等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業等への資金繰り支援として、引き続き「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを実施しました。 上記の施策を講じた結果、令和 6 年度における創業企業（創業前及び創業後 1 年以内）への融資実績が1,503億円、「中小企業経営力強化法関連融資」による貸付の実績が305億円、「資本金性劣後ローン（※）」1,308億円、「セーフティネット貸付」による貸付の実績が3,449億円、「創業関連特例保険」の保険引受額は2,114億円になりました。 また、令和 6 年度は危機対応業務の認定事案がなく、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等の実績はありませんでしたが、今後新たに発生しうる危機事案に備え、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保しました。 上記実績のほか、東日本大震災や令和 6 年能登半島地震等からの復興のための措置に係る体制を確保しました。 具体的には東日本大震災については、影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」等を継続して実施しました。 また、令和 6 年能登半島地震については、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証 4 号」等を災害救助法の適用を受けた市町村に適用するなどの措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図りました。 上記の施策を講じた結果、令和 6 年度においては、「東日本大震災復興特別貸付」の実績が69百万円、「東日本大震災復興緊急保証」に係る保険引受額が582億円になるとともに、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」の実績が107億円、能登半島地震に対応する「セーフティネット保証 4 号」等に係る保険引受額が645億円になりました。 上記のとおり中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について措置を講じ、また、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保したため、達成度を「○」としました。 ※新型コロナ対策資本金性劣後ローンと通常の資本金性劣後ローンの合計値。

定性的な測定指標	
	[主要] 政 7-1-1-B-2 : 地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給の強化
	(目標の内容) 成長資金の供給業務の実施を確保します。
	(目標の設定の根拠) 「株式会社日本政策投資銀行法」、「成長戦略フォローアップ」及び「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会とりまとめ」等を踏まえ、民間の投資分野が限定的であることや地域における成長資金が不足していることなどから、成長資金の供給促進が必要であるためです。

目標の達成度		○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	日本政策投資銀行の特定投資業務について、グリーン社会実現に向けた取組を支援する「グリーン投資促進」、スタートアップの創出・育成への取組等を支援する「スタートアップ・イノベーション」、重要物資等の供給力強化や物流インフラ等の強靱化・高度化等の取組等を支援する「サプライチェーン強靱化・インフラ高度化」を重点分野として、これまでも成長資金の供給を促進してきたところ、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を図りました。 具体的には、特定投資業務を通じて、令和 6 年度に43件1,953億円の投融資決定（重点分野別の令和 6 年度投融資実績は、スタートアップ・イノベーション：19件213億円、グリーン投資促進：6 件122億円、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化：8 件1,054億円）を行い、それに伴い民間から誘発された資金額（いわゆる呼び水効果）は1 兆278億円と、引き続き、成長資金の供給を促進しました（令和 6 年度末時点の累計投融資実績：258件 1 兆2,969億円、呼び水効果：7 兆9,980億円）。また、民間だけでは対応が難しい、リスクの高い成長分野に対して積極的に資金供給を行う中、令和 6 年度末時点における累積損益は712億円の黒字となりました。 地域経済の活性化の観点では、令和 6 年度に地方創生向けに13件560億円の投融資決定を行い、それに伴い民間から誘発された資金額は2,260億円（令和 6 年度末時点の累計投融資実績：70件1,685億円）となっており、地域金融機関との間で設立した共同ファンドを通じて出資を行う中で、地域金融機関への投資ノウハウの提供・人材育成を行うなど、地域における成長資金の供給を促進しました。 加えて、特定投資業務の在り方等を検討するため、外部有識者をメンバーとして「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務に関する勉強会」を開催し、金融関係者等から幅広くヒアリングを行い、2024年12月にとりまとめを公表しました。同勉強会では、スタートアップによる資金調達やプライベートエクイティ・ファンドの市場規模の増加という形で民間の成長資金供給は着実に拡大しており、特定投資業務は政策課題に即した形で着実に実績を積み上げている、特に民間だけではリスクを取りづらいG X・ディープテックといった分野や、担い手やノウハウ不足といった課題を抱えている地域において、引き続き特定投資業務の継続を期待するとの声がありました。 上記のとおり成長資金供給業務について令和 6 年度における特定投資業務の実績が着実に積み上がっていることから、達成度を「○」としました。	

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記のとおり、物価高や災害の影響等に対応して、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業について必要な措置を講じるとともに、危機対応業務を迅速かつ適切に行うための体制を確保したこと、また、成長資金供給業務について実施を確保し、令和 6 年度における特定投資業務の実績が着実に積み上がっていることから、各測定指標に対する達成度が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」 ○参考指標 2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」 ○参考指標 3 「政府関係金融機関の金利の推移」 ○参考指標 4 「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」 ○参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」 ○参考指標 6 「危機対応業務の実施状況」

政 7 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移 (単位：億円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	213,420	130,510	58,960	47,490	27,660
	農林水産事業	12,760	7,910	7,168	8,190	7,740
	中小企業事業	164,850	62,850	34,150	27,900	21,100
沖縄振興開発金融公庫		11,555	5,640	2,951	2,332	2,087
株式会社国際協力銀行		34,000	27,000	26,000	29,500	29,600

(出所) 政府関係機関予算書、各機関資料

(注) 単位未満四捨五入。

参考指標 2：政府関係金融機関の融資実績・残高の推移 (参考指標 5 「日本政策金融公庫における特別貸付制度の実績（創業・事業承継・再生支援）」を含む。)

①融資実績の推移 (単位：億円)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	91,640	24,115	18,570	15,972	14,221
	農林水産事業	7,058	5,008	5,579	4,693	3,998
	中小企業事業	45,648	16,874	13,551	11,820	10,948
沖縄振興開発金融公庫		3,008	1,263	1,376	862	874
株式会社国際協力銀行		18,475	20,385	17,927	12,576	17,770

②融資残高の推移

(単位：億円)

		令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	128,429	126,963	121,564	112,120	104,268
	農林水産事業	34,854	35,517	36,709	36,853	36,091
	中小企業事業	82,181	84,327	83,657	78,864	76,855
沖縄振興開発金融公庫		10,320	10,428	10,667	10,197	9,827
株式会社国際協力銀行		136,252	148,344	156,739	165,071	154,963

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注) 単位未満四捨五入。

参考指標 3：政府関係金融機関の金利の推移

(単位：%)

			R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31	R6. 3. 31	R7. 3. 31
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	1.86	1.82	1.95	1.95	2.60
		特利 ①～③	0.96 ～1.46	0.92 ～1.42	1.05 ～1.55	1.05 ～1.55	1.70 ～2.20
	農林水産事業	農業基盤整備	0.45	0.65	1.15	1.25	1.85
	中小企業事業	基準利率	1.11 ～1.14	1.07 ～1.15	1.20 ～1.40	1.30 ～1.50	1.95 ～2.15
		特利 ①～③	0.30 ～0.74	0.30 ～0.75	0.55 ～1.00	0.60 ～1.10	1.05 ～1.75
	沖縄振興開発金融公庫		0.44 ～2.05	0.60 ～2.20	0.80 ～2.65	0.90 ～2.75	1.60 ～3.30
株式会社国際協力銀行		輸出	0.96	1.07	1.40	1.72	2.36

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満四捨五入。

(注 2) 各機関の金利水準は一例。

参考指標 4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	10年 0 か月	9 年 8 か月	9 年 0 か月	8 年 4 か月	7 年 6 か月
	(生活衛生分)	10年 9 か月	10年 9 か月	10年 0 か月	9 年 7 か月	9 年 3 か月
	農林水産事業	12年 4 か月	13年 1 か月	12年 8 か月	12年11か月	12年 6 か月
	中小企業事業	10年 1 か月	10年 5 か月	9 年11か月	9 年 5 か月	9 年 3 か月
沖縄振興開発金融公庫		13年 3 か月	13年11か月	16年 5 か月	13年 5 か月	14年 0 か月
株式会社国際協力銀行		11年 5 か月	8 年 7 か月	10年 2 か月	12年 7 か月	10年 2 ヶ月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満四捨五入。

(注 2) 貸付金額による加重平均。

(注 3) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の計数は教育資金一般貸付、恩給担保貸付を除く。

参考指標 6 : 危機対応業務の実施状況 (中堅・大企業向け)

(単位: 億円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
貸付額 (計)	22,489	2,801	308	—	—
商工組合中央金庫	368	255	71	—	—
日本政策投資銀行	22,121	2,546	237	—	—
損害担保 (計)	1,505	1,999	157	—	—
商工組合中央金庫	205	252	71	—	—
日本政策投資銀行	1,300	1,747	86	—	—

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注 1) 単位未満切り捨て。単位未満の実績がある場合は“0”、実績がない場合は“—”で表示。

(注 2) 財政措置を同じくする貸付については重複計上しない。

(注 3) 損害担保は、貸付に損害担保契約を付したものである。

施策 政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

定性的な測定指標

[主要] 政7-1-2-B-1 : 政府関係金融機関等に対する検査的的確な実施

(目標の内容)

「検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。

(目標の設定の根拠)

株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢等を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を求めていく必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 6 年度は、2 機関に対して、「令和 6 事務年度 検査基本方針及び基本計画」に則り、関係法令・規程等に基づき、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、財務の健全性、政策目的に沿った適切・適正な業務運営が行われているか、法令等遵守態勢等、各種態勢が確保されているかを検証しました (参考指標 1 参照)。

特に、業務運営に大きな影響を与える業務管理上の態勢整備・機能に重点を置いた検証を実施し、業務運営の問題やその発生の原因等について、金融機関と議論を展開しました。

なお、検査の実施に当たっては、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、金融機関の法令等遵守態勢等に関し、オフサイトモニタリングの情報等の充実を図りそれを活用しながら、効果的・効率的な検査を行いました。

さらに、法令等遵守態勢等に関する検査結果を踏まえて、金融機関の業務運営体制の改善を図りました。これらの取組に当たっては、双方向の議論により問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努め、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図りました。

また、上記のほか、財務状況やリスク管理状況等に関する報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施する等、財務の健全性及び適切な業務運営の確保のほか、融資業務や調達等についても、法令準拠性の観点から監督を行いました。

	上記のとおり、「令和 6 事務年度 検査基本方針及び基本計画」等に則った検証を実施するとともに、被検査金融機関への深度ある検証を行うことができたことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	2 機関に対して検査を実施し認められた態勢上の弱点等について、問題点の指摘を行いました。今後もオフサイトモニタリングによる情報等の更なる充実を図り、効果的・効率的な検査に繋げていく余地があることから、測定指標に対する達成度が「○」であるものの、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関への検査実績件数」 ○参考指標 2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」 ○参考指標 3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政 7 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 政府関係金融機関等への検査実績件数 (単位: 件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件数	3	1	1	3	2

参考指標 2 : 政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数 (単位: 億円)

株式会社日本政策金融公庫					
国民生活事業	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経常収益	1,383	1,358	1,218	1,108	1,321
経常費用	1,520	2,904	1,729	2,283	3,490
経常利益	△138	△1,545	△511	△1,175	△2,169
特別損益	△2	△1	△1	1	△0
当期純利益	△140	△1,546	△512	△1,174	△2,169
農林水産事業					
経常収益	433	499	477	473	490
経常費用	432	499	476	472	508
経常利益	0	0	1	1	△18
特別損益	△0	△0	△1	△1	△0
当期純利益	△0	—	—	—	△18
中小企業事業					
経常収益	2,769	2,831	2,551	2,474	5,575
経常費用	2,831	11,540	5,686	3,673	3,916
経常利益	△62	△8,709	△3,135	△1,198	1,659
特別損益	△1	△1	△1	△0	△0
当期純利益	△63	△8,710	△3,136	△1,199	1,659

沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△101	△91	△84	△80	△90
業務費用②	109	124	138	156	133
業務費用合計（①+②）=③	8	34	55	75	44
機会費用④	0	1	3	6	12
行政コスト（③+④）=⑤	8	35	58	81	55
株式会社国際協力銀行					
経常収益	4,820	2,837	3,099	6,572	11,240
経常費用	3,652	2,395	2,952	4,973	10,601
経常利益	1,167	442	148	1,599	638
特別損益	0	0	0	0	△9
当期純利益	1,168	442	148	1,599	629

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注 1）単位未満四捨五入。

（注 2）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類は、平成13年 6 月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注 3）沖縄振興開発金融公庫の行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

参考指標 3：政府関係金融機関の延滞率の推移

（単位：％）

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	0.84	0.75	1.04	1.81	2.46
	農林水産事業	0.32	0.48	0.58	0.43	0.67
	中小企業事業	0.82	0.77	0.86	1.00	1.31
沖縄振興開発金融公庫		0.25	0.26	0.38	0.58	0.69
株式会社国際協力銀行		1.33	1.74	1.64	1.46	1.54

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注 1）単位未満四捨五入。

（注 2）延滞率＝（弁済期限を 6 か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100）

評価結果の反映	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）等に基づき、物価高や人手不足等の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、「セーフティネット貸付」の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施するほか、令和 6 年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」等を継続いたします。 危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を迅速かつ適切に実施できる体制の確保に努めます。 さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 令和 8 年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関等が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージに向けて～」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）等に基づき、コロナ禍を乗り越えたものの、物価上昇の影響により、依然厳しい状況にある中小企業等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」やセーフティネット貸付の金利引下げ等を通じ、引き続き資金繰り支援等を実施したほか、令和 6 年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、「令和 6 年能登半島地震特別貸付」等を継続しました。

危機対応業務については、今後新たに発生しうる危機事案に備え、引き続き危機対応業務を円滑かつ適切に実施できる体制の確保に努めました。

さらに、主務省として、関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。

令和 7 年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	60,686,494 千円	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円	
	(項) 政策金融費	60,686,494 千円	60,484,652 千円	60,343,520 千円	60,060,095 千円	
	(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	60,605,000 千円	60,405,000 千円	60,261,000 千円	59,977,000 千円	
	国民一般向け業務	13,485,000 千円	13,705,000 千円	13,661,000 千円	13,877,000 千円	001413
	中小企業信用保険事業	47,120,000 千円	46,700,000 千円	46,600,000 千円	46,100,000 千円	001409
	(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	81,494 千円	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円	
	危機対応円滑化業務	81,494 千円	79,652 千円	82,520 千円	83,095 千円	001410
	補正予算	21,197,978 千円	5,098,696 千円	△2,731 千円		
	繰越等	60,000 千円	20,000 千円	N. A.		
合 計		81,944,472 千円	65,603,348 千円	N. A.		
執行額		78,816,856 千円	62,022,434 千円	N. A.		

(概要)

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金等の政府関係金融機関の運営及び危機対応円滑化業務に必要な経費

(注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 8 - 1 : 地震再保険事業の健全な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。

地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。

このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

政8-1-2：地震保険の普及

政8-1-3：地震保険検査の実施

関連する内閣の基本方針

○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）

政策目標 8 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

施策 8 - 1 - 1 について、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。

また、施策 8 - 1 - 2 については、財務省ウェブサイトの活用や SNS を通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したウェブページの更新及び新聞等での広告の発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。

さらに、施策 8 - 1 - 3 の地震保険検査実施先数については、実績として 5 社に対して検査を実施し、主要な測定指標の目標値を達成しました。

以上のとおり、全ての施策について評定が「S 目標達成」であるため、政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 地震保険法第 1 条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。 また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。 なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・SNS を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。 (令和 6 年度行政事業レビューとの関係) 地震再保険事業（予算事業 I D : 001411） 「地震保険制度の運営の安定性確保や契約者の利便性向上の観点から、制度のモニタリングを継続的に行うとともに、地震保険の制度等を広く周知するため、更なる広報活動に努める」との、令和 3 年度における外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き民間危険準備金残高の回復を図る取組を推進するとともに、迅速・確実な再保険金の支払を実施しました。また、迅速な保険金支払に資するよう保険会社におけるデジタル化の取組についてフォローアップを行うなど、制度のモニタリングを行いました。さらに、財務省ウェブサイトや SNS の活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。

施策	政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

定性的な測定指標	
	【主要】 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保 (目標の内容) 大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。 (目標の設定の根拠) 地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。 また、今後も継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標に努めていくことが必要です。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年 8 月）を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高」 ○参考指標 2 「過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）」

政 8 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高 (単位：億円)

	令和元年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末
政府	18,970	19,909	19,645	19,957	20,961
民間	2,471	2,555	2,467	3,422	4,394

(出所) 財務省ウェブサイト「令和 7 年度財務省所管特別会計予算概算の概要（参考資料）」
(https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2025/sankoushiryoutokkai2025_02.pdf)

参考指標 2：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額） (令和 5 年度末)

	地震名	発生日	証券件数（件）	支払額（百万円）
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年 3 月 11 日	826,335	1,289,611
2	平成28年熊本地震	平成28年 4 月 14 日	215,810	391,295
3	福島県沖を震源とする地震	令和 4 年 3 月 16 日	333,867	274,183
4	福島県沖を震源とする地震	令和 3 年 2 月 13 日	246,599	251,303
5	大阪府北部を震源とする地震	平成30年 6 月 18 日	159,831	125,084
6	平成 7 年兵庫県南部地震	平成 7 年 1 月 17 日	65,427	78,346
7	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年 9 月 6 日	74,272	53,811
8	宮城県沖を震源とする地震	平成23年 4 月 7 日	31,019	32,415
9	令和 6 年能登半島地震	令和 6 年 1 月 1 日	20,888	19,592
10	宮城県沖を震源とする地震	令和 3 年 3 月 20 日	23,581	18,966

(出所) 日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

施策	政8-1-2：地震保険の普及

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組 (目標の内容) 財務省ウェブサイトやSNS等を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。 (目標の設定の根拠) 「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和2事務年度）」や、第46回行政改革推進会議（令和3年12月9日）の「特別会計に関する検討の結果の取りまとめ」等において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したウェブページの更新及び新聞等での広告の発信、広報誌等への記事掲載を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。さらに、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したウェブページの更新及び新聞等での広告の発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「地震保険の普及率等の推移」

政 8 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 地震保険の普及率等の推移

(単位 : %)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
普及率 (注 1)	33.9	34.6	35.0	35.1	35.5
付帯率 (注 2)	68.3	69.0	69.4	69.7	70.3

(出所) 日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

(注 1) 世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したものの。なお、令和 6 年度については令和 7 年 1 月における暫定値であり、確定値については、令和 7 年 9 月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

(注 2) 当該年度中に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したものの。なお、令和 6 年度については、令和 6 年 2 月から令和 7 年 1 月までの直近 1 年間における暫定値であり、確定値については、令和 7 年 8 月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

施策 政 8-1-3 : 地震保険検査の実施

定量的な測定指標

[主要]	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
政 8-1-3-A-1 : 地震 保険検査先数の推移	目標値	5 社	4 社	4 社	5 社	5 社
	実績値	2 社	4 社	4 社	5 社	5 社

(注) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。

(出所) 大臣官房信用機構課調

(目標値の設定の根拠)

地震保険の引受けを行っている保険会社等 (令和 6 年 7 月時点 : 27 社) のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね 3 年から 4 年の周期で実施しており、令和 6 年度は 5 社を目標値とします。

目標の達成度

○

目標の達成度の
判定理由

令和 6 年度は、令和 4 年福島県沖を震源とする地震等に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、引き受けている保険契約の内容に関する確認状況等の着眼点から検証しました。その結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。また、検査予定日を早めに設定し日程調整を行ったほか、地震保険におけるデジタル化に対応した検査を進め、効果的・効率的な検査を実施しました。

実績値が目標値を達成したため、達成度は「○」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

5 社に対して地震保険検査を実施しており、実績値が目標値を達成しています。
以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会の開催をはじめ関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したウェブページの更新及び新聞等での広告の発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地震保険普及率等の状況:「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」(日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構)

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	地震保険制度の安定的な運営を確保するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施しました。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したウェブページの更新及び新聞等での広告の発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	109,943,042 千円	108,893,095 千円	113,243,292 千円	117,335,058 千円	
	(項) 再保険費	109,940,861 千円	108,890,915 千円	113,241,096 千円	117,332,856 千円	
	(事項) 地震再保険金支払に必要な経費	109,940,861 千円	108,890,915 千円	113,241,096 千円	117,332,856 千円	
	地震再保険事業	109,940,861 千円	108,890,915 千円	113,241,096 千円	117,332,856 千円	001411
	(項) 事務取扱費	2,181 千円	2,180 千円	2,196 千円	2,202 千円	
	(事項) 地震再保険事業に必要な経費	2,181 千円	2,180 千円	2,196 千円	2,202 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	109,943,042 千円	108,893,095 千円	N. A.		
執行額		74,508,015 千円	9,229,253 千円	N. A.		

(概要)

民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費

(注 1) 令和 2 年度から、民間危険準備金残高の回復を図る方策を実施し、一時的に官民の保険料配分を変更しています。

(注 2) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年 11 月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 9 - 1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。具体的には、被保険者である組合員（国家公務員等）と使用者である国等とが所要の保険料を分担拠出し、組合員又はその被扶養者について所要の給付事由が発生した場合に、所定の保険給付等を行っています。

上記の目的を踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しています。その際、「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応すること、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。

（注）国家公務員共済組合制度の事業内容

（１）短期給付事業

- ① 保健給付：病気、負傷、出産又は死亡に係る給付
- ② 休業給付：育児、介護等による休業に係る給付
- ③ 災害給付：災害による死亡又は損害に係る給付

（２）長期給付事業

- ① 厚生年金保険給付：老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金
- ② 退職等年金給付：退職年金、公務障害年金、公務遺族年金

（３）福祉事業

健康診査等の保健事業、病院、宿泊施設等の経営、臨時支出に対する貸付け等

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

政9-1-2：共済手続の効率化・適正化

政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第213回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 6 年 1 月30日）
- 「第217回国会 総理大臣施政方針演説」（令和 7 年 1 月24日）
- 「全世代型社会保障改革の方針」（令和 2 年12月15日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）

政策目標 9 - 1 についての評価結果	
政策目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	(年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応) 国家公務員共済組合連合会の「令和 5 年度業務概況書 (厚生年金保険給付積立金)」について、令和 6 年 11 月 27 日の財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会にて、外部の専門的な見地から意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守して運用を行っているものと評価しました。 また、国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、引き続き、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するため、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。 (共済手続の効率化・適正化) 20 共済組合の個別事情の聴取やシステム改修に係るベンダー等との調整に一定の時間を要することから、現時点でデジタル完結は実現できなかったものの、行政手続全般にわたる書面規制、押印、対面規制の見直しに対応するため、関係省庁と連携を図り、デジタル完結に向けた対応を行いました。 (国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めました。 以上のとおり、施策 9 - 1 - 1 及び 9 - 1 - 3 の評定は「s 目標達成」、施策 9 - 1 - 2 の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国家公務員共済組合制度は、国家公務員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営を確保するために必要な政策です。 上記「評定の理由」に記載しているとおり、環境の変化に対応しつつ、効率的かつ適正な運営の確保に努めています。 (令和 6 年度行政事業レビューとの関係) 国家公務員共済組合連合会等助成費 (予算事業 I D : 001412) 「概算交付については、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努める。また、特定健康診査等交付事業については、受診率が向上した取組を共済組合間で共有することにより、更なる受診率の向上に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、概算交付について、引き続き、実態に合致した効率化の推進に努め、特定健康診査等について受診率向上に向けた取組を実施しました。

施策	政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

定性的な測定指標	
[主要] 政9-1-1-B-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応	
(目標の内容)	国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。
(目標の設定の根拠)	財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	国家公務員共済組合連合会が行う厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況（「令和5年度業務概況書(厚生年金保険給付積立金)」）について、令和6年11月27日に財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部からの専門的な意見を得た上で、同連合会が積立金基本指針及び管理運用の方針を遵守した運用を行っているとの評価を行い、評価結果を財務省ウェブサイト公表しました。 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kkr_fund_evaluation/fy2023.html) 以上から、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
[主要] 政9-1-1-B-2：諸外国との社会保障協定への対応	
(目標の内容)	社会保障協定締結に際して、関係省庁と連携を図り、適切に対応します。
(目標の設定の根拠)	海外で勤務する国家公務員の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和6年度において新たに社会保障協定の締結はありませんでしたが、各国との交渉について、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	上記それぞれの測定指標における「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、

	適切に評価を行い、また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切に対応を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」 ○参考指標 2 「年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移」 ○参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」 ○参考指標 4 「短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移」 ○参考指標 5 「短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移」 ○参考指標 6 「社会保障協定の締結状況」

政 9 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 男女別組合員数の年次推移

参考指標 2 : 年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移

参考指標 3 : 厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移

参考指標 4 : 短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移

参考指標 5 : 短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移

参考指標 6 : 社会保障協定の締結状況

(出所) 財務省ウェブサイト

参考指標 1、2、4、5 (https://www.mof.go.jp/policy/budget/reference/kk_annual_report/index.htm)

国家公務員共済組合連合会ウェブサイト

参考指標 3 (<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>)

厚生労働省ウェブサイト

参考指標 6 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>)

施策	政9-1-2：共済手続の効率化・適正化

定性的な測定指標	
	[主要] 政9-1-2-B-1：共済手続の効率化・適正化
	(目標の内容) 令和 6 年度の申請届出手続のオンライン化や内部手続も含めたデジタル完結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。
	(目標の設定の根拠) 「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に盛り込まれた行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進に適切に対応するためです。

目標の達成度	△
実績及び目標の達成度の判定理由	「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-G o v 審査支援サービスを活用することとしました。また、令和 6 年度においては、20 共済組合における様々な手続の事務フローに係る個別事情の聴取やシステム改修に係るベンダー等との調整に一定の時間を要するため、現時点でデジタル完結は実現しなかったものの、デジタル庁との必要な調整やデジタル完結に向けて関係省庁との連携を図り、共済手続の標準化等を進めてきたことから、達成度は「△」としました。

施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、関係各所との調整に一定の時間を要することから、現時点でデジタル完結は実現しなかったものの、デジタル庁等と連携を図り、共済手続のデジタル完結に向けた対応を行ってきました。 以上のとおり、測定指標が「△」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「行政手続等の棚卸結果」

政 9 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：行政手続等の棚卸結果

(出所) 財務省ウェブサイト
(https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/index.html)

施策	政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
	（目標の内容） 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導します。
	（目標の設定の根拠） 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導するなど、引き続き、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の整備・管理・運営に努めたことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」【再掲（9-1-1：参考指標 1）】 ○参考指標 2 「年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移」【再掲（9-1-1：参考指標 2）】 ○参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」【再掲（9-1-1：参考指標 3）】

政 9 - 1 - 3 に係る参考情報

参考指標 1：男女別組合員数の年次推移【再掲（9 - 1 - 1：参考指標 1）】

参考指標 2：年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移【再掲（9 - 1 - 1：参考指標 2）】

参考指標 3：厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移【再掲（9 - 1 - 1：参考指標 3）】

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。その他の社会保障制度改革についても、関係省庁と連携を図って引き続き検討を進めていきます。 各国との人的交流の促進を図る観点から、我が国と各国間の社会保障制度の適用について、厚生労働省等と協力して、今後、順次締結が予定されている各国との社会保障協定への対応を行います。 申請届出手続のオンライン化や共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結に向けた体制強化を行う予定です。 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「国家公務員共済組合事業統計年報」(財務省)、「社会保障協定」(厚生労働省)

前年度の政策評価結果の政策への反映状況	年金積立金の運用について、長期的な観点から行う必要性に鑑み、安全かつ効率的な運用が行われるよう適切に注視しました。 また、日本と諸外国との間の社会保障協定締結については、引き続き推進し、共済手続の全面オンライン化については、共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行いました。 さらに、国家公務員共済組合連合会等の業務運営については、引き続き適正の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	84,997,057千円	84,373,495千円	84,599,850千円	85,092,980千円	
	(項) 国家公務員共済組合連合会等助成費	84,997,057千円	84,373,495千円	84,599,850千円	85,092,980千円	
	(事項) 国家公務員共済組合連合会等補助等に必要な経費	6,499,817千円	6,308,645千円	6,189,769千円	6,225,451千円	001412
	(事項) 日本郵政共済組合等補助に必要な経費	118,396千円	127,453千円	135,479千円	132,502千円	
	(事項) 日本郵政共済組合等負担金に必要な経費	78,378,844千円	77,937,397千円	78,274,602千円	78,735,027千円	
	補正予算	△44,960千円	△88,198千円	△34,781千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	84,952,097千円	84,285,297千円	N. A.		
執行額		84,796,289千円	74,624,905千円	N. A.		

(概要)

国家公務員共済組合連合会等助成費

(注) 令和 6 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 7 年11月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	主計局 (給与共済課)	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 10－1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。 一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
	政10-1-1：経費予算の認可
	政10-1-2：財務諸表の承認

関連する内閣の基本方針	該当なし

政策目標10－1についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	上記の目標を達成するため、適切に経費予算の認可、財務諸表の承認を行い、すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 日本銀行の運営は、国民に還元されるべき通貨発行益により賄われており、その公的性格から、適切な経費支出や適正な経理処理を担保するため、政府による公的チェックが必要であり、上記の各施策がそのために有効です。 財務省では、日本銀行法の規定等に基づき、経費予算の認可、財務諸表の承認等を行っており、これらを通じて、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されています。

施策	政10-1-1：経費予算の認可

定性的な測定指標	
[主要]	政10-1-1-B-1：経費予算の効率性の確保
(目標の内容)	日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算について、効率性等の観点から審査します。
(目標の設定の根拠)	財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条第1項において、日本銀行は、日本銀行の経費の予算について、「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	令和7年度経費予算については、令和7年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和7年度経費予算の合計額は、全体で2,202.2億円（対6年度比+109.9億円）となっています。令和7年度経費予算は、業務の高度化・効率化のためにシステム化関係費用が増加した一方、修繕費及び交通通信費について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。 上記実績のとおり、令和7年度経費予算については、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度開始前に認可したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和7年度経費予算については、令和7年3月に日本銀行から認可申請が提出され、財務省において、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営の確保の観点から審査を行った上で、認可しました。令和7年度経費予算の合計額は、全体で2,202.2億円（対6年度比+109.9億円）となっています。令和7年度経費予算は、業務の高度化・効率化のためにシステム関係化費用が増加した一方、修繕費及び交通通信費について削減が行われるなど、業務の遂行上必要な経費を確保しつつ、経費効率化の取組が引き続きなされていることを確認しています（参考指標1参照）。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「認可対象経費の予算」

政10－1－1に係る参考情報参考指標 1：認可対象経費の予算

(単位：百万円、%)

科 目		令和3年度 予算	4年度予算	5年度予算	6年度予算	7年度予算	前年度比
銀行券製造費	銀行券製造費	54,292	54,882	61,925	62,647	63,947	2.1
国庫国債事務費	国庫国債事務費	21,750	21,332	21,326	21,468	21,756	1.3
給与等	役員給与	430	429	432	438	437	▲0.1
	職員給与	41,895	41,579	42,989	44,243	46,244	4.5
	退職手当	10,493	10,356	10,547	8,719	10,002	14.7
	小 計	52,818	52,364	53,968	53,400	56,683	6.1
交通通信費	旅費交通費	2,005	1,978	2,524	2,556	2,440	▲4.6
	通信費	2,269	2,240	2,066	2,232	2,201	▲1.4
	小 計	4,274	4,218	4,590	4,788	4,641	▲3.1
修繕費	修繕費	2,508	2,277	2,187	3,275	2,426	▲25.9
一般事務費	消耗品費	1,253	1,170	1,309	1,160	1,143	▲1.4
	光熱水道費	1,859	2,020	4,039	2,923	2,511	▲14.1
	建物機械等賃借料	6,020	5,737	6,839	6,660	5,970	▲10.4
	建物機械等保守料	10,228	11,669	11,701	12,023	11,224	▲6.6
	事務費	34,255	37,149	36,176	37,806	41,972	11.0
	小 計	53,615	57,745	60,064	60,571	62,820	3.7
固定資産取得費	固定資産取得費	5,298	2,871	3,753	2,088	6,949	232.9
予備費	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0.0
合 計		195,554	196,689	208,814	209,237	220,223	5.3

(出所) 日本銀行ウェブサイト

(https://www.boj.or.jp/about/activities/strategy/yosan/index.htm)

(注) 計数については、単位未満を四捨五入して表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

施策 政10-1-2：財務諸表の承認

定性的な測定指標

[主要] 政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保

(目標の内容)

日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則り、決算処理の適正性等の観点から審査します。

(目標の設定の根拠)

財務省設置法第4条第1項には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条第1項において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和5年度決算及び令和6年度上半期決算に係る財務諸表については、令和6年5月及び同年11月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。また、平成27年度から量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から債券取引損失引当金制度が拡充され、令和5年度決算承認及び令和6年度

	上半期決算承認に当たり、日本銀行から、債券取引損失引当金の積立てに係る承認申請がなされ、これを承認しました。 上記実績のとおり、令和 5 年度決算及び令和 6 年度上半期決算に係る財務諸表等については、適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、日本銀行法の規定等に基づき、事業年度又は上半期経過後二月以内に承認したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	令和 5 年度決算及び令和 6 年度上半期決算に係る財務諸表等については、令和 6 年 5 月及び同年 11 月に日本銀行から承認申請が提出され、財務省において、日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を行った上で、承認しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「財務諸表の主要な計数」

政10－1－2に係る参考情報

「令和 6 年度政策評価書」の評価対象期間は、令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日であることから、令和 6 年度決算に係る財務諸表の承認は、今回の評価の対象ではありません。

参考指標 1：財務諸表の主要な計数

【貸借対照表】

(単位：億円)

科目	令和元年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末
(資産の部)					
金地金	4, 412	4, 412	4, 412	4, 412	4, 412
現金	2, 050	1, 991	2, 983	4, 166	4, 593
国債	4, 859, 181	5, 321, 652	5, 261, 736	5, 817, 206	5, 896, 634
（うち長期国債）	4, 735, 413	4, 957, 770	5, 112, 312	5, 762, 197	5, 856, 168
コマーシャル・ペーパー等	25, 518	28, 764	25, 143	21, 232	22, 109
社債	32, 208	74, 984	85, 830	80, 089	60, 727
金銭の信託（信託財産株式）	7, 277	5, 810	4, 575	3, 047	1, 707
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）	297, 189	358, 796	365, 657	370, 459	371, 861
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）	5, 753	6, 668	6, 661	6, 665	6, 659
貸出金	543, 286	1, 258, 402	1, 515, 328	944, 397	1, 079, 079
外国為替	259, 662	76, 787	83, 064	91, 105	107, 361
代理店勘定	239	181	47	97	100
その他資産	5, 900	4, 884	4, 767	5, 868	6, 532
有形固定資産	2, 164	2, 227	2, 320	2, 410	2, 447
無形固定資産	1	1	4	4	4
資産の部合計	6, 044, 846	7, 145, 566	7, 362, 535	7, 351, 165	7, 564, 231
(負債の部)					
発行銀行券	1, 096, 165	1, 160, 116	1, 198, 707	1, 219, 550	1, 208, 798
預金	4, 470, 762	5, 493, 727	5, 897, 473	5, 779, 806	5, 990, 253
（うち当座預金）	3, 952, 560	5, 225, 703	5, 631, 784	5, 490, 781	5, 611, 820
政府預金	126, 338	369, 179	130, 325	155, 979	157, 103
売現先勘定	241, 163	5, 947	9, 199	53, 709	42, 585
その他負債	840	1, 890	2, 799	1, 420	5, 993
退職給付引当金	2, 033	2, 050	2, 070	2, 091	2, 110
債券取引損失引当金	47, 992	51, 980	56, 010	60, 622	69, 849
外国為替等取引損失引当金	14, 075	15, 314	18, 924	22, 669	29, 180
負債の部合計	5, 999, 372	7, 100, 206	7, 315, 511	7, 295, 849	7, 505, 874
(純資産の部)					
資本金	1	1	1	1	1
法定準備金	32, 520	33, 167	33, 777	34, 439	35, 483
特別準備金	0	0	0	0	0
当期剰余金	12, 952	12, 191	13, 246	20, 875	22, 872
純資産の部合計	45, 473	45, 360	47, 024	55, 316	58, 356
負債および純資産の部合計	6, 044, 846	7, 145, 566	7, 362, 535	7, 351, 165	7, 564, 231

(注 1) 計数については、円単位での計算後、単位未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない（損益計算書も同様）。

(注 2) < 0 > の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す（損益計算書も同様）。

【損益計算書】

(単位：億円)

科目	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
経常収益	22, 407	24, 191	30, 507	37, 602	50, 858
貸出金利息	0	0	0	7	93
買現先利息	▲0	—	▲1	—	▲1
国債利息	11, 960	10, 866	11, 233	13, 319	17, 124
コマーシャル・ペーパー等利息	0	▲3	▲4	2	6
社債利息	▲7	8	21	34	71
国債売却益	—	—	—	158	—
外国為替収益	2, 036	3, 012	7, 299	8, 897	16, 757
その他	8, 418	10, 307	11, 958	15, 181	16, 806
経常費用	6, 031	4, 427	6, 322	5, 295	4, 458
売現先利息	▲6	▲55	▲0	▲126	▲140
国債売却損	—	—	—	228	10
社債売却損	—	—	—	0	—
外国為替費用	2, 144	—	1, 037	309	—
経費	1, 987	1, 990	2, 018	2, 106	2, 191
その他	1, 905	2, 493	3, 267	2, 776	2, 397
経常利益	16, 375	19, 764	24, 185	32, 307	46, 399
経常収入	13, 170	11, 646	11, 598	15, 207	21, 088
長期国債関係損益	—	—	—	▲70	▲10
外国為替関係損益	▲2, 144	2, 478	7, 220	7, 490	13, 021
経費	▲1, 987	▲1, 990	▲2, 018	▲2, 106	▲2, 191
その他	7, 337	7, 629	7, 385	11, 785	14, 491
うち金銭の信託（信託財産株式）運用損益	2, 050	2, 505	2, 973	3, 541	3, 881
金銭の信託（信託財産指数連動型上場投資信託）運用損益	6, 047	7, 275	8, 426	11, 044	12, 356
金銭の信託（信託財産不動産投資信託）運用損益	79	292	315	306	312
補完当座預金制度利息	▲1, 882	▲2, 179	▲1, 802	▲1, 766	▲1, 887
貸出促進付利制度利息	—	—	▲806	▲372	▲22
特別利益	1, 132	—	100	170	40
特別損失	3, 839	5, 234	7, 643	8, 360	15, 739
特別損益	▲2, 706	▲5, 234	▲7, 542	▲8, 190	▲15, 698
うち債券取引損失引当金	▲3, 837	▲3, 987	▲4, 029	▲4, 612	▲9, 227
外国為替等取引損失引当金	1, 072	▲1, 239	▲3, 610	▲3, 745	▲6, 510
税引前当期剰余金	13, 669	14, 529	16, 643	24, 116	30, 701
法人税、住民税及び事業税	716	2, 338	3, 396	3, 241	7, 828
当期剰余金	12, 952	12, 191	13, 246	20, 875	22, 872

(出所) 日本銀行ウェブサイト

(https://www.boj.or.jp/about/account/index.htm)

(注) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示す。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 経費予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務が一層適正かつ効率的に運営されるよう努めます。

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	該当なし

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	令和 5 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、財務諸表の承認においては日本銀行法の規定等に則して適正な決算処理がなされていること等を確認し、また、経費予算の認可においては経費効率化の取組等を確認することを通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めました。

政策目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	理財局総務課調査室	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

○ 政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）において、日本たばこ産業株式会社（以下「J T」といいます。）による製造独占や国産葉たばこの全量買取りについて定めるとともに、たばこの小売販売業については許可制、小売定価については認可制とすること等を通じて、流通秩序の維持等を図っており、同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図る必要があります。J Tについては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の目的に沿った経営が確保されるよう、事業計画の認可等を行うなど、適切に監督を行っていく必要があります。

また、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、喫煙と健康に関する意識の高まりや科学的知見の蓄積、たばこ産業の状況の変化等を踏まえ、たばこパッケージの注意表示やたばこ広告について、適切に規制していく必要があるほか、関係省庁とも連携しつつ、20歳未満の者の喫煙防止、受動喫煙対策など、たばこに係る様々な課題に対応する必要があります。

塩事業については、専売制から原則自由の市場構造に転換し、国の関与も必要最小限度のものとなっていますが、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保及び我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成8年法律第39号）において、塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を登録制としているほか、塩事業センターに対する認可等や、塩需給見通しの策定・公表等を行うこととされています。同法の趣旨・目的を踏まえ、法令の運用等を図ることを通じて、引き続き、良質な塩の安定的な供給等が確保されるよう、塩事業の適切な運営の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督

政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保

関連する内閣の基本方針

該当なし

政策目標11-1についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

たばこ事業については、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、たばこ事業者に対して、法の趣旨・目的を踏まえた許認可等及び管理・監督を行いました。また、たばこに関する規制については、注意表示規制等の見直しを行うため令和元年6月に改正した省令等を踏まえ、引き続き、規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。また、20歳未満の者の喫煙防止について、業界団体等とも連携しながら必要な取組を行いました。

塩事業については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理に適切に対応しました。

その結果、すべての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記の通り、「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

たばこ事業に関しては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることが科学的に認められていることを踏まえ、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まりや、たばこ産業の状況の変化等に対応し、喫煙と健康に関する規制等の見直しを図っていくことが、たばこ事業の適切な運営の確保等の観点からは重要です。なお、こうした喫煙と健康に関する規制や20歳未満の者の喫煙防止の取組等に当たっては、関係省庁と連携することで、効果的・効率的に対応しています。

塩事業に関しても、塩事業法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、塩事業センターの監督や塩需給見通し及び塩需給実績の公表など、必要最小限度の国の関与により、良質な塩の安定的な供給の確保等を図っています。

施策

政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督

定量的な測定指標

[主要]	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
政11-1-1-A-1：製造 たばこ小売販売業の 許可に係る標準処理 期間達成率 (単位：%)	目標値	99.5以上	99.5以上	99.8以上	99.8以上	99.8以上
	実績値	100.0	99.1	99.9	99.9	100.0

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

(目標値の設定の根拠)

小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていたことを踏まえ、令和4年度から目標値を99.8%に引き上げており、令和6年度においても同水準の目標値を設定しました。

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 6 年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組
	(目標の内容) 注意表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。
	(目標の設定の根拠) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制に基づく注意表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、受動喫煙防止に関する注意表示を充実させるなどの所要の見直しを行うため、令和元年 6 月に省令等を改正しました。これに伴い、小売定価の認可の際に併せて、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、改正後の省令等に規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。このように、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応したため、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政11-1-1-B-2：20歳未満の者の喫煙防止に対する取組
	(目標の内容) 20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。
	(目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、2,350の小売店に条件を付与しました（参考指標 1 参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、712の小売店に条件を付与しました。

	このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底するよう要請しました。 このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組を行ったことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
	[主要] 政11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理
	(目標の内容) 日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。
	(目標の設定の根拠) 上記の取組を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	たばこ事業法に基づく許認可等の申請に対し、内容に応じ、各財務（支）局等及び各税関とも連携の上、同法の規定に沿って処理を行ったほか、日本たばこ産業株式会社の事業計画等の認可申請に対しては、日本たばこ産業株式会社法等に規定する同社の目的や役割等に照らし、その妥当性等を審査の上、認可を行いました。 製造たばこの小売定価の認可について、消費者の利益を不当に害さないかどうか等の観点から審査を行い、令和6年度においては、1,882品目（変更認可品目を含む。）の認可を行いました。 小売販売業の不許可処分等に係る行政不服審査請求について、1件の処理を行いました。なお、東日本大震災によって被災した小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、1件の処理を行いました。 このように、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行ったことを踏まえ、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	たばこに関する規制については、令和元年6月に改正を行った省令等で規定された措置が円滑に実施されるよう、小売定価認可の審査において、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、適切に対応しました。 20歳未満の者の喫煙防止について、許可条件の付与に加え、業界団体主催の20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底するよう要請するなど、必要な取組等を行いました。 たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、小売販売業の許可に係る測定指標の目標値を達成しつつ、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行いました。

	以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「小売販売業許可申請件数及び同許可件数」

政11-1-1に係る参考情報

参考指標 1：小売販売業許可申請件数及び同許可件数

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
申請件数	5,933	5,153	4,471	3,857	3,786
許可件数	2,873	2,717	2,347	2,254	2,350

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

施策	政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保

定量的な測定指標						
[主要] 政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率 (単位：%)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績値	100.0	100.0	100.0	96.2	100.0
(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。						
(目標値の設定の根拠)						
塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和 6 年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、100.0%となりました。そのため、達成度は、「○」としました。 なお、令和 5 年度において、塩製造業者等の登録を標準処理期間内に処理できなかった事例が 2 件生じたことから、再発防止策として各税関の文書取扱規則の見直しを行い、事故があった場合の 절차를明確化したとともに、事務に携わる職員に周知を行いました。 引き続き、標準処理期間内の処理の徹底に努めます。

定量的な測定指標							
[主要] 政11-1-2-A-2：塩需給 見通し及び塩需給実績 の定期的な公表状況		年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	塩需給見通し (年1回)	目標値	○	○	○	○	○
		実測値	○	○	○	○	○
	塩需給実績 (年1回)	目標値	○	○	○	○	○
		実測値	○	○	○	○	○
(注)「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。 (出所)理財局総務課たばこ塩事業室調 (目標値の設定の根拠) 塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。							

目標の達成度	○
目標の達成度の 判定理由	令和6年度は、「令和5年度塩需給実績（令和6年6月28日公表）」及び「令和7年度塩需給見通し（令和7年3月31日公表）」を所定の時期に公表しました。いずれも適切な時期に公表していることから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標	
[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理	(目標の内容)
	塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務（支）局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録申請・届出に対する処理を行います。
	(目標の設定の根拠) 上記の取組を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保する必要があるためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	塩事業センターの令和7年度事業計画及び収支予算については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から、塩に関する調査研究等に係る事業（調査研究、情報等の提供等）及び生活用塩供給等に係る事業（円滑かつ安定的な供給、塩の備蓄）の内容や事業実施のための費用の状況等について審査を行い、認可しました。 塩事業法に基づく塩事業者からの登録・届出に関しては、各財務（支）局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録等の処理を行いました。また、令和6年能登半島地震によって被災された塩事業者の事務負担の軽減を図るため、塩事業に係る届出等の取扱いについて弾力的な運用を行いました。このほか、食用塩の需要量分について、国内産塩の供給を確保する必要があるため、国内産塩の競争力を高

	め、食用塩の安定的かつ円滑な供給を持続させていくため、イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭について、石油石炭税の軽減措置が設けられています。この適用について、前年度に引き続き各事業者から申請を受け、用途証明書の交付を行う等の対応を行いました。 このように、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。そのため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	
	s 目標達成
評定の理由	塩製造業者等の登録について、測定指標の目標値を達成し、令和 5 年度塩需給実績及び令和 7 年度塩需給見通しについては、適切な時期に公表しました。また、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。 このように、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「塩製造業者等登録件数」

政11－1－2に係る参考情報

参考指標 1：塩製造業者等登録件数

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
登録件数	49	46	58	53	47

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

評価結果の反映	(たばこ事業の適切な運営の確保) 引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20 歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めます。 (塩事業の適切な運営の確保) 引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ウェブサイト）

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	令和 5 年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 (たばこ事業の適切な運営の確保) 引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20 歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めました。 (塩事業の適切な運営の確保) 引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めました。

政策目標に係る予算額等	令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
上記の政策目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	理財局総務課たばこ塩事業室	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月

Ⅲ 財務省政策評価懇談会における意見 (全体に通じるもの)

【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

- 財務省の政策評価について、異論はない。
- 財務省の使命にある「納税者としての国民の視点に立ち」というところに立ち返ると、まだ努力の余地がある。国債発行や税の控除等の対応などで、政治や国民に対して、コミュニケーション能力或いはチャネルをもっと増やしていくことが重要。特に、無駄を無くすことは、あらゆる人にアピールできる材料ではないかと思う。サイレントマジョリティに対して丁寧なアプローチを行うなど、ターゲットをある程度絞り、その人たちの声が表に出ていくような努力や工夫をしていくことが必要ではないか。
- 財務省という、様々な資金であるとか関税であるとか、いろんな政策手段の束を持っている省庁においては、ポリシーの見直しというところも不断に取り組んでいただきたい。
- 6年度の評価について、5年度から低くなったものは厳正に評価した上で、次の改善につなげよう、逆に高くなったものは、その改善効果が現れて、今回リカバリーできたというふうなことだと理解をし、この評価制度が一定程度、有効に機能していると前向きに受けとめた。
- E B P Mについては、その効果や更なる分析の必要性などの議論が深められることが非常に重要。また、税制以外の他の分野でもE B P Mを広げていくことが重要。

○ 規制の政策評価

規制の政策評価

1. 財務省における規制の政策評価の実施方針について

規制の新設・改廃を目的とする政策を決定しようとする際は、規制の質の向上や、国民への説明責任を果たすことに資することを目的として、政策評価を行うこととされています。

規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき、事前評価を行っています。

また、事前評価を行った規制については、事後評価を行うものとし、その実施時期については、法令に見直し条項（一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては当該条項に定められた時期、それ以外のものについては事前評価書の作成又は当該規制の開始から最長で5年後としております。

2. 令和6年度に実施した規制の政策評価について

令和6年度に実施した規制の政策評価の概要は、以下のとおりです。

事前評価

規制の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
対内直接投資等に係る事前届出の特例の見直し	令和7年2月	別添1のとおり	評価結果及びパブリックコメントの結果を踏まえて、「対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令」が公布・施行された（令和7年4月4日公布、同年5月19日施行）。

事後評価

規制の名称	評価実施時期	評価結果	政策評価の結果の政策への反映状況
通関業の欠格事由（通関業法部分）	令和7年3月	別添2のとおり	評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し（たばこ事業法部分）	令和7年3月	別添3のとおり	評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。

成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し（塩事業法部分）	令和7年3月	別添4のとおり	評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等（日本政策金融公庫法部分）	令和7年3月	別添5のとおり	評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し	令和7年3月	別添6のとおり	評価結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。

規制の事前評価書

法令案の名称：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令案

規制の名称：対内直接投資等に係る事前届出の特例の見直し

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：財務省国際局調査課

評価実施時期：令和 7 年 2 月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 事業の国際化の加速等に伴い、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、外国投資家（国内事業者で外国投資家に相当するもの（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）を含む。）のうち、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家や、当該投資家に準ずる外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している。こうした中、安全保障の裾野が経済領域に拡大するのに伴い、国の安全等に係る産業の生産基盤及び技術基盤や技術・情報、国の安全等のために必要なサービス等の安定供給の重要性が拡大しており、それらの流出・毀損防止措置を講じることが、我が国の安全保障上、極めて重要な課題となっている。
- ・ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」という。）では、国の安全等の観点から指定されている業種（指定業種）に対して外国投資家が行う対内直接投資等、一定の種類の取引や行為について事前届出を求め、審査することとしているところ、対外取引自由の原則の観点から、一定の場合には事前届出の免除が認められている（事前届出免除制度）。
- ・ 現行制度上、我が国の安全保障上のリスクに鑑み外国政府等による事前届出免除制度の利用を認めていない。一方で、外国政府等と同様のリスクを有すると考えられる一部の外国投資家に対しては事前届出免除制度の利用に特段の制限を設けていない。これにより、安全保障上のリスクを有する可能性がある投資等について事前審査に付されることなく投資実行され得るため、投資先会社の技術情報の窃取や重要事業の喪失が生じ、我が国の安全等に影響を及ぼすおそれがある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ① 現行制度上、過去 5 年以内の外為法違反者や外国政府等自身等一部の投資家類型に属する外国投資家は事前届出免除制度を利用できないこととされているところ、当該類型に、外国政府等との合意や外国の法令等に基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う外国投資家を追加する。

また、当該外国投資家（及びこれに義務を課す外国政府等）が議決権、株式又は出資金の 50%以上を占め

る組織や、黄金株を保有する組織、役員の 1/3 以上を占める組織、議決権行使の指図権限を保有している組織についても同様の措置を講ずる。

(以下①において新たに事前届出免除制度が利用できないこととなる外国投資家等を「特定外国投資家」という。)

- ② 特定外国投資家に準ずる投資家による、外為法第 27 条に定める国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種（コア業種）に属する事業を行う者のうちその事業の安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う者に対する対内直接投資等について、事前届出免除制度を利用できないこととする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 本改正の目的は安全保障上のリスクを伴う投資等について事前審査を行い、当該投資等が国の安全等に影響を及ぼす場合には一定の措置を講じるものであるところ、事前届出免除制度の利用を制限しない限りこれを達成できないため。

<その他非規制手段の検討状況>

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 同上。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 外国政府等との合意や外国の法令等に基づき外国政府等による情報収集活動に協力する義務を負う外国投資家等の事前届出免除制度の利用を制限することにより、安全保障上のリスクを有する投資を事前に捕捉し、一定の措置を講じることができる。事前届出免除制度の利用を制限しない場合には、事前審査に付されることなく投資実行され得るため、投資先会社の技術情報の窃取や重要事業の喪失が生じ、我が国の安全等に影響を及ぼすおそれがある。

なお、本改正により規制の対象となる外国投資家による投資の件数等について現時点で把握できかねるため、効果の定量化は困難であるが、事後評価時までには事前届出の件数等を確認することで、可能な限り定量化に努める。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであり、一定の要件を満たす場合には事前届出免除制度

を利用することができる。本改正案によって、外国投資家のうち現行制度において事前届出免除制度を利用している外国投資家についてのみ、事前届出に伴う遵守費用が生じる。

- ・ 他方、当該遵守費用については、事案の件数及び個々の事案の内容によって大きく異なるほか、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となり遵守費用が軽減され得るところ、これについても事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることから、定量化や金銭価値化は困難であるが、事後評価時までには事前届出の件数等を確認することで、可能な限り定量化に努める。
- ・ なお、事前届出を行った場合には一部事後報告が不要となることを踏まえると、遵守費用が過大に増加するものではないと考えられる。

＜行政費用＞

- ・ 対内直接投資等に係る事前届出免除制度の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に対して、財務省及び事業所管省庁等が負担する審査費用がある。
- ・ 他方、当該審査費用については、事案の件数及び個々の事案の内容によって大きく異なるほか、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となり審査費用が軽減され得るところ、これについても事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることから、定量化や金銭価値化は困難であるが、事後評価時までには事前届出の件数等を確認することで、可能な限り定量化に努める。
- ・ なお、事前届出を行った場合には一部事後報告が不要となることを踏まえると、行政費用が過大に増加するものではないと考えられる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 改正の趣旨・方向性について異存はない。
- ・ 透明性の確保と、制度周知を徹底してほしい。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会（直近は令和7年1月23日（木）に開催）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会の資料及び議事録について財務省 HP に掲載。

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/index.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 事前評価書の作成から５年後に事後評価を実施することから、令和 11 年度末までに事後評価を実施予定。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（通関業法部分）

規制の名称：通関業の欠格事由

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：関税局業務課

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・通関業者及び通関士については、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）において、成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることが欠格事由として規定されていたところ、その者がその資格に必要な能力等を有するかではなく、成年被後見人等であることをもって業への参加が認められないことは、成年被後見人等の人権が十分に尊重されないこととなる。
- ・このため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする同法の規定を廃止するとともに、通関業者及び通関士の利用者の保護の観点から、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する規定（以下「個別審査規定」という。）を新設したもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の 人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	・本規制緩和前後での成年後見制度（成年被後見人及び被保佐人）の利用者数は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。 205,467人（平成30年12月末日時点）（注1） 230,848人（令和5年12月末日時点）（注2） ・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、成年被後見人等が通関業者の許可及び通関士の確認において一律的に排除されていた状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。

（注1）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月—」より

（注2）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①許可申請等の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。 一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、個別審査規定を新設するため、本規制緩和に伴う新たなモニタリングの必要性は発生しないものと考えられる。 また、本規制緩和施行前では成年被後見人等として登記されていないことの証明書を確認しているが、施行後は心身に故障がない旨の宣誓書の確認に変更する方針である。当該宣誓書は、通関業の許可の際に通関業法第6条各号に掲げる欠格事由（一部）に該当しないことを確認するために施行前に用いられているものであるが、施行後は心身に故障がないことを宣誓項目として追加する方針であるため、当該宣誓書の利用による追加的な行政費用が生じることは想定されない。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、許可申請等の処理に要する新たな行政費用は発生

		しなかった。
■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）		
		算出方法と数値
①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	今般の規制の改正は、成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。 一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続きの適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、個別審査規定を新設するため、本規制緩和により顕在化する負担は発生しないものと考えられる。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、規制緩和により顕在化する負担は発生しなかった。
（参考）欠格事由（個別審査規定）に関する偽り、その他不正の手段を理由とした通関業の許可取消し及び通関士資格喪失の件数 - 通関業の許可取消：0件（令和元年9月14日～令和6年12月末日時点） - 通関士資格喪失：0件（令和元年9月14日～令和6年12月末日時点）		

3 考察

・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。 ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。 ・業界団体にヒアリングを行ったところ、本規制緩和についての意見は出ていないとのことであった。 ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（通関業法部分）

規制の名称：通関業の欠格事由

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：関税局業務課

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

通関業者及び通関士については、通関業法において、成年被後見人又は被保佐人（以下、成年被後見人等）であることを欠格事由と規定しており、その者がその資格に必要な能力等を有するかではなく、成年被後見人等であることをもって業への参加が認められないことは、成年被後見人等の人権が十分に尊重されないこととなる。今回の規制の改正を行わない場合に成年被後見人等の人権が十分に尊重されないといった課題は今後も引き続き継続することから、現状の成年被後見人等の人権が十分に尊重されていないことをベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

成年被後見人等の人権が十分に尊重されていない現状を解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であり、当該規定を廃止する。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

申請者側としては、現行法下では成年被後見人等として登記されていないことの証明を法務局から取得する費用が必要となっている。一方、改正後はこれに代わる書面として心身に故障がない旨の宣誓書の提出に変更する方針であり、これに対応するための追加的費用は生じないものとする。

近年の通関業の新規許可件数は年間 30 件程度、通関業者の役員数は平均 7 名程度、通関士の新規確認件数は 1,000 人程度、登記されていないことの証明を法務局から取得する手数料が 300 円であることから、全体で $(30 \text{ 件} \times 7 \text{ 人} + 1,000 \text{ 人}) \times 300 \text{ 円} = 363,000 \text{ 円/年}$ の遵守費用が削減されるものと推計される。

行政側としては、現行法下では成年被後見人等として登記されていないことの証明書を確
認しているが、改正後は心身に故障がない旨の宣誓書の確認に変更する方針である。当該宣
誓書は、通関業の許可の際に通関業法第 6 条各号に掲げる欠格事由（一部）に該当しないこ
とを確認するために現行用いられているものであるが、改正後は心身に故障がないことを宣
誓項目として追加する方針である。従って、当該宣誓書の利用による追加的な行政費用が生

じることは想定されない。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

今般の規制の改正は、成年被後見人等の権利が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

以上のことから、当該規制の改正に伴う新たなモニタリングの必要性は発生しないものと考えられる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

今般の規制の改正は、成年被後見人等の権利が十分に尊重されていないことを解消するため、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定を廃止するものである。

一方で、通関業者及び通関士には利用者の保護の観点から通関に関する手続の適正な実施が求められており、その業務等に必要な能力を有しているかを確認する必要があることから、そのための規定を新設する。

以上のことから、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しないものと考えられる。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人であることを理由

に不当に差別されないよう、成年被後見人等の 権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後 5 年

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

個別審査規定が当初の想定通りに機能しているかを評価するため、当該欠格事由に関する偽り、その他不正の手段を理由とした通関業の許可取消し及び通関士資格喪失の合計件数を確認する。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（たばこ事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）において、製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録及び小売販売業の許可について、登録・許可を受けようとする者や登録・許可を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）である場合、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）が置かれていたところ、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況となっていた。
- ・これを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除したもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の 人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	・本規制緩和前後での成年後見制度の利用者数（成年被後見人、被保佐人及び被補助人）は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。 215,531 人（平成 30 年 12 月末日時点）（注 1） 246,711 人（令和 5 年 12 月末日時点）（注 2） ・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録申請及び小売販売業の許可申請において成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。

（注 1）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—平成 30 年 1 月～12 月—」より

（注 2）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和 5 年 1 月～12 月—」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 登録申請及び許可申請等の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、登録申請及び許可申請等の処理に要する新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、本規制緩和に

		より顕在化する負担は想定されない。
	事後評価時	本規制の緩和にあたっては、成年後見制度の利用の促進のため、製造たばこの小売販売業の許可等にかかる法定代理人の欠格条項を削除することとしたが、事前評価時には、法定代理人の適格性に関しては、成年後見制度の枠組みを通じて確保されることや、法定代理人を通じてたばこ事業法上の許可等を得て営業を行う者そのものが皆無に近いと考えられたこと等の状況を総合的に勘案し、本規制緩和により顕在化する負担は想定されないとされた。現在においてもこれらの観点は妥当すると考えられるため、現在も事前評価時と同様、規制緩和により顕在化する負担は想定されないと評価できる。

(参考) 製造たばこの特定販売業の登録件数：平成 30 年度 19 件、令和 5 年度 28 件
製造たばこの卸売販売業の登録件数：平成 30 年度 20 件、令和 5 年度 15 件
製造たばこの小売販売業の許可件数：平成 30 年度 4,212 件、令和 5 年度 2,254 件

3 考察

・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。 ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。 ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（たばこ事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

たばこ事業法において、製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録及び小売販売業の許可について、登録・許可を受けようとする者や登録・許可を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を置いており、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶこととなる。今回の改正を行わない場合、こうした課題が今後も引き続き継続することから、法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶという現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶことを解消するには、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）の改正が必要であることから、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後 5 年

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

製造たばこの特定販売業・卸売販売業の登録及び小売販売業の許可件数、たばこ事業法に基づく処罰の発生状況等。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（塩事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・塩事業法（平成 8 年法律第 39 号）において、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録について、登録を受けようとする者や登録を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）が置かれていたところ、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況となっていた。
- ・これを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除したもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の 人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	・本規制緩和前後での成年後見制度の利用者数（成年被後見人、被保佐人及び被補助人）は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。 215,531人（平成30年12月末日時点）（注1） 246,711人（令和5年12月末日時点）（注2） ・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録申請において成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。

（注1）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月—」より

（注2）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①登録申請等の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、登録申請等の処理に要する新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、本規制緩和に

		より顕在化する負担は発生しないものと考えられる。
	事後評価時	本規制の緩和にあたっては、成年後見制度の利用の促進のため、塩製造業の登録等にかかる法定代理人の欠格条項を削除することとしたが、事前評価時には、法定代理人の適格性に関しては、成年後見制度の枠組みを通じて確保されることや、法定代理人を通じて塩事業法上の登録を得て営業を行う者そのものが皆無に近いと考えられたこと等の状況を総合的に勘案し、本規制緩和により顕在化する負担は想定されないとされた。現在においてもこれらの観点は妥当と考えられるため、現在も事前評価時と同様、規制緩和により顕在化する負担は想定されないと評価できる。

(参考) 塩製造業の登録件数 : 平成 30 年度 2 件、令和 5 年度 0 件
塩特定販売業の登録件数 : 平成 30 年度 23 件、令和 5 年度 50 件
塩卸売業の登録件数 : 平成 30 年度 4 件、令和 5 年度 3 件

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（塩事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

塩事業法において、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録について、登録を受けようとする者や登録を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を置いており、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶこととなる。今回の改正を行わない場合、こうした課題が今後も引き続き継続することから、法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶという現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶことを解消するには、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）の改正が必要であることから、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後 5 年

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業の登録件数、塩事業法に基づく処罰の発生状況等。

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（日本政策金融公庫法部分）

規制の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：大臣官房政策金融課

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・危機対応業務に係る指定金融機関について、日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）において、指定を受けようとする金融機関の役員が成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）に該当することをもって欠格事由として規定されていたことにより、成年被後見人等の人権が不当に差別されていた。
- ・このため、成年被後見人等に該当することをもって欠格事由とする同法の規定を廃止するとともに、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には事理弁識能力が求められることから、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者について個別審査規定を新設したもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の 人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	・本規制緩和前後での成年後見制度（成年被後見人及び被保佐人）の利用者数は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。 205,467 人（平成 30 年 12 月末日時点）（注 1） 230,848 人（令和 5 年 12 月末日時点）（注 2） ・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、成年被後見人等が役員を務める金融機関が危機対応業務に係る指定金融機関の指定から一律的に排除されていた状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。

（注 1）「成年後見関係事件の概況—平成 30 年 1 月～12 月—」より

（注 2）「成年後見関係事件の概況—令和 5 年 1 月～12 月—」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①指定金融機関の指定に係る申請の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。 一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。 以上のことから、当該規制緩和に伴うモニタリングの必要性は生じない。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、指定金融機関の指定に係る申請の処理に要する新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

	算出方法と数値

①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。 一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、引き続き指定を受けようとする機関等より関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。 以上のことから、本規制緩和により顕在化する負担は発生しないものと考えられる。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、規制緩和により顕在化する負担は発生しなかった。

(参考)
指定金融機関の新規指定件数（令和２年度から令和５年度まで）：０件

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（日本政策金融公庫法部分）

規制の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置等の適正化等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：大臣官房政策金融課

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの - 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 - 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

危機対応業務に係る指定金融機関について、日本政策金融公庫法において、指定を受けようとする機関の役員が成年被後見人又は被保佐人（以下、成年被後見人等）に該当することをもって、欠格事由と規定されており、成年被後見人等の人権が不当に差別されている。今回の規制緩和を行わない場合に成年被後見人等の人権が不当に差別されるといった課題は今後も引き続き継続することから、現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であり、当該規定を廃止する。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については規制緩和前後で大幅な変更は予定していない。

以上のことから、当該規制緩和に伴う追加の遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、指定を受けようとする機関等より、引き続き関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。

以上のことから、当該規制緩和に伴うモニタリングの必要性は生じない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

今般の規制緩和は、成年被後見人等の人権が不当に差別されることを解消するには、成年被後見人等であることをもって欠格事由とする規定の改正が必要であることから、当該規定を廃止するものである。

一方で、危機対応業務に係る指定金融機関の役員には、事理弁識能力が求められることから、引き続き指定を受けようとする機関等より関係書類の提出を求めることとするが、当該書類については大幅な変更は予定していない。

以上のことから、当該規制緩和に伴う副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりとりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、

各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（仮称）の施行後５年以内を目途に事後評価を行う。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

今後の府省令改正の検討によることが大きく、現時点で指標を設定することは困難である。なお、規制緩和前後で、法改正部分に係る機関からの提出書類について大幅な変更は予定していない。

規制の事後評価書

法令の名称：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令

規制の名称：対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部署：財務省国際局調査課

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ① 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」という。）において、事前の届出義務を課している対内直接投資等に該当する行為の範囲等について、株式取得に準じる行為として、10%の議決権の取得を対内直接投資等の定義に含めることとした。

また、保有株式が 10%未満であっても、議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意により、実質的に 10%以上の議決権を取得し、10%以上の株式保有と同等の影響力を会社に及ぼしうる行為についても、対内直接投資等の定義に含めることとした。

- ② 技術導入契約等を行った場合には、当該導入する技術が、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の対価が 1 億円相当額以下のもの等については、主務省令で定める手続きにより事後報告が求められる。その際の報告期間を当該技術導入契約の締結等をした日から起算して 15 日以内と定めていたところ、当該期間を 45 日に緩和することとした。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展	事前評価時	—
	事後評価時	本規制拡充は、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で議決権を取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼし得る事例を捕捉することにより、技術流出防止等を図るものであり、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果があったと考えられる。 なお、規制拡充の前後で年間事前届出数を比較すると以下のとおり増加しており、事前届出数は様々な要因による影響を受けるものであることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等^(注1)を行っていることから、本規制拡充による直接の増加分を定量的に算出することは困難であるが、本規制拡充は技術流出防止等を図るために事前届出の範囲を拡大するものであるため、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果があったと考えられる。 (参考) 規制拡充前（2018年度）の取得時事前届出数：500件 規制拡充後の事前届出総数：11,301件^(注2) 年間事前届出平均数：11,301件÷5年＝2,260件 規制拡充前から規制拡充後の年間事前届出増加数：2,260件－500件＝1,760件
② 技術導入契約の締結等に係る事後報告を行う者の負担軽減	事前評価時	—
	事後評価時	技術導入契約の締結等に係る事後報告を行う者の負担がどの程度軽減されたかは、個々の事案の内容によって異なることから、定量的に測ることは困難であるが、技術導入契約にかかる事後報告件数は1,391件^(注3)であり、これらの報告を行ったすべての者について、一定の負担軽減の効果があったと考えられる。

(注1) 2019年にサイバーセキュリティ関連の指定業種追加及び事前届出対象の見直し等に係る法改正、2020年に感染症医薬品等関連の指定業種追加、2021年に重要鉱物資源関連の指定業種追加、2023年・2024年に経済安全保障推進法上の特定重要物資等関連の指定業種追加を行っており、①の数値については、これらの法令改正による効果も含む。

(注2) 「事前届出総数」は、規制拡充5年後時点の届出数の総数（翌年導入された取得時事前届出免除制度を利用した際の報告書数も含む）

(注3) 「技術導入契約にかかる事後報告件数」は、規制緩和して5年後時点の報告数の総数

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
① 新たに届出が必要となる事案に関する事前届出に係る事業者の遵守費用	事前評価時	—
	事後評価時	遵守費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた遵守費用のみを取り出して定量化や金銭価値化することは困難である。

		その上で、事前届出 1 件につき、1 人で作業した場合に 1 時間を要するとの仮定を置いて見積った場合、年間の遵守費用の増加額は以下のとおりと推計される。 規制拡充前から規制拡充後の年間事前届出増加数 1,760 件 × 1 件当たりの処理時間 1 時間 × 時給単価 3,100 円 = 5,456,000 円 併せて、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となっている他、手続きのオンライン化等も進めており、一定の遵守費用は軽減されていることに留意が必要である。

(注) 時給単価は、令和 5 年分民間給与実態統計調査（国税庁）等を参考に仮定。

■行政費用

		算出方法と数値
① 新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用	事前評価時	—
	事後評価時	新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用は、事案の件数及び個々の事案の内容によって異なることに加え、事前評価実施後の法令改正により、事前届出対象の見直しや累次に渡る指定業種の追加等を行っていることから、本規制拡充により新たに生じた審査費用のみを取り出して定量化や金銭価値化をすることは困難である。 その上で、事前届出 1 件につき、1 人で作業した場合に 1 時間を要するとの仮定を置いて見積った場合、年間の行政費用の増加額は以下のとおりと推計される。 規制拡充前から規制拡充後の年間事前届出増加数 1,760 件 × 1 件当たりの処理時間 1 時間 × 時給単価 3,100 円 = 5,456,000 円 なお、事前届出免除制度を利用する際に義務付けられる事後報告について、事前届出を行った場合には一部不要となり、一定の審査費用は軽減され得ることに留意が必要である。
② 技術導入契約に係る事後報告期限の延長に伴う行政費用	事前評価時	今回の政令案における規制緩和は、技術導入契約に係る事後報告期限を延長するもの。緩和を行った後も、報告義務そのものに変更はないことから、追加的な行政費用は発生しない。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、追加的な行政費用は発生しなかった。

(注) 時給単価は、令和 6 年国家公務員給与等実態調査等を参考に仮定。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	特になし

■その他の負担

- ・特になし

3 考察

・本改正で新たに発生した遵守費用や行政費用は限定的であると考えられる一方で、①の規制の拡充に伴い、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で議決権を取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼし得る事例を捕捉することにより、技術流出防止等を図るものであり、我が国の経済安全保障を強化する観点から重要な効果が認められることに加え、②の規制の緩和に伴い、技術導入契約の締結等に係る事後報告を行う者の負担軽減効果が認められることから、規制の拡充・緩和ともにそのまま継続することが適切であると考えられる。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（案）

規制の名称：対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：財務省 国際局 調査課

評価実施時期：令和元年 7 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本政令案は、①我が国に対する投資活動の増大及びその形態の多様化に鑑み、対内直接投資等への適切な対応を図るため、対内直接投資等に該当する行為の範囲等について所要の見直しを行うとともに、②技術導入契約に係る事後報告期限の緩和を行うもの。

1. 対内直接投資等に含まれる行為の拡大

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」）は、外国投資家による対内直接投資等において、総発行済み株式数の10%以上の株式を取得しようとする場合、事前の届出義務を課しており、審査の結果必要と認められる場合には当該投資の変更・中止の勧告・命令を行うことができる。

しかし、累次の商法（明治32年法律第48号）及び会社法（平成17年法律第86号）におけるいわゆる種類株式に関する制度見直しにより、近年では、例えば、優先株式の発行等により、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、議決権ベースでは総議決権の10%以上を占める可能性も生じている。また、取得株式数が発行済株式総数の10%に満たない株主が、他の株主から議決権行使の委任状を集める行為、他の株主と共同で議決権を行使する行為等により実質的に全体の10%以上の議決権を取得した上で、会社の経営に影響を及ぼす事例が発生する可能性も生じている。

外為法は、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としているが、上記の状況に対応しない場合、法の潜脱行為が可能となり、実効性が低下する。

2. 技術導入契約に係る事後報告期限の緩和

現行法上、居住者が非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む）との間で、技術導入契約等の締結等を行った場合には、当該導入する技術が、対内直接投資等に関する命令で定める指定

技術であってその契約の対価が1億円相当額超のもの等については、財務大臣及び事業所管大臣へ事前届出を求めている。他方、指定技術の導入に係るもので、契約の確定対価が1億円相当額以下のもの等については、当該技術導入契約の締結等をした日から起算して15日以内に主務省令で定める手続により事後報告を求めている。

当該事後報告義務に関して、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるため、報告期限を延長するよう要望がなされている（「規制改革ホットライン（平成30年度）」参照）。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及びその原因〕

外為法では、会社の経営に影響を及ぼすと想定される規模の株式取得に対応する観点から、上場会社等については発行済株式総数に占める10%以上の株式の取得を外国投資家が行うことを対内直接投資等として事前の届出や事後報告の対象としている。しかし、株式ベースの所有割合と議決権ベースの保有割合の乖離の結果、株式ベース以上の経営への影響度を持つ外国投資家が存在しうる。また、取得株式数を発行済み株式総数の10%未満にとどめて外為法の適用を逃れた上で、他の投資家からの議決権代理行使の委任状の取得や他者との議決権の共同行使の合意等を通じて議決権を実質的に10%以上取得し、10%以上の株式を取得した投資家と同等の影響力を経営に及ぼす事例が発生する可能性が生じている。

技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、取引相手方（外国企業）の事務手続の遅れにより報告期限に間に合わない場合があるとして、報告期限を延長するよう要望がなされている。

〔課題解決手段の検討〕

対内直接投資等に含まれる行為の拡大については、経営の支配性の観点に着目して外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、株式取得に準じる行為として、10%以上の議決権の取得を対内直接投資等の定義に含めることとする。また、10%未満の株式しか所有していないに関わらず、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼしうる議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これを外国投資家が行う場合についても同様に対内直接投資等の定義に含めることとする。

技術導入契約に係る事後報告期限の緩和については、現在、契約締結日から起算して15日以内に報告を求めているが、当該期間を45日に緩和する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しにより、当局において発生する行政費用としては、新たに届出が必要となる事案に関する事業官庁等の審査費用がある。対内直接投資等に含まれる行為の範囲の見直しによって対象が広がる事前届出義務は外国投資家に対して課されるものであるため、当該見直しによる国民への新たな負担（遵守費用）は発生しないが、一部の国内事業者（非居住者又は外国法令に基づいて設立された法人等が議決権の過半数以上を占める会社、非居住者が役員等の過半数を占める法人等）は、事前届出を行う遵守費用が発生しうる。

行政費用及び遵守費用は、事案の有無や件数、個々の事案の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今回の政令案における規制緩和は、技術導入契約に係る事後報告期限を延長するもの。緩和を行った後も、報告義務そのものに変更はないことから、追加的な行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

我が国が対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今回の政令案により期待される効果である、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展については、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和の内容は、対内直接投資等に関する命令で定める指定技術であってその契約の確定価が1億円相当額以下の技術導入契約に係る事後報告期限の延長であり、該当する技術導入契約を行う者にとっては負担の軽減がもたらされる。ただし、こうした期限の延長に伴う負担の軽減を金銭価値化することは困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

新たに事前届出義務の対象となる外国投資家による対内直接投資等について、事前届出・審査の結果として変更・中止の勧告・命令が出された場合には、事業者は当該対内直接投資を当初の予定通りには受けられないこととなるが、これは国の安全、公の秩序、又は公衆の安全等の観点から求められるものである。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

新たに事前届出義務の対象となる対内直接投資等の審査については、一定の行政費用及び遵守費用が発生しうる（ただし、実際の費用負担は事案の有無や内容によって異なる）が、対内直接投資等を適切に把握し、審査することにより、外為法の目的である対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持、我が国経済の健全な発展に寄与することの効果（便益）は極めて大きいと考えられる。従って、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今般の措置は、我が国が対内直接投資等を適切に把握・審査することにより、外為法の目的を達成するために、経営の支配性の観点に着目して、外国投資家が株式又は持分を取得する行為を事前届出等の対象としてきた法の趣旨に鑑み、その実効性を確保する観点から、単に発行済み株式総数に占める取得株式数だけではなく、議決権の取得や、所有株式数以上の影響力を会社に及ぼす議決権行使の代理や共同での議決権行使の合意という行為に着目し、これについて事前届出等の対象とするものである。

（代替案①：外国投資家が株主総会決議に参加する行為を対象とする）

代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、特定の外国投資家が株主総会に出席し、株主総会決議に参加する行為を事前届出等の対象とすることが考えられる。

[費用・効果]

株主総会への出席は株主の権利であるところ、株主は株主総会に出席するかどうかを直前まで決定しない（又は直前に判断を変える）可能性もあり、それに係る事前届出義務を課すことは株主総会出席への制約ともなりかねない。また、株主総会への出席を事前届出等の対象にしたとしても、当該投資家が議決権を委任した場合には、目的を達成することができない。

（代替案②：外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを対象とする）

代替案としては、対内直接投資等に該当する行為の範囲等の見直しにおいて、外国投資家が議決権を伴う株式を取得することを事前届出等の対象とすることが考えられる。

[費用・効果]

議決権は株主にとって重要な権利であり、そもそもこの取得をすべからず事前届出等の対象とすることとなれば、外国投資家による健全な対内直接投資をも阻害するおそれがある。また、外国投資家を誘引するために議決権のない株式である優先株等を大量に発行することとなれば、配当負担の増加等により、事業者の財務負担が増大するおそれがある。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、法律が期待する効果が得られる本案を採用することが適当と判断。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本政令案の施行後 5 年を経過した時点において、本政令の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本政令案の施行を受けた事前届出の提出状況等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。

○ 参考資料

令和6年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【測定指標政 2-1-2-A-2: 財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）】	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	令和6年4月～ 令和7年3月	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○5段階評価 （分かりやすかった、まあまあ分かりやすかった、どちらともいえない、やや分かりにくかった、分かりにくかった） ○主な質問項目 ・情報の見つけやすさ ・内容の分かりやすさ 等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政3-1-3に係る参考指標：個人向け国債の認知状況の推移】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者（20歳以上） ・金融商品の購入未経験者（20歳以上）	令和6年8月	電子メールで通知しインターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 （知っている、名前だけは知っている、知らない 等） ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談及び通関手続等に関するアンケート 【測定指標政 5-3-3-A-2: 輸出入通関における利用者満足度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ○回収数 749 ・通関業者 453 ・輸出入者 296	令和7年2月～ 令和7年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・輸出入通関手続の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政 5-3-3 に係る参考指標：旅具通関に対する利用者の評価】	○実施場所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客 ○回収数 308	令和7年2月～ 令和7年3月	各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット画面上で回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い） ○主な質問項目 ・検査官の対応、電子申告ゲートの利用のしやすさ、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-2: 講演会及び税関見学における満足度】	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ○回収数 14,758 ・税関見学者 3,806 ・講演会参加者 10,952	通年	見学会場、講演会場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット上で回収	○無記名 ○7段階評価 （大変良い、良い、やや良い、やや悪い、悪い、大変悪い、どちらともいえない） ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度

6	税関相談及び通関手続等に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-3: 輸出入通関制度の認知度】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・輸出入者、通関業者 ○回収数 749 ・通関業者 453 ・輸出入者 296	令和7年2月～ 令和7年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 (事前教示制度、AEO 制度等)
7	税関の広報活動に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-4: 密輸取締り活動に関する認知度】	○実施場所 ・全国の税関本関、支署、出張所 ・成田、関空、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・窓口来訪者 ・通関業者 ・輸出入者 ・一般旅客 ○回収数 1,158 ・窓口来訪者 99 ・通関業者 453 ・輸出入者 296 ・一般旅客 310	令和7年2月～ 令和7年3月	(通関業者等) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (窓口来訪者) URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収 (一般旅客) 各空港の旅具検査場でURL及びQRコードを記載した用紙を配布 インターネット画面上で回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各密輸取締り活動の認知度(麻薬探知犬・X線検査装置による検査等)
8	税関相談等に関するアンケート 【測定指標政5-3-5-A-5: 税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)】	○実施場所 ・インターネット ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ○回収数 848 ・通関業者 453 ・輸出入者 296 ・窓口来訪者 99	令和7年2月～ 令和7年3月	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサーについての満足度
9	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【測定指標政6-2-4-A-1: 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】	○実施場所 インターネット ○実施対象者 研修生・セミナー受講者 ○回収数 ・340	令和6年4月～ 令和7年3月の間 (各研修・セミナー一時)	URL又はQRコードをアンケート対象者に通知し、インターネット画面上で配布・回収	○5段階評価 (非常に有意義、有意義、普通、あまり有意義ではない、有意義ではない) ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

用 語 集

あ アジア債券市場育成イニシアティブ

(ABMI : Asian Bond Markets Initiative)

平成 15 年 8 月の ASEAN+3 (日中韓) 財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて域内の債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構 (JICA) が担当。

か 海外 IR

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目について、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資また

は出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第 83 条第 1 項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

外国為替平衡操作 (為替介入)

為替相場の急激な変動を抑え、その安定化を図ることを目的として、通貨当局が、外国為替市場において外国為替の売買を行うこと。

改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約)

各国の税関手続の簡易化・調和を通じた国際貿易の円滑化を目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。

昭和 48 年の WCO 総会 (於：京都) で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』(通称：京都規約) を改正する形で作成された。

平成 11 年 6 月の WCO 総会で採択され、平成 18 年 2 月に発効。

拡散金融

不正資金対策の文脈において、大量破壊兵器 (核・化学・生物兵器) 等の開発、保有、輸出等に関与する者に、資金または金融サービスの提供をする行為。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと (貨幣回収準備資金に関する法律第 1 条及び第 3 条)。

貨幣のクリーン化

日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割

合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流通を促進すること。

借換債

特別会計に関する法律に基づき、普通国債の償還額の一部を借り換える資金を調達するために発行される国債。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額。

官民ファンド

それぞれの設置法に基づき所管官庁の監督の下、政府・民間から拠出された資金を原資として、政策目的を実現するための投資活動を行うファンド。ここで言う政策目的とは、具体的には、政府の成長戦略の実現や地域活性化への貢献及び新たな産業・市場の創出など、政策的意義のある分野において民間資金の呼び水・補完としての役割を果たし、民間のリスクマネー供給を活発化させること。

き 気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される多国間基金。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者は弱い弱な途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費（政策的経費）を、税収等で賄えているかを示す指標のこと（内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年1月17日経済財政諮問会議提出）においては、

復旧・復興対策、GX対策及びAI・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベースでその動向について言及している。）。

基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

- ・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）
- ・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）
- ・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）
- ・森林経営用財産：国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産。

緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税。

金融再生法開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号・以下「金融再生法」という。）に基づく開示債権。金融再生法では、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返などを含む）を債務者の状況などに応じ、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」及び「正常債権」に分類し、

それぞれ開示することとされている。

く 国・地方の公債等残高

普通国債（国民経済計算における社会保障基金から発行されることが見込まれるこども・子育て支援特例公債を除く）、地方債及び交付税特会借入金の合計。（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年1月17日経済財政諮問会議提出）

け 減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。

こ 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

国内指定預金

指定預金の一つで、日本銀行により利子が付される預金。国内指定預金には、一般口（一般会計及び後述の特別会計等を除く特別会計等）、外国為替資金口（外国為替資金特別会計）、食糧管理口（食料安定供給特別会計）、財政融資資金口（財政投融资特別会計）の4口座が設けられている。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）をいう。

また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

なお、国公有財産とは、国有財産のほか、地方自治法第238条に規定されている公有財産を

含めた財産をいう。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国庫

国は、租税及び国債等により現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入（租税受入等）や支払（年金支払等）がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金（国庫余裕金）が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第128条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ 財政投融资

政府が財投債（国債）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、大規模・超長期プロジェクトなど、民間だけでは対応が困難な長期・固定・低利の資金などの供給を行うもの。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資

(地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資)、②産業投資(投資(主として出資)により長期リスクマネーを供給)、③政府保証(政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う)の3つの方法がある。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系(SNA)上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第7条第1項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

し 事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分(税番)、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われ

る場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報(ガイダンス)として口頭により回答する。(関税法第7条第3項)

事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング(絞込・選定)を行うこと。

資本性資金

金融機関が財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことであり、貸出条件において、長期間償還不要な状態や配当可能利益に応じた金利設定、法的破綻時の劣後性といった資本に準じた性質が確保されているもの。

社会保障・税一体改革(社会保障と税の一体改革)

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。

※当該制度は、WCOの「SAFE基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

(PNR: Passenger Name Record)

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

せ 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目（重さ）が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則3ヶ月だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月程度・6か月程度・1年のものもある。

政府保証枠

預金保険機構等が日本銀行及び民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金（政府預金）とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区分されている。

そ 相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

相続土地国庫帰属制度

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地について、一定の要件を満たした場合に、土地の所有権を国庫に帰属させることを可能とする制度。

その他収入

歳入総額から税収と公債金を除いたもの。日本銀行・独立行政法人等からの納付金や特別会計からの受入金、前年度剰余金受入等から構成される。

た たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備（ドル）から融通するASEAN+3の枠組み。

地球環境ファシリティ

（GEF:Global Environment Facility）

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている：生物多様性保全、化学物質対策、気候変動対策、国際水域汚染防止、砂漠化防止。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う一般競争入札。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作

権、著作権隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入してはならない貨物として規定されている。(関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11)

つ 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第 5 条）。

特定支援

株式会社地域経済活性化支援機構が、金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者（主債務者）の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について経営者保証ガイドラインに従った整理手続きを行うもの。

特定専門家派遣

株式会社地域経済活性化支援機構が、地域における事業再生・地域経済活性化事業活動の支援の担い手となる金融機関やファンドの運営会社等に対し、事業再生等の専門的なノウハウを持った人材の派遣を行うもの。

に 二国間通貨スワップ契約

(B S A : Bilateral Swap Arrangement)

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する契約。

二段階一般競争入札

定期借地権による土地の借受け又は買受けを希望する者から土地の利用等に関する企画提案を求めた上で、これを審査し、審査を通過した者を対象に行う一般競争入札。

日 E U ・ E P A

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定。

平成 25 年 3 月に交渉が開始され、平成 29 年 7 月に大枠合意、同年 12 月に交渉妥結、平成 30 年 7 月に署名に至り、平成 31 年 2 月に発効した。

日インドネシア E P A

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定。平成 17 年 6 月の日インドネシア首脳会談における決定を受け、同年 7 月に交渉開始、平成 18 年 11 月に大筋合意、平成 19 年 8 月に署名に至り、平成 20 年 7 月に発効した。

日英 E P A

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定。E U 離脱後の英国との、日 E U ・ E P A に代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和 2 年 6 月に交渉開始、9 月に大筋合意、10 月に署名に至り、令和 3 年 1 月に発効した。

日米貿易協定

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定。物品貿易に関する協定で、平成30年9月の日米首脳会談における日米共同声明を受けて、平成31年4月から両国間で交渉を行い、令和元年9月に最終合意、同年10月に署名に至り、令和2年1月に発効した。

日米デジタル貿易協定

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備したもの。日米貿易協定と同時に最終合意、署名に至り、発効した。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等のODAはその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（アンチダンピング関税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

フューチャー・デザイン

将来世代は現在の政策決定に意思を反映できないという問題意識に立ち、現世代が将来可能性（将来世代の利益のために行動しようとする潜在的意欲）を発揮できる社会の仕組みをデザインすること。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費（政策的経費）を、税収等で賄えているかを示す指標のこと（内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年1月17日経済財政諮問会議提出）においては、復旧・復興対策、GX対策及びAI・半導体支援の経費及び財源の金額を除いたベースでその動向について言及している。）。

プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

ほ 報復関税

WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税。

保税地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しないままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

本邦技術活用条件制度

（STEP：Special Terms for Economic Partnership）

我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、2002年7月より導入された円借款の制度。

み 緑の気候基金

（GCF：Green Climate Fund）

平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した、開発途上

国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 遊水地・雨水貯留浸透施設

・遊水地：洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために設けた区域であり、河川整備計画において計画高水流量を低減するものとして定められたもの（河川法第6条第1項第3号、河川法施行令第1条第2項）。

・雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの（特定都市河川浸水被害対策法第2条第6項）。

輸出事後調査

輸出貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

（UHC：Universal Health Coverage）

すべての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態のこと。

輸入事後調査

輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内

容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行するための入札。

リオープン

新たに発行する国債を既発債と同一銘柄の国債として追加発行すること。

留保財産

国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地。地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けで活用を図ることとしている。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A AEO（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。

ALM

資産・負債管理。Asset Liability Managementの略称。金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。

APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とし、域内の21の国と地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組み。貿易・投資の自由化と円滑化を通じた地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済・技術協力等の活動を実施。

ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nations の略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の3カ国。

ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス (AMRO)

2011年4月にシンガポールに設置された常設機関で、ASEAN+3地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時にはチェンマイ・イニシアティブの迅速な意思決定の支援等を行う。

2013年5月には、AMROの国際機関化に合意し、2014年10月には、その設立協定への署名が完了。2015年5月に設立協定が国会承認され、同年6月に受諾書をASEAN事務局へ寄託し、2016年2月にAMROは国際機関となった。

ASEM

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の協力関係の強化を目的として平成8年より開始された対話と協力の枠組み。アジア・欧州の相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下、政治、経済、社会・文化その他、の3つの柱を中心に活動を実施。

C CBDC

中央銀行デジタル通貨。Central Bank Digital Currencyの略称。民間銀行が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー。中央銀行の負債であり、決済の手段として用いられる。

CGIF

信用保証・投資ファシリティ。Credit Guarantee and Investment Facilityの略称。ASEAN+3域内の企業が発行する債券に保証を供与することで、現地通貨建て債券の発行を支援し、域内債券市場の育成に貢献することを目指してADBに設置された信託基金。

D DRFイニシアティブ

ASEAN+3金融協力の柱の一つである災害リスクファイナンス・イニシアティブの略称。域内の自然災害リスクに対する財務強靱性の向上を目的としたイニシアティブ。

E EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreement の略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F FATF

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

F I L P

財政投融资。Fiscal Investment and Loan Program の略称。

F T A

自由貿易協定。Free Trade Agreement の略

称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G G20

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、1999年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G7

7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Sevenの略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加の7カ国及び欧州連合（EU）が参加。

GCC

湾岸協力理事会。Gulf Cooperation Councilの略称。サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立。本部（事務局）はサウジアラビアの首都リヤドに所在。防衛・経済をはじめとするあらゆる分野における参加国間での調整、統合、連携を目的としている。

G C F F（Global Concessional Financing Facility）

2016年9月、主に中所得国に対して融資等を供与する国際復興開発銀行（IBRD）が、シリア危機発生以降の難民受入の財政負担に苦しむヨルダン、レバノン等の中所得国に対して、通常よりも譲許的な条件による資金提供を行うための仕組みとして創設。

I IMF

国際通貨基金。International Monetary Fundの略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印さ

れた国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

M MDBs

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グループ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N NACCS

輸出入・港湾関連情報処理システム。Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

P PB

基礎的財政収支。Primary Balanceの略。

PFI

Private Finance Initiativeの略称。民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法のこと。

（IDBの）PPPファシリティ

米州開発銀行（IDB）が、官民連携（PPP：Public Private Partnership）による質の高いインフラ案件の組成等の技術支援を実施するために設置したプログラム。

R RCEP協定

地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership）の略称。署名国は、ASEAN10カ国と、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの

計15カ国。平成24年11月に交渉開始、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月1日に発効した。

R I L O ・ A P

WCOのアジア・大洋州地域情報連絡事務所（Regional Intelligence Liaison Office Asia/Pacific）の略称。域内の効率的な水際取締りの実施に貢献することを目的として、域内の税関当局による密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進するための活動を実施。2024年1月に韓国から日本に移転し、現在日本がホストを務めている。

S S D G s

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goalsの略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDG s）の後継となるもの。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016年から2030年までの目標として、17のゴールと169のターゲットが定められている。MDG sで残された課題（教育、母子保健、衛生等）と、この15年間で顕在化した新たな課題（環境、格差拡大等）に対応するもので、先進国を含む全ての国に適用されるユニバーサルティが最大の特徴。

S E A D R I F

東南アジア災害リスク保険ファシリティ。Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facilityの略称。世界銀行の技術支援のもと、東南アジア諸国に対して、自然災害リスク保険プールを含む、気候変動・自然災害に対する保険ソリューションを供給することを目的としたASEAN+3の枠組み。

T T P P / C P T P P

T P P は、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略称。アジア

太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われたが、その後、平成29年1月に米国が離脱を表明した。

C P T P P は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の略称。T P P から米国が離脱を表明後、平成30年3月に米国を除く11か国で署名が行われ、同年12月30日に発効。令和5年7月までに、全ての原署名国11か国で発効している。また、令和5年7月にC P T P P への英国の加入に関する議定書が署名され、令和6年12月には本議定書が発効した。

W W C O

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会（Customs Cooperation Council）で、昭和27年に設立（日本は昭和39年に加入）。平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

W T O

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネーブにあり、WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	https://www.mof.go.jp/
予算・決算 (国のお金の使い道)	https://www.mof.go.jp/budget/
税制 (国の税金の仕組み)	https://www.mof.go.jp/tax_policy/
関税制度 (輸出入手続きと水際での取締り)	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/
国債 (国の発行する債券)	https://www.mof.go.jp/jgbs/
財政投融资 (国からの資金の貸付・投資)	https://www.mof.go.jp/filp/
国庫 (国のお金の動きとその調整)	https://www.mof.go.jp/exchequer/
通貨 (貨幣・紙幣)	https://www.mof.go.jp/currency/
国有財産 (国の保有する財産)	https://www.mof.go.jp/national_property/
たばこ・塩 (たばこ事業・塩事業)	https://www.mof.go.jp/tab_salt/
国際政策 (外国為替・国際通貨・経済協力)	https://www.mof.go.jp/international_policy/
政策金融・地震保険・金融危機管理等	https://www.mof.go.jp/financial_system/

財務省

Ministry of Finance, JAPAN